

会 議 録 目 次

令和3年第4回曾於市議会定例会

会期日程	1
○12月1日(水)	
議事日程第1号	3
開 会	5
開 議	5
仮議席の指定	5
議長の選挙	6
議席の指定	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
副議長の選挙	9
常任委員の選任	10
議会運営委員の選任	12
大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙	13
曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙	14
曾於地区介護保険組合議会議員の選挙	15
曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙	15
議会広報等調査特別委員会の設置について	16
同意案第2号	18
散 会	19
○12月8日(水)	
議事日程第2号	21
開 議	24
議長諸般の報告	24
市長の一般行政報告	24
議案第81号、議案第95号	24
議案第73号、議案第74号、議案第78号、議案第79号	33
議案第75号～議案第77号、議案第80号、議案第82号、議案第84号～議案第89号	48
議案第83号	63
議案第90号	70
議案第91号～議案第93号	82

議案第94号、議案第96号、議案第97号	84
議案第98号	86
散 会	93

○12月14日（火）

議事日程第3号	95
開 議	97
一般質問	
上村 龍生 議員	97
渡辺 利治 議員	108
徳峰 一成 議員	126
迫 杉雄 議員	147
散 会	167

○12月15日（水）

議事日程第4号	169
開 議	171
一般質問	
瀬戸口恵理 議員	171
今鶴 治信 議員	183
渕合 昌昭 議員	202
山中 雅人 議員	215
岩水 豊 議員	230
散 会	246

○12月22日（水）

議事日程第5号	247
開 議	249
議長の報告	249
議案第73号、議案第74号、議案第78号、議案第79号	249
議案第75号～議案第77号、議案第80号、議案第82号、議案第84号～議案第89号	253
議案第83号	272
議案第90号	274
議案第91号～議案第93号	278
議案第94号、議案第96号、議案第97号	280
同意案第3号	281

同意案第 4 号	284
同意案第 5 号、同意案第 6 号	286
閉会中の継続調査申出について	291
議員派遣の件	291
閉 会	292

令和3年第4回曾於市議會定例会

会期日程

令和3年第4回曾於市議會定例会會期日程

會期22日間

月	日	曜	會 議	摘 要
1 2	1	水	本 會 議	○開會 ○仮議席の指定 ○議長の選挙 ○議席の指定 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○副議長の選挙 ○常任委員の選任 ○議会運営委員の選任 ○一部事務組合議会議員の選挙 ○議会広報等調査特別委員会の設置 ○監査委員の選任
	2	木	休 会	
	3	金	休 会	
	4	土	休 日	
	5	日	休 日	
	6	月	休 会	
	7	火	休 会	
	8	水	本 會 議	○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○議案等の上程・提案理由の説明 ○議案等の審議・委員会付託
	9	木	委 員 会	
	1 0	金	委 員 会	

月	日	曜	会 議	摘 要
1 2	1 1	土	休 日	
	1 2	日	休 日	
	1 3	月	休 会	
	1 4	火	本 会 議	○一般質問
	1 5	水	本 会 議	○一般質問
	1 6	木	休 会	
	1 7	金	休 会	
	1 8	土	休 日	
	1 9	日	休 日	
	2 0	月	休 会	
	2 1	火	休 会	
	2 2	水	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

令和3年第4回曾於市議會定例会

令和3年12月1日

(第1日目)

令和3年第4回曾於市議会定例会会議録（第1号）

令和3年12月1日（水曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙

追加

（第1号の2）

第3 議席の指定

第4 会議録署名議員の指名

第5 会期の決定

第6 副議長の選挙

第7 常任委員の選任

第8 議会運営委員の選任

第9 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

第10 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

第11 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

第12 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙

第13 議会広報等調査特別委員会の設置について

追加

（第1号の3）

第14 同意案第2号 監査委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	上村龍生	9番	岩水豊
10番	渕合昌昭	11番	今鶴治信	12番	九日克典
13番	土屋健一	14番	原田賢一郎	15番	山田義盛
16番	大川内富男	17番	渡辺利治	18番	迫杉雄
19番	徳峰一成	20番	久長登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 鶴田洋一 総務係長 梅木康
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26名)

市	長	五位塚剛	教	育	長	中村涼一		
副	市	長	八木達範	教育委員会総務課長		橋口真人		
副	市	長	大休寺拓夫	学校教育課長		平千力		
総	務	課	長	今村浩次	社会教育課長	内山和浩		
大隅支所長兼地域振興課長		徳留弘	農林振興課長		竹田正博			
財部支所長兼地域振興課長		荒武圭一	商工観光課長		安藤誠			
企	画	課	長	外山直英	畜産課長	野村伸一		
財	政	課	長	上鶴明人	耕地課長	朝倉幸一郎		
税	務	課	長	山中竜也	建設課長	園田浩美		
市	民	課	長	上村亮	水道課長	吉元健治		
保	健	課	長	櫻木孝一	会計管理者・会計課長	桐野重仁		
介	護	福	祉	課	長	福重弥	監査委員事務局長	岩元浩
福祉事務所長兼福祉課長		竹下伸一	農業委員会事務局長		中山純一			

○議会事務局長（持留光一）

おはようございます。本日は、一般選挙後の最初の議会でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員の中で大川内富男議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

それでは、大川内富男議員、議長席にお着きください。

（大川内富男議員議長席に着く）

○臨時議長（大川内富男）

ただいま御紹介頂きました大川内でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時の議長の職務を行いますので、何とぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

開会 午前10時00分

○臨時議長（大川内富男）

ただいまから令和3年第4回曾於市議会定例会を開会いたします。

○臨時議長（大川内富男）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（大川内富男）

日程第1、仮議席の指定を行います。

議事の進行上、仮議席はただいま御着席の議席を指定いたします。

ここで定例会の開会に当たり、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

おはようございます。市長の五位塚でございます。今回の曾於市の市議会議員選挙におかれまして当選をされました皆さん、おめでとうございます。今後4年間、市民の代表として、また地域の代表として、市政発展のために活躍を心から御期待申し上げます。

どうかよろしく願いいたします。

○臨時議長（大川内富男）

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時16分

○臨時議長（大川内富男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（大川内富男）

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○臨時議長（大川内富男）

ただいまの出席議員数は20人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山中雅人議員及び出水優樹議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（大川内富男）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（大川内富男）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（大川内富男）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

ただいまから投票を行います。事務局長が仮議席番号を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長（持留光一）

それでは、仮議席順に申し上げます。なお、臨時議長につきましては最後に申し

上げます。

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、17 番、18 番、19 番、20 番、最後に16番。

(投票)

○臨時議長（大川内富男）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（大川内富男）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。山中議員及び出水議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長（大川内富男）

選挙の結果を報告します。

投票総数20票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票20票、無効投票0票です。有効投票のうち、久長登良男議員10票、山田義盛議員9票、迫杉雄議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、久長登良男議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○臨時議長（大川内富男）

ただいま議長に当選されました久長登良男議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました新議長、久長登良男議員の御挨拶をお願いいたします。

○仮議席18番（久長登良男議員）

今、選挙の結果、私が当選の通知を頂きました。誠にありがとうございました。今後、議会活性化のため、皆さんの協力を得ながら曾於市議会があるべき姿に向かって、一生懸命私も邁進してまいりますので、皆様方の御協力をよろしく願いいたします。誠にありがとうございました。

○臨時議長（大川内富男）

これで臨時議長の職務は終了いたしました。皆様の御協力に感謝いたします。ありがとうございました。

それでは、久長議長、議長席にお着き願います。

(臨時議長退席 議長着席)

○議長（久長登良男）

ここで、議事日程調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時42分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付の追加議事日程（第1号の2）を本日の日程に追加し、議事を進めていきたいと思っております。これについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、これらの日程は、本日の日程に追加することに決しました。

日程第3 議席の指定

○議長（久長登良男）

それでは、日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長においてお手元に配付いたしました議席表のとおり、それぞれ指定いたします。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（久長登良男）

次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、瀬戸口恵理議員及び矢上弘幸議員を指名いたします。

日程第5 会期の決定

○議長（久長登良男）

次に、日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月22日までの22日間としたいと思っております。これについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

日程第6 副議長の選挙

○議長（久長登良男）

次に、日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（久長登良男）

ただいまの出席議員数は20人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に片田
洋志議員及び重久昌樹議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（久長登良男）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（久長登良男）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の
氏名を記載願います。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に
投票願います。

○議会事務局長（持留光一）

それでは、議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、
13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、最後に20番。

（投票）

○議長（久長登良男）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。片田議員及び重久議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（久長登良男）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしています。そのうち、有効投票15票、無効投票5票です。有効投票のうち、今鶴治信議員15票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、今鶴治信議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（久長登良男）

ただいま副議長に当選されました今鶴治信議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました新副議長、今鶴治信議員の挨拶をお願いいたします。

○11番（今鶴治信議員）

副議長に当選しました今鶴治信でございます。

久長議長をお支えしながら曾於市議会のスムーズな運営に努めてまいりますので、どうかよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○議長（久長登良男）

以上で副議長の選挙を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前10時52分

再開 午前11時01分
————— . ——— . —————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 常任委員の選任

○議長（久長登良男）

次に、日程第7、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務常任委員に瀬戸口恵理議員、片田洋志議員、重久昌樹議員、岩水豊議員、山田義盛議員、渡辺利治議員、久長登良男議員、以上7人、文教厚生常任委員に山中雅人議員、矢上弘幸議員、上村龍生議員、湊合昌昭議員、土屋健一議員、大川内富男議員、徳峰一成議員、以上7人、建設経済常任委員に出水優樹議員、鈴木栄一議員、今鶴治信議員、九日克典議員、原田賢一郎議員、迫杉雄議員、以上6名をそれぞれ指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました議員をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

それでは、委員会条例第9条第2項及び同条例第10条第1項の規定により、正副委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間、それぞれの常任委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いします。

総務常任委員会は第3委員会室、文教厚生常任委員会は第2委員会室、建設経済常任委員会は第1委員会室で開催願います。

各常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時28分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に開催されておりました各常任委員会から正副委員長の互選結果について、議長に報告がありましたので、報告します。

総務常任委員長に岩水豊議員、同副委員長に重久昌樹議員、文教厚生常任委員長に上村龍生議員、同副委員長に湊合昌昭議員、建設経済常任委員長に九日克典議員、同副委員長に鈴木栄一議員、以上のとおりであります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時29分

再開 午後 1時05分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 議会運営委員の選任

○議長（久長登良男）

次に、日程第8、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、岩水豊議員、上村龍生議員、九日克典議員、鈴木栄一議員、原田賢一郎議員、片田洋志議員、今鶴治信議員、以上7名を議会運営委員に指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員に選任することに決しました。

それでは、委員会条例第9条第2項及び同条例第10条第1項の規定により、正副委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間、議会運営委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。議会運営委員の方々には第3委員会室にお集まりください。

議会運営委員会の開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時15分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に開催されました議会運営委員会から正副委員長の互選結果について、議長に報告がありましたので、報告します。

委員長に原田賢一郎議員、副委員長に岩水豊議員、以上のとおりであります。

ただいま選任されましたそれぞれの委員会の委員長及び副委員長の方は演壇の前にお並びください。

(各常任委員会正副委員長整列)

○議長（久長登良男）

ここで正副委員長を代表しまして、総務常任委員長より就任の御挨拶をお願いいたします。

○総務常任委員長（岩水 豊議員）

新しい議会が始まり、ここに3常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長が決まりました。

新しい新人の皆様方とともに議会運営、委員会運営にしっかりと取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

（拍手）

○議長（久長登良男）

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時33分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

○議長（久長登良男）

次に、日程第9、大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙を議題といたします。

大隅曾於地区消防組合議会の議員は、組合規約により第5条第1項の議員2名、第5条第2項の議員1名を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

大隅曾於地区消防組合議会の第5条第1項の議員に久長登良男議員及び岩水豊議員を、第5条第2項の議員に原田賢一郎議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました3人の議員の方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました久長登良男議員、岩水豊議員、原田賢一郎議員が、大隅曾於地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました久長登良男議員、岩水豊議員、原田賢一郎議員が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第10 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

○議長（久長登良男）

次に、日程第10、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙を議題といたします。

曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員は、組合規約により2人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に、九日克典議員、鈴木栄一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました2人の議員の方を当選人と決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました九日克典議員、鈴木栄一議員が、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました九日克典議員、鈴木栄一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第11 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

○議長（久長登良男）

次に、日程第11、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を議題といたします。

曾於地区介護保険組合議会議員は、組合規約により2名を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

曾於地区介護保険組合議会議員に、上村龍生議員、湊合昌昭議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました2人の議員の方を当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました上村龍生議員、湊合昌昭議員が、曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました上村龍生議員、湊合昌昭議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第12 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙

○議長（久長登良男）

次に、日程第12、曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙を議題といたします。

曾於北部衛生処理組合議会の議員は、組合規約により3人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

曾於北部衛生処理組合議会議員に岩水豊議員、重久昌樹議員、今鶴治信議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました3人の議員の方を当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました岩水豊議員、重久昌樹議員、今鶴治信議員が、曾於北部衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました岩水豊議員、重久昌樹議員、今鶴治信議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第13 議会広報等調査特別委員会の設置について

○議長（久長登良男）

次に、日程第13、議会広報等調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件につきましては、議会活動に関わる情報を市民に提供することにより、市民の行政への関心、意識の高まりに応え、ひいては、議会の幅広い活動を理解してもらい、積極的な住民参加が図られることが期待されます。そこで、6人の委員をもって構成する議会広報等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了す

るまで、閉会中も継続し調査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、本件につきましては、6人の委員をもって構成する議会広報等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで、閉会中も継続して調査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました議会広報等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、瀬戸口恵理議員、片田洋志議員、山中雅人議員、矢上弘幸議員、出水優樹議員、鈴木栄一議員、以上6名を議会広報等調査特別委員会の委員に指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました議員を、議会広報等調査特別委員会の委員に選任することに決しました。

それでは、委員会条例第9条第2項及び同条例第10条第1項の規定により、正副委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間、議会広報等調査特別委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いします。議会広報等調査特別委員の方々には第3委員会室にお集まりください。

議会広報等調査特別委員会開催のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時50分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に開催されました議会広報等調査特別委員会から正副委員長の互選結果について、議長に報告がありましたので、報告します。

委員長に鈴木栄一議員、副委員長に瀬戸口恵理議員、以上のとおりであります。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま市長から同意案第2号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第14とし議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、同意案第2号を日程に追加し、追加日程第14として議題とすることに決しました。

追加日程第14 同意案第2号 監査委員の選任について

○議長（久長登良男）

追加日程第14、同意案第2号、監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、渡辺利治議員の退席を求めます。

(渡辺利治議員 退場)

○議長（久長登良男）

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

追加日程第14、同意案第2号、監査委員の選任について説明をいたします。

議会選出の曾於市監査委員として渡辺利治氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、同意案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これから同意案第2号を採決します。

お諮りします。同意案第2号、監査委員の選任については、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。同意案第2号、監査委員の選任については、同意することに決しました。

渡辺議員の入場を許可します。

(渡辺利治議員 入場)

○議長（久長登良男）

渡辺議員にお知らせいたします。

同意案第2号は同意されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月8日、午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時56分

令和3年第4回曾於市議會定例会

令和3年12月8日

(第2日目)

令和3年第4回曾於市議会定例会会議録（第2号）

令和3年12月8日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 議長諸般の報告

第2 市長の一般行政報告

（以下2件一括議題）

第3 議案第81号 和解することについて

第4 議案第95号 令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について

（以下4件一括議題）

第5 議案第73号 曾於市行政組織条例の一部改正について

第6 議案第74号 曾於市福祉事務所設置条例の一部改正について

第7 議案第78号 曾於市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第8 議案第79号 曾於市生活排水処理事業基金条例の一部改正について

（以下11件一括議題）

第9 議案第75号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について

第10 議案第76号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第11 議案第77号 曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第12 議案第80号 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について

第13 議案第82号 指定管理者の指定について（末吉デイサービスセンター）

第14 議案第84号 指定管理者の指定について（曾於市民プール施設）

第15 議案第85号 指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）

第16 議案第86号 指定管理者の指定について（財部交流館）

第17 議案第87号 指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム清寿園）

第18 議案第88号 指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館及び曾於市立図書館財部分館）

第19 議案第89号 指定管理者の指定について（末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館）

第20 議案第83号 指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）

第21 議案第90号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について

（以下3件一括議題）

第22 議案第91号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

第23 議案第92号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

第24 議案第93号 令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

（以下3件一括議題）

第25 議案第94号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について

第26 議案第96号 令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

第27 議案第97号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

第28 議案第98号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	上村龍生	9番	岩水豊
10番	渕合昌昭	11番	今鶴治信	12番	九日克典
13番	土屋健一	14番	原田賢一郎	15番	山田義盛
16番	大川内富男	17番	渡辺利治	18番	迫杉雄
19番	徳峰一成	20番	久長登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 鶴田洋一 総務係長 梅木康
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市長 五位塚剛 教育長 中村涼一
副市長 八木達範 教育委員会総務課長 橋口真人

副市長	大休寺 拓夫	学校教育課長	平 千力
総務課長	今村 浩次	社会教育課長	内山 和浩
大隅支所長兼地域振興課長	徳留 弘	農林振興課長	竹田 正博
財部支所長兼地域振興課長	荒武 圭一	商工観光課長	安藤 誠
企画課長	外山 直英	畜産課長	野村 伸一
財政課長	上鶴 明人	耕地課長	朝倉 幸一郎
税務課長	山中 竜也	建設課長	園田 浩美
市民課長	上村 亮	水道課長	吉元 健治
保健課長	櫻木 孝一	会計管理者・会計課長	桐野 重仁
介護福祉課長	福重 弥	監査委員事務局長	岩元 浩
福祉事務所長兼福祉課長	竹下 伸一	農業委員会事務局長	中山 純一
大隅保健福祉課長	田代 庄市		

開議 午前10時00分

○議長（久長登良男）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、配付しております議事日程により進めます。

日程第1 議長諸般の報告

○議長（久長登良男）

日程第1、議長諸般の報告であります。
報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第2 市長の一般行政報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第2、市長の一般行政報告であります。
報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第3 議案第81号 和解することについて

日程第4 議案第95号 令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第3、議案第81号、和解することについて及び日程第4、議案第95号、令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの2件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第3、議案第81号及び日程第4、議案第95号を一括して説明をいたします。
日程第3、議案第81号、和解することについて説明をいたします。

曾於市末吉町深川地区において発生した曾於市所有の水道管を破損させた事故に伴う損害賠償請求について、訴訟手続外で和解したため提案するものであります。

事故は、令和元年8月5日午前11時15分頃、森林伐採作業中に株式会社y s 山元林業の従業員が、バックホーを運転しての作業中、誤って曾於市所有の水道管を破損したものであります。

本件については、令和3年1月28日付で鹿児島地方裁判所鹿屋支部へ訴状を提出し訴訟中でありましたが、本市の損害賠償請求に対して相手方が支払義務があることを認めたため、訴訟手続外で和解しようとするものであります。

次に、日程第4、議案第95号、令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入の補正であり、水道事業収益既決予定額に510万6,000円を追加し、予定額を5億8,585万9,000円とするものです。

今回の補正予算は、深川地区水道管破損事故による示談に伴う損害賠償金受入れのため、収益的収入について雑収益を追加するものです。

以上で、日程第3、議案第81号及び日程第4、議案第95号を一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

数項目質問をいたします。

まず第1点は、先ほど全員協議会でも課長からも説明があったし、また、説明資料にも記載してありますが、これは一昨年にこの業者が一応市の水道管を工事中に破損したということがきっかけでございますが、当初は、この業者は自分で破損して、そして、結果として市に損害を与えたということは認めなかった、そうした説明でございましたが、客観的に一般論から言いますと、常識的には、もうその補償の内容はともかくとして、業者が損害を与えたことは客観的な事実であるのに、なぜ、当初から和解を含めて応じなかったのか。一般常識を外れた対応だと言えませうけれども、この理由について説明してください。これが第1点。

第2点目は、議会にも説明がありましたように、一応、訴訟手続を提案がありまして、議会はこれを了解いたしました。そして、今年に入りまして相手側の代表が死亡されたということで、破産の手続を行った経過があります。

質問でありますけれども、曾於市としては、この間、弁護士を一応お願いして、そして、和解を含めて手続を行っていただいておりますが、この弁護士については、曾於市としてはどういった弁護士に依頼されて、弁護士費用等は予算上はどうなっているのか、確認方々の質問でございます。

3点目でございますが、一応、この間、弁護士双方で協議を行い、和解が成立したわけでございますが、この間、和解が成立するまで弁護士は基本的にはこの電話等でのやり取りが中心だったと思うんですが、じかに双方が会って、弁護士が直接協議を行ったのは何回であるのか、十分協議がされたのか。これが3点目でございます。

第4点目は、関連いたしまして、曾於市としては、その協議に何回出席したのか。完全にもう弁護士任せで和解に至ったのか。これが第4点目でございます。

第5点目でございますが、この和解の内容でございます。これは、説明書にもありましたけれども、資料が見当たりませんので、とりあえず1回目答弁してください。

○市長（五位塚剛）

このことについては、もう既に前の議員の方々を中心に説明をいたしましたが、都城の山元林業という会社が高之峯のすぐ下の山の全伐といいますか、木を切る申請が出されまして、市のほうも許可したわけですけど、結果的に木の伐採をした後にバックホーによって木の根元まで伐根をするという経過がありました。この伐根については、全く許可はされておられません。

そういう意味で、木の根元にあった水道管を破損させてしまって、破損だけでなく泥水が柳迫を含めた深川地区の住民の水道管に入ったために復旧後、相当の時間かけて、また、それなりの弁を含めて改修工事をしたわけですけど、当然ながらこのことについては、山元林業のほうも当初認めて、すぐに支払いをするような感じでしたけど、最終的には認めなかったという経過があります。

私たちが当然ながら、このことについては、市に損害を与えているわけですから、そのことを要求しましたけど、最終的には裁判をするしかないということで、このようなことになりました。結果的に……

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

そのことについては、後で水道課長から答弁をさせたいと思います。

○水道課長（吉元健治）

徳峰議員の質疑にお答えいたします。

まず初めに、1点目が和解に応じなかった理由ということですが、協議につきましては、事故後から11月まで破損業者の社長と協議をいたしておりますが、認めなかったというわけではないと聞いております。

その協議の中で曾於市の公道等における第三者による水道破損事故に伴う補償等の取扱要綱というのがございますが、それに基づいた補償に一旦は応じるというような御回答を頂いているということです。その後、その破損業者の弁護士より文書にて、やはり応じないということになりまして、話し合いによる損害賠償請求には至らなかったというように聞いております。

（「課長、私が言っているのは、応じない理由についてですよ、交渉に応じない理由が何か」と言う者あり）

○水道課長（吉元健治）

交渉に応じない理由ですか。

（「応じなかった理由について聞いているんです」と言う者あり）

○水道課長（吉元健治）

交渉に応じなかった理由、応じなかったわけではございません。協議は、お会いしてさせていただいておりますので。

（「補償には応じなかったということですか」と言う者あり）

○水道課長（吉元健治）

補償には応じなかったですけど、協議には応じていただいているということです。

2点目ですが、弁護士は、市が委託している弁護士はどこかということだと思えますが、これは鹿児島県市町村行政推進協議会が顧問契約を締結されている弁護士法人、和田法律事務所でございます。

3点目の弁護士間でのやり取りは何回ほどかという……

（「弁護士の費用について聞いている。曾於市として弁護士費用は支払っているのかどうかという」と言う者あり）

○水道課長（吉元健治）

弁護士費用につきましては、これまでの予算措置の中で令和元年度の補正予算（第6号）で委託料として弁護士費用、これは着手金になりますけれども26万4,000円を計上させていただいて可決いただいていると、これのみでございます。

弁護士間のやり取りは何回ほどあったのかということですが、交渉方法につきましてはコロナ禍のため、電話か書面による交渉ということですが、ここでは、書面はファクスでございます。交渉回数につきましては、電話が6回、書面でのやり取りが6回の計12回のやり取りを行っております。

（「直接は」と言う者あり）

○水道課長（吉元健治）

直接市の担当なりが出席したということとはございません。全て弁護士間での交渉ということですが。

（「弁護士間で直接何回会ったかと聞いているんです」と言う者あり）

○水道課長（吉元健治）

コロナ禍のためお会いすることはできなかったと。

（「1回も会っていないんですね」と言う者あり）

○水道課長（吉元健治）

はい、そうです。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問伺います。

この全協で頂いた資料でも、この3ページでありますけれども、令和元年の12月にこの補償の取扱要綱に基づき、補償には応じない旨の通知を受けとったって。

先ほども言いましたけれども、破損したことは客観的な事実でありまして、そのこと自体は、課長、相手側も認めているわけでしょう、認めているわけですよね。認めているのに補償には応じないというのが、常識的に見て、補償の内容については、双方いろいろ言い分があるから簡単に解決しないケースもあるでしょう。しかし、相手側が破損したことを事実を認めていたら補償に応じるというのは、これは基本的な常識というか、姿勢だと思うんですよ。

ですから、単純な質問でありますけれども、なぜそうした補償には応じなかったのかって。それを最初に協議の中で聞くのが、やはり顧問弁護士を含めて曾於市の基本的な質問内容であると思うんですよ。だから、なぜ補償には応じなかったのかということを知っているんですよ。基本的な点でありますので、これは答弁してください。

それから、2点目は、この間コロナ禍があったとはいえ、全て電話と書面のやり取りでやって、少なくとも1回か、あるいは複数回は、弁護士間で直接一応会って、そして和解を取り交わすというのが、これは基本の基本でしょう。それ1回も会っていないんですか。もう一回、明確に答弁してください。

少なくとも1回以上は、この種のやり取りというのは、最終的には和解の合意事項を取り交わすのは基本ではないかと思うんですね。

もっと言いますと、弁護士に任せていることは理解できますけれども、1回も曾於市としてはこの協議には参加していないんですか。これを私は常識的には、この種の在り方から見て不自然ではないかと思うんですよ。

ですから、これは、副市長をはじめとして、やはり基本的な点は、やはりしっかりしながら対応するというのが大事じゃないかという立場からの質問であります。

最後の質問でありますけれども、もうこれはもう結果論と、提案した以上ならざるを得ないんですけれども、課長説明にもありますように、途中議会にもこの請求額の増額について報告と、そして、議会もこれを了解いたしました。

最終的には、この請求額について示談額は濁水改修のための、吐水額の本管が、請求額は106万4,800万円だったのが示談額はゼロになっております。あるいは、給水管についても、請求額が75万8,670円だったのが、示談額が10万8,130円となっております。

そして、弁護士費用も着手金だと思うんですけれども、直接的には先ほど答弁が

ありました一定額を払っております。これは、表だけの数字でなりますけれども、いずれにいたしましても、最終的な示談内容というのは、もう必要最小の最小限の修繕費用等だけに、これは当然至極のことですけれども、落ち着いた形になっております。

これは、やむを得なかったのかということになりますけれども、一応、市としては全て弁護士任せで、繰り返しますが、本管と給水管の示談がついて、ほぼゼロに近い請求額に対して、当初の線となったのは、やはりある面では、残念でございますけれども、この点については、市長なり副市長も一応コメントは一言頂きたいと思っております。この場合は、やむを得なかったのかどうか、2回目でございます。

○市長（五位塚剛）

この水道の破損の事故が起きたときに、私もすぐ現地に出ていきました。結果的に、これは業者の落ち度であるということを見て、まず、すぐに復旧をさせることが基本でありましたので復旧作業をさせました。

復旧をすると同時に、住民の水道管から濁った水が出るわけですけど、その点検を含めて、最終的には減圧弁も取り替えるとか、いろいろ出てきました。

そういうことで、そのときは最終的な費用がどのぐらいになるか、まだ決定が足りておりませんでしたので、そこまで業者に弁償してもらおうという話をしておりましたけど、最初は応じるような状況でありましたが、最終的には会社側の内部で認めないということでありましたので、結果的にはなぜ認めないかというのは、そういう状況の中で会社が認めなかったということでもあります。

あとについては、担当課長から答弁させます。

○水道課長（吉元健治）

まず、1点目の補償には応じないということについてですが、こちらの経緯の中の参考資料で元年の12月に、これは曾於市の公道等における第三者による水道破損に伴う補償費の取扱要綱に基づく補償には応じられないと。こちらは、法律ではなくて、市の内規というようなことになるということで、この要綱に基づく補償には応じないですが、その損害賠償請求の補償自体には応じないということまでは言われていないところであると考えております。

2点目の弁護士間の交渉で、本当にやっていないのかということですが、この時期に令和3年の6月から10月となりますと、鹿児島、宮崎、一番コロナが感染が出ている時期でもございます。そういったことの理由で弁護士間で電話及び文書でのやり取りということになったのであろうと考えております。

市の出席は、本当になかったかということですが、この事件につきましては、弁護士に一任している部分もございますので、向こうから弁護士からの要請

等があった場合は出席をいたしますけれども、そのほかについては弁護士に任せているということでございます。

あと4番目に、示談に至らなかった経緯だということだと思われませんが、この吐水の請求額につきましては、相手方も吐水自体の必要性を否定して認めないわけではございませんでした。汚濁を解消するための必要かつ合理的な吐水量を客観的に市が立証するに至らなかったと。立証はしたんですけれども、数字として立証することができなかつた、認められなかつたということでございます、修繕関係ではございますと、決算書等にも支払い額、その他が出てまいります、この配水池から水道使用者までの間で漏水している水につきましては、決算書上では出てまいりませんので、数字的な、客観的に見て分かるものがないという言い分でございます。

また、一般的に水道管の破損の場合には、水道料の請求までされるという実務が少ないという言い分でもございました。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

課長には厳しい言い方ですが、曾於市としての、主体者は曾於市ですから、曾於市が損害をこうむったから、しかし、やはり専門的な対応が必要だから弁護士に依頼したと。これはある意味じゃ当然のことですけれども、だから、曾於市としての意思が答弁の中で私だけじゃないけれども伝わってこないんですよ。

少なくとも和解であっても1回以上は、弁護士間で協議するというのが和解の場合も必要最小限のことだと思うんだけど、確認いたします。1回も弁護士間は、相手側の弁護士とちよくちよく対面では協議していないわけですかね。もう一回確認いたします。基本の基本だと思うんですね。

2点目は、これもう副市長に、これは大休寺副市長ですか、お聞きいたします。

この種の訴訟をめぐる議会も関係した問題というのは、過去あったかもしれませんが、ちょっと記憶にございません。今のこの質疑のやり取りを聞いてみても、もちろん直接、間接に副市長も携わったと思うんですけども、今後の反省点なり教訓点はないでしょうか。

1点目は、繰り返しますが、曾於市としての考え方が非常に弱いというか、伝わってこないんですよ。基本的に、この和解の内容というのは、必要最小限の最小限、修繕費用だけでしょう、基本的には。ですから、これも常識の常識でありますから、課長答弁にありますように、吐水額についても立証が難しいという。これも当たり前のことなんですよ。これは、世の中の訴訟社会ではいっぱいありますよ、民事を含めて。それをどれだけいわば請求して、和解ですから、示談でありますから折

り合っていくかが大事なんです、そうしてその強い姿勢がなければ、ずるずると相手側のペースで示談に応ぜざるを得ないという、結果的にはならざるを得ないと思うんですよね。それが、今回の一つの側面じゃないかと、率直に言って感じますけれども、この点も含めて、今後の教訓点があったら答弁をしていただきたいと思います。

以上です。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

この交渉につきましては、弁護士に委託する前は担当課、あと私のほうも社長と協議はしております。いろいろ事情を聞きながら、当然、責任はあるということで、何らかの補償はしたいという話は聞いておりました。

しかしながら、市としましては、市の責任というのはもうゼロでございます。我々が考えているのはもうゼロと。相手は100%悪いですよということで、規則に基づいて100%賠償請求をしたと。それに対して向こうさんが応じなかったということでありまして、全然応じないという話ではなかったところであります。

ただ、その中で、市としましては、減圧弁の修繕費用とか、あと破損詰まりをしたところ、各家庭の給湯器を直しました。それについては100%頂きましたので、市としては、ほぼ100点に近いかなと思っております。

ただ、吐水量に関しましては、科学的に実証が難しいと。我々もそこについては、担当課のほうもちゃんと時間をはかって、量的なものは明確にしてあると言いますけれども、向こうサイドの弁護士に言わせると、そういうものは科学的に立証はできないということでもありますので、そこについてはいたし方がなかったのかなと思っております。

当然、各担当も、あと残業とかしながらやっておりましたので、その分の超過勤務、そこあたりがちょっと認められなかったんですけど、実害の分については、全て100%取り戻せましたので、ほぼよかったのかなと思っております。

今後の教訓点としましては、そういう損害賠償を求める場合に、うちの規定のほうで、先ほど申しあげました取扱要綱に基づいて損害請求をしたと。そこが非常に弱いというところもありましたので、その法的な整備も今後検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○水道課長（吉元健治）

弁護士交渉におきまして、本当に会っていないのかという御質疑でございます。これにつきましては、会っての交渉というのはございません。また、市の職員も出

席をいたしてごいません。交渉の中でその内示額等の重要な場面におきましては、当然やり取りの中であったことを市のほうにも状況、意思決定を求められておりますので、その都度、市長、副市長との協議をいたしまして、最終的にこの示談額となったところでございます。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案2件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案2件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

今回のこの訴訟等は、そう頻繁にあるわけなし、また、あつてはならない事件でありますけれども、やはり教訓、反省点があるかと幾つか思います。十分、これは検討していただきたいんですが、副市長答弁の中で、要綱の在り方については検討したいと。まさしくそうだと思うんですね。このことを含めて、今後の教訓にしていきたいと思っております。一応、賛成です。

○議長（久長登良男）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

これより採決に入ります。議案第81号及び議案第95号までの2件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第81号及び議案第95号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第73号 曾於市行政組織条例の一部改正について

日程第6 議案第74号 曾於市福祉事務所設置条例の一部改正について

日程第7 議案第78号 曾於市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第79号 曾於市生活排水処理事業基金条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第5、議案第73号、曾於市行政組織条例の一部改正についてから、日程第8、議案第79号、曾於市生活排水処理事業基金条例の一部改正についてまでの以上4件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第5、議案第73号から日程第8、議案79号まで一括して説明をいたします。

日程第5、議案第73号、曾於市行政組織条例の一部改正について説明をいたします。

本庁・支所機能再編計画に基づく本庁集約及び市役所本庁の増築庁舎開庁に伴う行政組織の整備を図るため、課名及び分掌事務の変更を提案するものであります。

次に、日程第6、議案第74号、曾於市福祉事務所設置条例の一部改正について説明をいたします。

本庁・支所機能再編計画に基づく本庁集約及び市役所本庁の増築庁舎開庁に伴う行政組織の整備を図るため、曾於市福祉事務所の位置の変更を提案するものです。

次に、日程第7、議案第78号、曾於市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をいたします。

財部地区の合併浄化槽市町村整備事業が、平成14年度から令和3年度までの計画期間の終了を迎えるに当たり、合併浄化槽の普及・促進という事業目標を達成したものと考え、本年度で戸別浄化槽の新設を終了し、令和4年度からは20年間で設置

した浄化槽の維持管理を継続しながら、設置後10年を経過したものを計画的に譲与していくため提案するものです。

次に、日程第8、議案第79号、曾於市生活排水処理事業基金条例の一部改正について説明をいたします。

曾於市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、戸別浄化槽の新設を終了するため提案するものです。

以上で、日程第5、議案第73号から日程第8、議案第79号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

議案第73号の曾於市行政組織条例の一部改正について質問いたします。

今回提案されたこの73号議案は、これは非常に大事な、また、重みを持つ、また、地域住民、特に、財部、大隅町の住民にとっては住民サービスの低下につながらないよう、その立場からも非常に重要な意味合いを持つ議案ではないかと受け止めており、その立場から絞って三、四点質問をいたします。

今回のこの条例改正につきましては、附則のところで本庁舎増築庁舎の開庁の日から施行するというので、これは令和4年度の10月1日というふうに受け止めますけれども、間違いのないか確認をさせてください。

そして、議会に提供されましたこの添付資料の中の曾於市移転に関連いたしまして、適正化計画が令和3年度から12年度でありますけれども、令和4年の10月1日からの庁舎増築に伴う施行に伴いまして、以降令和12年度までの、いわゆる組織再編、現在、正規の職員数が357名であります、これを最終的には令和12年度320名にするという大きな計画の中での今回の提案というふうに受け止めていいのか、これが質問の確認の第1点でございます。

それから、質問の第2点目、いろいろ質問したい点がありますが、もう3点に絞って住民サービスの関連で質問をいたします。

まず、第1点は、現在ある各課が再編されまして、こども未来課を含めて新たな課も設置されますけれども、質問の第1点は、繰り返しますが、現在の357名の職員は、令和4年度は基本的には変わらない。特に、職員の配置については、来年の10月1日から末吉本庁舎に357名の中で290人、大隅支所に34人、財部に33人といった計画であります、そうなりますと、末吉本庁舎に357名の中の81%、つまり職員の5人に4人は末吉本庁舎に勤務するというので間違いがないかどうか、質

問でございます。

そうなりますと、例えばこれも議会に提供された添付資料を見ますと、財部、大隅支所の場合が2人配置、少ないところでは2人配置というのが幾つもあります。二人配置でも一人の職員が病気通院とか、あるいは休んだ場合に、もう一人の職員が出張とか、あるいはちょっと時間をずらした場合に、少なくとも正規の職員が一人もおられません。ですから、支障が出ないのかどうか。先般の同僚の原田議員も同種の質問いたしましたけれども、その点の確認でございます。

特に、その中で、職員が一人配置という支所もございます。一人配置となりますと、もうこれはどう考えても支障が出るのじゃないかって、そのあたりはどのような議論がされたのかでございます。これが、質問の1回目の質問でございます。

それから、第2点目は、このまちづくり推進課という項目では、この業務内容に建築に関するものとあります、まちづくり推進課では。建築は、例えば、まちづくりだと各種の施設の営繕、修繕関係が中心になろうと思うんですけども、一方、土木課では営繕に関する業務内容もあります。これは、市有施設の場合、営繕はまちづくりの推進課で行うのか、土木課の部門で行うかの単純な質問でございます。

誰が見ましても今後の曾於市は、多くの耐用年数を超えた施設を今保有しているわけでありまして、今後、かなり計画的にお金をかけた営繕が、あるいは修繕が必要となりますが、この大仕事をまちづくり推進課で行うのか、土木課で行うのか、非常にこれは大事な業務内容の分野でありますので確認をさせていただきます。

それから、3点目、1回目の最初の質問にも関連いたしますが、特に、心配されるのが、教育委員会でございます。

教育委員会が、今後、来年の10月からこの末吉本庁舎に移ることによりまして、今後、財部、大隅のこの教育行政がしっかりと住民サービスを含めて行うことができるかの質問でございます。

これも適正化計画を見ますと、この10年間、曾於市の全職員は、例えば、平成20年度が360名、25年度が353名、現在が357名、この10年間、職員の数はほとんど減っておりません。横ばいでございます。

ところが、教育委員会だけは、平成24年度、51名はおった職員が、今36名なんですよ。15名も減っているんです。教育委員会だけが突出しております。総体として減っていないんですから。それが、さらに適正化計画見ますと、この36名が、令和12年度には、教育委員会の職員が36名が、今度は32名に、さらに4名も減る計画になっております。

これは、正規の職員であります。非正規については、一般質問で取り上げますけれども、このようになぜ教育委員会については、数字だけで見ますと、このように

激減しているし、今後も減らすのか。これでは、特に、支所が総体が少ないから、支所になると、これがもろに影響いたします。この適正化計画を見ますと、あるいは関連資料を見ますと、大隅、財部については、教育委員会の分野がないんです。わずかに地域振興課が、窓口業務を兼務して行うということしか記載されておられません。

大隅支所についても財部支所についても、教育委員会がゼロ人になるだけではなくて、この地域振興課の中で教育については、申請、受付を行う、あるいは学校関係の受付を行う。これでは、いかがなものかと。

大隅、財部について、もう教育行政がほとんどもう窓口業務の手続だけに終わっちゃうて、余りにも行き過ぎじゃないかという感じをいたしましたけれども、これについて答弁をしてください。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたします。

まず、第1問目が開庁の日、令和4年10月1日からかという御質問でございました。これにつきましては、開庁そのものは10月3日というのを今、1日は土曜日、2日が日曜日でございますので、3日の月曜日というふうに考えております。

なぜここを開庁の日としたかということでございますが、今、コロナの関係等で資材、建築に関わります資材等の納入が遅れぎみでございます。ほかの熊本県内の庁舎も大分遅れていると、数か月遅れているというのも聞いておりますので、そのようなこともありますので、これを例えば10月3日というふうに規定してしまいますと、庁舎ができない前に、そのような組織再編をしなければならないとなりますので、今回はほかの関連する条例、それから、規則もございますけれども、全て開庁の日からというふうに記載させていただいたところでございます。

次の添付資料、適正化計画でございますけれども、これに沿っての提案かということでございます。

もちろんこの適正化計画を本年10月に策定をいたしましたので、これにつきましては、今回の組織再編によります係の統廃合等を行いまして、さらにこの体制、あるいは若干変わるところもあるかもしれませんけれども、このまま減らしていけるというところで策定をしたものでございます。

それから、357名の職員というところで、本町が290名、大隅が34名、財部が33名で間違いはないのかというところでございますけれども、そのとおりでございます。

それから、支所の二人配置が多いという御質問でございます。

本庁におきましても、現時点でも2人の係というのは非常にたくさんあるところ

でございます。先ほど議員がおっしゃいましたとおり、やはり丁寧に対応していくためには、複数のもっと多い人数の係のほうがいろんな業務に対応できるというふうには考えておりますので、今後、人数を減らしていく、320名にしていく中で、さらに係の統合等を行っていくつもりでございます。

支所につきましては、現在いろいろな手段がございますので、例えば、出張しておりますけれども、連絡はとれるチャットのなところも今活用をいたしておりますので、そのようなICTツールを使いながら、支障のないようにしていくところでございます。

支所の一人配置のところでございますが、多分……

(「水道です」と言う者あり)

○総務課長（今村浩次）

水道係が1名ということになっていると思います。これにつきましては、令和5年4月には、この水道係と建設、耕地、この2つを統合する予定でございますが、今現在、急に係を減らしてしまいますと、現在の係長職の職員が係長職じゃなくなることになります。ですので、今回の10月につきましては、暫定措置といたしまして係を分離した形でして、令和5年4月にそれを統合しようというのが10係ほどあるところでございます。その中の一つが、両支所の水道と建設、耕地でございますけれども、これにつきましては、室体制をとっております。書いてあるかと思いますが、室を設けまして、その中に建設耕地係と水道係というところを設けておりますので、業務的にはその室の中で合わせて4名になりますけれども、この室の中で業務を行っていくというふうに考えているところでございます。

まちづくり推進課の関係でございますけれども、市有施設の管理につきましては、今、現在も建築は3つの係がございます。同じように、今、本庁に建築技師は全体的にございますけれども、同じように建設課、現在の建設課、再編後はまちづくり推進課のほうで市有施設の対応をしていくところでございます。土木課の営繕につきましては、市道等の営繕の施設というふうに考えております。

教育委員会の関係につきましてはでございます。

今回は、大きなところでいきますと、公民館関係のところを企画政策課、企画課から企画政策課には行かれますけれども、そこにコミュニティ推進係というものを新たに設けます。そちらのほうで、その施設管理等も行う部分があるというところで現在は考えております。

現在は36名、数名現在よりも減るところでございますけれども、現在の教育委員会の業務といたしましては、この人数で可能というところで考えております。

また、先ほど言われました支所には地域振興課の市民係、あるいは総務消防係で

対応していくという部分がございます。これにつきましては、受付等はそちらで行いますけれども、相談等があります場合は、今は分室、教育委員会の分室で対応いたしておりますけれども、新たなパソコン、新たな顔の見えるパソコン、本庁全職員のパソコンにカメラ付きのパソコンを導入をする予定でございます。

それによりまして、支所に来られましたお客さん方が、どうしても支所で対応、完結できない場合には、本庁の職員の自席のパソコンとつなぎまして、顔見える形で対話をしていただき、解決をしていくということを考えているところでございます。その関係で支障は出ないものというふうに考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

これは、議会の委員会でも深く議論があろうと思うんですが、繰り返し大事な問題でありますので2点に絞って再度質問いたします。

例えば、今回提案の関連例規の中の一冊最後の47ページで議論しているんですけども、47ページを見ますと、大隅支所、財部支所について、特に水道係は一人配置となるようでございます。

客観的に、ざっくばらんに考えた場合、末吉町だけでなく旧大隅町、財部町も広大な面積で、そして、市の水道が旧簡水を含めて、いわば布設されているわけでありまして、それにここに住民が住んでいるわけでありまして、正規の職員が一人配置というのはいかがなものかと。最低複数の職員がどう考えても必要じゃないかと言いますけれども、再度、この点、議論された上での今回の考え方と思うんですが、大事な問題でありますので再度答弁をしてください。

それから、特に、強調いたしますと、教育委員会であります。教育委員会は、この47ページの資料を見ますと、大隅支所と財部支所には教育委員会の係が全く配置されていないんですよ。これいかがなものかって。今後の教育行政を推進するという立場から考えて、大隅も財部も少なくない小学校があるわけですよ。そこにまた、子供たちも住んでいるわけでありまして。それがもう地域振興課に収れんするちゅうか、これはいかがなものかって。

そして、この配置表を見ましても、繰り返しますが、地域振興課では学校関係の受付手続に関する業務を地域市民係は行い、そして、消防係では消防係にありますね。教育委員会に関する申請受付に関することって、これ本来の今後の教育行政の推進という立場から見て、これで対応できるのかという点でございます。

再度、非常に基本的な大事な問題でありますので、一応、もう支所再編については、もう末吉の本庁舎が一応、増築が認められ、もう工事に入っておりますので、これを踏まえて、今後、住民サービスの低下につながらない。やはりこれでよかつ

たと全ての市民が感じられるような、やはり支所再編をやはり順次段階的にやっていくべきじゃないか。これがオーソドックスな対応の仕方じゃないかと思うんですけども、余りにも数字の立て方が、厳しい言葉でありますけれども、乱暴としか言えないような、感じられないような、そうした印象を持つ点がありましたので質問したわけでございます。

2回目の質問でありますけれども、答弁してください。

○市長（五位塚剛）

曾於市の今後の人口減少を見極めた上で、庁舎再編事業をこの間、議論いたしました。このことについては、各担当課長を含めて、いろんな形での議論を何度も繰り返した上での提案であります。

そのためには、本庁に一定集約しながら、財部、大隅の支所でも、住民の皆さんたちが本庁に来なくても、ちゃんと住民要求が、相談ができるように体制は必ず強化をしたいと思います。

同時に、やはり何といても市の職員の能力を高めるということが大事だろうと思います。市の職員を能力を高めながら、各担当課長の全体的な顔を、やっぱりよく見極めながら、人材を育成しながら、そして、住民の要求に応えられるような体制を引き続き必ずとっていききたいというふうに思っております。

このことについては、教育委員会も水道課も全ての課の担当職員も含めて議論した結果、こういう方向でやらなければ私たちの曾於市も生き延びれないということの状況でありましたので、引き続き努力をしてまいりたいと思います。あとは、総務課長が答弁いたします。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

それでは、私のほうから、組織再編に伴う教育委員会の業務についてでございます。

まず、現状を申し上げます。現状、私ども教育委員会総務課におきましては、全ての申請業務につきましては、もう本庁で現在一括で管理しているところでございます。

学校におきましても、いろんな申請あるいは補助金の決定通知、それから、振込、それから、学校の修繕につきましても、学校から直接、私ども本庁の総務課のほうに連絡が来て行っているところでございます。そういう意味で分室の業務は、ほぼ発生していないところでございます。

どうしても内容が分からないときに、分室の方が行くこともありますが、現状は学校の事務職員、あるいは、教頭先生が写真を撮って送る、あるいはメールで送るという形で対応しておるところでございます。

それから、学校教育課における現状でございますが、学校教育課におきましては、年度が始まりますと、ほとんど市民の方が来られるものとしては、転入・転出が多いところでございます。

特に、転入につきましては、市民課で受付をして、そのまま学校に行く形が多いところでございます。この場合は、その事後報告が学校から教育委員会、学校教育課のほうで参ります。そういうことで分室の業務としてはないところでございます。

それから、社会教育課でございます。社会教育課の現状につきましては、主に社会教育としての維持管理と各種行事の申込みがございます。こういうのが主な業務でございます。これを整理しまして、分室につきましては、申請等の業務、申込みだけでいいのではないかと判断したところでございます。

特に、子ども教育委員会総務課では23の学校を持っておりますが、平成20年までは3つの課がございました。財部、末吉にも教育委員会の課があったところでございますが、それぞれの課の判断で学校に対する非常なアンバランスな状況もございました。やはりそれを統一するためには、教育委員会は1課になったほうが、学校に関することにつきましては、本庁で統一したことがいいであろうということで1課になったところでございます。

おかげをもちまして23校ありますけれども、本町で一括管理してスムーズにしているような気がしているところでございます。

それから、社会教育課につきましては、それぞれの分室で施設を管理しておりますが、類似施設、例えば、大隅、末吉、財部にスポーツ施設であったり、文化会館であったり、公民館等がございます。それぞれの考えで、修繕の優先事項が違う場合が多々ございました。

そういう意味で、分室は廃止になりますが、分室に今職員が4名います。4名全てがいなくなるわけではございません。分室のうちの数名は、本庁に来て、本庁のほうで直接施設を管理する。そのほうが効率がいいということで、こういう形にしたところでございます。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

水道関係につきましてお答えをいたします。

令和4年10月には、先ほど申し上げました施設維持管理室ということで、建設耕地係3名体制、それから、水道係1名というところで行いますが、半年たちました令和5年4月には、この2つの係、室を解消いたしまして、2つの係を統合いたしまして、建設、水道、耕地係4名体制にする予定でございますので、ですのてった1人でこの半年間、業務をするのではなくて、この室として、維持管理室として

水道の業務を全員で行っていくという考え方でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目の質問でありますけれども、もう今、末吉本庁舎の増築が始まっている以上、私はもうこれを前提として、もちろん質問しているわけでございます。前向きな質問として受け止めていただきたいと思いますと考えております。

まず、2つ質問をいたします。1つは、やっぱり教育委員会関係ですね。先ほども言いましたように、この10年間も、特に教育委員会は51名が36名に激減いたしておりますけれども、その理由について答弁してください。3回目であります。

それから、ただいまの総務課長の質問は、支障はないであろうという答弁であります。これは今ある末吉と大隅には教育委員会の分室の職員が2人、2人合わせて4名いるんですよ。これがゼロになるんですよ、今後、将来的には。そして、地域振興係の窓口業務で対応すると。もちろん一定枠の本庁に引き上げて対応するでしょう。それでも教育委員会は、最終的にはこの36名が、この32名にさらに4人減るという計画でございますけれども、2名職員が配置されているのとゼロになるのとでは大きな違いだと判断せざるを得ないんですが、その点についての質問でございます。これが大きな1点目でございます。

2点目は、市長に質問いたします。

これは議会サイドの問題として、本来こういった大きな問題は議会が特別委員会を設置して、議会もどンドン意見を出し合いながら、そして、合い協議しながら合意していくというのが将来的な方向としては望ましいような感じもいたしますが、現在、特別委員会はできておりませんので、やはり提案された非常に大事な議案、これを私を含めて議会サイドとしても前向きな今後の心配あるいは提案を含めて少なからずあろうかと思えます。

せっかくのこの大きな事業でありますので、これをよりよい方向に合意して持っていくためにも、やっぱり議会サイドの意見は十分に聞いていただきたいと思います、してほしいと思っておりますけれども、市長のそうした立場からの答弁を聞かせてください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

私たち当局のほうも議会の皆さんたちの御意見を聞くというのは、もう基本だというふうに思っております。

今後の財部、大隅の庁舎の問題については、今言われるような人的には少なくなりますので、当然、支所と公民館を、図書館なんかを含めて併設をしたものがええ

やろうということで、財部、大隅のほうもそういう形で今は庁舎と公民館、図書館とか別々になっておりますので、やっぱり集約したほうが住民のためにも、また、市の職員の対応のためにも非常に合理的に進むだろうという考えでおります。今後引き続き、議会の皆さんたちの声も聞きながら進めてまいりたいと思います。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

私のほうから、教育委員会関係のことにつきましてお答えいたします。

まず、私どもも充実した職員数があれば、よりよいサービスができるというのは思っております。しかしながら、やはり厳しい財政状況でございますので、やはり人件費を削減しつつ住民サービスを充実させるというのが基本だとは思っております。

そういう中で、先ほどの議員からの質問でございます。この平成20年の減でございます。ちょっと数字的なものは持っておりませんが、主にこのときの減の大きな理由は、学校に配置しておりました学校事務職員、推進員の学校事務職員ですね。現業職です。それから、給食センターに調理員で配置しておりました現業職、こちら辺の減が大きいかなと思っております。

それと、3つの課が、分室が課から室になりましたので、課長が減となっております。その辺が、一番大きかったかなと思っておりますのでございます。

今後の大隅、財部で分室はなくなるんですけども、基本的に学校に関する保護者からの申請につきましては、学校を通じることが多いことでございます。現在も学校を通じて分室に相談に来ますが、最終的には本庁で対応しなければいけないことがほぼ大部分でございます。そういう意味で考えますと、保護者から学校を通じて本庁で行うことが一番適切かなと思っております。

次は、社会教育課でございますが、社会教育課につきましては、この20年から減になるときに旧3町で行われた類似の行事を統一した経緯がございます。そういう意味で職員数の減につながったのかなと思っております。

今後の行事の、例えば市民の方申込み等につきましても、社会教育施設である3つの中央公民館あるいは体育館等につきましては管理人がいますので、ここで受付を行って、本庁で集約する形になると思っております。

○議長（久長登良男）

ここで、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分
————— . ——— . —————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○11番（今鶴治信議員）

通告外ではございますが、議長に許可を頂きましたので質問させていただきます。簡単にさせていただきます。今回の組織再編で、以前、総務課等で研修もされたと聞いていますので、全てじゃないんでしょうけど、どこかの市町村を参考にされて、こういう課の編成になったのか伺います。

それと、中身についてですけど、企画政策課に今度地域コミュニティに関するものが入っておりますが、以前は総務課で地域コミュニティ事業を取り組んでいらっしやいましたけど、企画課のほうに移った理由について伺います。

それと、企画課にありました土地開発公社に関するというのが、商工観光課に、それと企業誘致に関するものも商工観光課になっていますが、その点について、どういう内容、どういう理由であるか伺います。

それと、農林振興課が農政課になりましたけど、林業に関するものが耕地課の所管になっておりますので、これに変わった経過を伺います。

それと、畜産課が、これまでは新旧対照表で見ますと、畜産に関するものは一緒でございますが、有機センターに関するものという条文が消えていますので、これに対して市の係がなくなっていくのかどうか伺います。

それと、有機センターの管理運営は、畜産課でこれまでもされるように書いてありますが、有機センターの堆肥に販売等は農政係になっていきますけど、この点についても伺います。

以上でございます。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたします。

1点目の研修、どこの市町村を参考にしたのかという問いでございます。

もちろん行政組織図等は、いろんなところを見させていただきまして、参考にはさせていただきましたが、やはり実情、例えば、畜産のまちの曾於市との関係とか、いろんなところで内情が違います。それで、部分的には参考にしたところがございますが、最終的には市の職員のほうでいろんな作業部会、本部会議を持ちながら議論を重ねていって、このようにつくり上げたというものでございます。

それから、地域コミュニティが企画政策に移った理由でございますが、もともと地域共同関係は企画課のほうにありまして、企画のいろんな事業と連動して行っていたわけでございますが、数年前に総務課のほうに自治会の関係もございましたの

で、来たところでございます。

今回、あとの設問にもございますけれども、やはり業務上の平準化というのが非常に大きな課題でございます。それぞれの課、忙しいところ、時期的にもございますけれども、いろんなパターンがございますが、そこをやはり平準化していかないと、職員の減というのは見込めないというのがありますので、その観点から土地開発公社と企業関係を商工観光課へ出しまして、企画のほうに地域コミュニティのほうに移管したというようなところがございます。

それから、その企業と土地開発公社の関係でございますが、もともと今企画課で対応をいたしております。この企業関係の観光、款につきましては、7款の商工費でもともとございます。企業あるいは商工関係は商工費でございますので、その関係で一番収まるべきところに収まったといいますか、移したということが実情でございます。

県内の19支所を見ましても半々分かれております。企画部門で持っているところ、あるいは、商工港湾部門で持っているところがございますが、本市といたしましても、今回、再編をするに当たりまして、商工観光課へ7款を持つ商工観光課のほうへ移管したものでございます。

農政課の関係で、林業関係、林務関係が耕地住民課ということで耕地課のほうにございますが、これも先ほど申し上げました業務量の平準化的なもの、あるいは林業関係にも土木技師がいますし、耕地関係も土木技師がいます。そういうところを一体化させたというものでございます。

畜産課についてでございますが、誠に申し訳ございません。添付資料の新旧対照表で見ますと、4ページのほうに、5ページのほうですね。新旧の旧のほうに畜産に関するのと有機センターに関するのとというのがありまして、新に畜産に関するところしか載っておりませんので、そのように思われたというのは当然のことだろうというふうに思います。

ほかの課のところを見ていただきますと、これ条例でございまして、大きな範囲でしか載せておりません。例えば、ほかの例えば、農林振興課、今、温泉を担当しておりますけど、そういう表示もないと。ほかの課にはそういう施設のものは表示ございませんので、今回それにあわせまして、今回これを削除させていただきましたけれども、条例からは削除させていただきましたが、規則にはちゃんと載せているところがございますので、これまでどおり畜産課のほうで担当していくものということでございます。御了承をお願いできればというふうに思います。

最後の有機センターの管理運営については、よろしいでしょうか。お願いいたします。

以上で私のほうは終わります。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

有機センターといいますか、有機堆肥の販売に関することという考え方でおりまして、いわゆる耕種部門での堆肥の流通に関することについてという考え方でおります。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

ただいまの課長の説明で大体分かりました。業務上の平準化ということで、市の職員による作業部会の中でいろいろ検討されで、今回のこの提案があったということでございます。

その中で、機構のやつを見て分かったんですけど、コミュニティ推進事業と公民館活動も今回、同じ企画課になったということで、本当これまで公民館運営が社会教育課でございましたが、この点もそういうことを意見の中で統合されたのかということ伺うのと、また、これまで総務課が取り組んでおった自治会に関することも、これからは企画課のほうになるということによろしいのか、伺います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

公民館、コミュニティが統合したところでございます。今、コミュニティ関係、コミュニティ協議会の関係では、一つのモデル地区につきましても、公民館組織を解体しようという動きも今あります。ですので、これは将来的には一体となるべきものでございますので、公民館とコミュニティを統合したというものでございます。そのほうが、別の部署が持っているよりもという考えで、このようにさせていただいたところでございます。

自治会関係につきましても、当然文書かれこれ管理は総務課のほうで自治会長行き文書等は行っているところでございます。

自治会の全体のものにつきましても、コミュニティの中で実施するものというふうに考えておりますが、細かいところにつきましては、今後また両課で検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかにありませんか。

○8番（上村龍生議員）

議案第73号の新旧対照表を見て、ちょっと質問をしたいと思っております。

ども、時代の流れ、要請によって、それぞれ見直しをしていくのは当然のことでありまして、さきの選挙のときでも庁舎関係の話もありましたが、それも一応決着をしたものと思っております。それを前提にこの今回の改正案の内容のところの大きな流れのところでは、一番方向性というか、先ほど来のお話を聞いておきますと、やっぱり平準化が大事だということで、それを考えると、この人口減少をして、財政的にも厳しくなっていく中では、やっぱり私は大事なところは要らないところはできるだけ少なくして、需要の多いところは増やすことだろうと思っております。

その状況からして、今回のこの大きな流れの中で、この福祉関連のところのある程度切り捨てるということではできないと思うんですけども、縮小をする部分と需要が大きくなってきて増やしていかなくてはいけない、増強しなくてはいけないという部門があると思うんですね。その辺のところの福祉関連のところ、福祉課長、介護保険課長、保健課長、いろいろと課が分かれていますけど、その辺のところの考え方をちょっとお聞かせください、これ1点目。

2点目は、こっちのほうが先だったんですが、実際は。人口が減っている中で職員の数も減らしていく計画ですよね。その中で、この3ページの課の設置のところの課の数は増えている。この辺のところの考え方、これは、どういうふうに考えればいいのか。

教育委員会は、課が減るということでしたね。それとの関連なのか。普通に考えれば、人口は減っている、職員も減る。職員の負担を減らすためには、この増えるというのは逆行しているのではないかと。何らかの兼務なり、考えていくべきではないかなという観点からの質問2点です。

○副市長（大休寺拓夫）

第1点目にございました保健福祉部門の減少なり増やすという考え方でございますが、今回行ったのが、こども課を新設をしております。こども課につきましては、児童福祉から母子保健まで一体とした課で対応ができると。今までは、児童福祉に関しましては、財部福祉事務所、また保健に関しては保健課の母子保健係ということで、二ところにまたがっておりました。やはり人が動かざるを得ないということがございまして、それを1つの課で見れるということが一番のメリットかと思っております。

あと縮小したところにつきましては、介護福祉課がございました。これにつきましては、介護保険制度が、要は福祉の部分と保健の部分に非常に医療の部分と関わる部分がございます、課をつくらなければならなかったところでもあります。福祉事務所は、本庁に帰ってまいりますので、その点に関しましては、高齢福祉という部門がほとんど65歳以上の方に関わるわけですが、介護保険の部分と、あと介護保

険以外の高齢者福祉部門、それがもうほぼ一体でございますので、1つの課にできるということで令和5年4月には係を統合していくと。地域支援係と介護保険係、これは来年の10月にはそれぞれございますけれども、そこはもう一体的にできるというところでございます。そういう考えでございます。

○総務課長（今村浩次）

課の数につきましてお答えをいたしたいと思えます。

この新旧対照表の課でございますけれども、これにつきましては、条例に定めているのは本庁の課、行政委員会の本庁の課だけでございます。ですので15課になるところでございますが、この理由につきましては、地方自治法の158条におきまして、公共団体は条例で定めるものとする。内部組織の設置及びその分掌をする事務については、条例で定めるものでございますが、そこに直近下位の内部組織というのがございます。ですので、考え方といたしましては、市長部局の本庁機能を有する課というところでここに記載をいたしております。

ですので、今現在28課局ございますけれども、令和4年10月は同じ28課局、職員数も変わりませんが、これにつきましては、本庁で22課、大隅、財部で3課ずつの28課になる予定でございます。

令和5年4月も変わりませんが、今の予定見込みでは、支所庁舎ができます令和7年、できる予定の令和7年4月には、これを25課にする見込みでございます。所掌につきましては、3課を2課ずつ、そして、本庁につきましても22課を21課といたしまして25課、3年後、3年半後にはそのように減らしていく、職員数の減少とともに減らしていくということを計画しているところでございます。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

全体的な見通しの中での大体の考え方というのを一応確認をいたしました。

視点としては、大隅、財部、やっぱりまちづくりの観点からしましても、余りにも急激に衰退が激しくならないようなやっぱり政策を考えながら、これからも質問をしていきたいと思っております。

それから、職員数につきましては、非常にやっぱり一番危惧するのが、忙しい部署と、それほど忙しくないところ、そこのめり張りはやっぱりしっかりしないと、見ているも今回のコロナ関係もありますけれども、これまでにない事務をやっぱり市町村がするわけですから、その辺は十分に考慮をしながら、この係かれこれ対応をしていただきたいというふうに思えます。

総務課長、その辺、答弁を。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

今、言われましたとおり事務の平準化で非常に大きな課題でありますし、今後ずっと続いていくだろうというふうには思っております。その中で突発的に忙しい業務が舞い込んでくる今のコロナの関連事業そのものでございますけれども、そういうときには、当然、臨時的に会計年度任用職員を任用することもございますが、そのほかに、それぞれの課の職員を、まず期間を区切って出し合って、その業務に従事するというような柔軟な課を超えた協力体制というものも今後、今やってやり始めて少したったところでございますが、さらにこれを確立して平準化に向けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案4件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

-
- 日程第9 議案第75号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第76号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第77号 曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第80号 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第82号 指定管理者の指定について（末吉デイサービスセンター）
- 日程第14 議案第84号 指定管理者の指定について（曾於市民プール施設）
- 日程第15 議案第85号 指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）
- 日程第16 議案第86号 指定管理者の指定について（財部交流館）
- 日程第17 議案第87号 指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム清寿園）
- 日程第18 議案第88号 指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館及び曾於市立図書館財部分館）
- 日程第19 議案第89号 指定管理者の指定について（末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館）

○議長（久長登良男）

次に、日程第9、議案第75号、曾於市国民健康保険条例の一部改正についてから、日程第19、議案第89号、指定管理者の指定について（末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館）までの以上11件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第9、議案第75号から日程第19、議案第89号まで一括して説明をいたします。

日程第9、議案第75号、曾於市国民健康保険条例の一部改正について説明をいたします。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、産科医療補償制度における掛金の額が1万6,000円から1万2,000円に変更されたことに伴い、出産育児一時金等の支給額を40万4,000円から40万8,000円に改めるために提案するものです。

次に、日程第10、議案第76号、曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明をいたします。

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されました。

この改正により家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業等における諸記録の作成、保存等に関する基準が緩和されたことに伴い、関連する規定を改正するため提案するものです。

次に、日程第11、議案第77号、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明をいたします。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令により、保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から、保育所等の事業者が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との手続等に関係するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応が可能であることが定められたことにより、関連する規定を改正するため提案するものです。

次に、日程第12、議案第80号、曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について説明をいたします。

令和4年4月1日に曾於市立岩川小学校が移転することに伴い、所在地を変更するため提案するものです。

次に、日程第13、議案第82号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第244条の2第3項及び曾於市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、末吉デイサービスセンターの管理運営について、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、霧島市国分中央四丁目12番22号の株式会社ユニティを指定管理者として指定したいので提案するものです。

次に、日程第14、議案第84号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市民プール施設の管理に関する条例第4条第1項の規定により、曾於市民プール施設の管理運営について、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、鹿児島市武二丁目4番1号の株式会社メルヘンスポーツを指定管理者として指定したいので、提案するものです。

次に、日程第15、議案第85号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市立診療所の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、曾於市立恒吉地区診療所の管理運営について、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、曾於市大隅町月野894番地の公益社団法人曾於医師会立病院を指定管理者として指定したいので、提案するものです。

次に、日程第16、議案第86号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市立財部交流館の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、財部交流館の管理運営について、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、曾於市末吉町諏訪方8742番地の1の公益社団法人曾於市シルバー人材センターを指定管理者として指定したいので、提案するものです。

次に、日程第17、議案第87号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市養護老人ホームの設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により、曾於市養護老人ホーム清寿園の管理運営について、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、宮崎県都城市牟田町26街区16号の社会福祉法人スマイリング・パークを指定管理者として指定したいので、提案するものです。

次に、日程第18、議案第88号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市立図書館の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館及び曾於市立図書館財部分館の管理運営について、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、東京都調布市調布ケ岡三丁目6番地の3のシダックス大新東ヒューマ

ンサービス株式会社を指定管理者として指定したいので提案するものです。

次に、日程第19、議案第89号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市歴史民俗資料館及び郷土館の設置及び管理に関する条例第3条第1項の規定により、末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館の管理運営について、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地の3のシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者として指定したいので、提案するものです。

以上で、日程第9、議案第75号から日程第19、議案第89号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました今鶴治信議員の発言を許可します。

○11番（今鶴治信議員）

私は、議案第87号、指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム清寿園）について質問いたします。

これまで輪光福祉会が指定管理であったとありましたが、これまで指定管理を何年されていたか伺います。

それと、今、清寿園の施設の利用者の人数について伺います。

それと、これまで指定管理されていた輪光福祉会の清寿園の職員数は何人であるか伺います。

それと、今回、都城の福祉法人のスマイリング・パークが新たに指定されたということですが、これまでの指定管理者から今度新しいスマイリング・パークに変わった指定委員会があつて、その結果でございましょうが、大きな要因は何であるか、伺います。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、養護老人ホーム清寿園の指定管理の件で、現在、指定管理をお願いしております輪光福祉会の関係ですが、何年していたかということですが、指定管理につきましては、平成19年から平成23年までの5年間と、あと平成24年から平成28年の5年間、今、現在、平成29年から令和3年度までということですが、15年になるところでございまして、

職員につきましては、現在、何人かというところですが、職員数につきましては、現在19人という計画でございまして、事務員と看護師の欠員が出ているというところでは、17名で実施をしております。

あと何人いるかというところでございますが、実際、定員につきましては50名でございます。11月30日現在で、現在入所者が34名というところになっています。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、最後に質問のありました、なぜ今回輪光福祉会からスマイリング・パークにかわったかについてお答えしたいと思います。

今回、曾於市の養護老人ホーム清寿園の指定管理につきましては、公募を行ったところでございます。それに社会福祉法人、輪光福祉会と社会福祉法人のスマイリング・パークの2団体から応募があったところでございます。

10月21日の指定管理者選定委員会におきまして、施設担当課より施設の概要、それから、指定管理期間、公募状況等に説明があり、11月4日に応募者によるプレゼンテーションが実施されました。それから、そのプレゼンテーション後、各委員会から質疑があったところでございます。

指定管理施設の候補者の選定につきましては、曾於市の公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱第5条におきまして、会議の議事は出席委員の過半数で決するということになっております。

プレゼンテーションをした後、各委員に評価をしていただき、今回、委員の審査の結果、指定管理施設の候補者を社会福祉法人スマイリング・パークとしたところでございます。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

先ほどの答弁の中で、今何人入所しているかというところではございましたが、11月末で「34名」と答えたかと思うんですが、「33名」でございました。申し訳ございませんでした。

○11番（今鶴治信議員）

これまでも曾於市の指定管理者の指定につきましては、たくさんございます。これまでの中では金額的なものとか、また運営上、非常に都合が悪かったり、また、指定者がもう今回やめられるという場合などが、かわった例があると思いますが、これまで15年も指定管理をされておきまして、その中で2者による公募ということで、スマイリング・パークは、市外の業者でございます。できるなら同じ内容であれば、地元を経験または地元にある福祉団体ということで、そこのほうが有利である、有利に図るべきではないかと思いますが、今回、特にスマイリング・パークというのに変わったということで、先ほど課長の説明でございましたが、事務員と看

護師の要件が2名足りないということでございました。それに対する指定管理料等は、どう対応されていたのかということと、15年の指定管理の実績がある輪光福祉会から新規のスマイリング・パークがよかったという選定委員会の中でございましょうが、どの点が特にスマイリング・パークが、現在の指定管理者よりはよかったのか、その判断基準を示していただきたいと思っております。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

この指定管理につきましては、清寿園につきましては、平成19年度から指定管理をお願いしているところでございますが、当初、公募をいたしたときには4者公募があったというふうに聞いております。その中で輪光福祉会さんのほうが、当初19年から5年間された。24年度にかかわるときと、あと29年度でかわるときなんです。公募はしたところですが、どこも1社も、輪光福祉会1社だけの公募ということで、今回については2社あったというところなんです。過去10年間につきましては1社しか公募がなかったという実情でございます。

指定管理料につきましては、当初、指定管理の協定を結んでおりますが、少なくなったからといって、そういう金額を落とすという、そういう要綱ができておりませんので、そのままお金につきましては、お渡ししている状況でございます。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、どのような点が優れていたかということでございます。

今回、指定管理につきましては、最初、施設の概要等について10月21日指定管理選定委員会を開いて、その後11月4日にプレゼンテーションをしたところでございます。

この中でいろいろな委員からの質疑等も含めまして、その後、各委員ごとに指定管理候補者評価表というものをお配りしております。それに基づきまして、点数をつけていただいたところでございます。この項目としましては、指定管理者としての適正、それから、管理運営計画の的確性、指定管理料及び収支計画の妥当性、それから、管理運営体制、安全対策及び危機管理体制という大きな項目からなっている評価表でございます。

これに基づきまして、各委員が評価をしていただきまして、その評価の点数の大きかった人数、それが多かったほうが過半数を超えますので、そうしたときに今回、スマイリング・パークさんのほうに決定したところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

今回の選定委員会の点数採点評価表についての結果ということでございますが、

やはり15年にわたって大きな運営上の、やはり高齢者の身寄りの少ない方々が入っていらっしゃると思うんですが、その辺の職員が指定管理が変わることによりまして変わりますが、その人間関係、そういうものを総合的に考えると、新しくこのスマイリング・パークというのは、私もよく、全然存じていないんですが、そこら辺の利用者に対する安心感とか、総合的に考えると、その辺は大丈夫なのかということをお伺いします。

それと、このスマイリング・パークというのは、福祉法人でございますが、ほかにもどういう事業をされているのかをお伺いします。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えをいたします。

管理するところが変われば問題がないかというところでございますが、今回、曾於市養護老人ホーム清寿園指定管理者公募要綱というのを出しているところでございます。その中には、募集の目的、設置の概要と指定期間とか入っているところでございますが、指定の条件の中に、現に清寿園で働いている職員で引き続き清寿園で働くことを希望するものは、引き続き雇用するという項目が入っているところでございます。

ですので、職員が総入れ替えするというわけではないところでございます。一応、公募の中でそういう条件を示しているところでございます。

それと、ほかにもどのような事業をやっているかということでございますが、スマイリング・パークさんにつきましては、子育て支援事業で認定こども園の運営等や児童クラブの実施、あと高齢者の福祉事業ということで、特別養護老人ホームの経営等もしております。あと訪問介護、弁当の配食、あと都城市の指定管理を受けております。

高城の養護老人ホームの指定管理と高崎の養護老人ホームにつきましては、指定管理を受けております。

以前、指定管理を受けておりました山田と三股町もあるんですが、ここにつきましては移譲された、移管をされたということで、現在はスマイリング・パークさんが老人ホーム、養護老人ホームの山田町と三股町についても運営をやっているところでございます。

あと、障がい者の福祉事業等も障がい者の自立支援のグループホーム等も経営運営をしているようでございます。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後は、おおむね1時再開いたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、渡辺利治議員の発言を許可します。

○17番（渡辺利治議員）

指定管理者の件につきましてお伺いいたします。

まず、指定管理者の候補者の概要について、そして、団体の名称、代表者、所在地、設立月日、従業員数、業務内容等、そして、公募の状況、3番目に指定者管理者公募選定までの経過、4番目に、指定管理者候補者選定委員会委員構成、5番目に選定理由、選定基準の公表、6番目、選定委員会における主な意見、⑦で選定委員会による結果の応募団体への通知はどうしているのか等について伺います。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、渡辺議員の質問にお答えしたいと思います。

まず私のほうで、福祉課所管になっております議案の82号、末吉デイサービス、あと86号の財部交流館、87号の曾於市養護老人ホーム清寿園の関係の1番目の概要、2番目の公募の状況、3番目の選定までの経過について、私のほうで説明をさせていただきます。

議案第82号、指定管理者の選定について、末吉デイサービスセンターについてお答えしたいと思います。

まず初めに、指定管理者候補者の概要についてですが、団体の名称は株式会社ユニティ、代表者が代表取締役、濱田桂太郎氏でございます。所在地が霧島市国分中央四丁目12番22号、設立月日が平成21年11月18日でございます。

従業員数でございますが、全体で55名でございます。業務内容については、通所介護、訪問介護、居宅支援等の事業を展開しており、現在、末吉デイサービスにおいては、指定管理者になっているところでございますが、リハビリ専門職による機能訓練などの充実に向けた事業を実施されております。

2番目の公募の状況でございます。公募の期間の9月10日から11月11日までに応募のあった業者は、10月1日申請の株式会社ユニティの1者であったところでございます。

3番目の選定の経過についてですが、公募期間終了後に選定委員会は10月21日に、プレゼンテーションは11月5日に実施されたところでございます。

続きまして、議案第86号、財部交流館についてお答えします。

候補者の概要についてですが、名称が公益社団法人曾於市シルバー人材センターでございます。代表者が理事長、富岡浩一氏でございます。所在地が、末吉町諏訪方8472番地の1でございます。設立年月日が、平成18年4月1日でございます。従業員数が14名でございます。

業務内容につきましては、高齢者に働く機会を提供するため、企業や家庭、官公庁などからの業務を受注し、働く場を提供しているところでございます。現在、財部交流館の指定管理者となっているところでございます。

2番目の公募の状況でございますが、曾於市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例の第5条第1項第3号の公共的団体に該当するため非公募としているところでございます。選定までの経過ですが、申請受付期間は8月11日から8月31日までといたしまして、申請受付は8月30日にしたところでございます。選定委員会は、10月21日に実施され、選定委員会において候補者として選定されているところでございます。

続きまして、議案第87号、曾於市養護老人ホーム清寿園についてお答えいたします。

候補者の概要でございます。団体の名称が、社会福祉法人スマイリング・パーク、代表者が理事長山田一久氏でございます。所在地が、都城市牟田町26街区16号、設立月日が昭和45年5月20日になっております。従業員数が370名になっているようです。業務内容ですが、子育て支援事業、障がい者の福祉事業、高齢者福祉事業を実施をしているところでございます。

公募の状況でございます。公募期間の9月10日から10月11日までに応募のあった業者は、9月30日に申請の社会福祉法人輪光福祉会と10月8日申請の社会福祉法人スマイリング・パークの2者あったところでございます。

3番目の選定までの経過ですが、公募期間終了後に、選定委員会につきましては10月21日、プレゼンテーションは11月4日に実施されたところでございます。

福祉関係については、以上でございます。

○社会教育課長（内山和浩）

それでは、社会教育課関係の84号と、それから、88号と89号についてお答えをいたします。

議案第84号の曾於市民プール施設について、団体の名称です。株式会社メルヘンスポーツ、代表者名が、代表取締役、渡辺紘起です。所在地は、鹿児島市武二丁目4番1号です。設立年月日が昭和57年10月19日、従業員数が243名、業務内容につきましては、スポーツクラブ、スイミングクラブ経営、スポーツ用品販売、プール

建設コンサルティング、運動指導員派遣、公共プール、公共水着浴室の指定管理及び委託業務、温泉施設の管理運営等の事業を実施されています。

あと公募の状況について、受付期間が9月13日から9月21日までに応募のあった業者は、株式会社メルヘンスポーツ1者でございます。

3番目の選定までの経過について、申請受付は9月21日、選定委員会は10月21日、プレゼンテーションは11月5日に実施をしております。

続きまして、市立図書館、大隅分館、財部分館と同じ施設内にありますので、89号の末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館についてお答えいたします。

1、概要について、団体の名称、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、代表者名が、代表取締役、山田智治、所在地、東京都調布市調布ケ丘三丁目6番地3です。設立年月日が昭和61年11月1日です。従業員数が3,409名です。事業内容としましては、放課後児童クラブ、公共施設・観光施設等の管理運営業務の請負並びに学校、寮、社会福祉施設等の給食業務の請負及び一般労働派遣業等の事業を実施されております。

2番目に、公募の状況につきましては、受付期間が8月23日から9月30日までに応募のあった業者は、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社と株式会社図書館流通センターの2者です。選定までの経過について、申請受付は9月30日、選定委員会は10月21日、プレゼンテーションは11月5日に実施をいたしております。

以上です。

○大隅保健福祉課長（田代庄市）

それでは、大隅保健福祉課関係分について御説明させていただきたいと思っております。

1の①指定管理者候補者の概要の曾於市恒吉地区診療所についてお答えいたします。団体名の名称は、曾於医師会立病院院長、才原哲史、所在地は曾於市大隅町月野894番地、設立は昭和59年3月1日です。

従業員数は、令和3年12月1日現在で203名でございます。業務内容につきましては、内科、外科、整形外科、それから、循環器内科が主な診療となっておりますのでございます。

次に、②の公募の状況についてお答えいたします。

現在、曾於市立恒吉地区診療所におきましては、曾於医師会立病院に指定管理をお願いしているところでございます。

曾於市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第3号の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補として引き続き指定管理をお願いするところでございます。

続きまして、③の指定管理者候補選定までの経過についてお答えいたします。

曾於医師会立病院の選定の経過については、8月10日に指定管理者申請書の提出依頼を行いました。同月24日に当病院から申請書が提出されております。その後、10月21日に開催されました指定管理者選定委員会において、候補者として選定されたところでございます。

以上でございます。終わります。

○社会教育課長（内山和浩）

大変申し訳ありません。訂正をさせていただきたいと思っております。

メルヘンスポーツの代表者取締役「渡辺紘起（コウキ）」と申し上げましたけれども「ヒロユキ」様の間違いでございました。訂正をいたします。申し訳ございません。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、議員からありました③の財政課の所管しております指定管理候補選定までの経過について御説明を申し上げます。

今回8施設につきまして、指定管理の選定を行っておりますが、まず8月2日の庁議におきまして、令和4年度から指定管理の指定についての通知を施設管理課に出しております。その後、施設管理課におきまして、公募、非公募の決定を行い、指定管理者選定委員会に図る資料等の準備をしていただいたところでございます。

今回は、10月21日に担当課より8施設の現状等についての説明等と質疑を行いまして、非公募施設の3施設については、指定管理候補者の選定を行っております。その後、11月4日、5日には、公募施設に係る指定管理選定委員会を開催いたしまして、応募団体からのプレゼンテーション、質疑、応答等を実施した後、指定管理候補者を決定したところでございます。

続きまして、④番の指定管理候補者選定委員の構成についてお答えいたします。

曾於市の公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱第3条の規定によりまして、八木副市長を委員長、大休寺副市長を副委員長、委員として、教育長、総務課長、大隅支所長、財部支所長、その他の委員といたしまして、保健福祉課長、農林振興課長、福祉事務所長、社会教育課長、財政課長の11人で審議を行ったところでございます。

⑤選定理由についてお答えいたします。

指定管理施設の非公募施設につきましては、曾於市公の施設に係る指定管理者の指定の手續に係る条例第5条の規定により選定を行っております。公募施設につきましては、曾於市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第2条に規定します申請に基づきまして指定管理者選定委員会による選定を行っております。選定基準については、公表はしていないところでございます。

⑥でございます。選定委員会における主な意見等についてお答えいたします。

施設によって様々な質疑があったところでございますが、主なものといたしましては、利用者の増加努力につきまして、それから、コロナ禍における利用者の制限と感染防止対策について、それから、職員の確保について、また、指定管理料や施設維持管理対策などについてあったところでございます。

⑦でございます。選定委員会による結果の応募団体への通知をどうしているのかについてお答えいたします。

曾於市の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第2項の規定により、指定管理候補者に選定した応募団体にはその旨の通知と基本協定締結までの間の覚書を送付し、指定管理者の候補者に選定しなかった応募団体にもその旨の通知を送付しているところでございます。

以上でございます。

○17番（渡辺利治議員）

ただいま全ての指定管理の方々への詳しい説明がありました。本当にこれはプロの方々やっていただけのこと、それに携わる人たちもよいことと思っております。そしてまた、財政面から考えても、このような状況に指定管理をするということになったわけですから、非常によいことと思っております。

ただ、選定基準の公表というのはいらない、この理由がまず1つ。それと、委員会構成の中で今聞いたところ、ほとんど副市長をはじめ市の担当課長が出されました。これは普通考えるならば、外部の方々がかかるといえるか、そういう形の中でいろいろなものが含まれるだろうと思っておりました。しかしながら、この委員会構成というのは、ほとんど市の方、これはまた、なぜこのようになったのか。それと、過去のこの委員会の構成もやはりこのような状況であったのか。それを2番目といたします。

それと、今、財政課長が言われました選定委員によります結果の通知というのは、全ての公募、応募された方には差し上げているということでしたよね、財政課長。

内容につきましては、結局、選定基準の公表をしないから、ただ普通の文言でこういう結果でしたということ伝えてあるわけでしょうか。それを3番目の質問といたします。

○財政課長（上鶴明人）

ただいまありました選定基準の公表をしない理由ということでございましたが、申し訳ございません。これにつきましては、これまでも選定基準というのを公表しておりませんでした。

今後、今、議員等からも意見がありましたので、ただ、選定につきましては、内

規といたしますか、指定管理者の公表、指定管理候補者の評価表というのがございます。それをお出しすることは可能だと考えております。

それと、次にありました外部の方は含まれていないということでございました。確かに、この質問が出てからほかの市町村を見ると、中には大きい市では外部が入っていらっしやったりしております。それを考えると、今後はそういったことも検討していかなくちゃいけないのかのということを考えたところでございました。

それと、内容について、文言、文字だけの選定結果のということでございました。今回、この選定につきましては、公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱、これの第5条で、この会議、選定委員会の会議で、出席委員の過半数で決しというのがございましてですので、その時点では点数、そういったものではなくて優劣をつけていただいて、その人数の多かったほうという形でしてございましたので、文言という形にしているところでございます。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

3回目ですので。今、財政課長のほうから答えがありました基準の公表、これも検討する。そしてまた、委員会構成も、これ都城も鹿屋市も外部が入っていますよね、そうですね、これは調べてありますから。これを今後検討する。検討なくして、これは実行せにゃいかん。内部でしたっておかしいでしょう。早いうちにこれは次の選定委員会、指定管理があった場合は、これは必ずするように、努力じゃなくてそうしてください。

それと、3番目のこと、通知が今言われたようにそれだけにとどまっている。しかし、議員の皆さんには議長の許可をいただいて配付しております。これが指定管理者が選定委員会によりまして、それがおたくは、この結果、次をお願いします。おたくは、選定委員会の結果、こういう結果でした。その結果でしたというのが、市長の公印を押してある、こういうので送ってあります。ズームアップされてもいいですけど。

曾於市長、五位塚剛、公印も打ってあります。

「指定管理者指定に係る通知書の送付について。時下、社におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。このたびは、養護老人ホーム清寿園の指定管理者に申請いただき心より感謝申し上げます。申請された施設について、選定委員会を開催し、協議を重ねた結果、残念ながら選出されませんでしたので、別紙のとおり通知いたします。

なお、御多用な中にも貴重な時間を割いていただき、改めて御礼申し上げます。今後とも本市行政に御協力、御理解を賜りますようお願いいたします」。

また次が、曾於市長、五位塚剛、公印を押してあります。

「指定管理者不指定通知書。令和3年9月30日付で申請のあった指定管理者の指定について、曾於市公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例第6条第2項の規定により、次のとおり指定管理者を指定し、貴社、貴団体を指定しませんので通知します」。これはもう決定です。

1、公の施設の名称、養護老人ホーム清寿園。

2、指定管理者の指定する法人等の名称、社会福祉法人スマイリング・パーク。

今、これを聞かれた方、どう思われますか。今、指定管理は、今ここで審査されております。これは、議決事項なんです。この文言からいきますと、明らかに逸脱しております。議会の議決は22日です、今月。委員会に付託されて、委員会審査を経て、それから、22日、いろいろ出されます。そして、採決に至るわけですけども、もうこれでは多分この中にあります1者非公募のものは、これには該当しませんけど、2団体2者、そういうところは必ずどっちは採用、不採用、これが行っているんですね。これは議会議決を見ずして送っている。こんな議会軽視がありますか。

今回、議会構成で5名の新人の方々が市民のために、市政のために、いい方向で大きな抱負をもって当選されました。しょっぱなから議会軽視とはどういうことですか。明らかにこれは議会軽視ですよ。思われませんか、市長。ここで止めたら、もう3回目が終わりますから続けますけど。明らかにこれ議会軽視なんです。副市長、そうでしょう、でしょう。

執行部の皆さん、思わんですか。議員の皆さん方も明らかにこれは議会軽視そのもの。ですから、これを取り下げて再度出せば問題はありませぬよ。でない、議会軽視も甚だしいでしょう。市長自ら公印も押されて、こういうのを議会が議決する前に出しているんですよ。これをもらった団体の気持ちはどうなんですか。

頭からもう何も見ずして、残念ながら選出されませぬ、指定管理を否定しませぬのでと。したということは、完全にこれはもう議会は要らんちゅうことでしょう、そうでしょう。議会の要らない議決事項てありますか。そんな議会がどこにありますか。こんな議会ありませんよ、全国どこ見ても。もちろんこれはライブですから。

議会に対する侮辱ですよ。私としては、取り下げてもらいたい。そうすることによって選定委員も替わって、幾ら3月末日をもってとありますけど、全てが。きょうの提案理由も全て第244条の2第6項の規定に基づいて提案するものであります。提案する前に決まっているんですよ。こんなおかしい話がありますか。

29年でしたかね。それも議会の決算審査の認定も出ないうちに勇み足で出ましたですよ、指摘しましたよね。9月30日に決算審査の答えが出るのに、もうちゃん

と各自治会の会長宅には配付されていたんですよ。それと同じようなことですよ。それよりもっとひどい。こんな議会軽視がありますか。

何て答えたらいいいんでしょうかね。私たちも市民に説明することも恥ずかしいですよ。選ばれた議員ですよ、みんな、今回新たに。どうなさるつもりか分かりませんが、私としては、これはもう一旦取り下げて、臨時議会でも開いてやってもらったほうが公明正大と思いますよ。

今、私の言うたことに関して全て、市長、副市長、3名答えてください。

○市長（五位塚剛）

今回の指定管理に関わる議案について、今指摘がありましたように、議会の議決事項をありながら議会の決定をする前に、指定管理についての不採用という形での文書を出した。これについては、大変申し訳ないというふうに思っております。

ただ、流れといたしましては、当然、指定管理の審査委員会が決定をしておりますので、その通知の仕方は当然しなげりゃならないと思うんですけど、議決事項についての文書の中でのこのようなやり方については、当然、当局の落ち度だというふうに思っております。大変申し訳ありませんでした。

○副市長（八木達範）

今、市長が答弁をしたとおりでございまして、我々もちゃんと目が届かなかったということに対しましては、大変申し訳なく思っております。

以上です。

○副市長（大休寺拓夫）

指定通知につきましては、私のほうはちょっと関与はしていないんですけども、覚書を締結する以上、どうしても選定候補者の通知をすべきところを指定といったところだと思います。大変申し訳ございませんでした。

（「取り下げるんじゃないよね」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

議案を取り下げるというのは、非常に重みがあることだというふうに思います。この指定管理の仕方については、手順を踏んできましたけど、その結果の出し方については、今、陳謝したように本当に申し訳ないなと思っております。

この指定管理の決定、要するに何年から何年までの決定と市との契約書についての議決事項の後の通知は、必ずこれは議会が議決をした後に出すべきだというふうに思っております。そのような形でのやり方の通知をした、このことについては、本当に我々行政の落ち度だと思っておりますので、議会の皆さんたちが基本的な流れ的には、これは、もうこの指定管理をする、この審査委員会の中で決定をした結果ですので、これをまた最初からやり直すということはないだろうと思っておりますけど、

そのあたりのことを議会の皆さんたちが、別に取り下げなくてもいいよということをしてもらえば、そのように進めていきたいと思います。

ただ、全体の議会の議決として全体が取り下げなさいというふうに指示があれば、それは私たちも取り下げはいたしたいと思います。

○議長（久長登良男）

暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 1時32分
再開 午後 1時33分
————— . ——— . —————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案11件は、配付しております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

————— . ——— . —————
日程第20 議案第83号 指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）

○議長（久長登良男）

次に、日程第20、議案第83号、指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第20、議案第83号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市メセナ住吉交流センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、メセナ住吉交流センターの管理運営について、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、曾於市末吉町深川11051番地の1の株式会社メセナ末吉を指定管理者として指定したいので、提案するものです。

以上で、日程第20、議案第83号を説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑通告のありました渡辺利治議員の発言を許可します。

○17番（渡辺利治議員）

今回の件は、先ほど指定管理の中にありました中での一つの83号でございますが、これも同じく、今後の状況と委員会構成、選定基準、あと諸々の選定委員による結果の通知、それぞれを答えていただきたいと思っております。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、議案第83号のメセナ住吉交流センターの指定管理の指定についてということで、私のほうからは、1番目、2番目、3番目までをお答えしたいと思います。

まず、この指定管理者候補、指定管理の候補者でございます。株式会社メセナ末吉、代表取締役社長永山洋一氏でございます。

所在地につきましては、末吉町深川11051番地の1でございます。

会社の設立につきましては、平成16年7月14日に設立をされております。

従業員数は77名ですが、当該施設においては11名でございます。

会社の業務内容につきましては、施設の設備維持管理、利用料の徴収、そのほか、この会社につきましては、道の駅2施設、温泉2施設ということで、市の指定管理を受けているところでございます。

それから、公募の状況でございますが、このメセナ住吉交流センターにつきましては、平成19年から株式会社メセナ末吉に指定管理で運営をしていただいております。これまで特に問題なく、優良な管理を頂いておりますので、引き続き指定管理者として適任と判断をいたしまして、公の施設に係る指定管理者の指定手続に係る条例第5条によって、公募によらない候補者ということで決定をさせていただきました。

それから、3番目の指定管理者候補選定までの経過でございますが、平成19年からメセナ末吉が指定管理者と運営しております。これまでの実績、それから管理運営に精通しているということ、それから市の出資団体であるということでございます。

この経過でございますが、まず8月12日に選定について、非公募としてよいかという決裁を頂きまして、当日、メセナ末吉のほうに通知をいたしました。

それから、8月25日に申請書を受理いたしております。10月21日、選考委員会で決定を頂いて、11月2日に指定候補者という形で通知を出していただいているところでございます。

私については以上でございます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、メセナ住吉交流センターの件についてお答えいたします。

まず、3番目の指定管理者候補選定までの経過、財政課所管分でございますが、これにつきましては指定管理者の選定を行ってもらう指定管理施設課のほうに、8月2日の日に庁議でお願いをしているところでございます。

その後、今回、非公募という形で施設管理課のほうで決定をいたしましたので、10月21日、担当課より現状等の説明と質疑を行いまして、非公募として指定管理者の選定を行ったところでございます。

続きまして、指定管理者選定委員会の構成でございますが、この10月21日、このときには八木副市長を委員長としまして、大休寺副市長を副委員長、委員として教育長、総務課長、それから大隅支所長、財部支所長、その他の委員としまして保健福祉課長、農林振興課長、福祉課長、社会教育課長、財政課長の11名で行っております。

選定の理由につきましては、指定管理者の非公募施設については、曾於市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により選定を行ったところでございます。

それから、選定委員会における主な理由につきまして、この中では今現在の入浴者数、これがどういう状況になっているか。それから管理運営について、そして施設の今の現状についてという形で意見が出たところでございます。

指定管理選定委員会の結果の報告につきましては、10月21日に指定管理者の決定を行いましたので、その後、指定管理者の候補となる選定をした旨を通知をしているところでございます。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

これも非公募という形でございますので、該当者は結局、メセナ末吉ということになりましたが、これも公表はしないということですね。確認です。選定の結果の公表、通知はしても公表はしない。先ほどもそうなんですけど、公表はしないということでしょうか。

あわせてもう一点、今後は公表をする、そしてまた選定委員会も変えるという形での答えを頂いたわけなんですけど、この指定管理の委員の要綱を見ますと、第6条で、選定委員における審査結果は市民等に公表するものとするところとちゃんとうたっているんですね。それをしてないですね。なぜでしょうか。しなければならないとなっているわけなんですけど、公表するとなっているから。

以上、2点。

○財政課長（上鶴明人）

今の公表につきましてですが、選定基準の公表につきましては、指定管理者を、非公募ですので選定するか、しないかという形の決を採り、その中で過半数を占めたときには、一応そういう形で同意を得て、非選定の候補者として選定する旨の決定をしたところでございます。

先ほどありました公の施設の指定管理者選定委員会の設置要綱、これの第6条、市民等に公表するものとするとなっております。選定委員における審査結果はとなっております。これにつきましては、今現在も行っておりません。先ほど議員から言われたように行うとなっております。ただ今現在では、この議会の議決を持ったときには公表等行っておりますが、今ありました指摘につきましては、十分これから公表に心がけたいと思っております。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

指定管理については、合併後、全国的に法律ができて、曾於市の場合も、ある意味で試行錯誤を得ながら現在に至っているものと思っており、私も問題点の改善を含めて、提起を申し上げながら、先ほどの覚書をはじめとして、これまで改善をしていただいた経過があります。そうした、今後もさらに改善すべき点は改善すべき立場で、何項目か質問いたします。

最初の質問は、メセナ末吉の役員構成と業務の領域について説明してください。

2点目は、メセナ住吉交流センターの経営状況、これは指定管理を募集する中で、決算書あるいは事業計画書並びに収支計画書の提出が義務づけられておりますので、それをごく簡単でいいですから、経営状況について、令和2年度、本年3年度、経過途中でありますけれども、手短かに、経営状況はどうであるか。特にコロナ禍の下で厳しい環境だと思いますけれども、報告してください。

それから3点目は、指定管理料が利用料金総額の95%となっております。95%というのは経験的に95%がほぼ妥当じゃないかといった数字だと思うんですけども、95%と今回もした理由について説明してください。

一方におきまして、これまで議会にも報告ありましたけれども、コロナ禍の下で経営環境が厳しくなっておりますが、運用上の支障については、3条2項、3項で適用されているのかどうか。今回も、その点で、くどいようでありますけど、95%で妥当な線であるのか、説明してください。

次に、選考委員会に関連いたしまして、メセナ住吉の指定管理の選考委員会も10

月21日に行われたと受け止めておりますが、関連いたしまして、プレゼンテーションは行ったのかどうか、これも報告してください。

といいますのは、もう一つ、質問してから質問いたしますが、非公募であっても、指定管理の候補者の評価表で評価をしなかったと思うんですが、なぜしなかったのか。評価すべき、非公募であっても評価をして、はっきりよい点、あるいは問題点、改善点をはっきりさせて、そして議会にも質問があったら公表、答弁できる。特に指定管理を受ける団体には、こういった点で評価できる点、あるいは改善を求める点が意見があったということを伝える意味でも、今後に生かす意味でも、評価表に基づく評価をすべきだったとも思うんですが、これしてないのかどうかの質問でございます。

1回目は以上であります。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、私のほうから、役員の構成でございます。メセナ末吉の役員の構成につきましては、取締役が市長の五位塚剛氏、それから山口博美氏、立元龍美氏、狩長嘉博氏、平川忠幸氏、永山洋一氏ということになっております。

それから、業務の内容でございますが、この温泉施設の維持管理、それから入浴料の徴収、利用料の徴収といったことが主な業務の内容になっております。

それから、経営の状況でございます。先般、全員協議会でも御報告を申し上げたところではございます。平成30年から申し上げますと、収入、利用者と収入額でいきますが、平成30年が20万7,151名の利用で7,330万6,060円でございます。

それから、令和元年度、利用者が20万4,153名、収入額が7,262万9,930円、令和2年度、コロナ禍になりまして利用者が激減いたしました。13万4,999名ということで、収入額が4,179万500円ということで、収支でいきますと、令和元年度がマイナスの298万6,126円、それから令和2年度が828万8,722円ということで、2年連続で赤字の決算ということになっているところでございますが、現在までの繰越剰余金をまだ抱えておまして、繰越剰余金が6,046万5,556円ということになっているところでございます。

今回、この95%を収受して指定管理料とするということに協議をいたしましたところ、令和3年度、回復の兆しが見えてきているので、この契約でよいということで、相手方とも協議をしたところでございます。

ちなみに、今、令和3年度の利用者の数でございますが、しばらくお待ちください。10月末現在で今集計を上げておりますが、昨年と比較をしまして、収入金額で344万7,680円の増額、昨年の同期の収入額と比べて、それだけは上がってきているという状況でございます。残り5か月でどれだけ入浴客が戻ってくるかというところ

ろではございますが、指定管理候補者のほうでは、95%という形でよいということで合意をいたしております。

ただ令和2年度におきましては、御存じのとおり赤字決算でございましたので、宿泊分相当分の1,100万円ということで、指定管理料をお支払いしているような状況でございます。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

選考委員会の件についてでございます。この指定管理者の選定委員会につきましては、10月21日に実施したところでございます。プレゼンテーションを行ったのかということでございましたが、この席ではプレゼンテーションは行っておりません。

また、6番目でしたが、非公募であっても評価をすべきではないかということでございました。これまで従来は協議により事業者を決定しておりましたが、先ほど議員からあったとおり、評価を行っていてもいいのではないかなと思っております。これも内部で協議して、今後検討していきたいと考えております。

○19番（徳峰一成議員）

農林振興課長の答弁では、95%としても、基本的には繰越剰余金が当時の段階で6,000万円からあるということで、課長、これを一応赤字分に回しているということでもありますよね。あわせて、令和2年度の、昨年度の1,100万円の指定管理料も、これを含めた総体の中で1,100万円を一応支払っているということでもありますよね。

令和3年度、今後は令和4年度以降の向こう5年間の95%であるんですよ。コロナ禍のここ一、二年、二、三年の範囲だけじゃなくて、今後向こう5年間の指定管理料でありますから、当然そうした5年間の経営環境も視野に入れながら、基本となる指定管理料の95%は設定すべきであると当然言えます。

ですから、くどいようでありますけど、95%というのでいいのですかという、そうした質問なんです。これは農林振興課長だけじゃなくて、大休寺副市長でも答弁していただきたいと思えます。

ここ一、二年間の経営環境と同時に、指定管理は5年間の指定管理でありますので、5年間の視野に入れた、指定管理料を含めた契約の締結が大事じゃないかと思っておりますので、一応答弁を、あるいは市の基本的な考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

それから、プレゼンテーションをしていないということではありますが、今後の課題として、これは非公募でもすべきじゃないでしょうか。そうでないと一方通行的な、一応議会の議決を経た後の通知になって、これを請け負う指定管理団体が市から見て、場合によっては議会から見て、どういった点で、いい点はいいい、しかし、

改善点はこういった改善点が必要であるということで、特に評価表に基づいて、細かい規定がありますので、これを参考にして、今後の運営に生かしていただくという意味でも、これは市だけじゃなくて、管理を請け負う団体にとっても、これはいいことだと思っんです。

そうした意味でプレゼンテーションを行う。さらに、評価表に基づく採点をしていただくというのが、今後大事じゃないかと思います。2回、財政課長の答弁で前向きな答弁がありましたけど、これはしっかりと答弁をしていただきたいと思います。

あと指定管理の評価表についても、常に見直し、見直しが必要じゃないかと思っております。先ほどの渡辺議員の通知については、これは勇み足といいますか、当然丁寧に、漏れた団体に対しても通知をするのは、これは当然、当たり前のことでありますけども、一言添えておきたいと思っております。答弁してください。

○副市長（大休寺拓夫）

この95%の考え方なんですが、先ほど農林振興課長が申し上げましたとおり、11月末で340万円ほどの、去年より比べると上がっているという状況。

あと今まで1回も指定管理料というものは、発生はしてなかったんですが、令和2年度の赤字分といいますか、減収分が3,000万円ほどありましたので、その分の1,000万円を手当てさせていただいたということ。

あと先ほど申し上げた繰越剰余金、こちらが6,000万円ほどあるということで、これはメセナ交流センターだけの繰越しでございますので、あと道の駅とか、法人としては連結決算をしていますから、そちらのほうの剰余金もあるということで、コロナの収束がどうなるか分かりませんが、今の状況で収束を、収束といいますか、やっていけばこの経営状態では乗り切れるという、向こうの社長の御意見でもありましたので、もしこれが第6波とか、またひどい状況になれば、その都度、また議会のほうにお願いしないといけないと思っております。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

先ほどありましたプレゼンテーションについてでございます。非公募の団体については、これまでは実施しておりませんでしたが、今議員からありましたとおり、今後実施していきたいと考えております。

また、評価表につきましては、以前のものと比べると少しずつは変化しておりますが、そのときの重要視する視点とか、そういうのがございます。そういったものを加味しながら、今後も改善を加えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第83号は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時08分
————— . ——— . —————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 議案第90号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第21、議案第90号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第21、議案第90号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に5億3,715万6,000円を追加し、総額を288億8,676万2,000円とするものです。

第2条は、継続費の補正であり、6ページの第2表のとおり、庁舎整備事業について、年割額を変更しております。

第3条は、繰越明許費の補正であり、7ページの第3表のとおり、現年発生農地・農業用施設災害復旧費について、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めています。

第4条は、債務負担行為の補正であり、8ページの第4表のとおり、財部交流館指定管理料ほか5件について、期間及び限度額を定めています。

第5条は、地方債の補正であり、9ページの第5表のとおり、庁舎増改築事業ほか1件について、限度額を変更しております。

それでは、予算の概要を配付しました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明をいたしますと、分担金及び負担金は、衛生費負担金の健康診査負担金を1,065万円減額しております。

国庫支出金は、衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金を8,805万5,000円、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を3,544万2,000円をそれぞれ追加するものが主なものです。

県支出金は、農林水産業費県補助金の活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金を1,816万6,000円追加し、農業・農村活性化推進施設等整備事業費補助金を480万円減額するものが主なものです。

繰入金は、財政調整基金繰入金を2億9,746万2,000円追加するものが主なものです。

市債は、総務債の庁舎増改築事業を8,310万円追加するものが主なものです。

歳出については、本庁舎増築発電機設置工事等の追加により庁舎整備事業を8,318万4,000円、ワクチン接種委託料の追加により新型コロナウイルス感染症対策事業を1億250万2,000円、中小企業者事業継続支援金等の追加により市単独持続化給付金事業第3期を1億3,530万1,000円それぞれ追加し、健康診査等委託料等の減額等により健康増進事業を1,945万7,000円、橋梁改修工事等の減額により農業・農村活性化推進施設等整備事業を1,230万円、それぞれ減額するものが主なものです。

以上で、日程第21、議案第90号を説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時15分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました今鶴治信議員の発言を許可します。

○11番（今鶴治信議員）

私は5点について質問いたします。

35ページの防災会議委員報酬について、委員は何人か。年に何回開催予定であったか伺います。

58ページの児童福祉費国・県への還付金について質問いたします。

実績に伴う還付金であると思いますが、実人数にして影響の人数は何人だったのか伺います。

62ページの生活保護国還付金について質問いたします。

これも同じように、令和2年よりも金額は増えていると思われませんが、これも実績に伴うことであると思いますが、人数的、把握していたら質問いたします。

71ページの健康診査等委託料について質問いたします。

コロナに伴って、予定されておったんですが、できなかったということでありまして、いろいろな検査が、特定健診はほかの医療機関でできると思うんですけど、エコーとか、いろいろ肝炎とか、1年検査をしないと健康的に手後れとかなる場合もあると思いますが、これは民間の医療機関では受けられないのかどうか伺います。

そして、72ページのワクチン接種委託料について質問いたします。

現在までの曾於市の接種率はどのぐらいになっているのか伺います。

また、国のほうで進めていかれるんでしょうけど、12歳以下のワクチン接種について、曾於市のほうの考えは、今回のに含まれているのかどうか伺います。

それとまた、3回目の接種が話題となっておりますが、曾於市でも医療関係者とかは始まっていくのか、この中に入っているのか伺います。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、防災会議委員につきましてお答えをいたします。

人数でございますが、この条例上は35人以内というふうに規定されておきまして、現在の委員数は32名でございます。

年に何回かということですが、通常出水期前、5月末、あるいは6月初めに年1回開催するのが通常でございます。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、58ページになりますが、今回の児童福祉費国・県還付金についてお答えしたいと思います。

今回、全体で5,193万6,000円の還付ということで、令和2年度の国・県への還付金となっているところでございますが、それぞれの事業におきまして、人数では把握はできていないところでございますが、これにつきましては年間のそれぞれの事

業で、扶助費という形で出しているところでございます。その積み上げによりまして、先ほど議員が申し上げましたとおり、実績報告に基づいて支払いをした後の残り分について、国に返還するという形を取っているところでございます。

続きまして、62ページでございますが、生活保護国還付金についてお答えしたいと思います。

今回、生活保護費の令和2年度の還付金ということで8,270万円、お願いをしているところでございますが、生活保護につきましても、それぞれの扶助費で、年間の扶助費で今回、実績に基づいて返還するところでございますが、生活保護につきましては、保護者世帯が減少しているということで、当初297世帯から、平均でございますが、268世帯へ減ったということが大きな影響で、今回生活保護費の国の還付になっているところでございます。

以上です。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、71ページの健康診査等委託料についての、個別接種が中止になったものはできないのかというような質問であったかと思いますが、腹部超音波検診、肝炎ウイルス検診、前立腺検診については、市内の医療機関での個別接種は契約はしておりませんのでできません。

ただ肺がん検診については、中止する前の7月に既に実施済みでございます。あと大腸がん検診についても、11月に実施しているところです。そのほか胃がん検診については、市内の医療機関で個別接種ができるというふうになっているところです。

あと72ページのワクチン接種の委託料についてですけれども、まず接種率でございます。

昨日現在、12月7日現在ですけれども、12歳以上の対象者で1回目の接種、88.41%でございます。2回目の接種率87.25%となっているところです。

あとこの予算に、12歳以下の幼児も含まれるのかということでございますが、この予算に含んでおります。

あと3回目接種については、いつから入るのかということですが、これも入っているのかということでしたけれども、この予算で3回目の接種をする予定でございます。

ちなみに、曾於市内のまず医療従事者からになりますけれども、開始が12月13日からと、今のところ計画しているところです。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

防災会議の報酬でございましたが、梅雨に入る前に例年なら行っているということで、今回はそのとき開けなかった。また、水害等も、今年あまり発生しなかったということもございますが、防災会議でありますので、梅雨に入る前にされるというのが通常だということで理解したところでありますが、防災的なものがあるんだったら、今コロナが収まった時期でもできるんじゃないかと思ったところで、質問したところでございました。35人以内、32人ということで、消防団長関係の人が委員であるのかどうか伺います。

それと、生活保護世帯の減少による国の還付金だという説明でございましたが、説明によりますと29世帯が減少されたということで、生活保護、所得等が確保できるようになったための減少か、また亡くなったりして、生活保護受給者が、いろいろ理由もあるんでしょうけど、どういう要因が、29世帯が減ったという中に入っているのか伺います。

健康診断につきましては、費用もかかるということで、契約していないということで、胃がん、大腸がんはこの中でも実施されたということで、致し方のないことでございますが、来年度は行えることと思っております。

ワクチン接種につきましては、ただいまの説明でよく分かったところでございますが、生きいき健康センターでの集団接種が行われてきたんですが、今回も生きいき健康センターで集団接種が主なものか、また民間の医療機関も含めて、この中に入っているのかどうか伺います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

先ほど少し答弁に漏れがあったのかなというふうに思いますが、防災会議自体は開催しませんでしたけれども、6月1日付で書面開催というところで、市の防災計画書の内容の変更等につきまして、書面でお受けいたしまして、全会一致で議決を頂いたところでございます。

あと消防団関係でございますけれども、曾於市消防団の全体の団長お1人、あと消防団ではございませんが、大隅曾於地区消防組合の曾於消防署の署長の2名が消防関係では入っているところでございます。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、生活保護の関係をお答えしたいと思います。

先ほど言いましたように、世帯数が減ったということが大きな要因でございますが、その中で特に高齢者世帯でございますが、死亡と、あとその他の収入ということで、ここの分が17世帯ですか、一番大きく減っている状況でございます。

以上です。

○保健課長（櫻木孝一）

まず、特定健診についてですけれども、令和4年度は計画どおりやるかということでしたけれども、一応今のところ、4月に計画をしているところです。コロナの影響等で中止にならなければ、予定どおり、4月に実施したいというふうに思っているところです。

あと生きいき健康センターでの集団接種をということでしたけれども、11月26日に市内の医療機関とワクチン接種体制の検討会を開催しました。

その中で、今回、市のほうにコロナのワクチンがファイザー社製とモデルナ社製、2通りのワクチンが来ることになっております。これは希望してなくてもモデルナは来るということになりまして、どうしようかということで、医療機関と協議した結果、個別接種については医療機関でファイザー製を使ってやっていくと。集団接種についてはモデルナでやっていくというような形で協議をしたところでございます。

その後、医療機関のほうで、モデルナでもやっていけるよという医療機関があれば、そちらのほうでも個別接種でモデルナを利用していくというような形で協議をしたところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

ワクチンについて、もう一点だけお伺いいたします。

ファイザー社とモデルナ社で集団と個別接種を分けているということですが、12歳以下の接種も、今度のこれに含まれるということですが、対象者はどのぐらい、まだ残っているのか。

それと、3回目の接種であります。ワクチンの確保が前提となると思いますが、数値等は順次、8か月、6か月とかいろいろ、国のほうでも早めにとか話があるところですが、通知等は1回目、2回目と同じように、それぞれに保健課のほうから通知が行くのかどうか伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

まず、15歳から11歳の人数でございますけれども、市内で約1,800名の方が対象になるようでございます。

あと通知のやり方ですけども、1回目、2回目と同様、個別に8か月经過後という形になりますので、接種が今のところですね。そういう形で、8か月になる前後に到着するような形で、個別に接種券を発送する予定でございます。

○議長（久長登良男）

次に、渡辺利治議員の発言を許可します。

○17番（渡辺利治議員）

一般質問を出しております関係上、簡単に質疑させていただきます。

サツマイモの基腐病の対策ですけど、事業概要の1、支出の根拠を見ますと、曾於市補助金等交付規則、曾於市農林水産業及び商工業等に係る補助金交付要綱、後ろに（案）、この案は新たな項目の設定であるのか。それともまた今回、新たにこういう補助せにやらんちゅうことが発生したか。発生したので、ここを（案）で提案したのか。これと似たものが商工観光課と保健課にもあるんですけど、多分、新しくなったからだと思っていますけど、この見解をお伺いいたします。

それと、委員会審査は一般質問の後でやりますので、1点だけまた市長の考えを伺います。10a当たり、今回3,000円の補助金を出すことに提案されておりますが、この補助金に対する市長の考えと、その根拠はどこにあるのかを伺います。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、私のほうから、議案第90号、サツマイモ基腐病対策についてということで、支出の根拠のところでございますが、これにつきましては、御質問のとおり、委員会説明資料の曾於市さつまいも経営継続緊急支援事業補助金交付要綱、これについての案ということでございまして、これにつきましては地方自治法の222条の2項で、必要な予算上の措置が的確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならないという規定の中で、今回新たに補助金として予算を伴う要綱であるために、案と付しているところでございます。

それから、3,000円の根拠のほうでございます。これにつきましては、基腐病に効果のあります、いわゆる薬剤、銅剤と、それから予防殺菌剤でございます。これの試算をいたしましたところ、10a当たり、約1万円ほどかかる計算になります。そういった形で、1万円かかる分の3分の1以内相当分という考え方で、今回10a当たり3,000円ということで計上をさせていただいているところでございます。

面積につきましては、令和2年産の面積の1,140haに掛けてございますので、3,420万円という形になっているところでございます。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今回のサツマイモの基腐病については、農家の方々、大変心配しておりますが、少しでも支援をしようということで、このような形となっております。担当課長が答弁したとおりでございます。

○17番（渡辺利治議員）

いつ、いかなる病気が発生するか、いろいろなものが予測されないときがあるときに、こうしてちゃんと補助をしてくれる。そういう案を出したということは非常にありがたいわけであります。これを新たな款項目の中での取決めじゃなくして、そうして持っていくという考えはないんですか、特定して。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

現在、基腐病に関しましては、まだ全ての原因が究明されていないという状況でございます。そして、県、国、市町村をはじめ、JAを含めて、いろんな取組を今している段階でございます。

今後、どのような予算が必要なのか。どういった取組が必要なのか。そういった部分がまだ十分見えてきておりません。今、種芋の消毒の試験等もやっておりますけれども、これに対して次年度、県のほうでも予算組まれておりますので、そういった部分のはっきり見えた段階で、特定した項目というのが必要になったときには検討していきたいというふうに考えております。

○議長（久長登良男）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

質問の第1点は、7ページの2億9,746万2,000円、財調です。補正の9号でも出しておりますので、9号まで含めた財調が20億円になりますが、これは財政当局としては、ほぼ本年度の財調に対する想定見込みの範囲内というふうに理解していいのか、確認方々の質問であります。

2点目は、43ページの庁舎整備事業の8,318万4,000円、前倒しの予算と受けておりますけれども、内容を含めて説明してください。

3点目は、75ページの、今ほど、渡辺議員も質問がありました。これも私も一般質問で質問予定いたしておりますので、この3,441万6,000円に限って、絞って質問いたします。

今年のサツマイモの曾於市の植付け面積、それから現段階で一応考えられる被害面積です。被害面積の中での、特に10a当たりの平均的な被害額は幾らになっているかでございます。3,000円の根拠については、先ほど課長が答弁がありましたので、よろしいです。それと3,441万6,000円の財源についても、一応確認方々質問、答弁してください。

次に、対象者は、例えば要綱では、市内の農家ってなっておりますが、例えば一例として、後継者が市外に住んでいる方も幾らかおりますけれども、そうした人は対象外となっているのか。これも質問でございます。

あとこれは販売面積だけじゃなくて、自家用を含めた、一応サツマイモの植付け面積というふうに、補助対象としては理解したいと思うんですが、そのように解釈していいのかの質問であります。

次に、最後に、附則の項目で、3月31日限り、効力を失効するとありますけども、これは令和4年度だけの事業であるのか。継続的な、一応施策としては考えていないのかの質問であります。

次に、84ページのふるさと寄附金事業の1,170万2,000円でございます。事業内容について一言。

2点目は、本年度の寄附金の状況について説明してください。お聞きいたしますと、昨年より若干遅れている、少ないというふうに聞いておりますが、報告してください。

3点目、一番大事な、今月12月、12月の、もう既に1週間たちますけれども、今後の見通しについて、一応状況を含めて、寄附金状況を含めて答えてください。

次に、85ページのコロナ給付金1,170万2,000円、これは9月議会に続いて2回目の、県を窓口とする、国が8割、県、市がそれぞれ1割の負担の給付金であります。その内容についても、一応答弁してください。

最後に、86ページの1億3,530万1,000円、コロナ給付金事業の3回目、これが今回の8号補正の一番金額的にも大きく、また五位塚市政にとっても目玉的な施策であります。

私も9月議会の一般質問でも、コロナ対策の継続性という点で、問題提起を含めて質問した経過があり、率直に評価したいと思います。その内容と今後の事業の施策の取組について答えてください。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、財政調整基金の関係でございます。

今回、8号補正予算におきまして2億9,746万2,000円の繰入れを行っているところでございます。

昨年、前年同期の末残高が13億2,701万2,000円であったことから、現時点における、昨年同期と比較しますと7億2,000万円ほど多いという形になっております。

今後、財政調整基金につきましては、3月における予算におきまして、繰入金金の繰戻し、それから新規の積立て、そういったものを特別交付税、そういったものを財源にしながら充てていきたいと考えているところでございます。

それにつきましては以上でございます。

続きまして、43ページ、8,318万4,000円についてでございます。今回の補正予算

は、本庁舎増築、液状化対策工事設計業務委託料、これを176万円、災害対策総合システム設置業務委託料、これを3,097万9,000円、それと本庁舎の増築、発電設置工事5,044万5,000円を追加したところでございます。

液状化対策工事設計業務につきましては、令和2年度に実施しました地質調査の結果を受けまして、増築庁舎の周辺の液状化対策を行うための設計でございます。

災害対策総合システム設置業務委託料につきましては、災害時に迅速な状況把握と意思決定が可能となるように、河川監視カメラの設置と気象情報や市内の被災状況等を表示できるシステムを整備するものでございます。

発電機設置工事につきましては、大規模災害時に業務が停止しないように、特定の場所において、連続72時間の通電ができるような非常用の発電機を設置するものでございます。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、私のほうから、カンショの基腐病対策についてお答えいたします。

まず、植付け面積でございます。植付け面積につきましては、想定しているのが1,140haを想定いたしております。

それから、被害の面積ということでございました。11月現在で取りまとめたものが、軽微な被害と、あと甚大な被害までございますが、全部、少しでも被害があるというところに関しましては1,036haあるようでございます。

それから、10a当たりの被害額ということでございますが、平均いたしますと2万8,000円ぐらいになるのではないかというふうに試算をしているところでございます。

それから、対象者でございます。対象者につきましては、私どものほうで調査をしましたところ、約1,300名はいらっしゃるんじゃないかというふうに思っております。これは自家用まで含めてということでございます。

あとこれが3月までで失効するという要綱案でございますが、これにつきましては、この防除薬の助成に関しましては、この3月で失効するというふうにしておりますが、先ほど申しましたとおり、今後、どういった対策が必要なのか、どういった、市のほうでの予算を組んで対応策ができるのかという部分がございますので、また新たな予算項目で出てくるということでございます。もしこの防除薬の助成が続けてほしいという要望が上がってくれば、またこういった形でも取組をしたいというふうに考えております。

財源につきましては、すみません、財政課長のほうからお願いしたいと思っております。

○財政課長（上鶴明人）

今ありましたサツマイモの経営継続緊急支援事業補助金でございますが、これにつきましては、財源につきましては一般財源を入れておりますが、その他のほうで、しばらくお待ちください。

大変申し訳ございませんでした。申し訳ございません。私のほうで確認が遅れました。申し訳ございません。

今回の補正予算におきまして、基金繰入れで思いやりふるさと基金、これがその他の基金の充当事業で、補正予算で減額しておるところがございました。のうち、思いやりふるさと基金が当たっている部分を2,330万円充当をしております。それと先ほど申しました一般財源でございます。

以上です。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、先ほどの件につきまして、まず思いやりふるさと寄附金推進事業についてお答えいたします。

直近の状況といたしまして、令和3年11月末現在ということで、寄附金額といたしまして約9億2,800万円であります。昨年と同時期、昨年の11月末現在と比較いたしますと1億6,816万円ほどの減であります。また令和元年度との比較、同時期、11月末と比較いたしますと1億451万円の増とはなっております。

12月末が一番基金の金額的に、毎年多額の寄附を頂くわけですが、直近でいきますと12月7日現在となりますけども、寄附金の総額が10億2,134万円あります。12月に入りまして1週間たちましたけども、1週間の寄附額が9,270万円ほどになっておるところであります。

今後の見込みということでありますが、先ほども述べましたとおり、12月が一番寄附を頂くところですので、今後、多額の寄附を待っているということであります。

続きまして、85ページになります。まん延防止等に関わります、重点措置に係る飲食店への時短要請の協力金につきましてであります。

まず、時短要請につきましては、1回目が8月20日から9月12日までの1回目でありました。先ほど議員から述べられたとおり、9月に補正をお願いしているところでありました。今回、9月13日から9月30日までの間、また鹿児島県にまん延防止ということで、期間が延長されましたので、その分につきましては市の協力金の負担金1割部分を今回計上したところでありました。

続きまして、85ページになります。今回、市の単独の、市単独持続化給付事業ということで、第3期になります。今回につきましては、今まで1回、2回と行ってきたわけですが、どうしてもコロナ禍において、まだ中小企業の商工業の皆様につきましては、非常に苦しい状況が続いているということでありますので、そこ

に勘案いたしまして、今回またお願いするところであります。

事業内容といたしましては、金額的には補正予算をお願いしておりますが、1億3,530万1,000円となっております。内訳といたしまして、飲食店、貸切りバス、タクシー、運転代行業の方々につきましては、減収率20%以上で30万円、一律30万円と。それ以外の方につきましては、20%の減収率で20万円ということになっております。少々お待ちください。すみません。

1回目、2回目、3回目のところと変わったところはどこかということで、通告にもありましたのでお答えいたしますと、今回につきましては、1回目で、1回、2回目の中の要件の中でありました、にはなかったんですが、曾於市内に飲食店もしくは事務所等がある、店舗がある個人の方、曾於市外の住所のある方についても、曾於市で営業活動されている分については、曾於市に恩恵があるということで、その分を新たに加えているところであります。

住所要件等につきましても、また今までどおりのとおり、第2期と同等になっております。

それと大きく変わったところでいいますと、あと2点ほどあるんですが、売上げが、税金の申告等によって売上げが、事業収入の売上げなんです、これが100万円以上というのを1回、2回まで設定しておりました。今回につきましては、この100万円というのを撤廃いたしました。そこが大きく違うところあります。

それと第2期におきまして、期間のうち前年度と比べて合計金額が、売上げが上がっていた場合は対象外となっていたわけですが、それにつきましても今回、そのような比較はせずに、それは撤廃いたしております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

ただいま商工観光課長が答弁がありました、本当シンプルというか、すっきりした形で3回目になっておまして、これは率直に評価したいと思います。いいことだと思っております。

1点だけ財政課長に、ふるさと寄附金について質問いたします。

これは財政課長にです。曾於市の財政運営は本年度も、令和3年度もそうですけれども、大きくふるさと基金に頼っております。依存いたしております。ある面では、これまでも本会議で申し上げましたが、非常に不安定要素を、ほかの収入に比べて、抱えたままのふるさと寄附金事業であります、ですから私も非常にこれは注意深く見ておりますが、12月にどれだけ入るか、あるいは予想外に入るか否かによりますけれども、2億円、3億円違っただけで、大きく今後の財政運営にも影響を与えますが、これは12月の末をもって、一応財政当局としては、基本的には

一応判断をするのかどうか。

私以上に、もちろん、市長、副市長、財政課長は注意深く見ていると思うんですが、財政課長の現段階でのふるさと寄附金の本年度の収入等について、財政的な観点からどのような受け止め方をしているか、一言意見を出してください。答弁してください。

○財政課長（上鶴明人）

今、徳峰議員からありましたとおり、この思いやりふるさと基金、これは曾於市にとって大変大きな財産、財源でございます。令和3年度におきましても、当初予算で19億円、これを51事業という形で事業を行っております。

そうしたときに、今回、今ありましたとおり、若干、今、昨年からすると少ないような形ではございますが、これからの動向を見ながら、当初予算の段階では19億円、この繰入れと、18億円の寄附金、これを計算して18億円の寄附金額を予算の中に入れております。また、それに対しましての返戻金、そういったものも入れております。

今後、ここが大きく変わった段階で、12月過ぎた段階で三役、市長をはじめ両副市長に相談をしながら、新たにまた予算措置をする必要があるのかどうかを検討しながら、そして、これが令和4年度の当初予算に大きく影響してまいってくるものと感じております。

ですから、我々としても、財政当局としても、この数字については慎重に見守りながら、令和4年度予算に向けても検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第90号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第91号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

日程第23 議案第92号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について

日程第24 議案第93号 令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第22、議案第91号、令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから、日程第24、議案第93号、令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第22、議案第91号から日程第24、議案第93号まで一括して説明をいたします。

日程第22、議案第91号、令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に8,664万7,000円を追加し、総額を57億2,769万円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、6ページをお開きください。

今回の補正は、普通交付金返還金の追加等によるもので、歳入については、繰入金の財政安定化支援事業繰入金を605万6,000円、繰越金を7,952万9,000円をそれぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、諸支出金の保険給付費等交付金償還金を2,724万1,000円、予備費を5,494万8,000円、それぞれ追加するものが主なものです。

次に、日程第23、議案第92号、令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に103万8,000円を追加し、総額を6億1,937万5,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、7ページをお開きください。

今回の補正は、後期高齢者医療保険料の追加によるもので、歳入については、繰越金を103万8,000円、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金を103万8,000円、それぞれ追加しております。

次に、日程第24、議案第93号、令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に422万4,000円を追加し、総額を59億2,257万5,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、8ページをお開きください。

今回の補正は、予備費等の追加によるもので、歳入については、一般会計繰入金
を62万3,000円、繰越金を360万1,000円、それぞれ追加しております。

歳出については、認定審査事務費負担金を61万3,000円、予備費を360万1,000円、
それぞれ追加するものが主なものです。

以上で、日程第22、議案91号から日程第24、議案第93号まで一括して説明をいた
しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表の
とおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第25 議案第94号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第
2号）について

日程第26 議案第96号 令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第27 議案第97号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）に
ついて

○議長（久長登良男）

次に、日程第25、議案第94号、令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正
予算（第2号）についてから、日程第27、議案第97号、令和3年度曾於市公共下水
道事業会計補正予算（第2号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第25、議案第94号から日程第27、議案第97号まで一括して説明をいたします。
日程第25、議案第94号、令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算
（第2号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から5,000円を減額し、総額を1億1,341万5,000

円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、9ページをお開きください。

今回の補正は、繰越金確定によるものと、新型コロナウイルス感染症による説明会等の中止によるもので、歳入については、繰入金を215万1,000円減額し、繰越金を214万6,000円追加しております。

歳出については、施設整備費を3,000円減額するものが主なものです。

次に、日程第26、議案第96号、令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の19ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正であり、水道事業収益既決予算額に457万8,000円を追加し、予定額を5億9,043万7,000円、水道事業費用既決予定額に303万円を追加し、予定額を5億6,848万9,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、10ページをお開きください。

今回の補正予算は、収益的収入については、雑収益を457万8,000円追加しております。収益的支出については、原水及び浄水費を300万円、配水及び給水費を3万円追加しております。

次に、日程第27、議案第97号、令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の21ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、下水道事業費用既決予定額に4万円を追加し、予定額を2億2,963万5,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、11ページをお開きください。

今回の補正予算は、収益的支出について、総係費を4万円追加しております。

以上で、日程第25、議案第94号から日程第27、議案第97号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表の

とおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第28 議案第98号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第28、議案第98号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第28、議案第98号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に2億4,406万5,000円を追加し、総額を291億3,082万7,000円とするものです。

それでは、予算の概要を説明いたしますので、一般会計補正予算に関する説明書の8ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明いたしますと、国庫支出金は、民生費国庫補助金の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を1億9,881万3,000円、繰入金は、財政調整による財政調整基金繰入金を4,525万2,000円、それぞれ追加しております。

説明書の9ページをお開きください。

歳出については、令和3年度子育て世帯へ臨時特別給付となる先行給付金の追加により、子育て世帯への臨時特別給付先行給付金支給事業を2億4,406万5,000円追加しております。

以上で、日程第28、議案第98号の説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

4項目いたします。

要綱の第2条の中で、一般支給対象者ってありますけども、一般支給対象者の考え方について、捉え方について説明してください。

質問の2点目は、要綱の中の第4条です。第4条では、市は一般支給対象者に対し、子育て世帯等臨時特別支援事業の支給の申込みを行うということで、日本語としてこれ変則的というか、理解し難い内容なんです。市は一般支給対象者に対し支

援事業の支給の申込みを行うって、これはどういった意味合いなのか、説明してください。

質問の3点目、全協でも説明がありましたけども、財調の4,525万2,000円は、高校生を対象としたということで、基本的には政府の支援事業というのは、中学3年生相当までを、義務教育課程までを対象としているのか。高校生については、市単独の事業ということで捉えていいのか。あわせて、県内の市町村の場合はどうであるのか、答弁してください。

最後に、問題となる2回目の支給について、クーポン券、現金支給、ありますけども、現金支給すべきというのは、当局も私たち議員も同じ考え方だと思うんです。別に法律上の制約はないわけでありますので、ここでははっきりと、2回目について曾於市の場合は現金支給ということで、議会を通して市民に明らかにしたほうがいいんじゃないかと思うんです。

ニュースでも、昨日の夕方も、群馬県の太田市長も現金支給ということを明言しておりますけども、明言した上で対応したほうがいいんじゃないかと思っておりますけども、市長の考え方を聞かせてください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今回の国からの支援については、現金50%、あとクーポン及び、それぞれの考え方で自由にさせるという話でありましたので、非常に私たちも困っておりました。現金に全部したほうが実務的にも、また非常に分かりやすいですので、そのような形でやりたいというふうに思っております。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、要綱の関係でございますが、第2条の（2）の支給対象者というところでございますが、これにつきましては、別表のほうになっているところでございます。

別表7ページになるかと思いますが、そこに（1）子育て世帯臨時特別支給事業以下というふうにございますが、まず1点目が、令和3年9月分のほうによる児童手当を受けた人たちというのが、まず1つ目でございます。

2つ目が、そこから2行目下になりますが、高校生を養育している者であって児童手当の本則給付相当の受給者である者、並びにそれに準ずる者という、2つ目でございます。

3つ目が、その後でございますが、令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当受給者という、この3つ、3項目でございますが、この方々が先ほど言いま

した支給対象者になるということでございます。

あと第4条でございますが、市は一般支給対象者に対し、子育て世帯臨時特別給付金事業の支給の申込みを行うということでございますが、今ありました、この児童手当をもらっている方々、あと高校生を養育している方々、あと令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当の受給者ということでございます。

この中で、本来ならここにありますように、児童手当をもらっている方々につきましては、この児童手当の仕組みを活用するというのが国のほうから来ております。

あと高校生につきましては、どうしても児童手当を受給しておりませんので、この方々、あと来年の4年の3月31日までに生まれる子供たちの受給者の方々については、申込みを取って、中で審査をして、給付をするというような形でございますので、一応児童手当の仕組みを活用する15歳以下の方々については、申込みは一応考えてはおりませんが、その他の高校生、新生児の方々については、申込みをしていただくような形になるかというふうに考えております。

先ほどありました財源でございますが、今回、国が出しています要綱では、ゼロ歳から高校3年生相当まで、18歳以下の方々に1人当たり10万円を寄附するという形になっております。

今回、子供1人当たり5万円の現金を迅速に給付するというので、本日出しております先行給付という形でございますが、中学生以下の子供たちにつきましては、児童手当の仕組みでできるところでございますが、今回この5万円につきましては、11月26日の閣議におきまして予備費を活用するというのでございますので、今回予算の歳入でございますが、1億9,881万3,000円につきましては、予備費の活用で、今回国がみますよということをおっしゃっております。

ただし、高校生までも、18歳以下までを該当にしておりますので、今回、そのほか高校生分については、一般財源で4,525万2,000円に対応していこうということで、今回お願いをしているところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

その高校生分につきましては、今臨時国会をやっておりますので、これで決まった場合、決まってくるのでなかろうかというふうに考えているところでございます。以上です。

○19番（徳峰一成議員）

すっきりしない答弁であります。2回目、質問いたします。

2回目支給も、市長のほうから現金支給と明確な答弁がございましたが、これも本当によかったと思うんです、市民にとっても、そのように一応理解いたします。

具体的な内容について、高校生については、一応最終的には国のほうで、一応財源を全額、何らかの形で市町村に対しては、一応付与するというか、支給するという理解でいいのですか。その確認で、答弁してください。取りあえず一般財源で対応せざるを得ないけども、全額、最終的には国の予算で一応支給すると。いずれにいたしましても、子育て臨時特別支援事業は、全額、国による事業というふうで理解していいのか。これが第1点であります。

それから、第2点目は、その中で、この資料にありました、3ページでありますけども、申請が不要と、それから要するというのがあります。この違いについて、もう一回、分かりやすく、一般的には申請は必要ないというふうに理解いたしますが、例外的に申請が必要という、要という項目ありますので、これを分かりやすく、もう一回、答弁してください。

それから、3点目の要綱の中の3ページの第4条、これは課長答弁では説得力に欠けると思うんです。市は支給の申込みを行うってなっていますよね。主語は市です。市は支給の申込みを行うって。これは誰に対して、市は支給の申込みを行うんですか。市は誰に対して、目的が入ってないもんだから、すっきりしない日本語って言ったのは、先ほど、そうなんです。市は誰に対して、その前に一般支給対象者に対しというのはありますけども、国に対してか、誰に対してなのか。これ分かる形で答弁、説明してください。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

先ほどの財源の関係でございます。今回計上しております中学生以下の分につきましては、令和3年度の予備費で対応するという事で、先ほど福祉課長が言いましたように、11月26日の閣議で決定しております。高校生相当分につきましては、今開会されております臨時国会、12月6日から21日までを予定されておりますが、その中で予算が出されているところでございます。

今回、この国の予算可決を待って、市の予算計上を行うと、どうしても年度末までに給付することが難しいということで、今回の予算に至っては、高校生相当分に係る経費につきましては、財政調整基金を財源として繰り入れたものでございます。

当然今後、国の予算が可決されれば、次の3月の定例会、それにおいて予算の組替えを行っていきたいと考えております。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、申請が要る、要らないというところでございますが、先ほど言いましたように、15歳以下の児童手当をもらっている受給者の家庭に対しましては、児童

手当の仕組み、既に児童手当を給付しておりますので、それによって行いますので、こちらのほうで人数、対象者は分かっておりますので、申請は要らないということになります。

児童手当をもらっていない18歳から16歳の児童につきましては、家庭ごとの所得等、例えば高校生に、高校生だけではないんですが、高校生で市外に行っているとか、そういう子供たち、児童については、こちらのほうでは分かっておりませんので、高校生については申請等を頂くというところでございます。

あと3月31日、来年の3月31日までに生まれてくる子供たちにつきましては、出生届を出した時点で、その受給者の方に申請書を出してもらって、うちで申込みをして払っていくということですので、申請書が要る方、要らない方というふうに分けてあるところでございます。

第4条の支給対象者に対し支給の申込みを行うということで……、しばらくよろしいでしょうか。

○議長（久長登良男）

暫時休憩します。

————— . ——— . —————
休憩 午後 3時19分
再開 午後 3時20分
————— . ——— . —————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

申し訳ございませんでした。今回の制度につきましては、こちらから一旦、一般支給対象者のほうに文書をお送りします。それで、その文書によって、こちらは支給しますよということでお送りしますが、中には辞退をされる方がいらっしゃるということでございます。ですので、一般受給者に対して、市は一旦、お金を支払いますよという通知をするということでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

言葉尻を捉えるようですけど、第4条、支給の通知を行うだったら分かりますよ。支給の申込みを行うってなっていますから、そうでしょう。申込みじゃないですよ。市民に対しては、市が申込みじゃないでしょう。今課長答弁にある、通知を行う、これだったら話、分かるんですよ。細かいようだけど、これは全国から流れた、一応ひな形の文書なんですか。

(何ごとか言う者あり)

○19番(徳峰一成議員)

全国の、国のほうが悪いですね、これは。日本語として成り立ってないですよ、これは、誰が見ても。

最後の3回目の質問でありますけども、これは高校生以下、あるいは義務教育生以下全員が対象じゃなくて、所得制限があります。課長、そうですね。この資料の、議員に配付された、3ページの中で、例えば受給者が総体としては、曾於市は3,818人ですが、対象児童数は4,840人という、実に1,000人が対象から漏れているって、所得制限にかかる人たちが約1,000名いるのかってびっくりしたんですけども、これは間違いのない数字でしょうか。曾於市の場合、そう全国的に所得は高いほうじゃないんですが、そう高くない曾於市でも1,000人が対象外というのは、これはびっくりしたんですけど、これは間違いのない数字でしょうか。

これは国会の問題でありますけども、ちょっと残念なんですけど、あまりにも大き過ぎるということですね。この確認方々の答弁、これを救済する方法はないんでしょうか。1,000人は全く除外されているって、結構大きな数字ですよ、1,000名っていうのは。共働きで930万円を超える世帯っていうのは、少なくない方がおられると思うんです。粗収入の930万円だから。

そして、3回目の質問でありますけど、取りあえず答弁してください。

○福祉事務所長兼福祉課長(竹下伸一)

今朝ほど全協で配った資料の3ページになるかと思いますが、受給者数は3,818人というふうに書いてございますが、これは3,818世帯というふうに読み替えていただければ、3,818世帯の中の4,840人という考え方になるところでございます。こういう人と表示をした関係が、児童手当の場合につきましては、世帯主ではなくて、御存じのとおり、所得の多い方が受給者になるということでございますので、一応ここについては表現が、最初から世帯と書けばよかったんですが、3,818世帯の4,840人ということになります。

(何ごとか言う者あり)

○福祉事務所長兼福祉課長(竹下伸一)

今回の給付がもらえない方につきましては54世帯、96人の方々が今のところではもらえない方になるというところがございます。

(何ごとか言う者あり)

○福祉事務所長兼福祉課長(竹下伸一)

はい。

○議長(久長登良男)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第98号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決されました議案第98号の議決に伴い、議案第90号について会議規則第43条の規定により、その条項及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、その条項及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しましたので、議案第98号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第9号）は（第8号）と改め、これに伴い、議案第90号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第8号）は（第9号）と改め、整理いたします。

なお、両議案に関わる補正前の額、補正額、計の数字等の整理につきましては、

後日調整の上、報告することにいたしますので、御了承願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月14日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時26分

令和3年第4回曾於市議會定例会

令和3年12月14日

(第3日目)

令和3年第4回曾於市議会定例会会議録（第3号）

令和3年12月14日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

- 通告第1 上村 龍生 議員
- 通告第2 渡辺 利治 議員
- 通告第3 徳峰 一成 議員
- 通告第4 迫 杉雄 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 山中 雅人 | 2番 | 出水 優樹 | 3番 | 瀬戸口 恵理 |
| 4番 | 矢上 弘幸 | 5番 | 片田 洋志 | 6番 | 重久 昌樹 |
| 7番 | 鈴木 栄一 | 8番 | 上村 龍生 | 9番 | 岩水 豊 |
| 10番 | 澁合 昌昭 | 11番 | 今鶴 治信 | 12番 | 九日 克典 |
| 13番 | 土屋 健一 | 14番 | 原田 賢一郎 | 15番 | 山田 義盛 |
| 16番 | 大川内 富男 | 17番 | 渡辺 利治 | 18番 | 迫 杉雄 |
| 19番 | 徳峰 一成 | 20番 | 久長 登良男 | | |

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留 光一 次長兼議事係長 鶴田 洋一 総務係長 梅木 康
主任 富田 洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
副 市 長	大休寺 拓夫	学 校 教 育 課 長	平 千 力
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	内 山 和 浩
大隅支所長兼地域振興課長	徳 留 弘	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	安 藤 誠

企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美
市 民 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	桐 野 重 仁
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	岩 元 浩
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

開議 午前10時00分

○議長（久長登良男）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（久長登良男）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第1、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○8番（上村龍生議員）

おはようございます。8番、創政会上村龍生です。

本日は通告に従いまして大きく3項目についての質問を行います。

1項目め、介護保険料の引下げについて。

介護保険料につきましては、私は文教厚生委員会の委員でもありまして、私の所管事務に属しておりますが、市長判断が含まれることから、今回、質問いたします。

まず、①介護保険制度の設立経緯についての説明を求めます。

②65歳以上の被介護保険者数について、これまでの推移とこれからの推移予測について説明を求めます。

③介護保険を給付される介護者数（件数）と給付額総額のこれまでの推移とこれからの推移予測について説明を求めます。

④個人負担部分である介護保険料（平均額）のこれまでの推移とこれからの推移予測についての説明を求めます。

⑤現状での国民年金生活者の介護保険料・国民健康保険料の年金額に対する保険料負担割合と保険料についての説明を求めます。

⑥国民年金生活者等の市民生活を守るため介護保険料引下げに向けて考えられる政策を示してください。

⑦市長の介護保険料引下げに対する考えを示してください。

2項目め、庁舎建設事業について。

①現在の本庁舎・支所庁舎整備事業の進捗状況について説明を求めます。

②現在でも末吉の本庁舎について耐震性がないと思っている市民が多いが、当局は市民に対してどのような説明を行っているか、説明を求めます。

③今後の建設予定について説明を求めます。

3項目め、市長の政治姿勢について。

①今年7月の市長選前の三役の市内事業所訪問について、特別職としての地位利用・寄附依頼について少なからず疑問を持った市民がおられます。これらの市民に対して市長はどのように説明するか、答弁を求めます。

以上、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、上村議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、介護保険料の引下げについての①介護保険制度の設立経緯について、お答えいたします。

高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化など、介護ニーズはますます増大し、また、核家族化の進行や介護をする家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族を巡る状況も変化しました。

従来の老人福祉・老人医療制度による対応には限界があり、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして平成12年4月にスタートしたのが介護保険制度でございます。

1の②被介護保険者数のこれまでの推移とこれからの推移予測についてお答えいたします。

平成28年度、1万4,095人、平成29年度1万4,170人、平成30年度、1万4,205人、令和元年度、1万4,259人、令和2年度、1万4,286人、令和3年度、1万4,326人、令和4年度、1万4,099人、令和5年度、1万4,029人であります。

1の③給付される被介護者数と給付額総額のこれまでの推移とこれからの推移予測についてお答えいたします。

平成28年度は3,054人で48億7,078万4,000円、平成29年度は3,018人で49億9,902万4,000円、平成30年度は2,966人で51億4,709万8,000円、令和元年度は2,943人で52億7,792万3,000円、令和2年度は2,905人で54億3,059万5,000円、令和3年度は2,902人で56億1,249万3,000円、令和4年度は2,884人で57億2,350万1,000円、令和5年度は2,883人で58億4,309万9,000円であります。

1の④介護保険料平均額のこれまでの推移とこれからの推移予測についてお答えいたします。

平成28年度、5万6,202円、平成29年度、5万7,335円、平成30年度、5万9,672円、令和元年度、5万7,402円、令和2年度、5万5,062円、令和3年度、6万2,659円、令和4年度、6万929円、令和5年度、6万907円であります。

1の⑤国民年金生活者の介護保険料・国民健康保険料の年金に対する保険料負担割合と保険料についてお答えいたします。

国民年金受給者のみの方は把握できませんが、年金生活者の年金収入が80万円で、ほかに世帯員及び所得がない場合は介護保険料が2万4,000円、国民健康保険税が1万6,200円となり、合計で4万200円になります。年金収入80万円に占める割合は約5%となります。

1の⑥国民年金生活者の介護保険料引下げに向けて考えられる政策についてお答えいたします。

近年は、通所介護サービス等の利用が伸び、給付費も伸びている状況です。給付費の支出を抑えることが介護保険料の抑制につながりますので、国民年金生活者等だけの政策ではありませんが、重症化しないよう予防事業等に今後も取り組んでいきたいと考えております。

1の⑦市長の介護保険料引下げに対する考えについてお答えいたします。

介護保険制度は3年を1期とした計画で行われています。今年度より令和5年度までを第8期として介護保険特別会計を運営するために必要な保険料を3月議会で認めていただきましたので、令和5年度までは現在の保険料に変更はないところで

2、庁舎建設事業についての①現在の本庁舎・支所庁舎整備事業の進捗状況についてお答えいたします。

本庁増築庁舎につきましては、9月30日に本体工事の契約議案の議決を頂きまして、現在、渡辺・川畑特定建設工事共同企業体による本体工事のほか、電気・機械設備工事を進めているところであります。令和4年度は、本体工事とともに駐車場整備や外構工事等を実施しまして、令和4年10月開庁を予定しているところであります。

大隅支所は、現在、庁舎建設予定地の不動産鑑定を依頼しているところであり、今後、中央公民館との複合施設としておりますが、図書館の在り方も検討しているところであります。

財部支所は、現在、財部市街地活性化検討委員会を行っており、その中で庁舎建設場所の選定と公民館や図書館との複合施設の在り方を検討しているところであります。

2の②本庁舎の耐震性について市民にどのような説明を行っているかについてお答えいたします。

本庁舎は、令和元年度に耐震補強工事を実施し、耐震性を図っております。

市民への説明といたしましては、本庁・支所機能再編計画及び庁舎整備計画の説明資料を令和2年8月に全戸配布し、また、同様の資料を令和2年8月及び令和3年6月の市政説明会の際にも配布しております。この説明資料の中で令和元年度

に本庁舎の耐震補強工事を実施したことを明記し、市民には周知しているところがあります。

2の③今後の建設予定についてお答えいたします。

本庁舎増築工事につきましては、令和4年7月末の完成、令和4年10月の開庁を予定しております。

大隅支所は、令和4年度に用地の確保及び基本計画を策定し、令和5年度に実施設計や本体工事の着工を行い、令和6年度は本体工事の完成及び駐車場整備等を予定しております。

財部支所は、令和4年度に基本計画を策定し、令和5年度に実施設計を行い、令和6年度に本体工事と駐車場整備等を予定しております。

両支所ともに令和7年4月開庁を予定しております。

3、政治姿勢についての①市民に対する説明についてお答えいたします。

6月議会で今鶴議員の一般質問にお答えしたとおり、市内の建設業者、農協、商工会などを訪問させていただきましたが、地位利用・寄附依頼はしておりません。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

2回目の質問に入ります。

まず、1項目め、介護保険料のところでございますが、先日、今回は委員会審議のほうに先がありましたので、文教厚生委員会におきましても国民年金生活者等の苦しい生活状況が生活保護世帯との関連でいろいろと議論がなされておりましたけれども、これ以外にも、数々の、国民年金生活者、特に5万円から6万円前後の生活をされている方の非常に苦しい状況等が報告されて、報告といいますか、私も知っているところでございます。

私のところにも、知り合いの年配の方から、もう90歳過ぎの御年配の御婦人の方ですが、「わずかな年金から保険料が引かれたら何も銭が残らん。食ならんごなと。保険料は」。介護保険料のことです。「保険料は下げやならんとな。どげんかしてくいやい」と。生活実態としては100円や200円の切り詰め生活をしている。だけれども、「お金が引かれれば銭が残らん。何もしやならん」と。

非常に切実な内容の御相談を受けました。約30分前後、話があったと思うんですが、これに似たようなお話をほかの議員の方からもたくさん聞いております。

私は、これは非常に飛躍した考えなんですけど、今、コロナ対策事業があって10万円の給付事業の話が出ているんですが、あれを直接介護保険やら国民健康保険に原資として入れていただいて保険料を1年間無料にするというぐらいやると、そっこのほうがやりやすいし、市民も喜ぶんじゃないかなというのを考えたりもしたん

ですが、いろいろと無理なところもあるんですが、何らかの形で収入が少なければ切り詰めないといけないんですけども、保険料の引下げというのはどうしても考えていかなければいけない課題になってくるのではないかなという気がしております。

それで、課長のほうに教えてほしいんですが、第8期の計画が決まったということでしたけれども、令和5年度までの。大体の大きな大枠、どういう方向性の計画が決まったのか、紹介していただけますか。

○介護福祉課長（福重 弥）

それでは、お答えいたします。

今回、令和3年度から第8期計画が始まっているところでございます。

この第8期計画におきましては、国のほうでも団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで送ることができるように医療、介護、予防等の支援ができる体制づくりの推進を図っているところであります。

本市におきましても、介護予防の一つとして地域での交流や社会参加をすることで生きがいを持って生活してもらい、元気な高齢者ということになるような形で体操教室とか認定サポーターの養成等を行うということで第8期計画も進めているところでございます。

○8番（上村龍生議員）

介護保険料も国民健康保険も一緒だと思うんですね。健康寿命をいかに延ばして介護保険なりお医者さんにかからない状況をつくるのが最終的には大きな目標になると思うんですが、それまでの間、何とか応急的にできるだけ、少しでも、1円でも、現状維持でもいいんです。上げない方向で考えるための方策として、今、考えられるのは、最終的には、国民健康保険料と同じように、現状では一般財源からの法定外の繰入れしか考えられないというふうにするのは一般的な考え方だろうと思うんです。

今すぐすぐということじゃないんですが、近い将来、団塊の世代、それからその子供たちの世代、しばらくというか、この状況を見ても介護保険の給付費というのは増えていく。その中でこの制度を維持するためには何らかの財源確保をしなくてはいけない。

今回は値上げをするということで、それが計画の中に盛り込まれて実施されていると思うんですけども、今後の状況を見たときには、値上げをしないで、少しでも値下げをするための方策、これはどっかにか考えていかないと、やっぱり値上げをしていかないと、生活は幾らでも苦しくなってくるという悪循環に入ってしまう

んです。どっかでお考えしていく状況にあると思うんですが、市長、そのところ、法定外繰入れについての今の考えを答弁してください。

○市長（五位塚剛）

介護保険制度が始まって20年がたちまして、いろんな問題が出てきているようがございます。

介護保険の仕組みというのは、国の負担を含めて、県の負担や市の負担また被保険者の負担で成り立っていますので、これ以上、値上げをしないためには基本的には国にもっと支援してもらうのが第一条件だろうというふうに思います。

なるべく私たちが保険料を上げないために、元気な市民、介護の被保険者の健康づくりに努力するのが基本だろうというふうに思っております。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

最終的な目標や目的は健康寿命づくりだと思うんですけど、緊急のところでは、どのようにしていくか、これが非常に重要な話でございますので、今後ともこの問題は一般質問等で取り上げていきたいと思っております。

では、次に入ります。2項目め、庁舎建設問題関係です。

庁舎建設を今進められておりますけれども、10月の末の市議選挙が終わった次の日、11月の1日の日に私のところに知り合いの方からメールを頂きまして、庁舎建設関連についての質問のメールがございまして、紹介したいと思うんですが、内容を少し紹介させてください。

「お疲れさまです。まずは、市議選の当選、おめでとうございます。私は一つお伺いしたいことがあります。前回、市長選において庁舎建設になぜ反対されたのかについてですが、今、自民党政府は熊本地震やもろもろの災害により行政庁舎や避難施設が崩壊したことで特例債で各自治体の庁舎等の耐震化を推進しております。それにも一定の期限があるわけですが、政府・自民党が推進している事業になぜ待ったをかけるのかという質問です。私は長く消防団活動をした人間としてぜひとも進める必要があると思いますが、万が一の災害で、耐震性のない司令塔」。これは末吉本庁舎のことを指していると思うんですが。「がなくなるのは一番困ります。自民党の災害対策のための耐震化特例債なら使い勝手もよく、市民に対しての市債のリスクも少ないと聞いております。どういう経緯で反対なのかということの質問なんです」。

内容はこういうことなんですが、要約しますと、これは本庁舎建設についての質問内容で、さらに内容的には本庁舎に耐震性がなく危険なのになぜ反対しているのかという内容なんです。

この方は直接メールを頂いたんですが、この方以外にも選挙期間中に末吉の本庁舎には耐震性がなく危ないという前提でのお話を数多く聞きました。何でなんだろうなということではずっと疑問に思っていたもんですから1回目の質問で本庁舎の耐震性の説明を当局はどのように行っているのでしょうかという質問をいたしました。

このときの私の主張としては、本庁舎の耐震工事は終わっており、安全なので、大隅・財部の急激な衰退を防ぐために支所からの機能移転がなければ本庁舎増築は必要ないとするものであります、内容的には。

しかし、さきの選挙結果が出ましたので、一応の決着はついたものだと考えております。ただ、今後とも大隅・財部両町の急激な衰退を招かないための質問は継続して行いたいと思っております。

これに関連しまして、ここに共産党市議団の議会報告のチラシのコピーを持ってきたんですが、日付は確認できませんけれども、今年の3月議会終了後の4月の前後、4月だと思うんですけど、本庁舎建設の耐震性についての記述がございます。紹介します、これも。

本庁舎整備事業について、これは、3月議会、「3月25日の市議会最終本会議で6名の議員から令和3年度曾於市一般会計について庁舎整備事業を6億1,500万円減額する修正動議が出され、賛成少数で否決されました」。

その後です。「庁舎整備事業は、耐震性のない本庁舎、大隅支所、財部支所をどうするかということで進めてきました。緊急防災・減災事業債、一般財源を活用します合併特例債は令和7年度までしか使えません。庁舎整備事業は今やらないとできなくなります」という内容の議会報告という形でのチラシです。

この文面は今出席されていない前議員の宮迫議員の文面だと思うんですが、これを読まれた方々は、10人中10人、100名中100名、この本庁舎には耐震性がないと思ってしまうと思うんです。これは明らかに間違った認識を誘導してしまう。

当然、庁舎整備事業が始まった時点での耐震性はこの本庁舎になかったんです。しかし、これが出された時点では耐震工事は終わっていたという記述は一言もありません。

これを私が目にしたのは最低2回は目にしました。同じ内容を違う日付で。明らかに違う情報を誘導している。逃げ道はありますよね。逃げ道は、始まった時点では耐震性はありませんでした。しかし、この時点では耐震性があるわけですから、それをあえて書かない。これは非常に私は納得できていません。かの隣国の大国のC国共産党と同じやり方。これは、政治的宣伝、プロパガンダの一つである。そういうふうに理解しました。

この議会報告チラシの最後に「共産党鹿児島県委員会大隅地区委員会は7月の市長選で五位塚剛氏を支援することを決定いたしました」。これも入っておりますが、この文面以外にそれ以外のところでこのような説明をしたというふうに私は想像したくないし、確認もしていませんが、このチラシを読んで私は冒頭の私へのメールでの質問内容が理解できたような気がしたんです。

こういうふうに出されて読まれた方には何で耐震性のない本庁舎増築の計画を反対しているんだろうと思われても当然の話になるのではないかと私は思っています。意識的に誘導したのではないかと。

ここで市長に市民の方々へしっかりと現在の本庁舎の耐震性についての説明を再度分かりやすくしていただけないでしょうか。答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

本庁舎の耐震につきましては1回目の答弁でいたしました。市民の方々には、市の広報紙を含めて、また予算の説明のときにも、各自治会長や公民館長さんを集めて、この間、何度もやっております。また、今年の市長選挙に伴って庁舎の再編事業についていろいろ市民の方からも御意見もありましたので、全体とした流れをいろんなところで説明いたしました。

まず、熊本の大震災の状況を受けて本庁の末吉の庁舎が耐震性がないということ、どうしてもこれはいけないということで耐震化をするということで、まず最初にそれがスタートだろうということで、議会の皆さんたちに本庁舎の耐震化の約1億円の予算をお願いして工事を済ませました。その後には後の増築工事の予算も含めて計画的に説明いたしました。

市民の中に本庁舎が耐震化がされていないというまだ誤解を受けていらっしゃる方がいらっしゃるのであれば、当然ながら、今後、増築工事が始まっておりますので、また分かりやすく説明は今後も努力していきたいというように思います。

○8番（上村龍生議員）

それでは、次の質問に入ります。3項目めです。

1回目の答弁書でもありましたけれども、今年の6月議会において、同僚議員である今鶴議員の一般質問に対しまして、市長が自身も立候補する予定の市長選挙の告示前に指名委員長を兼務する副市長とともに市内の指名業者、農協、商工会を訪ね、後援会加入、支持者紹介名簿作成、勝利募金の依頼の封筒を渡されたということの事実関係は認めているという答弁をなされています。一部団体から後援会の方に寄附も頂いておりますという答弁も6月議会でされております。

これらの事案につきましては、市民の皆様方からいろいろな御意見をお聞きしました。不信感を抱かれている市民がおられるのも事実です。

2つの点につきまして指摘させていただきたいと思うんですが、1番目は、地位利用に関しまして、先ほどの1回目の答弁にも関連するんですけども、公職選挙法の136条の2、特別職の公務員は選挙運動をすること自体は認められている。これは政治活動も一緒だと思います。政治活動も認められております。

しかし、公務員の地位を利用した選挙運動を認めると選挙の自由公正を甚だしく害することになるため、国、地方の全ての公務員は事前運動に限らず選挙期間中も規制することとし、さらにその地位を利用して選挙運動の準備的行為をする等の選挙運動に紛らわしい行為についても禁止している。

そして、これも136条の2ですけれども、地位利用の禁止は一般職だと特別職だとを問わず立候補しようとする現市長も含まれる。地位利用とは、その地位にあることにより特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力、便宜を利用することを意味し、その職務上の地位と選挙運動、選挙運動類似行為が結びついている場合をいうとされる。これには罰則が2年以下の懲役または30万円以下の罰金というのがあります。

ここから先は議会や私に関知する話ではなくて司法当局の判断されることなんですけれども、当時、現職の市長と指名委員長を兼務する副市長と一緒に曾於市内の指名業者のほとんどへ後援会への加入や勝利募金の依頼書の入った封筒の手渡しをされたということ、これは最終的に私が法的にどうなるかという話ではできませんので、これは事実関係だけ申し上げておきます。これは、あったと。

それから、寄附依頼関係のところの条文を確認してみます。これも公職選挙法の第199条です。寄附依頼関係。地方公共団体の長の選挙に関しては、当該地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は当該選挙に関して寄附をしてはならない。

それから、公職選挙法200条。何人も。これは何人もと規定してありますが、当該地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者、「もの」ですけど、ある者に対して寄附を介入し、または要求してはならない。

また、何人も、選挙に関し、第199条、先ほどの199条に規定する者。法律用語では「者」は「シャ」と読むらしいですけど、規定する者から寄附を受けてはならない。この規定に違反すれば3年以下の禁錮または50万以下の罰金に処せられる。これは公職選挙法の249条。

これも、封筒を渡されたその意味するところ、その辺の解釈は私がするべきではなくて、ここから先は、先ほど申しましたけれども、司法当局、最終的には裁判所が判断することなんですけど、ここで、議会でこのことの法的なことについての言及はいたしません。法的な判断は、ここでどうこうという話ではございませんので。

ただ、こういう規定がある。それに対して、市民から、ここに出席されている議員の方々の中にも市長、副市長、三役が回ったことに関していいのかなど不信感を抱かれている議員がおられます。

さらには、その議員を支持していらっしゃる市民の方々や支援者に不信感を抱かせたということは事実なんです。おられるんです。内容的には別です。法的なことは別にしましてもそういう不信感を抱かれた方がおられると。

私はこの議会の場所で先ほどの法令違反についての言及はできませんけれども、多くの市民の方々に不信感を抱かせたという事実があります。このことに関して市長と副市長はそれぞれ道義的・論理的責任があるのではないのかと私は考えております。この道義的・論理的責任について市長と副市長はそれぞれどのように考えるか、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

市内の企業、商工会、農協、森林組合も含めて4月から5月にかけて訪問させていただきました。今年も昨年も、大体、予算が可決した後に建設業の方々を集めて市の工事の状況やら予算の中身について説明会を行っております。それができないこともあり、企業訪問をさせていただきました。

同時に、私の政治活動の一環として、私の考え方のパンフレットやチラシ、また後援会への支援という形で加入申込書、また場合によっては寄附募金の内容のものも同封させていただきました。ただ、そのことについて個別的に寄附をしてくださいとかそういうことは全く発言しておりません。

一部、私たちが訪問する前に組合のほうから寄附をしたいというお話がありました。それについては、お礼も含めて話はいたしました。それについても、残念ながらその組織の方々の意を残念ながら認めてもらえないということもあって辞退届がありましたので、当然ながらその組合の方々の意思に沿って寄附の辞退をしたところでございます。

道義的責任と言われましたけど、特別職であっても日本の総理大臣にあっても全選挙中もいろんな企業も含めて選挙活動や政治活動をしているのは憲法上保障されていることであります。

ただ、誤解を招かないようなやり方は基本的には必要だろうと思っております。私たちも今後もいろんな形での政治活動をさせていただきますけど、市民の皆さんたちから疑問を呈しないような形で努力していきたいというふうに思います。

○副市長（八木達範）

それでは、お答えいたします。

基本的なことにつきましては、今、市長のほうで答弁があったところでございま

すけども、訪問時に我々のほうから選挙についての話というのは一切しなかったところでございます。そこは御理解いただきたいと思います。

○副市長（大休寺拓夫）

同じく、八木副市長と一緒にございまして、市長のほうからは企業訪問という命で伺っております。

いろいろ、また2年連続して事業者説明会が行えなかったこと、あと、毎年、新年に行っております交歓会等でお話もできなかった関係で、そういうことでいろいろお世話になっていること、あと災害のことやらがありまして、そこをお話したところでございます。

ただ、私自身はそういうお話は聞いておりませんので、そういう声があるのであれば、今後、時期的なものは考慮しながら行動していきたいと思っております。

○8番（上村龍生議員）

水かけ論はしたくないので、あまり言いたくないんですが、後援会加入依頼書と勝利募金という名の寄附行為依頼書が入った封筒を渡したと。でも、頼んでいませんという理屈でしたけども、請求書を持って行って、だまして手渡したけれども、請求はしていませんというのと同じ理屈になるわけですよね、そういうことだったら。

男の人が女の人にラブレターを書いて置いてきたけれども、私はそんなことは言っていないと。そういう理屈は通らないのが私は社会通念上は一般的だろうと思っております。

この件に関しては可能性としては残っているのが法的責任なんですけど、これとは別にしても、この案件に対しては、抵触するかもしれないということも含めて不信感を与えているということは、看過できない、非常に重要な、辞職にも値するような道義的・論理的責任があるのではないかと私は考えております。

今回は以上の点を指摘させていただきまして私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、10分間、休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前10時47分
再開 午前10時57分
————— . ——— . —————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第2、渡辺利治議員の発言を許可します。

○17番（渡辺利治議員）

17番、創政会所属、渡辺利治です。

通告書に基づき、今、農業にとって全国的に大問題となっておるカライモ基腐病対策と深刻な農業被害を及ぼす有害鳥獣対策についてを質問とし、農業が衰退することなく農家にとって希望の持てる経営を維持するためにも納得のいく見解を求めます。

それでは、1、カライモ基腐病は、糸状菌、これはカビでございます。糸状菌によって拡大していき、長雨や台風通過後に発生が著しく増えていきます。国内では、2018年に鹿児島、宮崎、沖縄で確認され、現在では22の道と県に広がり、本県も作付面積の75%に被害が発生し、これといった特効薬もなく、来年、作付に向けて頭を痛めておられる農家に対する被害状況を市長はどう捉えておるのか、伺います。

次に、カライモ収穫を迎えて、健全な芋を出荷するのは当たり前ですが、被害のない圃場と病気が発生した圃場での労働時間は格段の差があり、難儀した上に収益は上がりず、農家は余計な出費を強いられております。

そこで、基腐病がさらに蔓延しないためにも生産者に対して処理の方法の対策はどうしてこられておるのか、伺います。

次に、基腐病は、地域によって発生状況は違いますが、通常、平均単収は、焼酎用の場合、2,500kgを見込みますが、今回、市内各地を見て回りました。特に大隅南地区には、現状を見ましたけど、本当にひどいところが目視されました。500kgを下回った圃場も見ました。本当に被害はどんどん広がっております。

そこで、市としては、基腐病による被害額はどれぐらいあったのか、個別調査をされたのか、伺います。

次の質問です。カライモを植えてから消費者の手に渡るまで様々な関連産業を経由するわけですが、その業者等の影響を調査されているのかも伺います。

5番目、今年も残り少なくなりましたが、カライモを作る農家にとりましては来年度の作付面積に応じた種芋の伏せ込みが待っております。作付状況の調査はどうなっているのか、伺います。

6番目に、継続は力と言いますが、日本にとりまして重要な作物であるカライモは、欠かせない品目である以上、再生産を可能とさせるためにも市として何らかの対策を重点に置いて早急に実行すべきであります、どう考えているのか、伺います。

7番目に、基腐病に決定的な対策がない中で健全苗の確保という点で種芋を蒸熱処理して糸状菌を死滅させる装置がありますが、今の状況では来年の1割ほどしか

熱処理できない状況ですが、一刻も早く農家を安心させ、安定経営を図るならば導入も急ぐべきであります、市長の見解を求めます。

8番目に、今回、補正予算計上されております基腐病対策として10a当たり3,000円を農家に補助すると提案されていますが、生産農家はこの3,000円に対してどう受け止めているのか、農家の気持ちをどんなふうにも市長は受け止めておられるのか、伺います。

9番目に、たばこ消費が鈍り、廃作奨励金が出され、代替作物としてカライモが急激に生産されるようになりましたが、今までに生産過剰による廃棄という形はありませんでした。それほどカライモは何にでも使えるものでございます。基腐病対策として連作をしながら今後の作物を考えるわけですが、そこで代替作物としての市長の考えを伺います。

次に有害鳥獣について伺います。

全てが有害鳥獣とは限らず、人間が勝手に有害鳥獣と決めたことであり、被害を最小限に抑えることが対策でありますので、市がこれまでに打ち出した対策について市長はどんな考えを持っているのか、伺います。

2番目に、市がこれまでに取り組んでいる対策の中で遅れている点があれば見直しをしなければいけません、市長の考えを伺います。被害に遭えば作付意欲がなくなり、年を追うごとに耕作放棄地が増えていきます。被害減少に対する市の来年度予算の考えを伺います。

私の質問は農家の代弁であり、これからの市長の一言一句は農家の死活問題であるということを肝に銘じ、答弁することを求め、1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、渡辺議員の質問にお答えしたいと思います。

1、サツマイモ基腐病対策についての①現在の農家の被害状況をどう捉えているかについてお答えいたします。

11月時点での調査による被害状況は、1,140haのうち、被害なしが9%で103ha、被害率2割未満が61%で695ha、被害率2割から4割未満が20%で228ha、被害率4割以上が10%で114haとなっております。

1の②被害芋の処理方法の対処についてお答えいたします。

被害芋の処理については、生産者おのおのにおいて実施していただいております。

1の③今年度の被害金額と個別調査はどうなっているかについてお答えいたします。

サツマイモの作付面積が約1,140haとなっており、被害状況から被害額を試算しますと約2億8,980万円ということになりますが、被害によっては茎だけの被害と

いう圃場もあります。また、個別調査は実施しておりませんが、国のかんしょ病害虫被害対策事業申請者には聞き取り調査をしております。

1の④関連産業への影響を調査しているかについてお答えいたします。

関連産業については直接調査は実施しておりませんが、JAそお鹿児島農協管内の焼酎用カンショが計画の2割から3割の減、でん粉用カンショが計画の6割減、そのほか加工用カンショが計画の2割減の集荷状況であり、いずれも計画を満たしていないということでもあります。

1の⑤次年度カンショ作付状況調査はどうしてしているのかについてお答えいたします。

次年度の作付調査は実施しておりませんが、国のかんしょ病害虫被害対策事業では生産維持支援として継続栽培への支援もありますので、作付継続への啓発活動もしていきたいと思っております。

1の⑥再生産可能なための市としての対策はどう考えているのかについてお答えいたします。

基腐病に対しましては、様々な実証を実施している段階にあり、いまだ解決できる方策が確立しておりません。

市としましては、県・関係機関と連携しながら、今後、必要な資材や価格の補填などの取組を進めるとともに実証成果などの情報提供に努めたいと思っております。

1の⑦種子芋熱処理機導入の考えはないのかについてお答えいたします。

種子芋の蒸熱消毒実験については、JAそお鹿児島農協の予冷庫で、今年度、約100トン実施しております。

今後、種子芋の蒸熱消毒の効果が検証され、必要となれば前向きに検討していきたいと思っております。

1の⑧10a当たり3,000円の補助金を生産者はどう受け止めているかについてお答えいたします。

今回の補助金については、国の事業とは別に現在示されている基腐病に対する農薬資材の一部助成という形で予算を計上いたしました。

生産者の方々の受け止め方は様々かと思っておりますが、引き続きカンショ栽培を継続していただくために今後も必要な予算措置をしていきたいと考えております。

1の⑨代替作物についての市としての検討についてお答えいたします。

曾於地域の基腐病対策プロジェクトチームで代替作物と輪作体系の検討を行っておりますが、現状ではまだ普及する段階に至っておりません。また、飼料作物やほかの作物との圃場交換も検討をしているところです。

2、有害鳥獣対策についての①現状についてお答えいたします。

有害鳥獣の捉え方は主に農作物等への被害を及ぼす鳥獣と考えます。その中でも特にイノシシの被害についてはサツマイモをはじめとして水稻の被害も増えているところではあります。

2の②遅れている対策の見直しへの考えについてお答えいたします。

有害鳥獣対策については、猟友会を中心とする捕獲隊の充実を図るために、わなの免許取得や猟銃登録手数料の助成のほか、箱わなの購入とジビエの取組も進めていきます。

また、令和4年度から国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用したワイヤーメッシュの防護柵設置も申請しております。

今後にも必要な施策については積極的に取り組みたいと思います。

2の③被害減少に関わる次年度当初予算の考えについてお答えいたします。

令和4年度も引き続き捕獲体制の充実を図りながら、猟友会と連携しながら箱わなの購入やジビエの取組も進めてまいります。

また、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して4か所で総延長1万1,300mのワイヤーメッシュ防護柵を設置する計画です。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

ただいま市長のほうから答弁がございました。明快な納得のいく答弁でありましたらここでやめるところですが、かけ離れ過ぎております。

まず、1回目の1番目の質問の中にあります現在の農家の被害状況、これは、今、市長が申されたのは被害の面積の状況でありまして、農家がこの被害をどう捉えているのか。これは農家の気持ちなんです。農家の気持ちをどのように市長としては酌んでいるのか、それを伺っているわけです。被害面積状況がどうとは私ほうたっておりません。その気持ちを答えてください。

○市長（五位塚剛）

農家の方々は、サツマイモ、カンショを植えて青果用で出す人、また焼酎会社に出す人、また加工用として出す人、またでん粉で出す人、いろいろ生活設計があると思っております。

そういう中で基腐病が発生して、農家の被害を数字的に表しましたけど、農家にとっては、その思いというのは、なぜ自分の圃場でこんなに広がっているのかという苦しい思いがあると思います。そういう方々に対して基腐病を即解決できないという状況も私たちが分かっておりますので、非常に農家にとっては申し訳ないなという思いは持っております。

○17番（渡辺利治議員）

確かに同じカライモでも行き先によって違います。しかし、圃場で違うカライモは一緒なんです。色こそ違い。しかし、こんな厄介な病気が発生しました。

その中で、今、市長が答えたように本当に心配なことだなど。その気持ちは分かりますが、農家としては、こんだけ起きたことに対してどんだけ市が手を差し伸べてくれるか、その気持ちが欲しいんです。

今の答えの中で、最後に一言、今後、思い切った施策をしますということが添えられてあればそれはまた気持ちも変わりますけど、これから次の質問の中でそれを問うほうも入ってきますけど、冒頭から、今回のことに関しては本当に農家にとっては死活問題だなどということを言葉として表すことによってまた農家の方々もこれを聞いている方々も安心感があるわけなんです。分かりますよね。そういった気持ちが欲しいんです。トップにそういう気持ちがあれば農家は救われますから。

続いて、2番目のほうに入ります。

サツマイモの基腐病に対して市はどのような対策を。廃棄処理とか、そういうことについての指導というか、そういうのは示されていないと聞いておりますが、これは本当に厄介なものなんです。捨てれば、ごみじゃないんです、これは。しかし、あまり目に余るような行為がありましたら苦情が当然出てきます。

そして、またそれを狙う有害鳥獣、これもあちこちから走ってきます。これは2番目の有害鳥獣対策とも関連しますが、そこに温床をつくってはならない。そういったものも行政としては手を何らかの形で教えなければならぬ。

しかし、これをあまりきつく法的にがんじがらめに示していけば農家はたまったもんじゃございません。そこを何とかしてやるのが市のトップとしての考えを出すべきであると思っておりますが、これはどのように考えますか。

○市長（五位塚剛）

カンショの基腐病というのは私たちの曾於市だけのものじゃないんです。全国各地でこれが広がっております、当然、国のほうも対策を今始めております。

何が原因なのかということも、相当、今、始まっておりますけど、もともとはこういう病気はなかったわけですので。今の人間に対するコロナのウイルスと同じように土の中にウイルスがはびこって行って菌として飛んで行って隣の圃場に移っていくという。

そういう意味では、非常に農家の方々もまた各種団体の方々もこれを食い止めるためにいろんな努力をしておりますので、先ほども答弁いたしましたように国の動向も見ながら解決法や特効薬というのが何なのかということも含めて私たちも引き続き農家の立場に立って前向きに努力していきたいというふうに思います。

○17番（渡辺利治議員）

確かに今答えたように基腐病というのは厄介なものであります。しかし、それを蔓延させることなく、何らかの対策を打たなければならない。そのために、今、一般質問を出してやっているわけなんですけど、処理の方法というのも考えていかなければ。

2年前、市長も申されました。有害鳥獣対策のシン対策で、原因を絶たなきやいけないと。残渣処理を言いました。農家の方々においては残渣をしっかりとしなさいと。1反歩を作っている人は簡単です。落ちこぼれを拾えばいい。カラスも食ってくれるし。それはまた有害鳥獣に対する餌集めと一緒になんですけど。

面積的に多い大農家も考えると、私の知っている範囲では、2トン車で積みながら、いいのを少し出して。少ししか出せないわけですから。そういうことをやっている中で何かの形も示さなければならないと思っていますが、これ以上は、多分、答えは出てこないと思います。

次に入ります。3番目。4番目かな。

サツマイモの3番目、基腐病対策で、被害額が約2億8,980万円、相当な額でございしますが、これの個別調査をしていないということは、大体、この被害面積から推定される金額だと思いますが、実際、農家にとりましては「私のうちはこんだけ」「私のうちはこんだけありました」ということが分からなければ本当は実際に出てこないんですよね。ただ、数量が少なかったから掛ける何ぼと。

これは一步踏み込んだ中での調査が必要だと思いますが、どういたしますか。

○市長（五位塚剛）

実際、まだこの12月においても収穫されている農家もおられるようでございます。そういう中で全ての農家に実態調査をしろというのは非常に難しい状況がありましたので、JAさんに出荷しているところとかそういうところを基本にしながら大体の数字をはじき出したところではありますが、農林振興課長がいい知恵を持っているかもしれませんので、答弁させたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

実態調査ができればいいんですけども、カンショの生産農家を調べてみますと1,300人ほどいられるようでございます。そういった部分で調査ができていない状況でもございますが、国の事業で令和2年産から3年産にかけてかんしょ重要病害虫被害対策事業という国の直採事業がございました。これで申請された方が101名いらっしゃいます。この方々については全て被害状況は把握している段階でございます。

この答弁書にありますパーセントにつきましては、プロジェクトチームを大隅地

区で持っておりますが、その中で曾於市の対象が54圃場ということで調査した結果が出ていますのでございます。

どのような調査をしていくかということもまた今後協議させていただきたいと思っています。

○17番（渡辺利治議員）

調査に関してまた伺いますけど、今年の3月定例会で、2月24日の私の一般質問の中で厳しい業種に支援するのであれば農業にもという形で質問いたしております。

そのとき、市長は「コロナでこの1年間、やっぱり一番厳しくなった方々を支援するのが行政の役目だろうと思って、いろんな調査を行って、また、いろんな人たちの意見を聞いて対応したところがございます」と言っております。抜粋しました。そのまんまで。

今、課長が答弁しましたカライモ農家、約1,300戸。この商業に対する支援は600件です。600戸じゃなくて600件です。大体、半数。それはしっかりとやっておられるんです。

先ほどまだカライモは収穫がどうこうと言われますけど、あと残っているのは貯蔵してそれを出す方々であって、貯蔵庫内に置いて腐敗が進むこともある、予測されますけど、畑からの収穫は全部終わりました。例年より早く終わっているんです。早い段階でこういうような調査をすべきなんです。

コロナの場合はこんなに急いでちゃんとやっているのに今回の場合は調査はまだしておりません。ただ農協からの資料を基に算出しましたと。そういうようなばかな話がありますか。本当に農家のことを考えるのであればもうちょっと真剣に取り組んでください。大まかな数字じゃなくして。でないと農家の方々は救えません。

何か答えることがありましたらお願いします。

○市長（五位塚剛）

農協のほうでもカンショを作っている部会があります。私たちもいろんな人たちの意見を聞きながら対策を練らなきゃなりませんけど、今は、何でこういう病気が発生したのか、何で広がっていくのか、何でこれを根絶することができないのか、そういうものがまだ残念ながらできておりません。

そういう意味で、今、研究・調査状況の中でありますので、農家の皆さんたちが安心してカンショを作れるように私たちは支援すべきだと思っています。そういう意味ではもう少し時間を頂ければありがたいと思います。

○17番（渡辺利治議員）

今の答えを聞きますと私の質問があまりにも時期尚早というようなことに聞こえ

るんですが、先手先手で行かないと駄目なんです、支援というのは。

次にサツマイモの基腐病対策についての関連事業への質問でございますが、ここで答えがあるのはカライモだけのことであって、関連産業というのは、カライモを作れば、畑から工場に持っていく運送業、その人たちもこの数字のとおりカライモが2割取れなければ2割運べないことになります。3割少なければ3割運べない。ということは、そんだけ、運送業というのは運んで何ぼですから、その収入も減ります。

そしてまた、カライモは焼酎や加工品だけじゃなくして加工品もあります。スイーツ産業とかいろんなものに化けていきます。付加価値を高めていく品物なんです。そこへも影響が出ているということは御存じでしょうけど、そこら辺もちゃんとある程度把握しておかないと。

農家だけの問題じゃないんです。来年に作ろうと思えば、今度はまずビニール関係も行きます。カンショの苗を作るためにはそこに対する資材もかれこれ要ります。圃場においては資材がいっぱい必要なんです。

大体、焼酎用カンショで作る10a当たりの生産費はどれくらいか御存じでしょう。6万5,000円かかるんです。これは減価償却は入れずに。自分の日当も入っていません。そんだけ高いんです。後でこれはまた出しますけど。他産業のことも考えていかないと。

曾於市においても、業者が運送もする、そしてまた肥料もセットで売る、そういう会社があるんです。商社が。商店が。そこら辺りのことも調べる必要はないんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今後の課題がありますが、現状は、基腐病によって曾於市内のどういう関連業者が収益が落ちているかというのは想定できますので、その調査について担当課のほうができるか、担当課長から答弁させます。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

関連産業は多くあるかと思えます。末端の製造販売業まで含めていきますとかなりあると思えますが、関係機関の中で一番流通に向けているJA関係、そういったところから相対的な数を割り出していけば、どれぐらいの減収なのか、そういったことはできると思えますので、今後、調査していきたいと思っています。

○17番（渡辺利治議員）

やはり調査は必要なんです。

曾於市においての収入、結局は収入が多ければ多いほど市税も増えます。その観

点からしても早めの調査が必要だと思っております。実際、運送業においては運送が終わっておりますから結果が出ておると思います。

次にサツマイモ基腐病対策の中で来年度に向けてのカンショの作付状況の調査をどうしているのか伺いますが、その中で作付はまだ啓発活動だけにとどまっている答えですが、啓発活動とはどんなものを行っているのでしょうか。例えばということで説明ができればお願いします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

ちょうど、今回、12月の7日の日に農林水産省から補正予算対応でカンショの継続支援の事業が発表されました。先週、説明会があったところでございます。それを受けて、今、FM等で事業申請の呼びかけをしているところでございます。

これにつきましては、令和4年産の継続栽培ということも含めてメニューに入っておりますので、そういった部分で継続して栽培していただくという方策も打ち出されておりますので、私どもとしましては、カンショが一番の耕種部門では中心になる作物でございます。

この面積を減らさないためにもそういった事業を活用していただき、そして、後のほうの答弁書にもありますが、圃場の交換であったり、あと輪作での作付であったり、そういった対応策という形で、あしたから事業の説明会に入る予定でございますので、その中でそういった啓発をしていきたいというふうに思っております。

○17番（渡辺利治議員）

生産者が安心して作付できるためにはそういった情報なんかも早め早めの提供が必要なんです。

では、6番目の再生産可能なために市としての作物をどうしているかということのお答えにつきましては、いまだに解決できる方策が確立しておりませんということですが、これは議連会等でも話はなかったのでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

今、大隅地域のカンショの基腐病のプロジェクトチームの中でいろいろな実証を踏まえて実績が今出てきている段階でございます。

曾於市内においても9つの実証を行っておりまして、最近では、今、種芋の蒸熱処理、これを大隅南の保冷庫で100トン実施いたしました。こういった形で再生産が可能な状況を見いだしていこうということで、実証のまだ効果検証というのが十分にされていない状況でございます。

今後、こういった実証の結論が出てきますれば普及の段階に入ることにな

りますので、そういった部分につきましては実証された時点で情報提供をこまめにやっていきたいというふうに思っております。

○17番（渡辺利治議員）

6番目と⑦がダブった形での答えが出ておりますけど、再生産をするためには蒸熱処理も必要なんですよね。

昨日、大隅のキュアリングのほうに私も行きました。ちょうど三州産業のほうから設置のほうに来ておりましたので、見ながらいろんな形で聞きました。確かにこの方法は手っ取り早いというか、一遍に大量にできる。ただし、まだ公にできる数値は持っていないけど、いいなというふうに受け止めました。

これを前向きに検討したいということになっておりますが、今、この方法を使うとすれば、この施設というのはそう多くあるものではないですよ。これはキュアリングができる倉庫でないとできない。ただし、一遍に20トン近くできますよね、あそこの場合。これは、あおぞら農協を持っていますから。

ただし、曾於市において曾於市が独自にしようとするならばそれも考えなければならぬ問題点と思っておりますが、どのような考えを持っておりますか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

今、おっしゃったとおり、そういった施設がなければなかなか厳しいだろうなと思っております。個人で導入されるということもコスト面から考えると非常に厳しいだろうというふうに考えております。

ですので、いわゆるキュアリングをできる大きな施設、そういったものが導入できれば非常にいいんだけどというふうに思っておりますけれども、県のほうでも、今回、そういった助成の予算を組まれているようでございます。

市のほうとしましても、農家個々においてキュアリングされている方というのはたくさんいらっしゃいますので、その方々が利用できるような施設がないか、そういった調査からまず始めていかなければならないだろうというふうに思っております。

○17番（渡辺利治議員）

蒸熱処理においては名前のごとく本当にいい機械なんです。JAみたいに大きな施設を持っているところはいいんですけど、全てがJA出荷ではございません。しかし、カライモを作る人は曾於市民です。はっきり言って、行き着くところ、市税は曾於市に来ます。

売上げは農協に行っても市税は最終的には曾於市のほうに入ってくるわけですが、個人的に貯蔵庫を持っておられる方もおりますけど、個人で簡易な貯蔵庫じゃなく

して大きなやつも持っているわけですが、そこを市のほうとしては何らかの形で手助けをするのが市の道だと思っております。そのためには市のほうが早く手を挙げなければ。

今、三州産業がこの機械を造っておりますけど、県のほうが5台要請しております。1月に納品できる形で。それは御存じですよ。あと2台余っているんで、あと2台の枠があるんです。早く手を打たんと。するんだったら早く手を打たないとこれは入ってきません。

国のほうも10台を要請しています。造る会社は今のところ1つです。その会社に来ているのは。だから、これに早く手を挙げなければ後手後手という形になってくるんです。

ちなみに、申しますけど、これを、今、南さつま、肝付、種子島、この3つは既に取ると決めております。契約されております。あと2つあります。ただし、この機械は、大隅が持っている、JAが持っているこれとは比べ物にならないぐらいの規模のやつなんです。半日かけて大体600kg。それでも日数をかけてすればできるわけです。だから、そういうのを市としてはなるべく早く農家のために取り入れるべきなんです。

市長の考えを再度伺います。

○市長（五位塚剛）

こういう事業を施設も含めて市で独自でやるというのはなかなか簡単にはいきません。今までもJAさんと協力しながらずっと進めてまいりましたので、農協さんとよくこのことについて詰めてみたいというふうに思います。

○17番（渡辺利治議員）

なるべく早い時期での詰めを行わないと、年が明けたら農家は伏せ込みに入ります。今回はJAそおのほうでやっておりますからそれで間に合うんですけど、それが全農家に行き渡るかという、JAと契約している農家さんだけであって、契約外の方にはこれは回っていかない状況ですので、これを解消するためにも早い解決策を望みます。

次に、8番目、基腐病対策で市が今回出しました10a当たり3,000円に対する農家の受け止め方。

これは一部助成という形で上げましたと答えましたが、さきの質疑では1万円の中の薬剤の中の3分の1以内の3,000円ということで答弁されましたけど、実際、これは万病の薬じゃございません。確かに効果はあっても100%ではない。

例えば、この薬は里芋にも使われます。里芋に使った場合、3回しか振れません。通常は2回です。3回目は種芋用です。抵抗がなくなるんです。そんだけ気をつけ

て使わないといけない。

わずか250mlの瓶に入っていますけど、それを3回に分けて振るわけなんですけど、そのお金が1万円であって、その3分の1以内だと思いますけど、しかし、実際は、圃場にするんじゃなくして、これは植えた後にします。そのときにこれだけでは絶対に効果はありません。

確かに、種芋を消毒して、カライモを消毒して。JAのほうからもらってきた。それを伏せ込んだ、健全な芋が育った。じゃあ、植えた後にカライモが繁茂する時期辺りから分けて散布しました。100%効きません。もともと、土壌、土の中にカビがおった場合、どうしようもありません。個人で幾ら消毒しても周りの方がもし忘れた場合はそこから広がっていきます。明らかなんですよ。

里芋に関しては生産農家が専門の方はちゃんと消毒します。家庭菜園が近くにあった。その人は薬が高いもんですからしません。そこから菌が飛んできますよね。それで減らない状況なんです。植えてから収穫するときのあの状況を見たら、次は植えたくない。そんな気持ちなんです、農家は。そのためにもこの1万円じゃなくともっと思い切った施策をしてください。

何かほかにありますか。

○市長（五位塚剛）

先ほどから答弁いたしましたように国のほうも森山先生や野村先生も含めて鹿児島県に入って国が相当調査をしておられます。何が本当に原因でここまで広がっているのかという原因を究明して対処しなければ私はいけないと思います。

基腐病を、基本的には、なくしていくためには、持ち込ませないこと、また持ち出さないこと、また拡大させないこと、これが基本だと言われております。しかし、今言われるように、消毒をしない普通の菜園農家の方々からウイルスが広がっていくという例を言われました。そういうこともあるだろうと思います。

そういうことを含めて私たちだけの曾於市だけの問題じゃありませんので、国と県と一体となってこれに対応するために、今後、必要ならば、対策を、JAさんを含めて、またいろんな承継の方もいらっしゃいますので、そういう方々の声も聞きながら今後対応を進めていきたいというふうに思います。

○17番（渡辺利治議員）

確かに早急な対応が必要なんです。

じゃあ、伺いますけど、今回、委員会説明資料の75ページにありますように、20万円と30万円、これは収入が落ちた分です。これがまた1億3,500万円を市単独事業として出されますよね、商工観光課のほうで。

飲食店、貸切りバス、タクシー及び代行業は20%減であれば30万円、それ以外の

業種であれば、農業は書いてありませんけど、ほかで20万円。トータル600件で1億3,500万円です。市単独事業ということで書いてあります。

しかし、今回、農家に出された3,000円、1,140町歩、これは3,420万円。商工観光課のほうで出している1億3,500万円を3,420万円で割れば大体3.94倍です。約4倍。

そんだけ一緒にしたら、どっちも1億3,500万円に近い数字を出すとするならば、1反歩3,000円じゃなくして、1反歩4倍、1万2,000円にしたら1億3,680万円となって、一緒なんですよ、持ち出すお金としては。向こうは20万円や30万円。一律、向こうは20万円や30万円ですけど、こっちは面積で来るんだけど、面積の割合からいったら同じ金額なんです。

たった3,000円では焼け石に水というもんじゃないんです。バスアミドという薬を御存じでしょうけど、1万4,000円ですよ、10kg。これは20kg使わないと効果がありません。2万8,000円ですよ。その半分を見ても1万2,000円の数字が出てくるんですよ。私も実際に農家で作っていますから。カライモはもうやめたけど。

バスアミド、今度はそれに頼った場合、より効果を上げるためにビニール被覆をしたら、これは100%なんです。ただし、そこに5畝歩、1反歩ならまだいいですけど、面積が上がったら、とてもじゃないですけど、大変です。

もっとピクリンのほうもありますよね。ピクリンの場合は、もし漏れた場合、もしそこに人が通って害を及ぼしたら、これは相当な問題なんです。そして、それを風下に置いて畜舎等に及ぼした場合、もちろん鶏舎もなんですけど、相当な被害なんです、これは。だから、使えないんです。住宅、そういうところに近いところでは。

しかし、あえて使おうとする今回の補助対象である農薬なんかは本当に焼け石に水であって、本当にするんだったら、今、私が言った2万8,000円かかっても1万4,000円で1万2,000円です。それを出す勇気はないんですか。

金額は一緒なんです。商工業に対する1億3,500万円、それを農家に1億3,500万円出す。金額は一緒なんです。これをもっと上げろじゃなくして、これでやっとなんて。何でこんな差が出るんですか。

市長も農業をしていますよね。分かるでしょう、それは。霜が降ってやられた。それとは違うんです。原因究明をするために一生懸命するのは分かります。そのためにできる対策があるでしょう。できる対策を今打たなければどげんするんですか。

農林振興課長はよく分かるでしょう、それは。打てる対策。今、この打てる対策を打たんと誰がいつどこでするんですか。泣き寝入りは農家なんです。農家が潤わなければ商工業は絶対潤わないというのは昔からの定義なんです。買い控えなんで

す。

市長の考えを伺います。

○市長（五位塚剛）

曾於市は畜産を中心とした農業のまちでありますので、農業の方々が所得が上がらないと曾於市全体が活力が出ないのは十分基本的に分かっております。ただ、商工業に対する問題はコロナによる影響のことで国からの支援事業で取り組んでおります。農業についても、みんな、それぞれ努力されております。

早く植えて早く収穫するという方法、そして自分なりの努力もされながらやっている方も相当おられます。場合によってはカンショから別のものに替えるという農家もおられるようでございますが、基本は、先ほど言いましたようになぜ基腐病が広がってきているかというのは私たち一自治体が簡単に解決できるものではありませんので、引き続き、これは、国にも県にも、また普及所も含めて解明してもらって、そして、確実にやるべき事業が出てきますので、そのときには思い切った支援を農家にしたいというふうに思います。

○17番（渡辺利治議員）

確かにトップセールスの仕事としては国や県に陳情しながら要望しながら早く救済するのが当たり前なんです。しかし、はっきり分かっているのは、しっかりした原因究明ができないということ。

もう一つ分かっているのが、3,000円じゃなくして4倍にして1万2,000円でもできるんです、これは。市長のポケットマネーじゃないんです、これは。認めればいいんです、市長が。議員は修正はできても増額のほうはなかなかいたしません。市長の面目がありますから。修正は私も2回したことがありますけど。

しかし、これは市長がやらなければ誰がやるんですか。農林振興課のほうはやりたくても査定のほうでやらないとなればこれはまたできてこないんです。市長が勇気を持ってやればいいんです。

商業のほうはコロナの関係でと申されましたが、言葉を換えれば一緒です。基腐病のためにこうなった。これは現実なんです。違うんですか。なぜ一緒にしないんですか。分けてするんですか。

基腐病は別だ、コロナはコロナだったからと言うんじゃないんです、基腐病もコロナも一緒なんです。だから、同じ対応をしてやらなきゃいけないんです。本当にその気はないんですか。

○市長（五位塚剛）

私たち行政は私が全てトップダウンでやれるものじゃないんです。担当課がありまして、担当課は、いろんな調査をしながら、また農家の声も聴きながら、また農

協の声も聴きながら、いろんな考えを基に、今、予算をお願いしております。

担当課のほうが、最初からそういう全体的なことでやるということ、そのことで基腐病が完全に対応できるんだっただけです。やっても完全に治るという保証はないんです。あればやります。

だから、私たちは、国と県、いろんな状況を見ながら進めていきますけど、もうしばらく様子を見させてくださいというところをお願いしたところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

原因究明がされない中でのやり取りなんですけど、このまま放っておいたら、来年は、もっと、収入ダウン、収穫ダウンなんです。目に見えていますよね、農林振興課長。はっきりと分かりますよね、これは。何も手を打たなかったら。だから、打てる範囲内のことはせんないかんでしょう。

1億3,500万円。それでやれることはやったということが自負できるんです。上からの伺いを立てとって、それは、要望は当たり前なんですけど、答えを待つてからでは遅いんです。

市単独、国庫といろいろあるんですけど、1億3,000万円を持ち出しても曾於市はどうもなりません。痛くもかゆくもないんです。喜ぶだけです。その分、収量は上がって、ある程度は、跳ね返りもあるわけなんです。議員の皆さんが反対するわけではないんです。出すべきなんです。

来年度予算も含めて言いますが、各課担当から上がってきたものを市長として判断するのがその一つの仕事でしょう。本当に農家の気持ちや曾於市の経済を考えるならば今やれることをやらないかんです。何で先々のほうへ。

私に言わせれば逃げ腰の答弁なんです。1回目で言ったように農家の死活問題なんです、これは。農家が助かるんです、いっときでも。3,000円を上げることによって。それが本当の農家の気持ちなんです。分かりませんか、その気持ち。

○市長（五位塚剛）

農家の気持ちは、十分、分かっております。

○17番（渡辺利治議員）

分かっているならばできるものはやってください。今回、出せとは言いません。臨時でも開きますから。また追加議案もあると聞いておりますけど、どんな方法でもできるんです。

当初で組んでもらえれば、当初でも、農家の方々にとっては出荷しての精算払いですからそこでもできます。商人から取られている方々は、出来高払いじゃないけど、最後に支払うような仕組みとなっておりますから間に合うんです。

できるものをしてください。それでも答えは先延ばしなんでしょうか。考える気

なしの先延ばしなんですよね。何とかしてください。水かけ論ですけど、農家が喜ぶには、曾於市が潤うには、できるものをしてください。どうなのでしょう。

○市長（五位塚剛）

私たちも農家の収益を上げるためにいろんな方策を考えております。今回も担当課のほうで努力してこのような提案をいたしました。金額的にまだまだ不十分がありますけど、状況を見ながら今後は対応しなきゃならないというふうに思います。今後、また検討させてください。

○17番（渡辺利治議員）

値上げの問題は別の人に頼めばよかったのかな。答えがすぐ来るんだったかな。私ごとですが。

9番目の最後の代替作物、これはプロジェクトチームで今検討を行っておると答えておりますが、この進捗状況というのはどのようになっているのでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

この実証につきましては、カンショを植えて、次に、その後に緑肥を一旦植える。そして、その後に今度は夏にニンジンを植える。次の年にまたカンショという考え方の方法であったり、それに今度はゴボウを組み合わせるといような実証を今されております。

もちろん輪作体系ということになっていきます。いわゆるカンショの連作を避ける。その間に緑肥を入れる。その後、ほかの作物、例えばニンジンであったり、ゴボウであったり、その翌年にまたカンショに戻るといようなことで輪作の方法をしております。

それと飼料作物との交換です。これにつきましては、今回、国の事業も交換した分については10a当たり3万円という助成を出すみたいですが、いわゆるマッチングが合えば飼料作物のところにカンショを植える。1年ずつ交換作をしていただくといようなことを今実証でやっている段階でございます。

ただ、その後、カンショを植えて被害が出なかったかというところでもなくて、若干、被害は少しは出ているような状況が出ているところです。

○17番（渡辺利治議員）

被害を最小限に抑えるという点では、輪作が一番手っ取り早いというか、いいんです。しかし、それを全てが取り入れられるかというところでもないし、ニンジンを植えても今度は販路は限られてきます。収穫作業に至っては労力が大変です。カンショ以上の労力を使います。今はハーベスターでやるからいいんですけど。おいそれと飛び込むことはできません。

ゴボウも言われました。ゴボウは志布志の経済連の選果場のほうがあっぷあっぷです。しかし、いい案を出して、今、計画しております。それは何かというと、泥つきのまま買取りをいたしまして、あそこが、暇なときとか、手薄になったときに倉庫から出して洗って出す。そんな方法もあるんです。これは実現可能なんです。その方法も考えとってください。

時間がないので、次に入ります。

有害鳥獣、これはいろんな形で捕っておるわけですが、今、曾於市でやっております。今回、また箱3つですか。この3つでどれぐらいの効果があるかということ、ほとんど年間何匹捕れるか分かりませんが、データがありますが、去年のやつで、今年の2月の補正で出ていますが、思った以上の効果はないんですよ。増えていくんですよ。

防止柵、網、ネット、今回も出しておるようですけど、11.3kmですか、この数字で見ると大きいように見えますけど、2.5km、真っ角で10kmですよ。ですから、曾於市内の状況で見ますと、よか予算を組んだなということで絶対うなずけないんですよ。大がかりな予算を組むべきなんです。そんな計画はないですか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

このワイヤーメッシュの防護柵につきましては、次年度に予定しております4地区でございます。1万1,300m、総延長でございますけれども、面積でいきますと35.6haを予定しております。

これにつきましては、定額助成ということで国のほうに100%助成を頂きますので、次年度、この事業が採択されれば非常にイノシシに対しては効果が上がるだろうというふうに期待しているところでございます。こういった形で、2年度以降、また補正予算等で取り組めればそういった形での啓発もしていきたいというふうに考えております。

○17番（渡辺利治議員）

11月から3月までの狩猟期、これは今捕れたものに対しては補助を出していませんよね。有害鳥獣駆除申請をその期間外に出したら、イノシシで幾ら、アナグマで幾らと出るわけですけど、これを通年出せるような形にしてもらわないと。

昔は、鉄砲を持った狩猟者、これは案外と趣味の域での猟でしたので、そこまで見なくてもいいんだろうという考えがありましたよね。それはちゃんと答弁していますから。狩猟する人がいなくなった、少なくなった関係上、どうしても通年でこれは出すべきなんです。この考えはどうなんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

渡辺議員が言われるように私たちも一年中支援すべきだというふうに思っております。そのために私たちも今後は考え方を変えながらしていくべきだというふうに思っております。基本は国のほうにその観点に立ってもらいたいことだというふうに思います。何らかの形で県と国に対しても要望を上げていきたいというふうに思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

狩猟期におきましては、そういった要望もございましたので、今、農作物の被害報告があった場合については、こちらからも指示書を出しておりますので、それにつきましても、確かに国の補助対象にはなりません。しかしながら、市の単独部分でその部分は助成を出しているということで今は取扱いをしております。

○17番（渡辺利治議員）

それはいい成果だと思っておりますので、どんどん活用するように啓発もしてください。

あと、個人のほうで箱わなを量販店から買ってきて、牛の飼料、鳥の飼料もしくは畑等でそれを設置した場合、それにかかったときの対処法ももちろんなんですけど、そのときにそれは資格が要るのか、個人でした場合。それを伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

個人での捕獲というのはそういった免許が必要になってまいります。特に処分という形についてはむやみにそれを殺処分とかそういったことはできないようになっておりますので、個人で持っているしゃる箱わな等があるかと思えます。それにつきましても、捕獲した分については影響のないところで放していただくという指導を今しているところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

笑ってはいけないんですけど、一つの方法として、箱わなを買った、設置した、たまたまアナグマが入った、自分で処理できない、じゃあどうするかということで猟友会の方々にお願いした場合はどうなるのでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

有害鳥獣の指示書が出ている分については補助対象になると思いますが、猟友会の方々がそれを処分という形になれば。これが農作物等に被害を与えていない部分での捕獲になった場合については助成対象となりませんので、その辺の見極め方が難しいところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

実は、私は今のような方法で箱わなを量販店で買ってきました。牛の飼料をあまりにもついでに買ってしまうので、設置する前に猟友会の方に電話して、あとはあなたに任せますということで、私は買ってきただけであって、その方々は、ちゃんと箱の前に、許可証の番号がありますよね。あれを出してちゃんとしてくれましたので、正しい正解というか、正しい方法だったかなと思っております。こんな方法もあるということも同じ啓発の中にも入れてもらえれば幸いです。

今年5月からこの前まで8匹捕りました、アナグマを。ですから、そういった方法でも駆除というのはできるわけです。免許は自分で捕らなくてもそういった方法があればできるということを市民の皆さん方に啓発していただきたいと思います。

時間ですが、本当に前向きな形での答弁が欲しかったんですけど、今後、検討という言葉もありますけど、生産農家のことを芯から考えれば、一日でも早い実施を望むところ、祈って私の質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで、昼食のため、休憩いたします。午後はおおむね1時10分再開いたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時10分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第3、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

私は今後も日本共産党という表現でさせていただきます。日本共産党を代表して大きくは3項目にわたり質問いたします。

最初に高過ぎる介護保険料は引下げをについて。

今、市民にとって、特に高齢者にとって最も切実な意見と不満は高過ぎる介護保険料であることは間違いありません。このため、私はこの問題が解決するまで今後も繰り返し取り上げてまいります。

質問の1、介護保険の被保険者の直近の現状について、同じく国民健康保険の被保険者等の直近の現状についてお聞きしたい。

質問の2、上記の被保険者の中で、令和3年度を見た場合、介護保険料が令和2年度収入に比べて1割以上に達している被保険者数についてお聞きしたい。さら

に、この中で収入対比を見た場合、収入対比が最も高いのは何%であるか、報告してください。

質問の3、令和3年度末の介護保険特別会計の財政状況について、見込みになりますが、翌年度への繰越金、基金残高、これは3年度末の基金残高、並びに予備費等を中心にお聞きいたします。

質問の4、国民健康保険は一般会計から毎年繰入れを行っております。令和3年度は2億5,000万円であります。このため、国保税の値上げはこの10年間されておられません。一方、介護保険はこれまで一般会計からの繰入れを全く行っておりません。

今では全体として総じて市民にとって特に介護保険料の負担割合が大変高くなっている明らかな実態が見られます。このことは、市民の中に入り、多くの高齢者と対話を行うなら強く私たちは感じられる点であります。市長は、こうした実態、現状認識をお持ちであるか、お聞きしたい。

質問の5、このことに関連して、令和3年度介護保険には一般会計から市独自の繰入れを行っておりません。その理由をお聞きしたい。

質問の6、曾於市の介護保険料は鹿児島市や霧島市よりも高くなっております。お手元に配付した資料でお分かりかと思えます。高過ぎる介護保険料は引き下げるべき時期に来ていると言えます。令和4年度は、一般会計から繰入れを行い、引き下げるべきではないかと強く思っております。市長の所見をお聞きいたします。

次に、質問の大きな2項目、イノシシの駆除対策、サツマイモの基腐病対策の取組強化について。

この問題については、さきの渡辺議員をはじめとして5名の方々がそれぞれの立場から質問がありますので、中心点を2回目以降は質問いたします。

初めにイノシシ対策について。

質問の1、この数年、イノシシによる被害が増えております。令和3年度を含む過去5年間の農作物の被害面積や被害額について報告してください。

質問の2、これまで市は幾つかの対策を講じてきました。それでも被害が終息しないのはなぜなのか。要因等についてお聞きしたい。

質問の3、11月以降の猟期期間においても市は令和4年度からイノシシ駆除の補助を行うべきではないか。先ほども同僚の渡辺議員に対する答弁がありましたが、所見をお聞きしたい。

質問の4、このほか今後の市の新たな対策があるならお聞きいたします。

次にサツマイモの基腐病対策について。

先日の総括質疑での課長答弁でも、一部、明らかにされましたが、サツマイモの

基腐病による被害が深刻であります。

質問の1、基腐病による被害などについて、令和3年度を含む過去5年間の被害状況について、面積被害額、植付け面積、生産額を報告してください。

質問の2、曾於市をはじめ、国、県のこの間の補助金を含む対策を報告してください。今後、終息の見通しやめどはあるのかも併せてお聞きしたい。

質問の3、サツマイモは曾於市の基幹作物であります。特に多くの高齢者は園芸作物ではサツマイモを中心に生活しております。今後、曾於市は基腐病対策は腰を据えて取り組むべきであります。

ただ、令和3年度まで、基腐病対策を予算計上するに当たり、独自の項目は見当たっておりません。園芸振興策の中で扱っております。今回の9号補正であります。

例えば、お茶について言いますと、旧町時代から独自の茶の項目があります。お茶の場合は、金額はわずかに本年度252万円ではありますが、款項目の目節がありません。

今後、基腐病に関連した予算は、このことを最も強調したいんです。今後のこの対策の重要性から鑑み、その位置づけを明確にする必要があるのではないのでしょうか。令和4年度から、独自の項目をつくり、その中で予算計上をすべきではないか。これがまず出発点であると思っておりますが、所見をお聞きいたします。

最後に、質問の3項目、学校活動支援員の増員と取組の強化を求める立場から質問いたします。

質問の1、学校教育において学力向上は曾於市の取り組むべき第一義的課題ではないでしょうか。教育長と市長の所見をお聞きしたい。

質問の2、このことに取り組むに当たり、学校活動支援の役割は、大変、大事であります。教育長の所見をお聞きします。

質問の3、ただ、合併後、この十数年間、学力向上の市独自の取り組み方を見ますと、学校活動支援員をはじめ、特に人の体制、人的体制において相対して弱くなっている一つの側面が見られます。この点についても教育長は報告してください。

質問の4、中村新教育長にとって令和4年度の当初予算は就任1年目の大事な予算となります。予算編成では特に学力向上は腰を据えて取り組まれるよう期待いたします。言うまでもなく、これは1年や2年で成果が上がる問題ではないからであります。

そのためには、学校活動支援員の増員、例えば、今、末吉中学校はわずか2名であります。私にも保護者から匿名でありましたが、こうした不満と意見が寄せられ、今回、質問するに至った一つの経過があります。

末吉中学校も含めて少ない。保護者からそうした意見が寄せられておりますので、

人的体制の見直し、そして充実・強化は不可欠であります。所見をお聞かせください。

最後の質問の5、このため、市長は、つまり財政を扱う市長部局は教育委員会の学力向上の取組を財政上全面的に支えていただきたいのであります。バックアップしていただきたいのであります。大きな予算は必要ありません。市長の所見をお聞きいたしまして私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1と2と3の⑤については私が最初に答弁いたしますが、質問事項の3の①②③④については教育長に後から答弁させます。

1、高過ぎる介護保険料は引下げをの①介護保険の被保険者等と国民健康保険の被保険者等の直近の現状についてお答えいたします。

介護保険の被保険者数は1万4,326人、認定者数は2,902人です。国民健康保険の被保険者数は6,126世帯で、被保険者数は9,600人となっているところです。

1の②上記の被保険者の中で令和3年度の介護保険料が令和2年度収入に比べ1割以上に達している被保険者数について、さらにこの中で収入対比が最も高いのは収入対比何%かについてお答えいたします。

1割以上に達している被保険者数につきましては634人で、収入対比が最も高いものは10%から15%が347人で、634人に占める割合は54%です。全体の被保険者と対比した場合は2.4%となります。

1の③令和3年度末の介護保険特別会計の財政状況について（見込み）、翌年度への繰越金、基金残高、予備費等についてお答えいたします。

繰越金1億86万8,000円、基金残高7,948万8,000円、予備費704万円と見込んでいます。

1の④国民健康保険は一般会計から繰入れを行っている、このため国保税値上げがされていない、介護保険はこれまで一般会計から市独自の繰入れを行っていないため介護保険料の負担が高くなっていると見られる、市長はこうした現状認識をお持ちかについてお答えいたします。

曾於市も、高齢化率が40%を超えている状況もあり、介護保険のサービス利用者等も増え、給付費も伸びてきており、保険料への影響が出ていることは認識しているところです。

1の⑤令和3年度介護保険には一般会計から独自の繰入れを行っていない理由についてお答えいたします。

介護保険制度につきましては、国、県、市町村等が事業に応じて決まった負担割

合を毎年度一般会計から繰入れをしているため、独自の繰入れは行っていないところです。

1の⑥高過ぎる介護保険料は引き下げるべき時期に来ている、令和4年度の一般会計から繰入れを行うことで引き下げるべきではないかについてお答えいたします。

今年度より令和5年度までは第8期計画により介護保険料を3月議会において認めていただいたところです。一般会計から事業に対する負担金を繰り入れていますので、第8期の令和5年度までは保険料に変更はないところです。

2、イノシシ・基腐病対策の取組強化をのイノシシ対策についての①農作物等の被害面積や影響額について見込みを含め過去5年間についてお答えいたします。

イノシシによる農作物被害面積は、平成29年度、7.6ha、平成30年度、9.4ha、令和元年度、6.2ha、令和2年度、12.9haで、令和3年度はまだ調査しておりません。

影響額については、平成29年度、887万1,000円、平成30年度は661万3,000円、令和元年度、649万2,000円、令和2年度、1,111万1,000円で、令和3年度はまだ調査しておりません。

2の②被害が終息しない要因等についてお答えいたします。

イノシシによる被害が減少しない理由としては、猟友会への聞き取りでは、一産ごとの産まれてくる数が増えているのではないかということと耕作放棄地などの生息環境が増えていることが一因かと思われます。

2の③猟期期間においてもイノシシ駆除の補助を行うべきではないかについてお答えいたします。

今年度から農作物被害の報告を受けた際には猟期においても捕獲指示を出して対応しているところです。

2の④市の新たな対策についてお答えいたしません。

令和4年度に国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業でワイヤーメッシュによる防護柵設置を申請しております。効果が確認できれば、この事業を推進し、活用していきたいと考えております。

2、イノシシ・基腐病対策の取組強化をの基腐病対策についての①過去5年間の被害の栽培面積・被害額とカンショの栽培面積・生産額についてお答えいたします。

基腐病に関しましては、五、六年前から発生が見られたと言われておりますが、正式に基腐病と認定されたのが平成30年度であります。

本市においての被害面積は、令和元年度は発生が少なく、調査しておりません。令和2年度から632haで被害額1億6,760万6,000円、令和3年度は、概算ですが、被害面積1,037haで被害額が約2億8,980万円となる見込みです。

市全体の栽培面積は、平成29年度、1,391haで生産額21億4,514万6,000円、平成

30年度、1,234haで生産額18億7,169万円、令和元年度、1,190haで生産額19億5,783万5,000円、令和2年度、1,140haで17億2,081万3,000円、令和3年度はまだ算出できていません。

2の②この間の補助を含めた対策と終息のめどや見通しについてお答えいたします。

この間の対策として令和2年度に大隅地域サツマイモ基腐病対策プロジェクトチーム会議が発足いたしまして中間報告まで含めて4回実施されており、その会議の作業部会も現在まで随時開催されています。

主な取組は、輪作体系実証、冬季湛水実証、早掘り後の分解促進実証、品種比較実証、駆除実証、種芋の蒸熱消毒実験を実施しております。

補助としては、国のかんしょ重要病害虫被害対策事業において令和2年度は99人申請で1億1,348万4,000円を交付し、次期作支援として840万6,000円を申請しており、令和3年度は当期作支援として87人で529万4,000円を申請中であります。

そのほか、市単独補助として今回の補正予算において農薬資材の一部助成として10a当たり3,000円の助成を計上しております。

終息のめどはついておりません。

2の③独自の予算項目についてお答えいたします。

基腐病対策につきましては、現在、国、県、市並びに関係機関一体で対策を講じている段階にあります。その中で、効果のある対策が見えてきた段階で必要な予算を講じるべきだと考えておりますので、今後、検討させていただきたいと思っております。

3の⑤学校活動支援員の取組の財政上のバックアップについてお答えいたします。

子供たちは将来の日本や曾於市の未来を担う存在であり、教育予算はそのための先行投資と考えております。ついては、可能な限りバックアップしていきたいと考えております。

次は教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、徳峰議員の3、学校活動支援員の増員と取組の強化についての①学力向上は曾於市の教育行政の取り組むべき第一義的課題ではないかについてお答えします。

議員の御指摘のとおり学力向上は本市の最優先の課題であります。

現状を申し上げますと、各種学力調査では、改善傾向は見られますが、それでも全国平均並みもしくは下回る結果が続いており、厳しい状況にあります。公教育としてまず子供たちに確かな学力を身につけさせることが最大の責務と考えております。

次に3の②学力向上の取組に当たって学校活動支援員の役割についてお答えいたします。

学校活動支援員は、特別支援教育や複式学級の支援において高い成果を上げており、学力向上にも大きく寄与していると考えております。また、時代の変化や社会のニーズに合わせて外国語指導やICTに関する専門的な指導・支援においてもその役割は重要だと考えております。

このように学校活動支援員は学校教育の充実のため不可欠な存在であると考えております。

3の③合併後のこれまでの曾於市の学力向上の市独自の取組が学校活動支援員をはじめ相対として弱くなっているのではないかについてお答えいたします。

曾於市単独の学力向上策として、教職員の資質向上の観点からそおっ子の学力向上プラン・中堅教員育成事業、教育環境の充実の観点から学校ICT活用支援・学校活動支援員事業に取り組んでおります。

これらの取組については、少しずつ成果も見られていますが、まだ改善の余地があるのではないかと考えております。特に学校活動支援員においては、時代のニーズに合った支援業務の在り方や効果的な活用、人員の確保が検討課題であると考えております。

3の④来年度から学力向上に取り組むために学校活動支援員の増員を含む人的体制の見直しと強化が必要ではないかについてお答えいたします。

曾於市の子供たちに生きる力の基盤である確かな学力を身につけさせることが私の使命であり、責務だと考えております。そのためにも本年度導入された1人1台のタブレット端末を学力向上に有効に使うことができるようにするとともに学校からの要望の多い学校活動支援員の人員確保と効果的な配置が必要だと考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に入ります。

まず、高過ぎる介護保険料の引下げをについて質問いたします。

1回目、市長のほうでそれぞれ答弁がありました。私は、まず具体的な項目の質問に入る前に、曾於市、旧町時代を含めて、国民健康保険や介護保険の流れを簡単に説明しながら、その流れをお互いの共通認識としながら質問したほうが、かみ合った、また前向きな答弁も期待できますので、一言、申し上げます。

旧3か町は、例えば合併するまで、あるいは二、三十年前までは、もちろん介護保険会計はなく、後期高齢もなく、旧町が携わる健康保険は国民健康保険だけでご

ございました。

末吉町でいいますと、例えば30年前や40年前は2万1,000人から2,000人の人口の中で国民健康保険に入っている方々が実に1万数千名でございました。まだサラリーマンも含めて少なかったという相対的な事情があるにしてもこれは大変な数でございまして、ただ当時から国民健康保険税が非常に高い。

基本的には国の制度に大いに問題があるんですが、少なくとも、まず末吉町としてできる点は何かという、一般会計から国民健康保険に一定額を繰り入れて財政的な援助を行う中で国保税を安くすべきではないかということで、私は、最初から、例外なく、同僚の五位塚議員も参加する中でお互い連携しながら予算決算の中で繰り返し約20年間ほど言い続けてまいりました。

旧末吉町だけではないんですが、二十数年前から、ぼちぼちといいますか、鹿児島県内の96市町村も一般会計から繰入れを行うようになり、当時は、同僚議員の中でも、一般会計は全ての町民が入っている、国民健康保険会計は一部の町民であって一般会計から持ち出すというのはおかしいんじゃないかという異なった意見もございましたけれども、田崎町政の最後の段階から繰り入れるようになり、それを引き継いだのが池田市政であり、もちろん8年前の五位塚市政もそれを踏襲いたしております。今では議会でも全員一致。一般会計から繰入れはいかがという意見は一人もおりません。これが定着いたしております。

ですから、五位塚市政も、本年度も、2億5,000万円の繰入れ、恐らく、新年度、来年度も値上げをしなければ2億円を超える一般会計からの繰入れになるでしょう。これは池田市政も同様であって、8年前のときには2億5,000万円を繰り入れております。いわば定着いたしております。

繰り返しますが、根本は国の問題でありますけども、せめて、市民の暮らしを守る、生活を守るという立場での優れた独自の施策であると高く評価いたしております。

一方、介護保険はどうであるかといいますと、先ほど同僚議員の答弁にもありましたが、約20年ほど前から制度が発足いたしました。当然、介護保険も財政状況が厳しく、ただ、これは、今年を含めて3年に1回見直しを行う中で、介護保険財政の赤字分は、丸々、3年に1回、介護保険料の値上げを行っている経過がございます。

介護保険については今では国民健康保険よりも加入者は多いのでございます。介護保険といいますと、65歳以上、ここでいうのは1号被保険者であります。答弁にありましたように1万4,000人台に増えております。一方、曾於市の国民健康保険加入者は高齢化に伴って1万人を割っており、1年間の総予算額も介護保険のほ

うが上回って58億円を超えております。

そうした時代の流れの中での国民健康保険と介護保険を比較した場合に流れとして介護保険のウェイトがいろんな意味で高くなっております。そして、特にその流れの中で、市民の負担額が、これは対話の中で痛切に感じられるんですが、市長答弁にもありますように国保よりも介護保険の負担割合が非常に高くなってきているのであります。このままではさらに高くなります。

1回目の市長答弁にもありましたけれども、例えば介護保険のほとんどが年金収入でありますけれども、年金収入の1年間の1割以上が介護保険といった方々が実に634人です。

この方々は、ほかに後期高齢あるいは国保税も払っているんです。基本的にはほとんど全員が年金からの天引きであります。さらに1割以上の634人の中で収入の15%以上を納めている方々が私の試算では281名であります。年金収入の15%以上が介護保険料。これは異常とも言える高さじゃないでしょうか。

これも、繰り返しますが、基本的には国の政治に責任があります。しかし、そこだけ言っていては市民を助けることはできません、地方議会として。ですから、客観的な状況として、一般会計からの繰入れを行うべき、遅い感じもいたしますが、今からでも繰入れを行うべき時期でございます。

その点で6月議会でも一般質問をいたしまして、市長答弁は「検討します」と私の質問に答弁いたしております。どこまで深く思っただの「検討します」か分かりませんが、恐らく基本的な認識は私と同じじゃないでしょうか。議員と、行政を預かる、財政を預かる市長との違いはありますけれども、共通認識としては恐らく私と同じだと期待いたしております。

その点で、今、介護保険は、あと2年待ちじゃなくて来年度からでも繰り入れるべき時期に来ていると思っておりますが、市長の基本的な考え方をお聞きしたい。

○市長（五位塚剛）

介護保険制度が本当に経過して20年がたってまいりました。そして、1回目の答弁でも、先ほども答弁しましたように、高齢化率が非常に高くなってきて、介護保険を使う方々、制度を使う方々が実際に増えてきております。そういう意味で介護保険の収入と歳出のバランスが崩れてきているわけでございます。

基本的には、この制度というのは、何度も答弁しますように、国と県、市、そして、被保険者の計算によって運用しているわけです。現状としては値上げをしないと運営ができない状況でありましたので、今回、値上げをお願いいたしました。

3年間の計画でありますので、今、値上げをしていただいた、これでスタートいたしましたので、来年度から値下げのために一般会計から別途に繰り入れるという

ことはまだ考えていないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

時間の関係で、国保に比べて全体としては介護保険のほうが非常に市民にとって負担割合が高くなっている。これは客観的な事実であります。また、市民の高齢者の気持ち、意見としても、考え方としても、介護保険が非常に高い。これは高齢者の中に入ったらはっきりいたします。

私も、3月の値上げ、全国から、この間、市議員選挙もあったということで、この問題だけでも100名以上の人と対話をしたでしょうか。異口同音に多くの高齢者の介護保険が高いといった意見や不満が満ち満ちております。

そうした客観的な状況においてなぜ一般会計から来年度繰り入れないのか。率直にお聞きいたしますが、一般会計から介護保険会計に繰り入れること自体は一応考えておられますよね。これは6月議会の確認です。時期はともかくとして。

○市長（五位塚剛）

このことについて、内部で、値下げを少しでもするために一般会計の繰入れをするということについてまだ検討していないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

再度、大事な問題であります。時期はともかくとして一般会計から繰り入れること自体をまだ検討していないということですか。そうであるなら、私は、厳しく言って市長の立場としていかなものかと思うんです。

今の高齢者の方々は、繰り返しますが、介護保険が高いと。そうした多くの気持ちを持っているんです。市民の一般論から言いまして、多くの気持ちを正確につかみながら市政のかじ取りを行うというのが失礼ながら市長や三役の責務でしょう。

介護保険はそれほどまだ議論を検討すべき段階でないと言ったら私と大きな認識の違いでありますから別の角度から質問いたしますが、それを前提として考えるならば一般会計から繰り入れるかどうかは検討すべきなんです。まだ検討していないんですか。検討していなかったらこれから緊急に検討すべきだと思います。答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

第8期の計画について3か年の事業をいろいろ検討いたしました。その結果、一般会計からの負担割合とは別個に入れるというのであれば、当然、値上げはしないはずですが。それはできなかったから保険料の改定のお願いをいたしました。

多分、値上げをしないと介護保険制度が非常に厳しくなるというのは現実でございます。繰り入れをしたら値上げの場合以上の一般会計からの予算を入れないと運営ができないという状況が現実にあるわけでございます。

ですから、議会のほうでも、今回、国に介護保険制度の国の負担を増やしてほしいという要望書も上げていただきました。抜本的には、ここを国にもうちよつと現実的に見てもらわないと、足りないからといって全て市町村が一般会計からの繰入れをすれば非常に財政的に厳しい問題があるというふうに考えております。

○19番（徳峰一成議員）

若干、論点がそれた答弁ですね。また、答弁の中で、一部、認識の違いというか、間違いがあるようであります。

3月の私の所属する文教厚生委員会でもかなり議論いたしました、値上げについては。私の試算では、あるいは当局が出された試算でも、3月時点での平均で、介護保険料の14.7%の値上げは、令和3年度、本年度で見た場合に1億3,000万円前後の財源不足を生じているから値上げをしたんです。これは市の答弁です。また、文書での報告です。1億3,000万円。

ちなみに、比較して言いますと、国民健康保険は既に私たち議会から要望がなくても2億5,000万円を繰り入れているんです。相対として、繰り返しますが、今、介護保険のほう非常に比重が国保より高い。介護保険より低い国保のほう2億5,000万円も、議会が黙っていても。本年度だけじゃないんです。昨年度も2億円以上の繰入れを行っているんです。

介護保険の場合は、私も一般質問で取り上げましたが、取り上げても一般会計からの繰上げは0円なんです。どうして0円なのか。そこを、全市民の命を預かる、生活を預かる市三役トップとしてはお考えいただきたいんです。

私は戻せということはまだ言っておりません、今日は。少なくとも一般会計からの繰入れを行うべき時期に来ているんじゃないかと。角度を変えて質問いたしますが、国保の場合は2億5,000万円を繰り入れて介護保険の場合は繰入れが0円、この違いを説明してください。

○市長（五位塚剛）

国保会計については市のほうも実際は値上げをしなければならない状況に来ております。そうでないと今後は運営ができなくなります。県が一本化して、また税の計算方法は見直しをしなければならぬ時期に来ております。そういう意味では、もう一回、抜本的に国保体系の在り方も議論しなきゃなりません。

ただ、今回は本当に2億5,000万円という大きな一般財源を投資して値上げを抑えましたけど、今後は場合によっては値上げも検討しなきゃならない時期に来るだろうと思います。

介護保険についても基本的にはこの制度自体が負担割合で運営されております。市の負担の割合というのもちゃんと決まっております。そういう中で市の負担を出

しながら進めてきましたが、現状としては被保険者の保険料を上げない限り対応ができない状況に來ましたので、今回、お願いしましたが、今後、5年間は値上げする必要はありませんけど、今後、また不足を生じたらどうするかという。場合によっては一般会計からの繰入れを入れなきゃならないことがあるかもしれません。そのことについてはちゃんと検討していきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

ここで国保と介護保険のおさらいをする意味はないんですけど、時間の関係上、国保も、国県、市、特に国と市のいわゆる負担割合は決まっております。介護保険も、制度は違いますが、国県、市、特に国と市の負担割合は決まっています。そこを言ったら逃げ道的な答弁にならざるを得ないんです。

基本は、国保の場合は、本年度に限らず、昨年度も含めて10年間に十数億円の一般会計の繰入れを行っているんです。介護保険の場合はこの十数年間で0円なんです。また繰り返しますが、客観的には介護保険の費用に占める割合が大きくなっている。ですから、金額はともあれ、一般会計からの繰入れを行うべき時期に來ている。

なぜ国保の場合は繰り入れて介護保険の場合は1円も繰り入れないのか。そうした単純な質問をしているんです。小学生でも分かる単純な質問をしているんです。なぜ介護保険の場合は繰入れができないのか、もう一回、お聞きいたします。

○市長（五位塚剛）

一般会計からの繰入れと言いますが、この負担割合も一般会計からやっているんです。繰入れというのは介護保険料を値上げしないための繰上げという意味だろうと思うんです。だから、基本的にはこの3年間は繰入れをしなくても値上げをすることはないということでございます。

○19番（徳峰一成議員）

3年間、3年間と言うけども、これは、曾於市が議会の多数の承認の下に、私は反対いたしましたけども、決めたことであって、3年間というのは固定的なものじゃないです。だから、私は来年度から一定額を引き下げるべきじゃないかという提案と質問をいたしているんです。

例えば、今年の鹿児島県内の43市町村の中で6つの市と町が引き下げているんです。介護保険を引き下げているんです。志布志市を含めて。ですから、これは、一旦、値上げしたら、向こう3年間、条例をいじくることはできないということじゃないでしょう。条例を変えて、来年度から、幅はともかくとして引き下げるべきじゃないかと。そうした前向きな提案を私は行っているんです。

市民は、高齢者は大歓迎です。そうした弾力的な対応がなぜできないのか。あく

までも3年間にこだわるんですか。もっと弾力的な考え方と対応をぜひしていただきたいと思うんです。客観的な大局の立場からの。再度、伺います。

○市長（五位塚剛）

第8期計画を出して議会でも承認していただきました。

値下げをした自治体があるようでございますけど、その自治体は値下げをしても介護保険会計が十分回っていくという前提で引下げをされたと思います。うちは引下げをしたら介護保険制度自体が回らなくなる状況であります。

そうですから被保険者は9段階に分けて所得の少ない人からずっとしてあります。平均で5段階が基準でありますけど、基本的には介護保険の制度を使って介護のいろんな利用をされるわけですから、当然ながらそういう意味での負担が出てくるのではないかなと思っておりますけど、今後については私たちも十分気をつけながら検討させていただきたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

9段階といいますが、後期高齢の場合も何段階もあるし、国保の場合も所得割3割等によって国保税が違うんです。仕組みは違いますが、そうした制度になっているんです。

例えば、介護保険料を来年度から引き下げた場合に、令和4年度は1億円余の一般会計の繰入れ、つまり国保の2億5,000万円の約半分の財源が確保できたら1年前の値上げの前の状態に戻るんです。

さらに曾於市の介護保険は鹿児島市や霧島市よりも高くなっております。今、曾於市の介護保険料は今回の大幅値上げによって県内の19市の中で上から2番目です。介護保険料は19市の中で上から4番目です。6,669円。これは南日本新聞の報道でありますけども。

1億円余があつたら元の保険料に戻ると。少なくとも鹿児島県平均の介護保険料に戻すためには、私の計算では、6,800万円の一般会計からの繰入れを、これは毎年ですけども、行うならば少なくとも県平均に戻すことができるんです。

なぜ、そうした弾力的な、市民どなたもが喜ばれる。恐らく議会も全員賛成でしょう。評価できる発想ができないのか、やり方ができないのか。再度、伺います。せめて元に戻すのが厳しかったら約7,000万円近いお金を使って鹿児島県平均に戻すべきじゃないでしょうか。市長の見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

今の段階になって市の一般会計を別途に7,000万円や8,000万円繰り入れて前の保険料にまた戻すということについては当然ながらいろんな意見もあるだろうと思います。

そういう意味で私たちも値上げをせざるを得ない状況にありましたので、担当課を中心としていろいろと検討した結果、これをお願いしましたけど、今後、状況が変化したときには当然ながら市から別途に一般会計からの繰入れも考えなきゃならない時期も来るだろうというように思っております。

同時に、これは、何回も言うようではありますが、この制度がスタートしたときからすると非常に状況が変わってきております。これについては、私たち市単独で決められる問題でもなかなか難しいものがありますので、国にお願いして全国一律で御支援していただければありがたいなと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

最後に、これ以上、質問いたしませんけども、私は2年間待つということはとても納得できません。年が明けて3月の当初予算でそのままの形で提案されるなら賛成できません。また、同僚議員の中にも非常に不満と違和感を持っている同僚議員も何名かおります。率直に言って修正を含めて検討せざるを得ません。

金額はともあれ、一般会計からの繰入れを含む予算措置を取ったら第一歩として紹介したい気持ちはやまやまなんです。弾力的な対応ができないのかどうか。

特に、大休寺副市長は担当でありますので、決断を大休寺副市長にもお願いしたいと思っております。金額はともあれ。そうしたら、高く評価したいと思います。もろ手を挙げて評価いたします。

その点で、ぜひ、まだ時間が、1か月、2か月、予算提案までありますので、検討していただきたいと考えています。私だけじゃなくて同僚議員の中にも何名かおります。市民は大歓迎です、これは。

次の質問に移ります。

○議長（久長登良男）

ここで、徳峰議員の一般質問を一時中止して、10分間、休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時09分
————— . ——— . —————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○19番（徳峰一成議員）

次にイノシシと基腐病対策について質問いたします。

まず、イノシシの問題については、先ほど同僚議員また農業問題に精通している渡辺議員からかなり突っ込んだ質問がありました。私は1点だけに絞って確認方々

の質問をいたします。

私の元にも、農家の方々から、11月から猟期期間に入るけれども、引き続き、年間を通して、通年を通して市は補助を行うべきじゃないかといった御意見や要望等が発端となって今回取り上げた経過がございます。

1回目の答弁の中では本年度から農作物被害の報告を受けた際には猟期においても捕獲指示を出して対応しているところですよということの説明がありますけれども、もうちょっと詳しく。これは課長でもいいと思うんですが。補助を出しているかどうかの私は質問なんです。それに答えていただきたいと思っております。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

これにつきましては、私どものほうにも要望がございましたので、猟期の11月から3月の間で農作物等の被害があったという報告を受けた場合については、捕獲隊のほうも指示書がなければ捕獲できませんので、それによって捕獲されたイノシシ、そういったものに対しては、これは国の補助金の対象とはなりませんけれども、市のほうで全て一般財源のほうで猟期以外の金額と同じ金額で補助しているということでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

これは本年度からということでもいいですか。それが第1点。

それから、それは予算化されておりますか。第2点目。

それから、何よりも、農家、特に関係ある農家の方々に今の課長の答弁はしっかりと全体に伝わっておりますか。この3つを併せてお聞きいたします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

予算につきましては、今年度の当初の予算の中で有害鳥獣の駆除の補助金を1,440万8,000円計上させていただいておりますが、例年、これで不足する分についてはまた3月補正でお願いしている状況でございます。

それから、住民の方々や農家の方々へのそういった情報といいますか、そういったことにつきましては、農家の方々もイノシシの被害があったときには一年中お電話を頂きます。

そういったときには、すぐ担当のほうで猟友会のほうへ連絡していただきまして、現地を確認していただいて、箱わなの設置なり、そういった形で対応させていただいております。そういった指示書を出しながら対応しているということでございます。

補助金につきましては、そこで捕れた分につきましては確実に申請を上げていただきますので、間違いなく補助金として対応させていただいているところです。

○19番（徳峰一成議員）

先ほどの同僚の渡辺議員もそうだと思うんですけど、私は、まだ、今、本年度の場合は、不十分で、もっと言ってされていないということで、猟期期間については、また、そういった相談が、直接、これは農家の専門家なんですが、含めて相談があったためにこの12月議会で質問しているんです。一応、本年度から1年間を通して補助を出すということで、もう一回、確認させてください。これが第1点。

それから、第2点も、最も大事な関係者、農家にどれだけ徹底しているか。文書か何かを全員に出したんですか。何らかの形で農家に分かるように、あるいは関係者に分かるように。その通知が徹底されていますか。今年から一応補助を出しますと。国は出さないけども、その分を含めて曾於市が全面的に行いますということで文書で出していますか。そのことを私は聞いているんです。不徹底じゃないですか。

○農林振興課長（竹田正博）

補助として出しているのは間違いなく今年度から出しておりますが、農家の方々に補助を出しておりますという部分は出しておりません。

これにつきましては、猟友会のいわゆる捕獲隊という資格がなければ補助金はもらえないようになっておりますので、捕獲隊の方々に補助金をお支払いするわけですので、農家の方々に補助金をお支払いするという形ではございませんので、農家の方々に対しては広報とかそういったものはしておりません。

農家の方々は、被害があればどうにかしていただきたいということについては1年間を通してお電話なりを頂くわけですので、そういった部分で、我々は、猟友会の方々、捕獲隊の方々に連絡を差し上げてその方々をお願いするというのが有害鳥獣の駆除補助金の体系になっているところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

厳しく言って捉え方が弱いと思います。直接的な補助を出す相手方は猟友会であったとしても被害を受けるのは農家一般なんです。ですから、農家の方々が被害を受けている中においては、この冬の期間においても一応補助を出すようになりましたというのを何らかの形で文書で出すというのが行政としての農業問題に限らず私は基本的な考え方でなければならないと思うんです。市長、副市長もそうですよね。捉え方、考え方が狭いんじゃないですか。こうした大きな問題。

イノシシの被害問題というのは1回目の答弁であったように今すごいでしょ。極端に言って旧3か町の市街地を除いたらほとんどイノシシが近隣まで今出だしているんですよ。この末吉町においてもそうです。

そうした深刻な問題なわけでありますから、少なくとも、農家、もっと言って市民に対して何らかの形で広報で文書を含めて流すというか。これはいいことだからみんな喜ぶんですよ。

それが徹底されていないから、私だけじゃないかもしれませんが、専門農家からもそういった意見や相談が寄せられてきて今回の質問の一つの発端となったんですよ。これは今からだから。今、12月だから。何らかの形で、一応、これを出していただきたいという。出すべきだと思います。

再度、答弁してください。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

私どもは農作物の被害に対しての駆除補助金という考え方でおります。ただ、現状としては、おっしゃるとおり、今、市街地のほうにイノシシ等も発生しております。いわゆる人的な被害も想定されるところでございます。

その補助金がどうこうという部分ではなくて、市民の方々には、イノシシ等の有害鳥獣、こういったものが出没した際には市役所のほうに連絡を頂きたいという啓発の仕方はしていきたいと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

あまりこういったことでぐずぐず質疑をしたくないんです。市長、答弁を言って締めくくりの答弁をしてください。次の質問に移りたいと思いますので。

私が言っているのは、農家とか広く市民に言えば、このことを徹底するというのはいいいことだから、みんな、評価したい点だから、これは流すべきだと思っております。

○市長（五位塚剛）

私たちも、いろいろ検討した結果、猟期に入っても、市民生活を守るという意味で、市単独補助ですけど、出すようにいたしました。これについてはちゃんと広く分かるように市報を通じてでも出したいというように思います。

○19番（徳峰一成議員）

次に、サツマイモの基腐病について。

これは、私も含めて実に5名も一般質問で、あと3名の方も、手ぐすねと言ったら失礼ですけども、待っておりますので。

それほど、5名ということは、市長、副市長、深刻なんですよ。深刻。特に大休寺副市長は南之郷出身だから、これは、見聞きというか、知っていると思います。すごいですよ、これが。私のところにも。農家を回ると。

また、先ほど答弁がありましたように、あるいは渡辺議員の答弁にもありました

ようにこの被害というのはすごいです。深刻な状況です。例えば、これは渡辺議員への答弁だったんですかね。

被害が4割以上。半分近い。4割以上の方々が全体の10%に当たる114haと。半分近い、あるいは半分前後、今年は被害を受けたというのが110haという。これは、かつて、旧3か町、曾於市にない事例じゃないですか。全体の。

しかも、サツマイモは曾於市の言うまでも基幹作物の最たるものであります。1年間に17億円から19億円の生産額であります。耕種部門についてはお米を追い越しております。

サツマイモ基腐病対策は後の同僚議員でどんどん積極的な提案を含めた質問があると思いますので、私は1点だけ。確認するまでもなく、客観的に、基腐病対策というのは、本市の基幹作物を守る、農家の経営を守るという意味でもしっかりと位置づけなければならないと思っております。

まず、市長、基本的な考え方、ポジションといいますか、立場を答弁していただけないですか。基腐病対策は、曾於市の基幹作物であって、腰を据えて取り組みたい問題じゃないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

曾於市の場合は、どちらかといいますとハウス園芸の農業ではなくて露地型の台風対策のカンショ作りだと思います。特にまた都城市の霧島酒造という大きな焼酎会社がありまして、JAを含めて、また個人的な方々を含めてそういう意味での農業が非常に盛んだというふうに思っております。

そういう中で、先ほども答弁しましたように新たなウイルスによるカンショの基腐病という今までにないものが発生しまして、国や県を含めて、なぜこれが発生しているのかということについて、今、本当に研究の段階に入っております。当然、こうなると対処方法が具体的に今後出てくるだろうと思っております。

ですから、私は先ほどもその状況ははっきりできないと支援ができないということでもうしばらくお待ちくださいというお願いをいたしました。当然、農家を守るために抜本的な対策はしなきゃならないというふうに認識しております。

○19番（徳峰一成議員）

ここでは、時間の関係上、内容は同僚議員に譲るとして、私がここで提案したいのは、そのためにも、新年度、来年度予算から基腐病対策については予算の扱いで款項目節の目と節でしっかりと位置づけをしていただきたいんです。また、位置づけしなければいけないんじゃないかと思っております。

まず、ポジションというか、はっきり市の強い立場を予算計上で金額以前の問題として設置する。これが大事じゃないでしょうか。その点の提案を含めた質問であ

ります。

○市長（五位塚剛）

本当に言われるとおりカンショ作りは曾於市の大きな農業の基幹産業でありますので、この対策をしっかりとつくりたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

新年度でそのように。副市長、よろしいですね。副市長は十分お分かりだと思えますので、答弁はよろしいです。

最後に教育問題について教育長を中心として質問いたします。

市長から、財政を預かる、財政的にバックアップしたいという答弁がありましたので、また、教育長も、就任、本格的な1年目でありますので、腰を据えてぜひ学力向上に取り組んでもらいたい。

教育長が一番強く思っておりますけど、学力向上というのは点数を引き上げるだけが学力向上じゃもちろんありません。一つの側面でありますけれども、読み書き、そして計算する、そして社会に出てからも思考力・判断力・想像力が十分備わって社会で対応できる、そういった広い意味でのもちろん学力向上であります。

点数だけの学力向上じゃない。これは教育長が学校教育課長から一番力説されているし、全く私も同感であります。そういった広い意味での学力向上です。その立場でやっていただきたい。

例えば、教育長が学校教育課長当時の平成28年度を見ますと特別支援教育員が17名いました。そして、少人数学級指導員も10名。合わせて27名おったんです。教育行政要覧。予算的にも今より多かったです。

今よりも多くて、そして5,000万円です、この2つだけで予算措置が。本年度、令和3年度は4,600万円です。単純化して比較すると。だから、予算的にも少なくなっている。もちろん人的体制も平成二十七、八年度は全部で28名おったんです。それが今は22名です。

これは特に副市長を含めて査定の中で考えていただきたい。学校教育課はハード事業じゃないから、建物なんかの。前年度比何%削減。例えば、来年度は、財政課長、97%ですよね。それだともろに影響を受けるのが学校教育課なんです。人を減らさざるを得ない。予算を減らさざるを得ない。これが、この間、続いてきている。

これは、教育長、学校教育課長と実際に意見交換の中で確認されているんです。ですから、特に予算査定においてはその点は十分に配慮していただきたいと思っております。

ありがたいことに答弁が市長からありましたので、ぜひ、教育長、思い切って中期・長期の計画も立てながら、1年や2年じゃ効果は出ませんので、しっかり腰を

据えて対応していただきたい。教育長のまずそうした今後の基本的な考え方の方針をお聞かせ願いたい。決意を若干含めてお答え願いたいと考えております。

○教育長（中村涼一）

徳峰議員のほうからありましたように私が学校教育課長時代のときには二十七、八名の支援員を頂いておりました。その後、会計年度職員ということで少し体制が変わりましたので、この間、削減ということで人員のほうが減っております。

これは、ある面、財政上、やむを得ない判断だったのかなと思っておりますが、先ほども議員のほうからありましたように支援員の活用というのは子供たちの学力向上に非常に大きな役割を果たしております。特に小規模校における複式の支援については旧末吉町時代から続いている制度で、本県の中でもなかなかない私自身はすばらしい制度だと思っております。

旧町時代から続いているこういう制度を有効に活用して小規模校や大規模校関係なく曾於市の子供たちの一人一人の学力をつけていきたいと。そのためには、私自身、ある程度、計画性を持って年次的に取り組んでいきたいと思っております。

（何ごとか言う者あり）

○教育長（中村涼一）

先ほども申し上げましたように、人員については、市長の答弁もありましたので、それを期待しながら。もう一つは、効果的な配置というか、限られた資源をどこに有効に活用するか、費用対効果も含めて、ここは十分考えながら、必要なところに必要な人員が行くように。

末吉中も学校規模的には2名という非常に少ない体制ですので、そこも含めて検討して、学校の希望、保護者や子供たちの希望に沿うような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

学校教育課長は一番現場での最先端で私も期待したい立場のお一人でありますので、決意や考え方を含めてお聞かせください。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

学校教育課長といたしましても教育長が今申し上げたとおり学力向上は本市の最大の課題だと思っておりますので、人員を含めた形で、またタブレットが入ってまいりました。そういうことも含めて考えていきたいと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

最後に、学力向上というと、これを機会と捉えて成績だけの考え方が浮かぶ人も

はっきり言っておりますので、それは、くれぐれも、私、議会を含めて誤解のないように。

もちろん点数を引き上げるということは非常に大事です。と同時に、点数だけではない、いわば学校の授業についていけない、先ほど教育長が言われたそうした子供たちを含めて全体の力をつけると。社会に出てからその力が大いに効果が出るような、生きる力になるような、それが本当の意味での学力じゃないかと思っております。これは私以上に教育長が学校教育課長時代から。私、文厚委員会にいわば仏教でいいますと説教された点なんです。

私も大賛成でありますので、ぜひそうした基本方針を持ちながら、教育長、取りあえず、3月の予算においては、言葉のやり取りですから、文書化された正式な教育委員会としての学力向上のための財政的な裏づけを踏まえた上での方針を議会にも文厚委員会にも出していただきたいと思っております。期待しておりますので、最後のまとめの答弁をしてください。

○教育長（中村涼一）

ありがとうございます。

本当にいろんな学力調査で点数を上げろということでいろいろ国も県も言っていますが、私自身は、点数だけではなくて、これから生きていく子供たちには、知識、当然、我々は公教育ですので、そういうものをつけていかなきゃいけないと思いません。

ただ、一方で、時代が要求しているのは、活用する能力、コミュニケーション能力、それから多くの人と協働して一緒になって物事を進めていく、そういう能力も学力として非常に大事にされております。

もう一つは曾於市にとって望ましい学力。私自身は、曾於市を出ていった子供たちが人材輩出ということだけで単に都会で成功するということではなくて、やがて曾於市に戻ってきて曾於市で頑張る、そういう子供たちもぜひ育てていきたいなど思っております。

そういう意味で、自分としては、学力をきちっと定義した上でその学力をつけさせる、そういう計画を提示して、人員の体制まで含めてまた文厚のほうに提出したいと思えます。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第4、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○18番（迫 杉雄議員）

18番、迫です。

私は12月定例会におきまして通告いたしました3項目を11の質問要旨で市長並びに教育長に質問いたします。

まず、高校跡地利活用を進めてきました財部高校の南九州畜産獣医学拠点の開設について、先般、行われました市民説明会の参加状況から市民の理解度並びに意見等はどうかであったか、伺います。

次に②であります、開設までのスケジュールについて、令和4年度の当初予算についてどうであるか、一般社団法人の設立等はどうであるか、伺います。

次に③は財部町の市街地の活性化については拠点施設までのスマートモビリティ導入について伺います。

次に2項目めの農畜産業振興について。

本市の基幹産業であります農業生産実績について令和3年度の種別の作物の実績額について伺います。

次に②であります、昨年に続き本年度もカンショについては基腐病が発生してかなりの被害が見受けられますが、糸状菌等の対応はどうであるか、令和4年度作付についてはどのような対応が考えられるか、代替作物について対応は考えられないのか、伺います。

次に③農業生産を議論しますと食料自給率についての議論となりますが、国は現在37%で先進国の中で一番低いわけです。曾於市においてはどうか、まず伺います。

次に④であります、有害鳥獣の被害等についてどうであるか、市内の地域的な状況を伺います。そして、今後の対応策を伺います。

次に3項目であります、私は今日までの議員活動におきまして地域のまとまりがまちづくりのパワーであると唱えてまいりました。現在、進めている地域コミュニティ協議会設立について、少子高齢化が進む地域の公民館活動はどのように捉えているのか、伺います。

②であります、曾於市コミュニティ推進条例の制定後5年が経過しているが、当初、大々的に取り組まれたようですが、自治会加入率はどうなっているか、伺い

ます。

現在、コミュニティ協議会の設置モデルに6地域が指定されているが、今後の設立に対して大字ごとの設立についての議論はなかったのか、伺います。来年以降、小規模学校の統合も進みますが、議論の端には出るべきだと思っております。

次に④ですが、地域のコミュニケーションの希薄について社会教育の分野からどのように捉えているのか伺いまして登壇しての質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、迫議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の3の④以外は私が最初に答弁いたしますが、質問事項の3の④については教育長に後から答弁させます。

1、南九州畜産獣医学拠点事業についての①市民説明会の参加状況や市民の理解度、意見等はどうであったかについてお答えいたします。

市民説明会を9月と11月の2回開催しております。1回目は84人、2回目は78人、合わせて162人の参加でした。

参加者からは地域活性化への期待や畜舎の臭い等の公害対策についての意見がありました。参加者の多くからはおおむね御理解を頂き、実現に向けて期待しているとの声を頂いております。

1の②令和3年度の曾於市の対応と令和4年度の当初予算や一般財団法人の設立等の状況についてお答えいたします。

令和3年度は地方創生拠点整備交付金の事業採択に向けて国や県への事前相談を行っている状況です。国は今国会で補正予算成立を目指しており、本市でも3月議会に向けた対応を検討しているところです。

また、一般財団法人の設立に向けては令和4年度中に設立できるように検討しております。

1の③活性化に向けたスマートモビリティ導入についてお答えいたします。

既に設置している財部市街地活性化検討委員会において、財部高校跡地の有効な利活用についての議論や駅から拠点施設までの道路改良、植栽等、空き家活用による景観整備の意見等が出ているところです。

スマートモビリティを使った移動手段が導入できるかどうか、検討委員会の意見や関係機関と連携しながら模索したいと考えています。

2、農畜産業振興についての①本年度の農業生産実績で水稻、サツマイモ、茶、耕種部門についてお答えいたします。

令和3年産の農畜産物生産実績は12月末時点をもって作成しますので、数量・金額については集計しておりませんので、作況のみについて報告いたします。

水稻は県の作況指数101で平年並み。サツマイモは基腐病の影響で早掘り傾向となっており、減収。お茶は、一番茶の収量はやや減収であったが、おおむね平年並み。そのほかの耕種作物については、平年並みか、やや豊作傾向でしたが、販売価格が伸びない状況です。

2の②サツマイモ基腐病の糸状菌等の対応、孢子発芽条件と防除薬剤スクリーニング対応と代替作物の対応についてお答えいたします。

サツマイモ基腐病については、種芋や苗についての糸状菌が圃場に植えられて発病し、菌の孢子が雨水等で移動することで感染が広がるとされています。

現在、取り組むべき対策としては、まず糸状菌をなくすための種芋蒸熱処理減菌と苗・土壌の消毒、畑の排水対策の徹底、定植後は発症株の除去と銅剤散布で感染を防ぐこと。その後は雨に伴う被害拡大防止に殺菌効果のある薬剤散布が効果的とされています。

代替作物については、対策プロジェクトチームで代替作物と輪作体系の検討を行っておりますが、現状ではまだ普及する段階に至っておりません。また、飼料作物や他の作物との圃場交換も検討しているところです。

2の③本市の食料自給率（カロリーベース）と耕種部門も生産額を上げるべきではないかについてお答えいたします。

鹿児島県の食料自給率は令和元年度は78という数値になっております。本市においては、計算方法の品目ごとの国産供給熱量数値が把握し難いため、算出できませんが、おおむね県の数値に近い数字だと推測いたします。

耕種部門の生産額が上昇すれば自給率数値も上がってくると思います。

2の④市内の有害鳥獣の被害状況と市の対応についてお答えいたします。

有害鳥獣の被害状況につきましては、有害鳥獣全体で、令和2年度の被害面積は14.45ha、被害額1,315万9,000円となっております。特にイノシシによる被害が主となっております。令和3年度についてはまだ調査しておりません。

市の対応としては、捕獲補助金と捕獲隊への出動補助や猟銃免許・登録手数料助成と箱わなの貸与をしております。また、農業者へは電気柵の購入助成を実施しております。

3、コミュニティ協議会についての①少子高齢化が進む地域の実情と今日までの公民館活動の対応をどのように捉えているかについてお答えいたします。

本市の地域の実情は、周辺部では少子高齢化や過疎化が進み、中心部では自治会未加入者が増えるなど、それぞれのコミュニティを維持することが年々難しくなっている状況であると認識しております。大変、危惧しているところです。

また、各校区・地区公民館では、これまで、生涯学習やスポーツ活動、地域行事

の開催など、地域活性化の中心的役割を果たしながらおのおののコミュニティを支える団体として活動しておられると認識しております。

3の②コミュニティ推進条例の対応及び自治会加入率についてお答えいたします。

平成29年度に地域コミュニティ活性化推進条例を制定し、条例に基づいて集合住宅の実態把握や宅建協会との協定書締結などを実施した上で自治会未加入者宅を直接訪問するなど、様々な手だてを講じましたが、加入率は上昇には転じなかったところでありました。

そこで、令和2年度に条例の一部改正を行い、地域コミュニティ協議会の設置等について規定したところであり、現在、この規定に基づいて市内全域の協議会設立に向けて積極的に進めているところであります。

自治会加入率については、69.4%であり、前年度と比較して1.1%の減となり、初めて70%を下回ったところであります。

3の③市内24地区公民館へのコミュニティ協議会設置について大字ごとの設置の議論についてお答えいたします。

地域コミュニティ協議会の設置は市の地域コミュニティ活性化推進計画に基づいて進められております。

この計画は、地域コミュニティ活性化推進審議会において議論されたものであり、協議会の設置地域については小学校区単位を原則としておりますが、その中で末吉小学校区に関しては地区公民館単位としております。

現在、市が指定したモデル地区についても計画に基づいて24校区・地区公民館の中から6公民館を指定しているところでございます。しかしながら、現在のモデル地区の活動内容を令和5年度までに検証することにしておりますが、その検証の際に設置地域についても議論したいと考えております。

次は教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

迫議員の御質問にお答えします。

3の④社会教育の分野からどのように捉えているのかについてお答えいたします。

社会教育課においては、校区・地区公民館活動、子ども会活動、女性部・高齢者学級など公民館を中心とした活動を行っており、自主文化事業では幼児から高齢者までを対象とした企画で多くの方々の参加を頂いております。

また、文化関係では保存会の方々を中心に触れ合いの場ができております。生涯スポーツにおいては子供から高齢者まで参加できるスポーツの振興に努めておりますが、特定のグループになるため、全体的にはコミュニケーションが希薄になっていると感じております。

地域コミュニティは公民館より大きな母体となって地域の全ての方を対象に活動を推進していくことでより多くの方とのコミュニケーションが取れる触れ合いの場となるのではないかと考えております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

2回目の質問に入ります。

まず、通告いたしました説明会を通じて商店街の活性化、また、商工会等からの意見要望はなかったのか、また、過去に例のない事業として受け止めている雰囲気もしくは意見は出なかったのか尋ねるところですが、その意見の中にあつたんじゃないかと思うんですが、学生及び教員の宿舍等、当然、それに関連しますと、宿舍やアパート等に関連しますと、民間事業者等の公的な連携について等々の意見や議論は今日までどのようにされているのか、まず伺います。

○市長（五位塚剛）

今回の説明会は財部町の方々を中心でありましたが、末吉や大隅からも参加者がありました。

全体としては先ほど答弁したところではありますが、駅前通りの道路の整備の問題やら、また子供たちが宿舍する問題、また、民間の宿泊施設等ができるのかという御質問もありました。

今後については、これは予算がつかましたら当然動き出しますので、このことについて、広く、広報やら、また都城地域を含めたいろんなマスコミを含めて啓発しながら、地域の方々の民間の力も借りながら財部地域の整備というのに協力していただきたいというふうに思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

令和6年の4月の開校となると時間的には整備かれこれを考えますともうそうない時間だと私は認識しておりますが、これについて、意見等にあつたのかないのかはさておいて、交通アクセスが一番肝心じゃないかと。

当然、市街地の整備につながりますが、ここで、今の計画の段階で交通アクセスについて拠点まで宮崎市から60分という時間を出しています。鹿児島から80分。80分は、大分、時間的にかかるようですが、60分となるともうちょっと短縮できた案内ができるんじゃないかというふうに思います。

60分を10分下げて45分から50分というような案内をすればそれなりの注目度を浴びると思いますが、市長なり課長なり、今、あそこの平塚のインターはもう開通しておりますよね。宮崎方面から来るとしますと。

当然、あと令和6年度までには都城志布志道路も開通すると。また、その後は、

完全に、43kmですか、全線開通するとなると、宮崎方面からの通学といたしますか、交通アクセスがかなり縮まると私は考えております。

また、反対に、鹿児島方面からの末吉財部インターまでを見て、そこから来ますと、どの道を通ったら拠点までに行けるかとまた単純に話をしますと七村行き帰り線はかなりの近道だなど。七村行き帰り線は合併後すぐ整備された道路ですので、そういうところまで案内したり、この事業を広げたりするということがまず取組じゃないかと思えます。

鹿児島から80分という時間を10分でも少なくして案内し、そして、肝心の500名の学生受入れといたしますか、500名の受入れをどうやって考えているのか。私の個人的な考えでいたしますと、500名というのはどこからどうやって来てくれるのかといたしますと、当然、全国からですよと言えればそれまでですが、近いところ、鹿児島市もしくは宮崎市方面から募らないかんのじゃないかなと。

当然、鹿児島県外の人たちもかなり近いところまで来て通学するというふうには捉えませんが、そこら辺りの意見等やら対応、議論はどうなっているか、伺いたいと思えます。

○市長（五位塚剛）

私たちのこの事業が成功すれば宮崎方面からは今の高速がつながれば非常に便利になります。また、今の段階で末吉の道の駅から鹿児島市内までちょうど1時間で行けますので、それほど苦にはならないのではないかなと思っております。

それと、子供たち、学生が500名という数字が出ておりますが、これは獣医学を目指す学生の人たちですので、当然ながら獣医学がある大学が中心になるだろうと思えますけど、またそれとは別にいろんな形でのつながりで来られる方もいらっしゃるというように聞いておりますので、今後、また具体的に話がまとまってくるだろうと思えます。たくさんの学生にここを拠点として学んでもらえればありがたいなというふうには思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

そういうこと等、市長の見解を質問するわけですが、これに合わせて、完全な財部の市街地のまた人々、当然、曾於市のもんですが、財部の市街地の活性化を目指すとなると、それなりのもので事業的にも動かなきゃいけないし、今後の対応で、先ほど言いましたように、市街地の活性化を、当然、喜ぶんですが、この事業を最大的に持ち上げる機運はどこまでなのか。

我々は、当然、最初から携わっておりますので、この事業はどうしても成功させないかんと。予算の問題じゃないという気概も持っておりますが、あとは市民の人たちもしくは曾於市として今後の曾於市の発展のスタートになるんじゃないかという

ぐらいの気持ちがあります。そこら辺りを説明会で持ち上げてきたのか。再度、尋ねるところです。

それと引き換えて、話が飛ぶようですが、曾於市のPR的にこの事業を広げていくべきだと思いますし、一番身近な直近の議論になりますが、12月25日は塩田知事が市内に来て懇談会みたいなのが開かれるようですが、当然、市長は出席されて懇談をされるんじゃないかと思いますが、その席上ででも塩田知事にこの事業がこんだけもんだということを徹底して曾於市の意向を伝えることがどうあるか、まず市長の見解を聞きたいと思います。

○市長（五位塚剛）

12月25日に末吉の文化センターで塩田知事と語る会が開催されます。一般公募の方また私を含めてたくさんの方が参加いたします。

当然ながら塩田知事も曾於市の南九州の獣医学の拠点事業というのは十分理解されておりまして、財部高校跡については無償譲渡していただくということも理解を示して協力を頂いております。

また、ありがたいことに副知事が曾於市出身ということもありまして本当にいろんな側面から御支援を頂いております。

当然、私もこの25日に参加して曾於市のPRをしながら同時に財部のこの事業についてまちづくりを含めてお願いしたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

当然、精いっぱいPRされると期待しているところです。

それにちなめば、塩田知事もその気で理解してもらっていると確信して、県の段階でどのような事業的なサポートがあるのか。今のところは、全然、県の内容は見えておりませんし、県はどこまでやるのかも私は存じていません。そこら辺りから、県にも何かの形でサポートしてもらおうような。声明ですね。お願いをするべきだと思います。

当然、それにちなめば、先ほど言いました財部市街地のいろんな整備についても何か県の仕事でも出てくるんじゃないかなと思いますし、③で通告しておりましたモビリティの件も、導入をどうのこうのということよりもそういう角度からでも風呂敷を広げて進めるべきだと思います。

課長が答弁されればいいんですが、スマートモビリティについて、先は内閣府なのか国土交通省を狙うものなのか、もう一回、答弁を求めたいと思います。

○企画課長（外山直英）

では、スマートモビリティにつきまして、まず国の所管につきましては国土交通省というふうになっております。

拠点と駅の距離が1.2kmございますので、この距離について、いわゆる自動運転等ができるか、あるいはバッテリー付きの自転車等がございますので、そういったものがあるのか、そういった方式も含めて、今後、模索していきたいというふうに考えております。

○18番（迫 杉雄議員）

国土交通省と。当然だと思っているんですけど、内閣府のほうもまた質問を伺いたいたんですが、1.2kmの距離内にそういう課長が望んでいることを導入してやるとすれば、今の段階で、市長の答弁でスマートモビリティを使った移動手段が導入できるかどうか検討委員会の意見や関係機関との連携だというふうに答弁されましたが、ここはどうやって受け取ればいいですか。

令和3年度もしくは令和4年度に導入ができるものか。今の段階ではまだ絵に描いて計画にのせただけだから確実なものとは言えませんが、できますなら、1.2kmという距離ですので、あらゆるデジタル化の中に進めることができるんじゃないかと。逆に言うたら、当然、財部の市民にも十分理解をもらえないといけないけど、どこまで浸透しているのか。

いまいち我々特別委員会からがはしゃぎ過ぎているようなムードぎみに捉えられますし、もうちょっと下ろす手だてはないもんか。市長か課長かが答弁できれば答弁してください。

○市長（五位塚剛）

財部の市街地を含めた検討委員会というのを立ち上げて、今、議論を始めているところがございます。

これは庁舎の支所の建築も含めて議論しておりますが、当然、今後は財部駅から高校跡地までのこの拠点づくりをどうにかしなきゃならないということで財部の町のまちづくりというのも議論しております。

当然、地域住民の方々の協力がなければできませんので、これについて、今後、具体的にもっと分かりやすく議論の内容を市民に訴えて、また市民参加型の会を広げていきたいなと思っております。

また、先週、JRの社長が交代されたということで社長がこちらのほうに来られましたが、当然、財部高校跡地のこともよく御存じでありましたので、最終的にはぜひ財部駅に急行や特急を止めてもらえるようお願いもいたしました。今後、事業が大きく前進することによってこれが実現可能になっていくだろうと思います。そのことも含めて私たち行政も一生懸命努力してまいりますので、地域の方々また議員各位の御支援や御協力をお願いしたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

一生懸命、やりがいのあるという角度やら、やらねばならないし、特に先ほどから言いますように議会のほうは高校跡地利活用特別委員会で北海道の帯広畜産大学を見てきました。そのときにいろいろ見てきましたが、あくまでも帯広畜産大学は北の要と。

そして、ずっと日本列島を下って九州に入るまでもそういう類いの畜産や獣医の専門的なものの学校がないということ等で、今回、南九州の曾於市に拠点ができるもんであれば、私は口が過ぎるかもしれませんが、西の拠点、要だというふうに捉えたいと思います。そこまでじゃありませんよということではないと思いますが、そういうふうに捉えれば、なお一層、曾於市の位置づけやら、また事業に対すること。

一番肝心なことは、農畜産業の振興には旗振りの一丁目の一番地に旗を立てられるんじゃないかというような考えにもなります。私だけが考えを持つと進むもんでありませんが、そのぐらいの気概で進んでもらえばいろんな今の段階で計画的もしくは次の段階というような足踏み状態を突破できるんじゃないかと思えます。

一つ、ここでお尋ねしますが、私たちがもらった資料の中に、内閣府の地方創生事務局の田中参事官が来市といいますかね、来るというのが1行書いてありましたが、内閣府の田中参事官という方はどういう人物なのか分かりませんが、その後、どうなんですか。一応、答弁を求めたいと思います。

○企画課長（外山直英）

以前、特別委員会のほうで経過の説明をした際に9月に内閣府の担当参事官であります田中参事官がお見えになるというお話を頂いておりましたが、コロナの影響で随分延期になっておりました。先日、12月1日の日に鹿児島のほうにお見えになりまして、財部高校跡地の拠点を御覧になられたところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

見えたわけですね。見えたということは、地方創生の事業に対して十分理解してもらって、先ほどから言うように、北は帯広、南は曾於市、南九州というような位置づけはされるんじゃないかなと思いますし、今後、いろんな角度から地方創生の事業のあるものを引き寄せることは可能じゃないかなと思いますが、今の段階で我々に提示されました分の資料以外に進展しそうなものはないですか。

この分野は今からでも事業的に導入すると。あくまでも、ベースが基本で11億2,000万円ですかね、そういう金額からの積上げだと思いますので、それ以上、金もかかることだろうし、事業を導入すればそれだけの大きな事業になるということ等で今後の問題でいいほうに受け取れるんじゃないかと思えます。

私が手元に持っているのは高校跡地利活用調査特別委員会の説明資料しか持っていませんので、答弁を求めたいと思います。

○企画課長（外山直英）

9月の段階の特別調査委員会の資料では、第1期工事・第2期工事と区別して、第1期工事が10億円、第2期工事が残りの事業費ということで計画しておりましたが、先ほど申しあげました内閣府の参事官が来鹿されまして、その際に全体事業費のうち馬エリアを除く19億円について事業計画を上げてみてほしいというお話を頂きました。このことが全て採択になるということではないと思うんですけども、少し前向きな発言として我々は捉えているところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

今の答弁をそのまま受け取って進むべきだという立場ですので、どんどん議論もさせていただきたいと思います。

あと、鶏が5,000羽に牛が400、そして馬が20頭ですね。そういうような流れのようですが、普通、帯広で現地を見たときに馬も当然見ましたが、そっちのほうが馬が多いわけです。

今の現況を見て、馬20頭、馬をあそこに引き上げるとなると今の現況からどうなるのか。曾於市側の持ち分での事業が必要になるんじゃないかと思うんですが、その辺りの話も課題と併せて参事官と併せて話が進んでいるんですか。

○企画課長（外山直英）

馬エリアにつきましては、正式に決まった部分、公表できる部分がまだございませんので、今、内閣府と協議しておりますのは、校舎の改修の地方創生エリアの部分と畜産飼育エリア、これを合計した部分で総額19億円程度になりますので、この2つの部分を計画書で上げてほしいということでしたので、ひょっとするとこの部分が採択になるのかなというふうに考えているところです。

○18番（迫 杉雄議員）

その辺りが強引に進める事業だというふうに受け取ります。

待っていたって落ちてこないというふうに。特にコロナ禍ですので、経済低迷というのやら今後のいろんな問題を抱えているし、立ち止まっていたら、この事業も時間はかかるかもしれないし、予算は少なめかもしれません。そこら辺りの類いを逆手に取って進める事業だというふうに理解します。

あと、確認ですが、当然、先ほどから言っておりますように、西日本、南九州の最大の拠点、畜産獣医学ということになると、以前から特別委員会等でも口に出しておりましたけど、欧州の基準が完全に今度はクリアされるものにユニット単位で

できるんだと私は見っていますが、そこら辺りで、もし、アジアをはじめ、アジアではここといえば、アジアに拠点を位置づけられるのであれば、先ほどから言うように西日本や南九州の類いじゃないし、アジアとの兼ね合い的なものはこの学部で獣医学でどこまで広げられるのか、課長や市長が考えているところだけでも答弁を求めたいと思います。

○企画課長（外山直英）

先日お見えの内閣府の参事官のほうからもそういったお話がございまして、西日本のみならず、アジアの、E A E V E 認証と申し上げますが、E A E V E 認証を取った大学でございますので、こういった施設ができることでアジアにも先進的な施設になるというお声を頂いておりますので、そういった感触を持っているところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

課長がそういうような認識を今答弁されましたが、市長は今の課長の持っている認識に対してどうですか。市長の答弁コメントがまた今後の動きに大分作用すると思いますが、アジア、国外、いろんな形での畜産振興といたしますか、農畜産振興につながることだが、どうですか。

○市長（五位塚剛）

この計画は鹿児島大学さんが共同獣医学として山口県を含めて全国の獣医学の人たちが本当に期待している事業であります。また、同時に私たちの日本と近いアジアの国々が非常にこの事業にも関心を持っているようでございますので、場合によっては東南アジアから曾於市に学生が来ることが現実的になってくる可能性があります。そのことも私たちは期待しておりますのでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

そういうふうな位置づけというか、認識を持って進めていくことということで、また後日、説明会等があると思っておりますので、またその節でも今後の計画対応をお尋ねしたいと思います。

次に。

○議長（久長登良男）

迫議員、2回目。いや、これ、2項目めをしたということで。

○18番（迫 杉雄議員）

はい。

○議長（久長登良男）

ここで、迫議員の一般質問を一時中止して、10分間の休憩をします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時27分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開き、迫議員の一般質問を続行します。

○18番（迫 杉雄議員）

1項目めの南九州畜産獣医学についてはまだまだ今後いろいろな角度から議論したり質問したりするというので、2項目目に挙げておりました農畜産業振興についてということで、午前の部で同僚議員がいろいろ基腐病について質問いたしましたが、私が通告いたしましたのは1点目に本年度の令和3年度の農業生産実績額と。12月いっぱい毎年かかるなということも考慮しておりましたが、水稻については県の作況指数101ということで答弁されております。

当然、昨年から続いております基腐病については、それなりの、いわば緊張感といますか、本市の基幹産業の農業に対しての対応にもうちちょっと真摯的に向き合う必要があると思います。

その中から、答弁になっておりませんが、昨年と比較した場合、昨年の令和2年度的水稻については、今年は101%ということですが、肝心のサツマイモについて、カンショについて、昨年の実績額が17億2,081万3,000円という金額になっておりますが、今年度は数字的にまだ出ておりませんで、いいのか。ある程度は、もう畑にはありませんので、出せるんじゃないかと思います。

それと、全般的に見て耕種部門がどのぐらいの金額の差が出るか、そのぐらいの予想は立てられるんじゃないかと思います。確実な生産額、実績額にはつながらなくても、令和2年度の耕種合計が63億3,700万円という金額のようですが、この辺に線を引いたらどのように見ておるのか。

それぐらいは答弁してもらわんな。12月のがまとまらな出ませんよというような対応じゃ、先ほどから言いますように何の仕事をやっているのかと言いたいぐらいです。当然、最初から分かっているわけですので、全般的に見て、作柄は何がよかった、何が悪かったぐらいの答弁は欲しいところですが、市長並びに担当課長、どうですか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

答弁書にありますとおり12月末の実績をもって各技連会の中で集まって調査いたします。それから、取扱事業者にも聞き取り調査を行って1月中にまとめていくわけですがけれども、おっしゃいました水稻につきましては101ということですが、大

隅半島は101でございまして、価格的なものが今年は下がっているという情報は入っております。

昨年から比べますと、約1,000円近く、1袋当たり下がっているのではないかと
いうふうに思っております。これからいきますと、水稻では、10%までは行きませ
んけれども、若干、落ちるだろうというふうに思っております。

それから、サツマイモについては、基腐病の関係で、8月中旬以降の長雨もござ
いまして、早掘り傾向で進んでおります。もちろん収量が下がっているという部分
もございまして。それから、被害を受けている部分もございまして。これで先ほど出
しました2億9,000万円弱ぐらいが推計されるところでございまして。

お茶につきましては、一番茶は収量を下回っておりますけれども、二番、三番で
平年並みに推移しているということで、あとは巣籠もり需要でドリンク向けが増え
ているという状況があるようでございまして。

それから、白菜等につきましては、天候に恵まれて作柄もよかったです、価
格が低迷したと。

それから、キャベツにつきましては、4月から5月の出荷分については生育的に
は非常に良好であったような状況でございまして。

ゴボウにつきましては、新ゴボウが9月の高温で生育遅れがあったと。その後は
台風がなかった関係で平年並みで見込んでいるところでございまして。

それから、カボチャ等につきましては、台風被害もなく天候に恵まれて順調で
ありましたということで、価格も平年並みの推移ということでございまして。

あと、花等によりましては、スプレー菊がコロナウイルスで輸入品が入ってこ
ないということで高値で推移している状況ということでございまして。

本市特産のユズでございまして、先々週、集荷が全て終わりました。1,000ト
ンを見込んでおりましたけれども、1,000トンに若干足りなかったというような状況
が出ているところでございまして。

総じていきますと、昨年がおっしゃるとおり耕種部門で63億3,738万1,000円
でございまして。恐らくこれの90%から92%ぐらいの額に落ちてくるのではないかと
いうふうに、予測ではありますけれども、そういうふうに考えているところでござ
いまして。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

大体、内容的にはニュアンスが取れますが、あと一点、ゴボウは例年並みとい
うような答弁になっているようですが、見るとこ聞くとところによるとゴボウは
かなり俗に言う収量が多かったというふうに見聞きしますが、これについても、
昨年は4億2,800万円ということですけど、5億円足らずのことでしょうか。

今後のいろんな耕種部門の議論をするとゴボウも必ず出てくると思いますが、そういう類いでいいのか。できますなら、今後、伸びるとか生産が望めるものは生かすというような考えを持つべきじゃないかと思いますが、この中で、サツマイモは横に置いて、今後、生産的に望めるものは何かつかめますか。それだけ教えてください。

○農林振興課長（竹田正博）

今ありましたゴボウにつきましては、先ほど渡辺議員からも質問がありました。大隅の野菜事業所のほうが今まではいわゆる加工が追いつかないというようなことがありまして、一挙に入荷されても受入れができないという状況がありました。しかしながら、先般、担当者会の中で、今後、ゴボウについてはどんどん生産していただいても全て受け入れますということを伺っております。

というのが、先ほど渡辺議員からありましたけれども、過剰な時期には野菜事業所の予冷庫の中で予冷して閑散期になったときにそれを洗って加工して出荷するという体制を取るということでお話を頂いております。

したがって、ゴボウについてはまだまだ出荷しても受け入れる能力はできていますよということを伺っておりますので、それを考えますとゴボウについてはまだ期待が持てるのかなというふうに思っているところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

令和4年度以降、ゴボウについては期待する基幹産業作物だというふうに捉えておりますので、また今後いろいろ勉強させていただきたいと思っております。

質問の内容、ちょっと申し訳ないんですが、②と③を入れ替えて質問したいと思っております。③に本市の食料自給率ということで通告しております。②は、また後で、サツマイモ基腐病ですので、質問したいと思っております。

本市の自給率を上げられないことはないはずですが、先ほどの答弁を見れば、似通った内容だということで、似通ったパーセントも出ておりません。当然、答弁の中で、耕種部門の生産額が上昇すれば自給率の数値も上がってくるという言葉じゃ農業振興として議論もできなければいかなもんかなと思っておりますが、課長、出していないんですか、本市の自給率は。カロリーベースで。

前は出していたんです、最近じゃなくて。本市の自給率はずっと高めに推移しているということを私は自覚しておりますので、県よりも当然高いわけです。県が78%を出しとっても。そこら辺りは、農業振興の中で、今後、早急にどうか、当然に本市の自給率はカロリーベースで出してください。

といいますと、当然、本市は、畜産、肉類がほとんどを占めているわけですので、そこら辺りから出せると思います。私は出せませんが。課長、どうしても出せな

いんですか。答弁を求めます。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

以前は出されていたということですが、私はその記憶がないものですから。

ですけれども、このカロリーベース計算につきましては、分母としましては日本の1日1人当たりの供給熱量2,340kcalとなっております。これが分母になります。

分子のほうは1日当たりの曾於市の産熱量ということになりますが、これにつきましては各品目ごとを全国ベースの数量で案分するというふうになっております。

それを案分して、今度は問題になるのが畜産物でございまして、畜産物につきましては家畜の飼料自給率も反映されることとなっております。したがって、国産の肉や乳製品であっても飼育に使用した飼料が輸入品であれば国産供給としてカウントされませんということになっております。

今、輸入飼料等が多く入ってきていると思っております。そういった中でそのすみ分けが計算上できないのではないかというふうに思っております。今の計算をするには非常に調査に時間を要するのかなというふうに考えているところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

今、課長が答弁されたように飼料量もカウントされます。聞きたいところは、令和2年度の飼料作付が、この資料を見ればですが、生産額で12億2,490万円ですよ。昨年度、令和2年度の方です。

そこら辺りで今後の農畜産振興を議論すると飼料の分野が今後どうなるか。先般の委員会でも聞き出したように今は入りにくいということ等で飼料が高騰するんじゃないかという話だったんですよ。委員会の人たちはみんな委員会で聞き出した問題ですので。

そこら辺りから考えれば飼料作をどうかせんないかんと思います。大体、毎年、この金額やこの面積量であることは分かるんですが、そこら辺り、コロナ禍でこうなると、飼料作付を今後増やす方法も、選択肢、議論の一つだと私は思いますが、農畜産振興の中で飼料を畜産側に押し込む議論はあまり考えられないような気がするんですけど。飼料も耕種の中の畑作ですので。

そこら辺りの検討か議論はないんですか。飼料作付は、このまま外国から入ってこない状況やら高くなる状況はそのまま横滑りする考えですか。市長、どうですか。

○市長（五位塚剛）

農家の方々もなるべく原価を抑えるということで自ら飼料を作る農家が増えてき

ております。また、今、輸入物が非常に入らなくなってきたというのを聞いておりますので、地元の大型の農家の方もエンバクやらイタリアンを植えて作付をしているようであります。

農業公社のほうも、今後、飼料作りに力を入れて農家に供給できるような体制づくりを今進めているところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

議論すればそういうような議論になると思いますが、たったこの短い時間で議論をするということはなかなかです。私が一方的に議論を切り出したわけですので、今後、所管はそれなりの対応をしてもらいたい。

特に食料自給についても努力してみてください。と言いたいのは、せっかく曾於市の全国の農産物の実績額が1,788ばかりの自治体の中の12番目につけているわけですね。当然、県内では、鹿屋が9番、曾於市が12番、大崎が13番、あと南さつま市ですかね。

20以内に4自治体がつけていること等は、当然、南九州。食料基地・大隅半島だと言っても過言じゃないと。そういうところを、基幹作業というところですので、売り出してってもらいたいわけですね。鹿屋は鹿屋なりの精いっぱい努力を鹿屋市はするだろうと思いますが、そこ辺りから進めてもらいたいと思います。

あと、議論が中途になるような気がしますけど、通告していた2番目にサツマイモの基腐病の糸状菌等の対応ということで、先ほどから、本当に、現状や実情、そしてまた今後について議論されました。

その中で、農業振興の立場から言い直しますと、市長答弁を聞いていますと、どうも、市の立場、行政の立場というふうに考えられます。それを言うのであれば今は緊急時だというような立場でやっていかなければいけないし、ましてや、コロナ禍、アフターコロナ等にウィズコロナで対応していかなきゃいけないというふうに思います。そういう意味から言えば、一つ、曾於市独自の対応策を進めてもらいたいと思います。

4年度の作付等々も、大体、内容は分かっているわけです。蒸熱処理機等があればそれに農家は頼ってくる。もしくは、できれば国の補助でも見つけ出して法人化の農家にあてがえばいいんじゃないかと思うんです。

課長、質問、一点、答えてもらいたいんですが、蒸熱処理機は1機どのぐらいするもんですか。大体のおおよその予算数字を聞かせてください。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

先般、新聞報道でありましたけれども、1機1,000万円ほどというふうに載って

いたと思っております。1台当たり約1,000万円ということになっております、装置が。

○18番（迫 杉雄議員）

1,000万円というのは一番大きいほうとか金額の高いほうというように捉えますが、その半分でもあるんじゃないかと思えます。いろいろ探せば、何とか株式会社、何とか、そういう会社が出てくるわけですね。

それを置いてできるものなら、1,000万円以下、1,000万円であっても今の農家は大型機械の導入は何かの補助をぽっと与えられれば1,000万円ぐらいの施設は導入するわけですね。

そこから物を見てもらって、小規模農家はどっかに回すぐらい。そうすると、先ほどから出ている100トン処理というのが少しでも緩和されるんじゃないかと思えます。

そこら辺りから、検討課題ということですが、どうですか、市長。このまま令和4年度は間に合わないわけですが、合わなければ合わないなりの農家に対する聞き取りやら対応をしてもらいたいと思えますが、もう一言、今後のこれに対する答弁を求めたいと思えます。

○市長（五位塚剛）

サツマイモの基腐病に対しては、今回、議員の方々がたくさん質問されました。非常に大事な問題だというふうに受け止めております。

今度の金曜日にJAの山野会長を含めて地元の組合長ともお会いしますので、農協の考え方や対策をお聞きしながら、そして市ができることを一緒に検討してまいりたいと思えます。そして、行政のほうは、この分野の専門職というのはいませんので、県やら国の方々の知恵を借りながら、今後、対応していきたいというふうに思えます。

○18番（迫 杉雄議員）

また、私は委員会が建経ですので、それなりの議論もできるというふうに思って、中途半端みたいな一般質問ですが、次の3項目に入りたいと思えます。

①で通告しておりましたコミュニティ協議会の設置について、完全に少子高齢化が進んでおりますが、今日までの公民館活動は、とくとくと、さっき答弁されましたが、これが、現状以上なものだという気はしませんか。

24の公民館の中で、大規模というのは、人口度、世帯数の大きい、もしくは学校を抱えている公民館はそれなりの活動ができますし、その中に人材というのが必要です。公民館長を先頭に人材というのが。

どうかするともう一昔は公民館長も選挙をするぐらいの時代があったんだけど、

今は成り手もないぐらいの高齢化になっております。逆に言うたら少子化といえども地域に子供がほとんどいないという現状があるわけです。

それに引き換えて今出ております4月1日からの岩川小学校への統合等やら次にあるものの統合等の問題や課題も見えているわけです。そこら辺りを含めて、公民館活動と、今後、コミュニティ協議会、これとの兼ね合いを教育長はどう見ていらっしゃいますか。

○教育長（中村涼一）

迫議員が言われるように公民館活動も二極化している状況が本当にございます。盛んにやられているところもあるんですが、多くのところで、後継者が育っていない、また高齢化でなかなか人材がないということで非常に困っております。本当に我々も非常に感じているんですが、コミュニティ協議会という社会教育団体自体、大分、力が弱くなっている。

先ほど迫議員のほうからありましたが、子ども会にしても少子化で子ども会自体が半分ぐらいの公民館はないと。そういう状況もございます。そういうことを踏まえて、コミュニティ、社会教育団体を束ねていくわけですけど、今の現状ではなかなか厳しいだろうなという思いもあります。

これから学校の統廃合も進んでいく中で、地域をどう活性化するのか、これは教育委員会かかわらず市全体で考えないといけないというふうに思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

そうしたら、先に教育長に質問ですが、コミュニティ協議会は、今、窓口が総務課ですよ。教育委員会サイド、社会教育課サイドでは全くないわけですよ。当然、前に聞いたときは総務課が自治会を兼ねているというのが一つの話でしたが、それはそれなりに。

どう考えますか。社会教育と地域コミュニティの接点に線を引かれるとか、もしくは市民がちいと理解に時間がかかるとか、そういうことは考えられませんか。

社会教育があつて、昔は、三位一体で、学校、社会、家庭という言葉があつたけど、今、社会教育という言葉が消えるような気がして、浸透するには何年かかるのかと。

今、令和4年、令和5年、令和6年まで来てもなかなか市民には浸透しない。その後々に昔は公民館と言っていたんだよなというふうになるんじゃないかと思いますが、そこら辺り、教育の段階から社会教育は今後どう持っていられるか、一言でいいですから答弁を求めます。

○教育長（中村涼一）

一言でということでありましたが、本当に、社会教育は、公民館を含め、子ども会、いろんな高齢者学級とかそういうのが非常に厳しい状況にあります。少子高齢化、どこの市町村もこれからこれを乗り越えていかなければならないんですが、その体制は、現実、コミュニティ協議会も含めてまだいろいろ考えていかなきゃならないところがあるのかなと。

これまでは、本当に、学校、家庭、社会教育、こういうところがうまく連携していた部分があったんですが、それがなかなか取れていないというのは我々も非常に頭が痛いところでございます。時代に合わせた方法や中身をこれから検討していく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

答弁のとおり私も感じておりますし、当然、そう思っております。

あと、令和4年の10月予定以降、コミュ協が、企画政策課に移るわけですね。ここら辺りの総務課から企画政策課に移る意図惑もしくはそんだけの受け入れるまだ容量があるのか、聞かせてもらいたいと思います。

今、こっちでは社会教育、こっちでは。もう10月の。10月といえばあしたあさっつのようなもんです。1年ないわけですので。物事には下準備と。先ほどから言うサツマイモの基腐病やら財部の南九州、これも元の下ごしらえが要るわけですが、課長、どうですか。受入れ等々。総務課長が答えれば構いませんけど、教えてください。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えいたします。

今回、来年の10月から予定で企画政策課へということですが、この前も少し申しましたが、地域協働をもともと所管していたところでございます。ですので、今回は企画政策課ということになりました。

受入れる容量はあるのかというところですが、全くそのまま移管するわけではなくて、職員あるいは集落支援員とも、全てではございませんけれども、一部はそうのように移管していこうというふうに考えておりますので、全く新しい課にこの係を持っていくという意味ではないというところを申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

教育長も答弁してもらいたいんですが、新しい生活様式というわけじゃありませんが、こういう事態になったときにどういうふうな行政の力があるのか。私はすぐ

いエネルギーを吹き込まなければ3万4,000人や5,000人という市民はなかなかだと先ほどから言っているところで、それに対するアイデアでもあれば聞かせてもらって、私もアイデアがありますので、聞いてから質問したいと思います。

○教育長（中村涼一）

本当になかなか難しい問題で、私も、迫議員から質問がありまして、いろんな自治体の地域コミュニティ協議会、今、設置して、社会教育を含めていろいろな取組を見ていますが、なかなかこれはという妙案はこの自治体もないみたいで、試行錯誤しながらやっているような状況がございます。

本市も、モデル地区を決めて取り組んで、その成果が間もなく出てくるのを期待しております。その中でまた本市に合った取組をやっていく必要があるのかなと思っておりますが、その前に、市民がどういうふうを考えているのか、ここを常に考えながらやっていく必要があるのかなと思っております。

なかなか、こういうのは制度とかシステムが先に行ってしまうと、目的がはっきり、何のためにやっているんだらうということになったら意味がないですので、そこは十分考えていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

今、申したように、私は私なりの質問や議論をするわけですので、これについては運動を旗にしたらどうかと思います。運動とは何ですか。運動会じゃない。

コミュ協活動の日なるものを設定して、年12回ありますが、今までさかのぼったところ、今でも言葉はあるが、青少年育成の日とか家庭の日とかありますよね。あの発端を私は旧末吉町でもものすげえ鍛えられた記憶があります。

末吉町を挙げて、青少年育成の日を、学校を挙げて、公民館を挙げてずっとやるのにものすげえそれに時間もかかったし、心配もしたし。けど、青少年育成の日は県が決めていたわけですよ。

そういうんで、コミュ協の活動の日ぐらいの運動柱を市長自らでも立てて、市民が輪になることを引っ張っていかなくちゃ、先ほどから言うように幾ら馬力やエネルギーがあってもなかなか人は踊らないだろうと。けど、旗頭を上げれば必ずや踊ってくれて活動してくれるだろうと信じます。

ですから、せめて、コミュニケーション、コミュ協活動の日、第3何々でやってみる考えはないか。そんなのは面倒くせえと。また、そうやっていい方法があるんであれば答弁を求めたいし、市長、どうですか。市長が旗頭になる考えはありますか。

○市長（五位塚剛）

何の活動にしてもその地域でリーダーになって真剣にその地域を盛り上げるというグループがないと私は難しいだろうと思います。押しつけ的なことでは絶対に伸びないというふうに思います。

この地域活動を何らかしないと、自治会の未加入の問題も含めて、全ての市民が生活する上で、ごみの問題から地域の奉仕作業、また学校行事の支援の問題も含めて全部つながっていきます。また、大人になった後の生涯学習も全部つながっていくというように思っております。

今、迫議員が言われたそういう運動的なものを決めてしたらどうかという提案もありましたので、そのことも含めて私たちが新しい体制づくりも今後検討していきますので、議論させていただきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

申し訳ないような気がしますが、今は1人の100歩より100人の1歩だという言葉を再三耳にするわけです。市長が1人で引っ張らすよりも、3万4,000人や3万5,000人が一歩動くことの市政の発展、もしくは今後の社会の形態というふうに思いますが、誰か答える人がおれば答弁を求めて終わりにしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

誰も手を挙げる人がいらっしゃいませんので。

迫議員が言われるように、曾於市の未来を考えたときに今言われるようなことを本当に乗り越えていかないと前へ進めませんので、一生懸命、努力していきたいというふうに思います。

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日15日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時02分

令和3年第4回曾於市議會定例会

令和3年12月15日

(第4日目)

令和3年第4回曾於市議会定例会会議録（第4号）

令和3年12月15日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 一般質問

通告第5 瀬戸口恵理 議員

通告第6 今鶴 治信 議員

通告第7 渕合 昌昭 議員

通告第8 山中 雅人 議員

通告第9 岩水 豊 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	山中 雅人	2番	出水 優樹	3番	瀬戸口 恵理
4番	矢上 弘幸	5番	片田 洋志	6番	重久 昌樹
7番	鈴木 栄一	8番	上村 龍生	9番	岩水 豊
10番	渕合 昌昭	11番	今鶴 治信	13番	土屋 健一
14番	原田 賢一郎	15番	山田 義盛	16番	大川内 富男
17番	渡辺 利治	18番	迫 杉雄	19番	徳峰 一成
20番	久長 登良男				

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

12番 九日 克典

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留 光一 次長兼議事係長 鶴田 洋一 総務係長 梅木 康
主任 富田 洋一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（30名）

市	長	五位塚 剛	教 育 長	中村 涼一	
副	市	長	八木 達範	教育委員会総務課長	橋口 真人
副	市	長	大休寺 拓夫	学校教育課長	平 千力

総務課長	今村浩次	社会教育課長	内山和浩
大隅支所長兼地域振興課長	徳留弘	農林振興課長	竹田正博
財部支所長兼地域振興課長	荒武圭一	商工観光課長	安藤誠
企画課長	外山直英	畜産課長	野村伸一
財政課長	上鶴明人	耕地課長	朝倉幸一郎
税務課長	山中竜也	建設課長	園田浩美
市民課長	上村亮	水道課長	吉元健治
保健課長	櫻木孝一	会計管理者・会計課長	桐野重仁
介護福祉課長	福重弥	監査委員事務局長	岩元浩
福祉事務所長兼福祉課長	竹下伸一	農業委員会事務局長	中山純一
大隅保健福祉課長	田代庄市		
大隅支所産業振興課長	高野和夫		
財部支所産業振興課長	笠野満		
大隅支所建設水道課長	平原秀人		

開議 午前10時00分

○議長（久長登良男）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（久長登良男）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可します。

通告第5、瀬戸口恵理議員の発言を許可いたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

皆様、おはようございます。3番、れいわ会、瀬戸口恵理です。一般質問を手話でやりたい思いがあるのですが、難しいので、本日は自己紹介だけ行いました。では始めます。

それでは、議長の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。

1、子ども・子育て支援事業計画について。

①曾於市の子ども・子育て支援事業において、一時預かり事業、病児病後児保育事業、子育て支援センター事業、ホームスタート事業などの現在の利用状況をお伺いします。

②第2期曾於市子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月）にも掲載されているファミリーサポートセンター事業について、市長の見解をお伺いします。

2番、インターネットを活用した広報について。

①本市の広報において、インターネットを活用したもの、そうでないものについて、現状の内容について伺います。

②地方自治体において、SNSの活用はお金をかけない広報の実現においても重要だと思うが、本市の広報におけるSNSへの重要度の認識がどれほどなのか、見解をお伺いします。

③番、現在、本市がアカウントを取得しているSNSには、具体的にどんなものがあるか伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、瀬戸口議員の一般質問にお答えしたいと思います。

1、子ども・子育て支援事業計画についての①曾於市の子ども・子育て支援事業

において、一時預かり事業、病児病後児保育事業、子育て支援センター事業、ホームスタート事業などの現在の利用状況についてお答えをいたします。

令和3年4月から10月末現在の利用状況で報告いたします。

一時預かり事業は、市内5施設で実施しており、利用数は延べ391人であります。

病後児保育事業は、1施設で実施しており、利用者数は延べ28人であります。

子育て支援センター事業は、3施設で実施しており、利用者数は延べ2,876人あります。

ホームスタート事業は、1事業者が実施しており、利用者数は1人あります。

1の②ファミリーサポートセンター事業の見解についてお答えいたします。

第2期曾於市子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から6年度までの5か年間の計画であり、令和2年3月に策定いたしました。

ファミリーサポートセンター事業は、子育てを手助けしてほしい人と子育ての援助を行いたい人が会員となり、地域の中で育児を支え合う制度であると認識しております。

事業計画では、令和3年度からの実施を計画しておりましたが、事業受入先の課題やコロナ禍により事業実施に至らなかったところであります。

今まで、各町ごとに子育て支援センターの整備や病後児保育事業を実施しているところではありますが、さらなる子育て支援の充実を図っていきたいと思います。

2、インターネットを活用した広報についての①現状の内容についてお答えをいたします。

インターネットを活用しているものは、市政全般のホームページ、ふるさと納税特設サイト、子育て支援サイト等です。

また、避難情報や避難所開設を知らせるエリアメールも活用しております。

それ以外のものとしては、広報紙「市報そお」やコミュニティFMの行政放送です。

2の②SNSへの重要度の認識についてお答えいたします。

近年、スマートフォンの普及により、手軽に情報を取得することができるSNSは、その利用率の高さや活用面からも効果的な情報伝達ツールであると認識しています。

また、これらのSNSでは、情報を取得しているユーザー情報を確認できるという利点がありますが、現時点では、分析など活用面が不足していると認識しております。

2の③アカウントを取得しているSNSにはどのようなものがあるかについてお答えいたします。

現在、公式なものは、フェイスブック、ツイッター、LINE、インスタグラム、ユーチューブです。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今、市長に答弁を頂きましたので、2回目の質問をさせていただきます。

ファミリーサポートセンター事業に関しまして、私のほうが調べたところ、こちらの第2期曾於市子ども・子育て支援事業計画のほうに記載がありまして、量の見込みとして、令和2年度に2,880人、令和3年度、同じく2,880人、施設数1というふうに記載があるんですが、今現在、白紙状態ということで、計画はしているんですが、実施に至ってないというところだと思います。

私のほうが市の担当窓口で、例えば今現状、曾於市にはないんですけれども、ファミリーサポートを利用したい場合はどうすればいいかということを探ねたところ、近隣の志布志市や都城市で利用するように進められたのですが、利用条件に当てはまらないため、利用を断念したことがありました。

利用を進められても条件に当てはまらない市民がいることを認識しているかどうか。また、ファミリーサポートの利用条件自体について理解した上で窓口対応をされているのか、疑問を感じましたので、利用条件について御存じであるかどうか。また、担当部署への周知をしているかどうかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

ほかの市町村で利用するというご要望はございましたが、条件に当てはまらなかったということでもあります。

具体的な内容については、私も承知しておりませんが、担当課長が分かっていたら答弁をさせます。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

ファミリーサポートセンター事業につきましては、現在、曾於市の中では事業を実施していないところでございます。

先ほど市長のほうからも答弁があったように、受入先の相談等はしておりますが、課題等があって、なかなか取り組んでもらえないということと、コロナ禍によって事業実施がなかなかできなかったというところでございます。

先ほど議員の申し上げたことにつきましては、市内で開設していれば、市内のそういう預かり手とか受入手という会員を募りまして、その中で事業が展開できるかというふうに思っておりますが、現在されておられませんので、都城市、志布志、近隣の市町村においては、ファミリーサポート事業を実施しております。

そういう中の条件としましては、そこで働いている方とか、あとは保育園等に預けているというのが条件になっておりますので、そこから条件に当てはまらない場合には、利用ができない状況でございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今御答弁頂いたとおり、その自治体に住んでいるか、もしくは保育園などに自分の子供をほかの自治体に預けているかどうか、もしくは仕事で通勤をしているかどうかという条件つきで、近隣のファミリーサポートは利用できるんですが、曾於市に住んでいて、曾於市で仕事をしていて、幼稚園、保育園も曾於市に預けているという場合には、利用ができない状態でございます。

ですので、曾於市にファミリーサポートが私は必要だと考えているんですが、質問いたします。ファミリーサポート事業に関する、市民からの利用希望を含めた問合せ件数がどれほどあるのかをお伺いいたします。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えをしたいと思います。

問合せにつきましては、過去にメールで1件、あったところでございますが、先ほど申しました第2期の子ども・子育て事業計画策定に伴うニーズ調査というのを実施しました。その中でファミリーサポートの件で意見を頂いておりますが、その中で3件あったところでございます。

1件が末吉小学校区でファミリーサポートがあると助かるという意見。

あと財部小学校区で平日、土曜日曜等で子育て支援センターを希望しているんですけど、なかなか利用ができないので、ファミリーサポートがあれば、共働きで、身近なところで、親戚などから頼れる人がいない方にも便利なので、設置ができないだろうか。送り迎え、自宅での預かり等をしてほしいと。

もう一件が、財部南の小学校区の方ですが、下の子が産まれるので、気軽に利用できるファミリーサポートや産後ケアセンターがあればいいなと思うということで、この調査の中では、3件ほど意見を頂いているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

思ったより問合せ件数が少なくてびっくりしているんですけども、私が地域を回る中で、ファミリーサポートがあったらいいなという生の声を直接何件か伺っているんで、実際声を上げるとなると難しいのかなと思うところであります。

ファミリーサポートがなぜ必要かということなんですけれども、一時預かりは保育園が開いている時間にしかできない。子育て支援センターでも一時預かりしてい

るんですけれども、例えば曾於市全体のことを考えると、子育て支援センターの近くに住んでいる人であれば、預かり時間、それなりにあるんですけれども、直接遠くから連れてきて、子供を預けて、また自宅に戻って家事などをしようとすると、送迎の時間のほうに時間を取られてしまって、実際預けられる時間というのが本当に短いんです。

なので、ファミリーサポート、必要だなと思うところなんですけども、もう一件、ファミリーサポートに関して特徴がありまして、ファミリーサポートは送迎ができるというのが大きな特徴であります。自分がその施設に連れていかななくても迎えに来ていただける。もしくは自分の家で預かりをしていただけるということができると一つの特徴で、あとは子供を習い事に通わせたいんだけど、仕事の時間の関係上、習わせることができなくて諦めているという保護者が意外に多くいらっしゃるの、そこが潜在ニーズだと思うんですけれども、習い事の送迎も話し合いによっては、相互関係の中においてはできるというのが大きな特徴になります。

なので、今現在、曾於市が子育てをしやすい町を目指していると思うんですけれども、それにおいて曾於市にとっては、とても必要なことなんじゃないかなと思っているところであります。

ファミリーサポートは今申し上げたとおり、希望により習い事の送迎などもできるんですが、そこがほかの事業と違うところなんですけれども、本市としてはその点について理解、認識をしているかどうかについてお伺いいたします。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えをしたいと思います。

ファミリーサポート事業につきましては、国からの実施要綱等も来ておりますが、預ける方、受ける方ということの相互の関係の中で、先ほど議員が申し上げたように送迎等もできるし、自宅でも見れるということの事業ができるということで認識をしているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

認識をしていただけるということでありがたいことなんですけども、今現在、子ども・子育て支援事業計画において、いろいろな事業がなされているところで、利用人数が思ったより少ないのは、コロナの影響があるのかなと考えるところなんですけども、ファミリーサポートにおいて、令和2年度からの実施に向けて準備を行うというふうに記載が実際あるんですけれども、現在の進捗状況について詳細をお伺いいたします。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

当初ニーズ調査でも、調査を計画をする段階で、取った段階で、ファミリーサポートの関心の事業等もしてほしいという、先ほどありましたように意見等が出ておりましたので、それを計画の中で、5か年の計画の中で立てていこうということで計画をしたところではございますが、先ほど言いましたように、事業者の受入先の課題、なかなか人が、受け入れてくれる事業者で人がいないとか、そういう課題もございました。

あとコロナ禍で、どうしても受入先の研修等が必要になるということで、人を集めての講習会を24時間ですか、実施しないといけない問題もございました。

それと受け入れる側が、コロナ禍で自宅にほかの子供さん方を連れていけるかなという、そういうところも心配をして、現在のところは事業をやっていない状況でございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

先ほどの答弁にもありましたとおり、事業受入先の課題やコロナ禍により事業実施に至らなかったということで御答弁頂きましたが、実際に鹿児島県内のほかの自治体や近隣の都城市、三股町には既に設置されている事業であるのに、子育てを推進していく本市において、設置が遅れているっていうのはマイナス面になると思うんです。

実際、コロナ禍においても、例えば福祉面において、ホームスタート事業であるとか、あと手話奉仕員養成講座に関しては、途中休みを挟みながらも再開しているところでもありますので、コロナ禍だからなかなか難しいっていうのは理解できますけれども、工夫によっては実施に至るところであるのではないかと思いますので、ぜひ実施していただきたいところなんですけど、今現在、受入先に関してめどがあるかどうかをお伺いいたします。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それではお答えしたいと思います。

県内の状況を見ますと、実際、社協さんに委託しているところ、あとは子育て支援センターで実施している市町村、あとNPOで実施しているということでございます。

先ほど言いましたように、社協さんに委託するか、あとは子育て支援センターで実施するかというところで、受入先については、市内については、そういうところがあるんじゃないかなというふうに思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

受入先のめどについてお伺いいたしましたが、これから話合い、打合せによって、

きっと早い段階で事業を展開していただけるのではないかなと希望をしているところでもあります。

近隣の都城市においては、ファミリーサポートに関して、こちらのチラシにもありますように、普通は大体ファミリーサポートの利用料といたしましては、平日月曜日から金曜日午前7時から午後7時までは大体600円、それ以外に関しては1時間当たり700円というふうに料金設定が標準でされております。

都城市に関しましては半額補助が、ほぼ、ほぼですね、ほぼ半額補助が出ている状態であるんですけれども、こちらの、もし利用ができるようになった場合に、本市として補助をする考えがあるかどうかについてお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

私たちが曾於市で子育てがしやすいまちづくりを推進しておりますので、当然、具体的に社協さんやら、いろんな組織とスタートができるようになりまして、市からの補助等も大事なことでありますので、検討をさせていただきたいと思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

うれしい御答弁を頂きました。ぜひ、なかなか子供にお金を払って、預けて何かをするっていうのは、どうしても母親として後ろめたい部分もありますので、主人にこだけしかかからなかったよっていう言い訳をする面においても、できたら母親のサポート、心のケアの面においても補助をしていただきたい思いがあるところでございます。

では、令和4年10月予定の組織再編により、こども未来課、子育て応援係、子育て支援センター係、子育て保育係、子ども福祉係が新設される、こども未来課として新設される予定ですが、そのタイミングで間に合うのかどうかについて、もし間に合わないのであれば、どのタイミングでなら設置できる予定なのかをお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

新しくこども未来課というのをスタートさせたいというふうに思っております。同時に、子育てが本当にできやすい、今出ましたファミリーセンターも含めて、支援センターを含めて、明確化する必要があるというふうに思っております。当然ながら、それを目指して、今後詰めていきたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

五位塚市長は、とても子育てに関して理解がある市長であるというふうに思っておりますので、うれしい御答弁を頂きまして、今後ぜひ子育て、曾於市で子育てされる方に対して、よりよい設置、事業の展開をしていただければいいかなと思っております。

設置に関してはそういうことなんですけども、大体、予算の関係もあるかと思いますが、利用開始時期について、どれくらいか、皆さん、待ち望んでいるところだと思いますので、大体でいいですので、めどがもし可能であればお答えいただきたいと思います。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

今、市長からありましたように、来年10月に子ども未来課が設置されるということですので、またその設置後に検討して、検討しながら、できることであれば令和5年の4月から開始ができればなというふうに思っているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

子育てされているママさんたちにとって、とてもありがたいことで、この事業が少しでも前に進めばいいなと思うところであります。

一つ紹介なんですけど、こちら都城市のファミリーサポートセンターが発行している冊子なんですけども、こちらの後ろのほうに賛助、利用者と利用される側の心の交流、感謝の気持ちなどを書いているところなんですけども、ぜひこういうのにもお目通しいただきまして、利用者側の気持ちも酌んでいただくとありがたく思います。

それでは、2番目に移らせていただきます。

2番のインターネットを活用した広報についてですが、本市が今アカウントを取得しているSNSに関して、御答弁の中で5つありましたけれども、本市が想定しているそれぞれのSNSのアカウントのターゲット層についてお伺いいたします。

○企画課長（外山直英）

今回、議員からのこの御質問頂きまして、SNSのターゲット層、恐らくマーケティングのことだと思っておりますけれども、どのアプリが、アプリの中でどの年代、どういう性別、それからどういう方をターゲットにするという分析までは、まだ特に明確な目的というか、目標を持っているところではございません。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、各SNSの更新頻度と内容についてお伺いいたします。

○企画課長（外山直英）

まず、フェイスブック、それからツイッター、インスタグラムにつきましては、定期的な更新ではなくて、随時の更新というふうになっています。

LINEにつきましては、今LINEで情報提供しておりますのは、広報というよりも市民向けの、例えば水道水の濁りですとか、コロナの発生状況ですとか、そういった内容を随時更新しているものでございます。

それから、ユーチューブについては、更新が一番頻度が低いんですけども、PR大使の動画等を更新しているような状況でございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、各SNSのアカウントで分かるユーザー数、リーチ数、例えば投稿やアカウントを見たユーザー数などエンゲージメント、こちらは投稿に反応した数などを数値化したものなんですけれども、こちらの効果の分かる範囲で、数値分析について伺いたします。

○企画課長（外山直英）

ではLINEが一番更新頻度が高いですので、LINEのほうから申し上げますが、令和2年度の投稿数が38件となっております。これは新型コロナや災害時の避難所の開設、それから断水情報などを中心に配信しています。

LINEの場合は友達という表現なので、フォロワー数とお考えいただいて結構ですが、12月8日現在で2,720名です。この中でいわゆるターゲットリーチ、分析可能な人数が1,969名となっております。

今、分析している中では、LINEが一般に広い年代といいますか、35歳以上の年代が多く、LINEを利用されているという分析結果になっております。男女比では男性が約4割、それから女性が6割といったような分析を行っております。

次に、フェイスブックですけれども、フェイスブックが令和2年度の投稿数が65件、こちらも市報、市の内容の報告等を中心に投稿しております。こちらはフォロワー数が1,122名、属性でいいますと、LINEと若干変わりますが、男性が56%、女性が44%、年齢層でいいますと30代から4代が多いという属性になっております。

それから、インスタグラム、こちらがイベントの写真や動画を中心に配信しております。令和2年度は5件、投稿しております。こちらもフォロワー数は1,110名、属性がフェイスブックと同じように、男性が54%、女性が46%。年齢層が、インスタグラムは大分若くなっております。20代から50代を占めているという分析結果になっております。

それから、ユーチューブ、ツイッターにつきましては、件数が、ユーチューブにつきましては、登録者が2,030名、こちらは視聴回数でしか分析ができませんので、これまでの視聴回数を申し上げますが、40万回といったような視聴回数になっております。

それから、最後にツイッターですけれども、こちらは令和2年度に50件投稿しております。ツイッターについては解析が不明でしたので、こちらは申し訳ございません。

以上でございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

LINEに関しては、特に一番活用されている部分かと思うんですけども、私がLINEを登録してから、更新が今のところないんですけど、最後の投稿がいつだったかをお伺いいたします。

○企画課長（外山直英）

すみません。令和3年10月4日の水道水に関する投稿が最後だったというふうに認識しております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

LINEというツールは、結構幅広い年代の方に利用をいただいているツールになりまして、SNSを活用して、市や県外のターゲットに対して、観光や農業振興、またふるさと納税の認知度の向上について、LINEも含めてほかのSNSもそうなんですけども、今以上に活用できる見込みがあると私自身考えているのですが、本市のSNSに関して、今後の見解と予定についてお伺いいたします。

○企画課長（外山直英）

今議員が申されました、SNSを利用したマーケティングプランと申しますか、戦略につきましては、この御質問頂いてから、いろんな文献を参考にさせていただきましたけれども、いわゆる年代、それから性別について、事細かに分析できるということが分かりましたので、これを利用しながら戦略を練っていきたいというふうに考えております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

では以後、LINEに絞って質問いたします。

学校や部活関係の連絡網代わりに活用される保護者の方がいらっしゃる、御高齢の方でも娘さんやお嫁さんとの間で、お孫さんとの写真のやり取りなどのために、SNSは苦手だけれども、LINEだけは利用しているという、御高齢の方も多いというのが現実であります。ですので、恐らく利用率が大変高いツールの一つだと思うのですが、そのため、市内外の広報に積極的に活用していただきたいと思うところであります。

ではまず、本市のLINEの友達登録されている方の位置情報から分かる居住地域の統計をお伺いいたします。

○企画課長（外山直英）

申し上げます。鹿児島県が57.3%、宮崎県が32.3%、あと不明というところもあるんですけども、不明が7.3%、それから東京都、福岡県などが2%弱といったところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今御答弁いただいたとおり、県内が57%、これはもちろん市内の方も含まれると思います。宮崎県で約32%ということで、先ほど御答弁いただいた内容では、LINEは市民向けに活用されているということですが、実際、市外の方が登録されているっていうのが多いというのが、恐らく推測される場所でもあります。

ですので、市内の方向けというよりは、市外の方向けに、例えばほかの自治体の方が参考のために登録をされているということもあると思いますし、企業の方が曾於市ってどんな町かなということ、SNSの頻度はどうかなっていうことで、直接、市のほうに直接資料請求などはされないですけども、その前にどんな自治体かなということでのぞかれるという意味でも、SNSは大いに活用していただきたいところでもありますので、今後の活用についてぜひ御検討いただきたいと思えます。

では、話を変えまして、聴覚障がいや御高齢などの様々な理由により耳の聞こえづらい方に対して、市の防災ラジオ代わりにもなるということで、曾於市役所からのお知らせの周知徹底の一端を担えると考えているのですが、例えば都城市でありますと、LINEで防災情報を随時発信されますので、なぜLINEで防災情報を流せばいいかということなんですけども、例えば曾於市に住んでいて、職場は都城という方の場合、電話は出れない。でも子供は曾於市の保育園、こども園とかに預けている。ラジオは聞くことができない。そんな状況において、自分の子供が果たして大丈夫かなという不安の解消のためにも、LINEだけは見ることができる、職場上の机に置いて見ることができるということもありますので、ぜひ活用をしていただきたいと思っているんですが、今後活用の予定はないかどうか伺います。

○企画課長（外山直英）

今おっしゃったように、文字で確認するという意味でも大変重要なツールでございますので、これにつきましては検討させていただきたいというふうに思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今後活用を検討していただけるということで、情報に関しては取りに行かないと得られない情報と、黙ってでも勝手にやってくる情報と、二通りあると考えております。

ですので、本市においても取りに行かなくても、勝手に入ってくるという言い方はちょっと適切ではないかもしれないんですけども、向こうからやってくる情報という意味でも、ぜひ友達登録を周知徹底していただいて、本市のPRに活用していただきたいところがございます。

例えばLINEの積極的な活用をされている自治体の一つに、本市とも関わりの深い都城市がございます。LINEの公式アカウントの機能の一つでありますリッチメニューというのがございますが、こちら設定している自治体とそうでない自治体がございます。

本市の場合は設定をまだされていないんですが、議場にスマホの持込みができないので、画面をコピーして、こちらタブレットに表示するんですけども、見づらいですね。こちらのほうに、御覧になると分かると思うんですけども、こちらのほうに、これトーク画面になります、LINEの。この上のほうに市からのお知らせが随時入ってくる形になるんですが、この下のほうにタイル型になっている部分があると思うんですけども、これを、これ細分化されていて、例えばふるさと納税オンラインショップ、プレゼント企画、イベント、町のニュース、あと図書館の情報などあるんですけども、ここをタッチすると、そのホームページやリンク先に直接行ける形になります。

こちらの表示がリッチメニューという機能になるんですが、ここで、この部分に、各自治体いろいろ調べてみたんですけども、結構設定をされている自治体が多くて、例えば休日診療やイベント情報、市からのお知らせなど、開いたらすぐ出てくる場所なので、視認率の上がる、大変よい取組だと思うんですが、この機能について、今現在、御存じかどうか、お伺いいたします。

○企画課長（外山直英）

まず、御存じない方もいらっしゃるかと思いますので、リッチメニューについて少し説明をさせていただきます。

トーク画面の下の部分に、今議員がおっしゃったように、バナー広告のような表示ができる機能だというふうに認識しております。自治体によってはクーポンやリンク先、ショップカードなど、最大で6つまでが設定できるというふうに認識しております。

また、議員が申されました近隣市町村の状況も確認しておりまして、特に大きな活用されているのが都城市、志布志市、離島になりますが、奄美市さんなどが、このリッチメニューを使って、例えばコロナのワクチン接種状況ですとか、先ほど来あります子育て情報など、いろんなところで活用されているようでございます。そういうふうに認識自体はしているというところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

御答弁いただきましたとおり、分割された画像ごとに表示内容を設定することで、ウェブページへの遷移や予約、クーポン画面などに誘導できる機能になるんですが、今現在設定している主な自治体に関して、今おっしゃっていただいたように様々ご

ございますが、例えば都城市、鹿児島市を比べたときに、都城市の人口と鹿児島市の人口で大きく開きがあると思うんですが、都城市の現在の友達登録数は6万4,952人になります。鹿児島市に関しては7万5,655人でございます。

これを比較したとき、都城市がどれほど力を入れているかというのが分かると思うんですけども、例えば県内におきましては大崎町、町ではありますけれども、友達登録数が2,031人ございます。こちらもしッチメニューの設定はされていますが、大崎町に関してはインスタグラムも大分活用されておりまして、生産者紹介でありますとか、イベント情報でありますとか、あとほかの企業とのタイアップなども結構積極的にされている自治体で、注目されていると思うんですけども、小さな町でありまして、そうやって市内外から、町外から農業振興で、農業観光で来られたりとか、あとほかからも注目されて、新聞などで取り上げられる等されていると思いますので、ぜひそういう積極的な自治体を参考にさせていただいて、今回、していただきたいと思います。

リッチメニューに関しては、公式アカウントの追加費用なしで割と簡単に設定できると思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

少し質問内容変えますが、昨日の迫議員の一般質問でもありましたが、自治会の加入率が69.4%とありました。市報を読んでいない世帯も、今後増加傾向になると予想される場所でもありますので、その点も踏まえて、今後のSNS、広報の在り方について、ぜひ深く検討していただきたいと申し上げて、私からの一般質問を以上で終わります。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時53分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6、今鶴治信議員の発言を許可します。

○11番（今鶴治信議員）

議長の許可を得ましたので、創志会、今鶴治信でございます。私は、大きく3つの項目について質問いたします。

まず第1に、サツマイモ基腐病について。

①サツマイモ基腐病の市内の被害状況について伺います。

②基腐病に対する市の対応について伺います。

続きまして、農業公社について質問いたします。

①農業公社の農作業料金の設定の基準について伺います。

そして最後に、市道・農道の排水処理について質問いたします。

①市道・農道の排水溝の最終流末まで未整備箇所の把握をしているか伺います。

②未整備排水溝の災害箇所は把握しているか伺います。

以上、壇上からの1回目の質問を終わります。明確な答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、今鶴議員の質問にお答えしたいと思います。

1、サツマイモ基腐病についての①市内の被害状況についてお答えいたします。

11月時点での調査による被害状況は1,140haのうち、被害なしが9%で103ha、被害率2割未満が61%で695ha、被害率2割から4割未満が20%で228ha、被害率4割以上が10%で114haとなっております。

被害面積は1,037ha、被害額は約2億8,980万円と想定しております。

1の②基腐病に対する市の対応についてお答えいたします。

この間の対策として、令和2年度に大隅地域サツマイモ基腐病対策プロジェクトチーム会議が発足いたしまして、中間報告まで含めて4回実施されており、その会議の作業部会も現在まで随時開催されています。

主な取組は、輪作体系実証、冬季湛水実証、早掘り後の分解促進実証、品種比較実証、防除実証、種芋の蒸熱消毒実験を実施しております。

補助としては、国のかんしょ重要病虫害被害対策事業において、令和2年度99人申請で1億1,348万4,000円を交付し、次期作支援として840万6,000円を申請しており、令和3年度当期作支援として87人で529万4,000円を申請中であります。

そのほか市単独補助として、今回の補正予算において農薬資材の一部助成として10a当たり3,000円の助成を計上しております。

2、農業公社についての①農作業料金の設定の基準についてお答えいたします。

農業公社の作業料金につきましては、毎年農業委員会が出されております農作業別標準賃金表を参考にして、理事会において作業料金を決定することとしております。

3、市道・農道の排水処理についての①排水溝の最終流末まで未整備箇所の把握はしているかについてお答えいたします。

市道は、現在路線が1,037路線あります。多くは道路に排水溝があり、河川または排水路整備事業や耕地課の事業で整備された水路などにつないでおります。

しかし、山林部や一部の畑地帯には流末排水路がない箇所がいまだにあり、全て

の未整備箇所の把握はできていない状況であります。地域の要望を踏まえ、順次整備していきます。

農道については、台帳で管理している路線数が506路線あります。

第一次構造改善事業の整備などの時期などでは、現在の整備の考えと違い、流末排水路などの整備は行わない場合や、圃場整備など土地改良事業の未整備地区もあるため、流末排水路の未整備箇所は把握できておりません。

市道と同じく、地域の要望や災害報告などの通報で、状況を把握しながら事業の選定を行い、順次整備していきます。

3の②未整備排水溝の災害箇所は把握しているかについてお答えいたします。

市道については、末吉町、見帰・坂元線の仮屋付近で、排水先箇所が崩れていることを確認しており、現在測量の作業に入る準備ができ、来年度工事に向け作業を進めております。

また、大隅町、平木・伊屋松線においては、現在工事を実施中です。

流末については把握に難しい面があり、住民などからの通報に頼ることもあります。今後も、このような箇所については、事業の選定を行い、対応をしてみたいと思います。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

ただいま市長より答弁を頂きましたので、順次、質問項目に従って質問してまいります。

1番目のサツマイモ基腐病につきましては、昨日も同僚議員からたくさん質問がございましたので、重なるところは割愛させて、質問させていただきます。

その中で頂いた答弁の中に、被害額を想定で2億8,980万円とされているということですが、昨年の生産高によりますと1,180haのうち19億5,700万円のうちの約3億円ほど被害があったということで、私も同僚議員と同じように、この市議選のさなか、ちょうどカンショの収穫事業と重なりましたので、たくさんの方に現状について相談がございました。

一部出ているところ、また広範に相当被害が多いところがありまして、今回、私どもも市のほうにもいろいろお願いはしているところではありますが、国等の助成等がないと、なかなか市単独では難しいところもあるという説明をしておりましたが、今回補正で1,140ha分の3,000円をということで、本当金額としては10a当たり3,000円ということですが、大きな一歩であると思っております。

農家の方も多くても5,000円とか、そういうことぐらいしかできないと思うんですけど言ったら、農家の現状を分かって、市がそういうふうに取り組んでいただけ

れば、金額じゃないんですよ。そういうふうにして、市のほうも私たちの被害を把握していらっしゃるんだなという言葉もありました。

今回、補正の審議で3,000円ということがありましたが、昨日も多く議員からも質問がございましたが、この点に対して市長の見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

今の農家のサツマイモの基腐病については、本当に農家の方々には心配かけております。いろいろと農林振興課のほうで支援策を検討するというので、今回このような予算のお願いをしてあります。

今後また、先ほども言いましたように、国の支援を頂きながら、今後また対応を進めていきたいというように思います。

○11番（今鶴治信議員）

今日もFM等で、カンショの被害の申請等があるという説明がございましたが、私、カンショを全然つくってないもんですから、今度の説明は、どういう内容の事業についての説明であるのか伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

今回、今日から説明会が始まっております、国の補正予算による令和4年度のサツマイモ基腐病被害軽減のための支援策ということになります。これにつきましてはメニューが圃場の残渣処理、それからウイルスフリー苗、種芋の調達、それから苗及び苗床の消毒、種芋及び苗の罹病検査、それからトンネル栽培、早期栽培の推進、防除用機械の導入、薬剤散布への補助、それから堆肥散布への補助、それから特に被害率が3割以上の部分につきましては、また拡充したメニューがあるところです。土壌消毒、被覆資材、そういったものがあります。

それから、ほか作物への転換をした場合には、10a当たり最高3万円、それから交換をした場合、それについても助成があるというメニューがあるところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

ただいま課長より説明がございましたが、残渣処理というのが被害のカンショに対する処理のことか、畑に残っているものの処理のことかがよく分からない。そこについての質問と、防除機械等やら堆肥散布にも助成があるということでございましたが、防除なんかは乗用型の防除機もございませう。そういう、人が引っ張っている動力噴霧器のことであるか、そこまで含まれているのか。またそれと、補助内容はどんなもんか伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

まず、圃場の残渣処理につきましては腐熟促進剤と、いわゆる分解ヘルパー、石灰窒素等を投入して、残っている芋を、これを腐熟させる促進剤です。そういったものの資材を使ったときに、補助率が2分の1ということになっております。

それから、防除用機械の導入の動噴等という御質問なんですが、メニューの中には防除用機械というふうには記載がございませんので、恐らく動噴等も入ってくるというふうに思っております。

そのほかマルチャー、深耕プラウ、ロータリーを除く整地用機械、レーザーレベラー、乗用トラクター、こういったものもメニューに入っております。それから、蒸熟処理装置、これは全て2分の1の助成ということになっております。

要件としては、サツマイモ基腐病に、これは全て使用が認められるものとなっておりますので、また要件としましても、既存機械の更新等については受益戸数が3戸以上、または常時従事者が5名以上ということですので、大規模な農家、あるいは法人という方々が対象になってくるのかなというふうに思っております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

先ほどの答弁の中にもありました、令和2年度につきましては、国のかんしょ重要病害虫被害対策事業として99人申請で1億1,348万円、次期作支援として840万6,000円、また令和3年度当期支援作で87人529万円とございますが、具体的、この事業の内容について伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

まず、1億1,348万4,000円の助成のほうですが、こちらにつきましては残渣処理、それからウイルスフリー苗の健全種芋の利用、苗及び苗床の殺菌、そういったものに対して腐熟促進剤の購入補助、それから苗と種芋の購入補助、それから農薬の購入費の、これは全て2分の1以内ということになっております。

また、3割以上の被害があったところにつきましては、土壌消毒の農薬の購入費、それに使用する被覆資材、それから堆肥の施用、ほか作物への転換、ほか作物については10a当たり3万円、ほかにつきましては2分の1ということになっております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

他作物について3万円についてでございますが、そんなにたくさんはいらっしゃらないんですけど、畜産業とカンショを複合でされているところありますが、そう

いう方がカンショで基腐の被害が多かったということで、牧草に切り替える、これも対象になるのか伺います。もし切り替えない場合は、今後、永続的にその作物をつくっていかなくちやいけないのか、そういう内容であるのか伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

これにつきましては、例えばカンショから、今おっしゃいました飼料作物であったり、そういった他作物への転換という部分につきまして、10a当たり3万円ということになります。

また、先ほど答弁が漏れましたが、次期作支援ということで、継続してされる場合についても助成がついているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

3割被害以上、被害ということで、そういう証明的なもんも難しかったのか、時間的なもんだったのか。昨年、令和2年度でありますので、今年はもっと増えていると思うところでございますが、今回の説明も、この事業と同じような内容であるということで確認であります。伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

ほぼ同じ事業ですが、追加のメニューがあつてということでございます。ただ昨年の場合もそうでした。昨年も、令和2年11月に農水省のホームページに掲載されて、県の説明会がありましたのが11月13日でございます。そして、農水省への必着が12月8日ということで、非常にタイトなスケジュールでございます。

今回の場合も12月7日に説明会がありまして、今月の28日までに局へ必達ということになっております。非常にタイトなスケジュールの中で今、今日から職員も行っておりますけれども、申請される側への周知もFMでしかできなかったということについては、非常に我々も期間的なものがもう少し欲しいなというところが実感でございます。

○11番（今鶴治信議員）

国としての、今でき得る補助ということで、昨日も同僚議員からもありましたけど、抜本的な解決策は、現在まだ解明されていないということで、その中で大隅地域サツマイモ基腐病対策プロジェクトチーム会議が作業部会の中で、輪作体系実証、冬季湛水実証、早掘り後の分解促進実証、品種比較実証、防除実証、種芋の蒸熱消毒実験を実施したとありますが、これにつきまして効果のほど、また令和2年度の事業でございますので、どうであったかを報告があつたら説明を求めます。

○農林振興課長（竹田正博）

それではお答えいたします。

実証試験としましては腐熟促進剤、先ほど言いました石灰等を投入しての腐熟、それからこないしんの特性、新しい品種のこないしんの品種試験、それから湛水処理の実践、それから土壌調整剤、バイデルマという資材ですけれども、こういったものによる発生抑制、それからアミスターの防除の検証ということと蒸熱消毒、そういうことをされております。

今検証がされています中で、全てが100%効果があったという検証は出ておりません。いずれにしてもでございます。圃場の中での比較試験を行ってございまして、発生率はいずれの取組もかなり低くなっているという検証はされております。

しかしながら、これを普及していく段階で、カンショの10a当たりの収入額から考えて、どれだけのコストをかけられるかというところが一番問題になってくるところでございますので、低コストでこれを防げるというところが一番の、普及の一番のポイントになってくるだろうというふうに思っているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

その中で市として10a当たり3,000円、これが全作付面積が対象であるということで、これは非常に農家にとっては被害畑だけじゃないことで、金額としては3,000円という金額でございますが、非常に、もっと欲しいと、農家も多いと思うんですけど、ありがたい制度であると思っております。

予算がまだ通過してないところでございますが、これが予算が認められた場合、いつ頃から農家に対しての、こういう支援金が渡される時期は、いつぐらいになるか伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

議決を頂きますと22日でございます。それから、私どもも申請の手続等といいますが、事務的な手続を取らせていただくと、どうしても年明けになるのかなというふうに思います。

カンショの基腐病の被害があった方、なかった方含めて、全てのカンショを植えられている方に助成をというふうに考えておりますので、調べたところ、約1,300人ほど対象者がいらっしゃると思っております。

そうする中で受付をする業務も、非常に混雑してくるということを考えますと、1月の中旬以降に申請を受け付けて、その後に交付という形になりますので、どうしても2月ぐらいになってしまうのかなというふうに予想しているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

その中で国の対応は先ほど聞きましたので、これを続けられていくということで、

その中で消毒、防除機械というのもございましたが、今ドローンによる消毒も、そういう薬剤もかなり普及しておりますので、先進的な方は自分でドローンを購入されていると思いますけど、こういうのも何かの会議があった場合は、農家の使い勝手とかいう普及を考えて、ぜひドローン等も、リモコンヘリとかも含めるべきじゃないかと思うんですけど、その点について、対策会議等であった場合、そういう意見もぜひ、いろんなトラクター等もあるということでありましたが、今後要望を聞いて、農家がもし、この基腐病の中で暗い中、そういう投資的なことで防除が楽になるというメリットもございますので、そういうのも要望に上げるべきだと思いますが、市長、そういう会議があった場合、いろんな農家の意見を聞いて、ぜひ国のほうのこういう事業にも取り入れていただくように言っていただきたいと思います、そういうことについてはどうお考えか伺います。

○市長（五位塚剛）

農作業によるドローンの活用というのが大分浸透してきております。メーカーのほうも農薬散布の具体的なものが出てきておりますので、当然、今後は有効活用する必要があるというふうに思っております。免許のこともありますので、また曾於市はドローンについては力を入れておりますので、いろんなところで要望していきたいというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

農家の方がドローンをして、いろいろ、国、県、市もですけど、そういう事業はないということでありましたので、多分、要望はまだ上がってないということで、そういう方は今後大分増えてくると思いますので、ぜひそういう会議のときは、要望は上げていっていききたいと思います。

それと、市でできることとしまして、農協に委託されている育苗センターのカンショ委託料です。例年350万円で、最初、私が議員になった頃、500万円ぐらいの予算だったと思いますが、この中で先ほど課長からもございました。薬剤等による防除は完全に今のところではできる、軽減化はできるかもしれませんが、ゼロにする状況ではないと思っています。

その中で持ち込まない、増やさない、残さないというのがサツマイモ基腐病に対する対策だということでもあります。その中で苗の重要性というのは、これから非常に重要になってくると思います。

その中で、やや基腐に強い品種ということで、これが全ての加工用なんかに使えるかどうか分かりませんが、タマアカネ、こないしん、ムラサキマサリ等は蔓延した圃場では出るらしいですけど、比較的強いという中で、またでん粉用のシロユタカが強いということでございます。

そういう中で、焼酎の黄金千貫が非常にいいと、高系系のアカガイモが非常に弱いというのも、農家の間では聞いておりますので、ぜひ優良苗の増進ということで、特にこないしんというのはでん粉用カンショであります。収量が非常に多いということで、これに切り替えようかという農家の方の意見も大分聞いております。

こないしんの苗がなかなか手に入らないということで、ぜひこういうのも育苗センターのほうで取り組んでいただいて、増やしていただいて、農家が種子用にでも確保できればと思っておりますが、その対策については、来年度は申込み時期であります。足られているのかどうか伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

おっしゃるとおり、こないしんへの転換をとという方々もいらっしゃるようでございまして、ただでん粉用に、焼酎用に向かないという部分もございました。そこで、こないしんの苗については、今充足できるかどうかというところは、私ども情報が入っておりませんが、ただこの前、農林水産省のほうから令和4年度の説明会があった際に、新しい品種で農林200号という、まだ名前がついておりません。これについては黄金千貫よりは強いと。しかし、こないしんよりは弱いというような品種なんだそうですが、まだ種芋が十分に確保できないということでございました。

ですので、令和4年度にはまだ普及段階にないということで、令和5年産からは随時普及できるのではないかとというお話は何っているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

昨日、今回は令和4年度に間に合わなかったという、農林200号のことではないかと思っております。新品種が間に合わなかったというのがニュースで流れておりました。今後、そういう新品種も出るということで、期待するところでございます。

その中で連作障害で、ほとんどカンショは火山灰土が向いているということで、あまり肥沃でない土地のほうがいいということで、ほとんど化学肥料主体でこれまでつくられてきた。温暖化のせいもあるでしょうけど、そこら辺に蔓延する要因もあるんじゃないかということで、コロナ対策で野菜農家に堆肥の助成がございました。

そういう中で今後、私も今度回る中で、畜産農家が専門的になって、堆肥を相当分に出るんだけど、有機センターが3町併せると、なかなか処理機も、フル操業しているけど、処理できないということがございます。

そこで、財部町、大隅町のセンターがないところに一時保管場所的なものを、そういう牛の堆肥等を保管して、軽いタイヤショベルによる攪拌でやって、そういうのも処理が大変なわけですから、場合によっては、そういうカンショ農家が冬場に

有機質を入れるということで、取りにきたら無料に近いのでやるというんだと、一石二鳥で畜産の振興もなる。そういうカンショ農家にも、今後ぜひそういう有機質を入れていかないと、これからはゼロにはできないですけど、被害を軽減するためには有効であるんじゃないかと思いますが、そういう考えを、将来的なことですけど、市長は考えていらっしゃるかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

曾於市の有機センターの有効活用ということと、いろいろ検討しました。有機センターの審議会というか、会がありまして、農家からの堆肥をなかなか全部受けることはできない。その理由は、要するに今の状況では処理が間に合わないということもありました。

そういう意味で一旦、一時、堆肥をつくったものを大隅、財部に一時保管場所をつくって、農家にも言われるような安い値段で提供できるようにできないかということを一応今検討しております。具体的にまたなりましたら、議会にも相談したいと思います。

○11番（今鶴治信議員）

本当畜産農家の戸数は減っているんですけど、大型化して頭数は増えているわけで、本当に今市長がおっしゃるように、有機センターも処理し切れないということで、私も自分のことですが、有機センターの堆肥を使って白菜をつくっています。値段は別として、本当に肥厚がよくて立派なものできております。ああいうのをカンショ畑にも毎年入れておくと、大分効果があるんじゃないかと思うんですけど、高額でありますので、また面積は広いと、また余計費用もかかるということで、ぜひそういう一次発酵的なものでも有機質を還元するので、取り組んでいただきたいと思っています。

その中で私も、今回は選挙がございましたのでできなかったんですけど、カンショの裏作に白菜を植えさせてくださいちゅうて、どうしても圃場が間に合わないもんですからお願いしたところ、ここ3年、今年はできなかったんですけど、そして毎年畑は変えるんですけど、値段等がここ4年安いもんですから、全部収穫できずに迷惑をかけて、一部廃棄したりしたとき、肥料分が多くてカンショが過繁茂になったんじゃないんですかと心配したところ、いや、おかげさまで地力があって、病気は入るらしいですけど、人間と一緒に健康体だったら免疫力があるのか、さほど被害はないということです。

裏作ということでお金も払いますし、要らないとおっしゃるんですけど、一応払っているんですけど、ぜひ空いているところは植えてくださいということです。きっと、先ほどいろいろ説明聞いた中で残渣の、そういうふうには10月ぐらいに圃場が

準備できている方はニンジン等でもいいと思うんですけど、良質な堆肥を入れて、その作物が成長に従って、カンショのそういう病気の入ったのも吸収していくんじゃないかと思うんです、分解して。

だから、科学的にはまだ私も分かってないんですけど、恒吉のほうの、私も半日だけ回ったんですけど、選挙間に。私が知っているところの農家の方がいっぱい白菜植えちゃって、本人には会えなかったんですが、後で聞いたところ、白菜もつくられているのかなと思ったら、裏作にそういう基腐病が入ったもんだから、白菜を大隅、月野南の農家の方に貸しているんだということで、毎年それで案外、ゼロじゃないらしいですけど、被害が軽減化しているということでもありますので、ぜひそのことにも取り組んでいただきたいと思います。

ということで、1番目のサツマイモ基腐病につきましては終わります。

続きまして、農業公社について質問いたします。

農業公社が農業委員会の基準によって、理事会で作業料金を決定するというところでございました。私も志布志市と大崎町を料金表を取り寄せて比較してみました。その中で特に曾於市が高いというわけではございませんが、ほとんどのロータリー耕、プラウ、プラソイラー、ロールラップ、田植え、カンショのつる切り、特にそば収穫、大豆の収穫は、曾於市のほうが高い値段でございます。

それは利益を生まなくちゃいけないということで理解はするんでありますが、市長が農業公社を設立されたとき説明があったのを覚えています、新規就農、また新規作物導入等をされる場合、初期の投資を減らすためにも、農業公社を立ち上げて、コストを安くするという説明でございましたが、農業公社の設立目的について、もう一回、伺います。

○市長（五位塚剛）

農業公社を設立を今して、数年続いておりますが、農家の方々の農作業の軽減化というのと、今後、曾於市において新たに農業を始めたいという人たちの支援とか、いろんな目的もありますけど、今少しずつですけど、農業公社に仕事を依頼する農家が増えてきております。現状はそういうところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

その中で農作業別標準賃金表を参考に、理事会で作業料を決定するとありますが、この理事会のメンバーについて伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

理事会につきましては、大休寺副市長が理事長でございます。それから、市役所のほうが農林振興課長、畜産課長、農業委員会事務局長、それからJAのほうが経

済担当参事、畜産担当参事、J Aの農産部長、畜産部長といったメンバーでございます。

○11番（今鶴治信議員）

この中に園芸振興会でもいいんですけど、畜産同好会代表ちゅうか、そういう方は入ってはいない、今の中でいないですけど、そういう農家代表も、ぜひこのメンバーにも加えるべきじゃないかと思えますけど、そういう考えはないか。大休寺副市長が理事長だったら、大休寺副市長に伺います。

○副市長（大休寺拓夫）

この公社が農業管理センターを引き継いだ形で設立をいたしました。その関係で市が7割、J Aが3割という出資で設立をし、負担金が市が8割、J Aが2割ということで、主にJ Aと市ということでございましたので、今議員からもそういう意見がございましたから、今後また理事会でそういう意見が出たら、そこまた反映できるかなと思えますので、今後検討したいと思えます。

○11番（今鶴治信議員）

先ほどの料金表にかわりませんが、機械、農協は以前、旧末吉町時代も市の大型トラクターで機械作業をやっておりましたけど、それを3町まとめてJ Aに引き継いでいただいたわけでありまして。それで、公社として発足して何年かたっておりますが、その中で以前の料金と農業委員会の標準表ということであれば、農協の機械センターがやっていたときと今の料金は上がる方向にあると思えますけど、大体同じ料金であるか伺います。

○副市長（大休寺拓夫）

今の料金表は機械センターをほぼ引き継いでおります。ただ今使っている機械も、ほぼ農協からのものを今、リースという形でお支払いをして使わせていただいておりますので、それがあと四、五年たてばリース切れになりますから、新たにまた公社のほうで、自前で買っていかないといけない。

そういうことで、その中でまたいろんな補助事業がございます。そういうもので補助を受ければ、何らかのコストダウンにはできますので、この金額はそのまま続くということではございません。補助とか、そういう支援があれば、可能な限り、安くはしていきたいと思っております。

○11番（今鶴治信議員）

具体的数字は、標準料金だから、多分公社があまり下げると、ほかの作業される方の影響もあるというのものあるのかしれませんが、田植えが曾於市は、農業委員会の基準なんでしょう、6,500円です。志布志の公社は6,000円、大崎町は5,500円です。カンショのつる切りも、曾於市の農業公社は5,000円、志布志は4,230円、大

崎町は4,000円から5,000円ということになっております。

一番開きがあるのがそば、大豆の収穫です。曾於市が7,500円で志布志が5,500円、大崎町も5,500円でございます。この件に関しましては、今大休寺副市長にも相談しているという話でございましたが、市民の方が。あまりにもほかの町より2,000円、多分標準価格なんでしょうけど、そば、大豆を振興することから考えますと、非常に2,000円はかけ離れ過ぎているんじゃないかということで、この点について指摘を受けたと思っておりますが、大休寺副市長の見解を伺います。

○副市長（大休寺拓夫）

確かに市民の方からそういうお問合せを頂きました。曾於市の農業公社が7,500円、1反歩当たりです。あと志布志が5,500円ということで、2,000円の開きがございます。これにつきましては曾於市のほうが17町歩、去年の実績ですけど、17町歩、志布志が100町歩ということで、規模が大分違うということと、あとそばのコンバイン機械導入につきましても、志布志の公社のほうが3分の1補助で購入をされております。

そういうことで実際は8,000円、当初はしたかったということでしたけれども、理事会等でそういう5,500円になったということ聞いております。

曾於市の場合が7,500円という数字が妥当かという話で、我々も検討してみました。いろいろまた、今回また新しい機械も入れておりますけども、これが880万円ほどいたします、税込みで。その10年償却、あと1人当たりの、10a当たりの人件費、燃料代、輸送代、そういうもののコストを考えた場合にどうしても、赤字なんですけど、7,500円は頂かないと非常に赤字を埋められないという事情がございます。

参考までに、南九州市の農業公社もございます。そちらの料金が7,500円ということで、ほぼ一緒でございます。

そういうことですので、できたら我々も安くはしたいんですが、公社の財源構成としまして、自前で受託収入が65%ございます。あと35%は市とJAでもっているという事情もございまして、我々としても安くはしたいんですが、そのまた出費等もございますので、今後また検討させていただきたいと思っております。

○11番（今鶴治信議員）

その中で私も、実績が17haか分かりませんが、昨年度の農業生産高、実績ではそばが36ha、大豆が2.4haということで、いろいろ伺ったところ、今、一時はそばも高かったけど、農協に出す場合でkg80円で、大体反当130kgぐらいしか取れないということで、1万円ちょっとです。その中で7,500円払って乾燥代。私が聞いた市民の方は、いろいろ転作、またいろんな認定農家の助成があるということで、どう

にか採算取れるとこだが、このままじゃそば、大豆をつくる人はいなくなるんじゃないか。志布志のほうが、先ほどあったように100haあるということは、100haあるから5,500円という理屈じゃなくて、5,500円の料金だから面積が拡大したとも取れます。

その中で先ほど市長も初期の投資を減らす。だから市の持ち出しを増やしてでも、農家にそういうふうに、何のために、そしたら機械センターのままだったら、農協がやられているわけでありますので、問題はなかったと思います。

しかしながら、市が8割出資してやっている農業公社でありますので、自主採算も取らなくちゃいけないけど、振興策といった場合は、他市町村と、特に南九州市のことは、曾於市の方は分からないことで、農家同士で話をしたら志布志は5,500円、大崎は5,500円ということで、せめて6,000円ぐらいにしないと、そばをつくる人はいなくなるんじゃないかと思いますけど、この件は思い切って、ほかのところはあまり、いろいろ料金体系があるんだから、そばだけがそんなに収入も上がらない中で突出して高いんじゃないかと思いますので、その点についても御一考できないか伺います。

○副市長（大休寺拓夫）

先ほども申し上げましたが、機械購入の関係でそういう設定になっていると思います。今後また、また今後の検討なんですけども、そこあたりが軽減できるかどうか、またJAさんにも出資をさせていただいておりますので、そこもまた相談をしないといけないんですけど、このことについては理事会のほうでも議題に出していきたいと思います。

あとちなみに、そこに料金表持ってらっしゃいますので、農業委員会が都城市、三股町が出しているのは、コンバイン刈取りで1万2,100円という、相当な金額ですけども、それに比べたら7,500円ということですから。ただ志布志と比べたら2,000円の開きがございますので、そこについては今後また検討させていただきたいと思います。

○11番（今鶴治信議員）

収穫、運搬賃もかかるから、私としては理解するところでございます。独立採算性を目指さなくちゃいけないということで。しかし、農家の立場にしますと、安いということで、そういう意見があったということです。また副市長にも相談をしたい。

その中で私もよく把握できなかったんですけど、そば振興策に対する水田転作、また認定農家だから、何か助成があるというのを聞きましたけど、その点の内容について、もし分かっていたら、農林振興課長、質問いたします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

転作の作物でそばを植えた場合でございますが、これは基幹作物と二毛作という形で助成が分かれております。水田にそばを植えた場合は反当2万円という、経営所得安定対策事業からの助成金があります。

それから、二毛作の場合、ほかの作物を植えた後に、そばを植えた場合については、10a当たり1万5,000円というのがございます。

あと言われました認定農業者の関係につきましては、通常ゲタ対策という名前がついているんですけども、これについては畑のそばを作付された場合、認定農業者等が対象になります。

これにつきましては、そばにつきましては、等級で分かりますけれども、1等で1万3,800円、2等で1万1,690円という形の助成があるところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

そばそのものでは本当黒字化は難しいところではありますが、地場産そばというのも大変貴重で大事な資源でございます。ぜひ、つくってらっしゃる方はどんどんこういうのを利用されているのかも分かりませんが、これについても啓発普及を進めてもらおうと、この料金のことにつきましても、少しは本当値下げをしていただかないと、2,000円の開きは、市民に対して、私どもも言い訳ができないところでございますので、それと併せて、先ほどの水田転作、また二毛作、また認定農業者に対する、そういう助成があるというのを啓発普及していただきたいと思う。その点についてはどうお考えか伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

毎年、経営所得安定対策につきましては、対象者の方に説明会をしながら申請を上げていただいておりますので、金額の提示については、その折、説明をしていきたいというふうに思っております。

○11番（今鶴治信議員）

あと1点だけ、昨年更新されたばかりのそばと大豆の汎用コンバインでしようけど、それが故障したことによって収穫時期に相当影響が出て、そばの実が大分落ちてしまったということがありましたが、購入されたばっかしの機械の故障の原因、またどれだけの修理期間があつて、残りのそばの面積、農業公社が受け取ったそばの面積、大豆の面積はどのぐらいであつたか伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

事務局長から報告を受けている部分については、そばの収穫を始めたところ、まだ水分が多くてコンバインに巻き付いてしまって故障してしまったと。部品交換をしなければならないということで、部品調達をしたところ、ちょうど週末でもあったために、部品が入ってこないということで、約2週間弱だったと思いますが、修理に要したということは聞いております。

あと当初の予定では、昨年同様の17haほどでしたが、今年度の、最終的には10haぐらいの見込みということでお聞きをしているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

オペレーターも作業が追われてということは分かるんですけど、せっかく大事な機械で、先ほど副市長もおっしゃいましたけど、長く大事に使わないと、購入したてのものが故障して農家に迷惑を、結局収穫時期にかけたということで、収量減にも結びつきます。

その中で以前あったのは、ほかの機械もですけど、こういう収穫時期に1台しかないと相当影響が出ると思うんですけど、前のやつも、それも廃棄にしたのかどうかだけ、メンテナンスだけしちよって、いざという非常用のとき使えるぐらいには、どうせ鉄くずと同様の値段で売ると思うんですけど、そういうのはできなかったのかどうか伺います。

○副市長（大休寺拓夫）

財部のほうに古いのはございました。ただ処理能力は低くて、面積をこなせないということで、末吉、大隅まで回せなかったという事情がございます。

○11番（今鶴治信議員）

ぜひ、この理事会にそれぞれの、今度畜産課長のお話では、牧草の収穫作業も来年度からは行うということでございますので、そういう農家の代表も入れて、その中で料金が決まると、市民の方もある程度、受皿的に意見を言う場があると思いますので、ぜひそういうのを取り組んでいただきたいと思っております。

その件に対してもう一回ですけど、ぜひ理事会で副市長のほうからも提案していただいて、農家もユズの価格を決めるのも、以前、同僚議員が質問ありましたが、農家の方も入っていただいて決定すれば、農家の方にも説明ができるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、高い安いじゃなくて、そういう料金体系にして、農業委員会の基準表は一般の作業される方の料金表でありまして、公社はそれが少しでも安く、利用者のためという考えが大事だと思いますので、その点についてもう一点、市長に伺います。

○市長（五位塚剛）

農業公社の運営については、大休寺副市長から答弁がありましたように、市とJAで負担をしております。当然ながら、公社が収入が少なくなれば、全体的には市の負担が増えてまいります。そういう全体的なことを見ながら、また農家代表も入れるかということも含めて、理事会で検討させていきたいと思っております。

○11番（今鶴治信議員）

農業公社については以上で終わります。

続きまして、3番目の市道・農道の排水処理についてということで、私はたくさん市道・農道もございますので、旧町時代、やむを得ない事情で、最終流末までつながっていないのもたくさんあると思っております。それは致し方のないことではございますが、先ほど答弁の中で、私の地元のところも今度に入っているということで、これと大隅町の2か所だけだったのかなとは思いますが、近年の豪雨によりまして、本当災害も今年は初めてあまり大した被害がなかったところではございますが、その中で災害があったところから取り組まれるということでございますが、最終に流末がつながって、やむを得ない事情で、昔の工事であると思っておりますけど、そこら辺の数は大体把握はできてないものか、もう一回、建設課長に伺います。

○建設課長（園田浩美）

それではお答えしたいと思います。

把握につきましては、各市町のほうにも問合せをしまして、どのような状況ですかという形で問合せをしたところでございます。

その中で排水路につきましては、先ほど議員が申されたように、旧町時代に道路整備だけは先に進めて、排水路整備を進めてないという状況が多々あるということでした。その中で、またその把握はまだできてないということでしたので御報告いたします。

○11番（今鶴治信議員）

耕地課のほうは、まだ農道は本当狭いところまで整備されて、砂利なんかを入れてもらったりはするんですけど、側溝がついてないのは本当たくさんあると思っております。

その中で過年度分ではありますが、以前、区画整理事業でされた後の水路等がもう昔は30cm側溝で、なかなか処理し切れないということで、私の地元も何か所も途中で途切れているところがございますが、そういうのは災害時にはお願いしているところではございますが、そういう関係の復旧はどのようになっているか、耕地課長に伺います。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

お答えいたします。

先ほど市長答弁の中でもありましたとおり、地方交付税の関係で台帳として整備している路線は506路線です。それ以外のものも1,600路線ほどありまして、なかなか全ての路線を流末まで把握するというのは非常に難しいところであります。

耕地課といたしましては、ほとんどが耕地、田んぼ、畑等に接しているところでありまして、農家の皆さんとか地域の皆さんからのいろんな報告、それから災害報告、要望等において状況を現地確認等して把握しながら、土地改良事業、あるいは災害復旧事業等で早く復旧できるようにしていきたいというふうに思っております。

○11番（今鶴治信議員）

その中で私はもっとたくさんあると思ったんですけど、2か所ということで、特に私の地元のところは、測量作業で来年度工事に向けて作業を進めておるという説明でございました。それと、大隅町の平木・伊屋松線は現在工事中ということでございますが、2つの地区について、災害箇所として把握しているということでございますので、その工事内容について、現在のところどういう考えなのか伺います。

○建設課長（園田浩美）

それでは、見帰・坂元線のほうについてお話をさせていただきたいと思えます。

まず、令和元年に報告をいただいたところだったんですけども、これにつきましては、まず下のほうに堰堤がございまして、その堰堤に対して、どこの事業でやるかということで、各課で話し合いをしたところでございました。その中で、その堰堤は治山事業でできたものではないかということで分かっております。

それで林務に関係する事業でできないかということで打合せをしたところだったんですけども、木に対して保安林が設定されていないということで分かりましたので、それにつきましては林務のほうではできないと。あと耕地のほうも打合せをしたところだったんですけども、耕地に対してもすぐできる事業がないということで、市のほうの排水路整備事業で行うということが決まっております。

そこで、当初予算になかったということで、どのような形で進めていくかということ副市長とお話をいたしまして、今回測量委託という形が決まったところでございます。それに伴いまして、来年に向けて設計ができ次第、工事を進めていくというふうな計画でおります。

以上でございます。

○大隅支所建設水道課長（平原秀人）

それでは、平木・伊屋松線について説明申し上げます。

令和2年の豪雨によりまして被災しました排水路につきましては、公共災害で認めておりません。道路と一緒に整備できますけども、排水路単独の災害はございません。令和3年度で排水路事業、合併特例債を利用しておりますけども、排水路

整備事業で整備しております。

延長が86mでございます。ほぼ盛土、3,200㎡の盛土をしております。モルタル吹きつけが730㎡、張りコンクリートが290㎡でございます。道路との高低差が36mほどございまして、現在はほぼ盛土が終わりまして、残りがモルタル吹きつけを準備している状態でございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

本当最初、どういう関係で、木が伐採、私の地元の話でございますが、木が伐採されたので市民から、地元の方から、私にも早くに危ないということで報告があったんですけど、その後、今年の豪雨で非常にまた災害が増えておるところでございます。

その中で山林の持ち主が、旧末吉町時代のことでありましょから、市道の水を個人の山に流して、それで何もしなくていいもんですかという話もございましたので、いろいろお願いしたところ、なかなかいろいろ、今説明聞いて分かったんですけど、保安林とか、そういう長さが長いもんでありますので、市の排水路工事で取り組むとした場合に、その先のほうまで私も歩いて行ってないんですけど、先のほうには流末の側溝は通っているんですか、そこは。

○建設課長（園田浩美）

流末につきましては堰堤がありまして、堰堤のその先ということ等は、まだ調査してないということでございます。今測量委託を出しておりますので、それもはっきりするのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○11番（今鶴治信議員）

市道でありましたので、建設課にお願いしたところでございますが、構造上、あそこは以前も水がたまって、車が浸水してエンジンを故障した箇所であります。というところで、あちらのほうに、どういう関係で落とすようになったのか知らんけど、今は水はたまらないんですけど、多分近辺の圃場等からも、あそこの側溝に乗るんじゃないかとは思うんですよね。

ということで、今後のことということでございますが、おおよその測量されて、工事をされるとしたら、五、六mぐらいありますか。あそこを、そこから側溝もないんですけど、以前からあそこは何か側溝が落ちた跡も見えないんですけど、ついてなかったのかどうか確認されているか伺います。

○建設課長（園田浩美）

私のほうも現場に赴いたところだったんですけども、もう落ちた後で、そういう

痕跡が全くないところでした。その中で排水路に関しましては、排水路のあと落とすのがつくられて、今の市道からつくられておりましたので、その当時、どういふふうに施工されたかは分からない状況です。

それとあと耕地のほうの面的整備はどのようにされたかというのもありまして、その水が今の側溝に乗ってくるというの也被えられると思っているところでございます。そこにつきましては、また今からどのようにするかというのを、測量が終わった時点でいろいろ打合せをしていきたいと思っているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

多分、全てを把握するちゅうのは、いろいろ災害、今年は少なかったですけど、多いという中で、そういう災害のときに、報告のときに取り組むということで、しかしながら、特例、特別になるのか知らんけど、ああいうふうにして山林に流したら、どうしても災害が出るのは当たり前のことでもありますので、今後軽微なうちに報告があったら、早めに対応していただきたいと思ひます。

そこら辺を把握するのは、全部は難しいんでしょうけど、課の方針として要望があったら、早急に取り組んでいただかないと、ここ2年で相当また災害が増えていひますので、それについてもう一回、見解を求めます。

○建設課長（園田浩美）

その点につきましては、十分これからもパトロール等も含めて対応していきたいと思ひます。

以上でございます。

○11番（今鶴治信議員）

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで、昼食のため休憩いたします。おおむね1時から再開いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 零時00分
再開 午後 1時00分
————— . ——— . —————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7、湊合昌昭議員の発言を許可します。

○10番（湊合昌昭議員）

10番、創志会、湊合昌昭です。3項目について質問いたします。

1番、農業振興について。

質問の①主幹作物の生産額を過去3年間分示されたい。

②サツマイモの基腐病の本市の被害状況を示されたい。

③基腐病の対策を示されたい。

④基腐病で焼酎会社への影響はなかったか、示してください。

2番目、健康診断について。

①健康診断の受診率を過去3年間分示されたい。

②後期高齢者を対象とした健康診断が中止された要因は何か示されたい。

3、ふるさと納税について。

①ふるさと納税の過去3年分の状況を示されたい。

②新型コロナウイルスの影響はなかったか示されたい。

③年末になると、ふるさと納税が増えてくるが、現在までの納税状況を示されたい。

○市長（五位塚剛）

それでは、澁合議員の質問にお答えしたいと思います。

1、農業振興についての①主幹作物の生産額上位3品目の過去3年分について、お答えいたします。

上位3品目がカンショ・水稻・茶となりますので、年次別に申し上げます。

平成30年度のカンショ18億7,169万円、水稻12億2,420万円、茶10億4,580万円。

令和元年度のカンショ19億5,764万円、水稻11億6,419万円、茶10億4,900万円。

令和2年度のカンショ17億2,081万円、水稻11億1,614万円、茶8億9,262万円となっております。

1の②サツマイモ基腐病の本市の被害状況について、お答えいたします。

11月時点での調査による被害状況は1,140haのうち、被害なしが9%で103ha、被害率2割未満が61%で695ha、被害率2割から4割未満が20%で228ha、被害率4割以上が10%で114haとなっております。

被害面積は1,037ha、被害額は約2億8,980万円と想定しております。

1の③基腐病の対策について、お答えいたします。

この間の対策として、令和2年度に大隅地域サツマイモ基腐病対策プロジェクトチーム会議が発足いたしまして、中間報告まで含めて4回実施されており、その会議の作業部会も現在まで随時開催されております。

主な取組は、輪作体系実証、冬季湛水実証、早掘り後の分解促進実証、品種比較実証、防除実証、種芋の蒸熱消毒実験を実施しております。

補助としては、国のかんしょ重要病害虫被害対策事業において、令和2年度99人申請で1億1,348万4,000円を交付し、次期作支援として840万6,000円を申請してお

り、令和3年度当期作支援として87人で529万4,000円を申請中であります。

そのほか市単独補助として、今回の補正予算において農薬資材の一部助成として10a当たり3,000円の助成を計上しております。

1の④基腐病で焼酎会社への影響はなかったのかについて、お答えいたします。

焼酎原料用サツマイモについては、契約数量に対して2割から3割弱の減となっているようです。

2、健康診断についての①健康診断受診率の過去3年分について、お答えいたします。

国民健康保険加入者の特定健診の受診率は、平成30年度は50.5%、令和元年度は50.8%、令和2年度は43.0%です。

後期高齢者の長寿健診の受診率は、平成30年度は42.1%、令和元年度は50.5%、令和2年度は47.5%です。

2の②後期高齢者を対象とした健康診断が中止された要因について、お答えいたします。

令和3年度の集団健診は、当初4月から5月にかけて計画しておりましたが、同時期にコロナワクチンの集団接種が想定されたため、会場と人材の確保が困難なことから9月に延期していました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、鹿児島県に8月20日から9月30日までまん延防止等重点措置が適用され、集団健診の日程と重なることになり、感染拡大防止の観点から、集団健診を中止したところであります。

3、ふるさと納税についての①ふるさと納税の過去3年分の状況を示されたいについて、お答えいたします。

過去3年間の年度ごとの寄附総額は、平成30年度が16億9,094万円、令和元年度が19億1,911万円、令和2年度が20億4,984万円となっております。

3の②新型コロナウイルスの影響はなかったのか示されたいについて、お答えいたします。

令和2年1月頃から新型コロナウイルスが日本中で感染拡大し、国が全国に緊急事態宣言を発出し、外出自粛や自宅等でのテレワークの推進もあり、家で過ごす時間が長くなったことによる巣籠もり需要の拡大、国が実施した特別定額給付金による効果もあり、令和2年度については、寄附額が伸びた要因の一つと考えております。

なお、今年度については、約2年間続くコロナ禍での収入額の減少による警戒感や将来の生活不安から来る消費抑制など、寄附額の減少が見られます。

その反面、現在の新型コロナウイルスの新規感染者の減少傾向での外出自粛規制

の解除などによる旅行やイベント関係に消費する金額が増加しているなど、令和2年度の同時期と比較して寄附額が減少している要因の一つではないかと思えます。

3の③年末になると、ふるさと納税額が増えてくるが、現在までの納税状況を示されたいについて、お答えいたします。

令和3年11月末現在で、約9億2,800万円です。

なお、月別の寄附額では、例年12月が最も多くの寄附があり、12月7日現在で9,283万円であります。

また、同日時点における寄附総額は、約10億2,083万円となっております。

以上です。

○10番（淵合昌昭議員）

1回目の答弁いただきました。

私も、同僚議員が5名ほど、この基腐病に対する質問がありました。実際、私も今回の選挙に関しまして、いろんな地域を回ったところ、このカンショのことが一番に農家の方から出されたというのが実情であります。

その中でも、主幹産業の中で、カンショの曾於市に対する生産量、あるいは額的なことも含めて、大変大きいウェイトを占めています。

その中でのことなんですが、昨日も市長がJAと取り組んでいくという話をされていましたが、今後本当に、再度になるんですが、取組を答弁ください。

○市長（五位塚剛）

JAとの取組ということではありますが、私たちの曾於市の農業というのはJAさんを通じての販売が非常に多いところであります。

また、農家を支える意味でも、JAの役割は大きいと思っております。今このカンショの基腐病に対しても、JAのほうでも対応を今検討しておりますけど、確実な対処方法がまだ見えておりませんので、今後もJAさんとも近いうちお会いして、お話しする機会ありますので、一緒にまた対応策を考えていきたいというふうに思っています。

○10番（淵合昌昭議員）

市長が今、答弁があったとおり、JAと協力してやっていくということは当然なんですが、この四、五年前は、どっちかという、焼酎の減産とかいうのがありまして、大変このカンショに対するいろんな問題があって減産が進んでいたんですが、焼酎ブームも少し過ぎたということもあったんですが、今になってくると、今、市の推奨で、紅はるかというのを推進していくという中でいきますと、農林振興課長、コガネセンガンと紅はるかの割合なんですが、どちらのほうが多いんでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

プロジェクトチームの中でも議論がされましたけれども、黄系、赤系の芋というのは、非常に基腐病に弱いということを聞いております。

割合的にはちょっと出ておりませんが、紅はるかを中心とした業務用、いわゆる食料といいますか、食品加工用に回っていくカンショが非常に甚大な被害を受けているということは伺っているところです。

○10番（淵合昌昭議員）

今出たように、紅はるかのほうの被害が多いということなのですが、最近いろんなテレビとか新聞を見ますと、紅はるかを使った加工品、特に焼き芋というのがすごくあっちこちで話題になっているのが見えています。

特に、糖度が高いということもあるんでしょうけども、そういったものの、今のところはそんな大きな影響はないと思うんですが、そういうことも心配される声がありますか、お答えください。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

紅はるかにつきましては、特に収穫後にすぐ出荷ができないという部分がございます。貯蔵して、初めて糖度が乗っていくという品種でございますので、その貯蔵期間中に、いわゆる基腐病菌があった場合に、そこで広がってってしまうという心配もあるところでございます。

○10番（淵合昌昭議員）

貯蔵しているときに、そういった菌が発生するということですね。分かりました。カンショについて、もっと突っ込んだ話ししたいんですが、カンショというのは女性にすごく人気があって、特に今から先の冬場の時期というのは、すごく需要があるというふうに考えているんですが、その中でこのことで、こちらのほうの曾於市の面積そのものはどんな具合でありますかね。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

はっきりとした面積は我々も捉えられないところなのですが、曾於市のサツマイモの植付け面積が1,140haと見込んでおりまして、その中の加工用が1,027haでございます。

このほとんどは焼酎用ということなのですが、この中には、今言いました食品向けの加工用の黄系のやつも入っております。ほとんどが焼酎用のコガネセンガンということなのですが、恐らくこの中の1割あるかないかだと思います。黄系のほう

がですね。

あと青果用が37haほどございますので、そういった部分が赤系の、黄系のサツマイモというふうに見込んでいるところです。

○10番（渚合昌昭議員）

以前、曾於市としても推奨したことの中でいくと、大体、白から紅はるかに変わった割合は、どれぐらいの割合で変わったものですか。三、四年前にコガネセンガンが少し浮いてきた、焼酎部分で減ってきた量でいくと、そこ辺で少し紅はるかに変えていこうという指導があったと思うんですが、そこ辺、白から赤に変わった割合はどれぐらいの割合だったんですか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

どれぐらい変わったかというのは、私もちょっと把握しておりません。

ただ、おっしゃるとおり、3年ほど前に焼酎用のいわゆる原料用のサツマイモが過剰になってきたということで、霧島酒造さんなんかも受入れが止まったという部分もございました。

そういった中で、ほかの仕向け用にとということで、その一部を紅はるかなり、そういった品種に変わっていったというふうに思っております。割合は、ちょっと分かりかねるところです。

○10番（渚合昌昭議員）

はい、分かりました。今、課長から答弁あったとおり、基本的には白、でん粉用ということで、焼酎用なんですけど、特にこちらの地区、南九州を中心にして焼酎が物すごく、日本でも一、二位という段階に来ている中でいくと、この紅はるかもですが、コガネセンガン、白のほうが需要としてあるということですけども、その中でいくと、白に対する今の現状としては、さほど影響はないという考えでいいですね、課長。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

コガネセンガンも被害を受けているわけでもございまして、各取引関係でいきますと、焼酎用については二、三割の減という集荷状況であるようですが、いわゆるでん粉用へ仕向けていくコガネセンガンというのが契約量よりかなり減ってきたという現状であるようでございます。

といいますのが、焼酎用のほうが高くて引取りをされますので、でん粉用の部分がそちらへ仕向けられたと、焼酎用へ、そういった状況があるようでございます。

いずれにしても、計画数量には至っていないという状況のようでございます。

○10番（淵合昌昭議員）

先ほど言いましたように、4名の方が前に質問していますのでダブるんですけども、JAからの苗です。苗だと思うんですけども、苗からの病気と、基腐病というのが出てきますので、と同時に、個人でする苗、あるいは松山町の辺ですけども、苗を販売するところがありますね。

そういったことを我々が見た場合に、その基腐病の病気が発症している苗というのは、もちろん消毒をして出しとると思うんですが、この苗と、それとまたもう一つの中でいくと、今年、特に8月を中心にして雨が多かったことがあって、溝の排水の悪かったことを擁して、こんだけの病気になったということなんですけど、そういう理解でよろしいですか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

まず、先ほどの質問でもありましたけども、種芋の消毒、それからその種芋から発芽させて、いわゆる苗床に植え付けて苗を取るわけですけども、苗床の消毒も必要になってくる、そして苗を切って、切った苗も消毒をしないといけないということもあります。

それから、畑については、本圃のまず消毒、そして排水対策という、こういった対策を講じていかなければ、昨年出ていなかったところでも、同じことをしていても、今年度出てしまったという事例がございます。

そういった意味からは、非常に生産者にとっては非常に労力もかかってくるということふうに思っているところでございます。

○10番（淵合昌昭議員）

今、課長から労力ということが出ましたんですが、どっちかというところ、カンショは、労力は要らないというんだったんですね。ほとんど機械化されたりして、1回植え付けておけば、そんなに管理が要らないということと同時に、天候に左右されないというのは、できれば日照りとか欲しいんですが、雨が少ないときのほうが数量多いということも聞いています。

だから、そんなことを考えると、今年の場合は、先ほど言ったとおりのようなことで、雨が多かったことが病気を広がしたという判断だと思うんですが、こればかりは、これ天候のせいですから、何とも言えないところなんですけど、今後なんですけど、いろんな会合で何か聞くと、近くに会合も何かあるという話を聞いていますけども、助成金のことを含めてあるということも聞いていますけど、今度市長が市のほうから10aで3,000円だったですか、出すということで出たんですけど、このことも私は思ったんですけど、実は昨日も渡辺議員の質問の中に出たんですけども、

3,000円という額が多いか少ないかというのは、多いにこしたことはないんですが、市長どうでしょうか。

商工関係の方には、持続化給付金が出ましたよね。あんな形で、そういう意味ではないんですが、ある程度農家を助ける意味、あるいは逆に、今、農家の方はすごく落ち込んでいる状況、あるいは不安がある中でいくと、もう少し給付金の額が増やせないものかということをお私に思っているんです。いかがなものですか。

○市長（五位塚剛）

カンショ農家については、国からの支援策も実際出ております。今回は市単独で支援をしますが、1反歩3,000円というお願いを議会に今出しておりますので、今すぐに金額を上げるということはできないところでございます。

○10番（淵合昌昭議員）

実は今朝の新聞を見た方は知っていると思うんですが、昨日県議会でもそういう話が出たみたいで、ちょうど新聞をコピーしてきたんですが、被害が3割以上超えた場合については10a当たり最大5万円が補助されますという内容のものがあつたんですが、曾於市もですけども、県内いろんなところでこの基腐病が出ている内容であります。どんどん広がってきて、全国に広がっている状況があります。

補助金と併せて、私、心配していることは、このことでカンショを作る人が減るんじゃないかというすごい心配をしています。先ほど出た品種のこと、新種、新しい芋の開発もということもあるみたいですけども、病気に強いということが第一条件でしょうけど、そういうことを考えてなんですけども、今後課長どういった形でそういうものが進められるか、教えてください。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

先ほど言いました農林200号というのが、いわゆるコガネセンガンへ変わっていく品種ということで我々も説明を受けております。

それから、黄系につきましては、農林201号というのがあるらしいんですが、これはまだ普及段階にないということでもございました。これにつきましては、今、いわゆる九州農試のほうでその試験をされて、そして品種登録をされて、普及という形になってまいります。

ただ、この農林200号のこの白系のサツマイモにつきましては、早い段階で普及させていきたいということなんですけども、令和4年度においては、種芋の確保がそこまでできていないということを情報で伺っております。

したがって、これをまた増やしていきながら、普及が始まっていくのが令和5年度からになるのかなというふうに我々は思っているところです。

○10番（澁合昌昭議員）

今、課長から説明があったんですが、課長、3ページのところで、対策のところなんですけど、ちょっと私もあまり聞かないものですから、ちょっと教えていただきたいんですが、輪作体系実証のこと、これが書いてあるんですが、ちょっと簡単でいいですから教えてください。

○農林振興課長（竹田正博）

輪作体系実証については、曾於市の中で、一農家の方が令和元年度に発生されて、そこで、いわゆる畑かんセンターが中心になって、その農家の方と翌年に、令和2年度にその圃場を半分にしまして、半分は通常どおりのカンショを植えて、もう一つの半分のほうは、いわゆる資材を投入して緑肥を、肥料になる、いわゆる草というか、緑肥、それを植えて、8月前にそれをすき込む。

そして、8月にニンジンをまかれました。ニンジンを植えて、カンショのほうは、もちろんまた被害もあったということなんですけれども、その次に、翌年にニンジンを植えたところに、またカンショを植えるという形を取られております。今年度植えられておまして、そのカンショについては被害がかなり少なくなったという状況が出ております。

そういった形で、それがまだ確実に防げるというところではございませんけれども、いわゆるそういった実験をしながら、ほかの作物を組み合わせることで、いわゆる次の年のカンショに影響を少なくすると、そういったような実験を今しております。これをニンジンであったりゴボウであったりという形で入れられればというところを今実証しているところでございます。

○10番（澁合昌昭議員）

課長、すみません、その次の湛水実証、それまでちょっと教えてください。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

湛水実証につきましては、これは畑かんの地域におきまして、いわゆる本圃、圃場を水田のように水をためるということでございます。これを約50日ぐらいだったと思うんですが、水をためて、いわゆるそこで滅菌をして、それからカンショを植え付けるという実証でございます。これも大分発生が少なくはなったという結果は出ているところでございます。

○10番（澁合昌昭議員）

本当、今、課長がおっしゃったように、そういったものの実験でもって病気をなくす、強い芋を作ると、そういうことだと思っておりますが、期待をしたいと思っております。カンショについては、本当にうちの曾於市の中での主幹産業だということもあつ

て、いろんな需要、紅はるかなどを含めて、重要が多いですので、ぜひとも来年度、まだ厳しいかもしれませんが、ここ1年のうちにはすばらしいカンショができることを期待しております。

あと2番目に入ります。

健康診断のことなんですが、一応答弁の中で、今年健康診断はコロナ感染症のためにできなかったという答弁ですが、課長、これは市民から連絡があって、健診を受けたいんだがということはなかったですか、相談はなかったんですか。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

市民からの問合せというのは、そういう形ではありましたが、国民健康保険の加入者、40歳から75歳未満の方ですけれども、この方々については市内の医療機関に個別健診ということで契約をしていましたので、そちらのほうの案内をしたところでございます。

○10番（淵合昌昭議員）

全体的に健診のパーセント、もうちょっとあるのかなと思ったんですが、少ないのがちょっとびっくりしたんですけども、なかなかこの健診の受診率というのは何か増えてこないというのが保健課として頭の痛いところなんですけども、今年は、もちろんコロナの関係でできなかったというのは分かりましたけども、今後やっていく中でいくと、何か新しい手法と申しますか、受診する方法というのは何か考えていらっしゃいますか。

○保健課長（櫻木孝一）

受診率を上げる工夫ということであろうかと思っておりますけれども、勧奨のほう、申込みがなかった方々、また前年度何らかの病気でかかった方々には、また再度通知を出すような形で、何回かそういう通知を出すように心がけているところでございます。

○10番（淵合昌昭議員）

もちろん、かかりつけというのはありますから、その辺のかかりつけ病院で健診を受ける方もいらっしゃいます。市の健診を受ける方はいるんですが、大体どれぐらいのパーセントであるものですか。

○保健課長（櫻木孝一）

個別と集団とのパーセントだと思いますけれども、集団健診が令和2年度56.6%でございます。あと医療機関でやる個別健診が12.1%、あと医療機関にかかっていらっしゃる方々から、医療機関から情報提供という形で情報をいただきますが、それが19.2%、あと市の独自でやっていますミニドック健診というのがありまして、

それが7.5%、あと人間ドックにかかっていらっしゃる方が4.6%となっているところです。

○10番（淵合昌昭議員）

これを見ると、本当に56%というのは大きなという感じはするんですが、課長、一応来年度、これコロナがどうなるか分からないところもあるんですけども、来年度は実施していくと考えてよろしいですか。

○保健課長（櫻木孝一）

現在のところ、来年の4月に今計画をしているところでございます。

○10番（淵合昌昭議員）

それでは、ふるさと納税のほうに入ります。

3番目ですけども、私は、市長、このふるさと納税に関しまして、ちょっと前からずっとお話をしているんですが、曾於市の立ち位置等を考えた場合に、どうしても志布志、あるいは大崎町、それから曾於市と見た場合に、曾於市は、いいところをたくさん持っているながら、なかなか伸びてこないというのがあります。

以前も申し上げたんですが、西日本養鰻という大きなウナギの養殖等あります。企業誘致ということを考えて、前、私もぜひ検討してくださいという話をしたんですが、検討しますという話だったんですが、それから先は訪問されたか、あるいは企画課長、訪問されましたか。その後、何か進展があったら教えてください。

○市長（五位塚剛）

西日本養鰻のほうには、私はちょっと訪問していないところでございます。

○企画課長（外山直英）

私のほうは、訪問させていただいております。

○10番（淵合昌昭議員）

せっかく曾於市内にそういったところがあるということで、現在の中でいくと、曾於市の納税は中心がナンチクに行くということであるんですが、この養鰻をうまく使うという方法も一つの手でだと思っんですね。

それは、加工一体化、要するに加工して出すまでの一貫経営というのがあれば、もっともっと私は納税が増えるというふうに思っていますので、今の質問したんですが、その考えの下で、ぜひ実行してほしいんですが、どうですか、答弁をください。

○市長（五位塚剛）

西日本養鰻の方と、曾於市内に加工場を造っていただきたいというお話もこの間いたしました。鹿屋のほうに施設の拡充をされたようでございますけど、今はうちのウナギは、基本的には大崎の加工組合でほとんど加工して出しておりますので、

当然この曾於市という名前がなかなか出てこないというのが実情であります。

曾於産のウナギなんですけど、加工名が大崎ウナギ加工場というのが出ていきますので、そういう意味では、大崎とか志布志は、非常にそれをうまく使っているのかなというふうに思っております。

○10番（淵合昌昭議員）

今、答弁あったとおり、ホームページを見ても、志布志、あるいは大崎町のホームページは、本当にウナギが先に出てくるホームページになっていますけども、私も、ぜひこれは強く市長、企画課長に行動していただいて、先方もあることですから、難しいところもあるかもしれませんが、ぜひ加工場をというのを希望したいと思っています。

その中でいきますと、今申し上げた中でいくと、昨年度の中でいくと、昨年度でしたか、課長、コロナ禍ということもあって外出をされる方が少なくなった中でいくと、ナンチクの細切れと申しますか、今まではステーキとか、大きいのがあったんですが、細切れのほうがよく出だしたという話も聞いていました。

その中で、売上げが上がってきたということでもいいですか。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、今の御質問にお答えいたします。

コロナ禍において、巣籠もりという形で、外出を自粛という形で、家で過ごす時間が長くなったと、市長の答弁の中にもありました。

その中で、家で、外出して飲食店で飲み食いするということができなくなったので、家飲みという形、そしてアルコールが入れば、どうしてもおつまみという形で、そのような形で、ふるさと納税の品目が上位に上がってきているのは事実であります。

以上です。

○10番（淵合昌昭議員）

今、課長の答弁あったとおり、コロナ禍が需要を伸ばしたということですが、先ほど瀬戸口議員からちょっとあったんですが、携帯のLINEを使っている、都城市ですか、相当このLINEを使う頻度が多いと、市民が使ういろんな情報を取るのにLINEを使っているということもあって、隣の都城圏は、すごく焼酎とか、いろんなことで、全国で一、二位というランクづけなんですけど、この辺もふるさと納税をやっていく上で、大きな手段じゃないかという気もしております。今日聞いてですね。ぜひそこ辺も、商工観光課としても進めていく気持ちはないかどうか。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、お答えいたします。

曾於市の隣接町、大崎、志布志、都城というところに囲まれております。

また、そういう中で、非常にふるさと納税の金額という形で比較されるわけですが、確かに今後曾於市として何ができるかということになりますと、曾於市を売り込むと、情報によって発信していくということが大事なことで自覚いたしております。

○10番（淵合昌昭議員）

先ほどの話だと、都城は六十何%ということで、大分そういったLINEを使った情報を取るというので、先進しているなという気がしたところだったんですが、そういう中でいくと、納税のほうも、そういった市民に周知する意味ではいい手段かなと思っていますので、ぜひ実行していただきたいなと思っています。

今、今年は少し、令和2年度からすると、ちょっと納税額は減っている関係、課長、正直言って、どれぐらい見込んでいるか、見込みで結構ですけども、今年の令和3年度の見込みを教えてください。

○商工観光課長（安藤 誠）

今の御質問、なかなか答えづらいというところはあるんですけども、今、既定予算の令和3年度予算の歳入といたしましては18億円を計上させていただいて、その計上の中で、歳入18億円という形で歳出の計算をいたしております。

これ以上増えることが一番いいんですけども、ちょっと非常に、先ほど市長の答弁の中にもありました所得がコロナ禍の中で、収入がなかなか増えていないと、もしくは下がっている状況の中で、また旅行とかイベント、今まで2年近く外出できなかった、旅行に行けなかった方々がそちらの方向でお金を使っているという形で、いろんなところでマスコミ等の報道もありますけれども、そういう中で、いかにふるさと納税の寄附額を伸ばしていくかということで、ちょっと長くなりましたけども、18億円を一応計上いたしておりますので、その目標にはいきたいと考えております。

○10番（淵合昌昭議員）

今、課長がちょっと答弁しにくかったみたいだったのですが、令和2年度と3年度、若干変わってきたというのは事実ですね。

というのは、令和3年度の後半になってきて、コロナが収束を迎えたということも一つの要因でしょうけども、最近、特に外出される方が多くなってきた背景というのは多分あると思います。

これでもって曾於市内は、どうしても納税にすごく依存しているところがあります。現在ですね。そういった面での立場とすると、商工観光課も大変だなという気もするんですが、それを見込んで、いろんな工夫をしていただいて、ぜひ上げてい

ただきたいと思うんですが、御答弁をお願いします。

○商工観光課長（安藤 誠）

今まで12月が、一番ふるさと納税の金額が例年たくさんの寄附をいただいております。そういう中で、職員も鋭意頑張っておりますので、またいろんな、本庁になりますけれども、各職員の方々も応援をいただいておりますので、とにかくいろんなところで情報発信をして、また寄附額が伸びるような形で努力していきたいと思っております。

○10番（淵合昌昭議員）

本当にこの観光課のほうのする人は大変だという気がしますし、特に二、三年前、年末は本当31日まで分からないという日が今から先が来ると思っていますので、この2週間で勝負だというふうに考えております。ぜひそういうことを含めて、頑張っていたきたいと思っています。

今、3項目についていろいろと質問をしましたが、特に3項目の中でいくと、カンショのことが一番、これから先、曾於市の産業とすると、本当に厳しいところがありますので、特に市長、先ほど申し上げたとおり、JAとの連携を取って、市長が先頭になって解決すべきだと思っていますので、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時56分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第8、山中雅人議員の発言を許可します。

○1番（山中雅人議員）

れいわ会所属、1番、山中雅人でございます。3つの事項に対して質問をいたしたいと思っております。

1点目、曾於市の過去10年間の経済成長率はどうなっているのか伺います。

2、コロナに負けるな！まごころ曾於市お届け便について、なぜ曾於市民ではなく市外に、これは1,500万円となっておりますが、正確に、これは去年のものでありまして、2,100名分の商品を送る必要があるのかについて伺います。

2、ふるさと納税返礼品等ではなく、道の駅の商品を選択した経緯はどうなって

いるのか伺います。

3、スポーツ施設の整備について、オリンピックも開催され多様なスポーツが登場し、関心が集まっておりますが、曾於市では若者向けのスポーツ施設の整備計画などは進んでいるのかについて伺います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

それでは、山中議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

質問事項の1と2については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の3については、教育長に後から答弁させます。

1、曾於市の経済成長率についての①過去10年間の経済成長率について、お答えいたします。

県が公表している市町村内総生産の対前年度増加率を用いた数値となり、平成30年が最新となります。

平成30年と対前年比では4.9%の増加、平成29年と対前年では0.2%の減少となっております。

平成28年度は0.3%の増加、平成27年度は2.7%の増加、平成26年度は1.3%の減少、平成25年は4.2%の増加、平成24年は1.6%の減少、平成23年度は5.9%の増加、平成22年は16.5%の減少、平成21年度は1.0%の増加となっております。

2、コロナに負けるな！まごころ曾於市お届け便についての①なぜ曾於市民ではなく、市外に商品を送る必要があるのかについて、お答えいたします。

この事業は、市外の在住者へ曾於市の特産品を贈ることにより、曾於市と曾於市特産品のPRと認知度アップのため、そして特産品の購入費用とその送料が不要になることで、送り主である曾於市在住の方の家計への負担軽減を図ることを目的にしております。

お届け便の発送者や受取者の方々からは、多くのお礼の御連絡をいただいております。その中には、「ふるさと曾於市のことを思い出し、懐かしく思い出しました。曾於市のために役に立ちたいので、ふるさと納税をしたい」とのお言葉を頂いております。

また、令和2年度に実施した事業の反響として、55人の方々から約265万円のふるさと納税の寄附をいただいております。大変ありがたいことだと思っております。

2の②道の駅の商品を選択した経緯について、お答えいたします。

この事業のもう一つの目的として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本市の主要観光施設である3か所の道の駅に対する支援策の一環として実施いたしました。このことは、ひいては道の駅の関係者の皆様の支援にもつながると考えて

おります。

あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、山中議員の3のスポーツ施設の整備についての①若者向けのスポーツ施設の整備計画などは進んでいるのかについて、お答えいたします。

曾於市の主な体育施設は、体育館7か所、グラウンド6か所、野球場3か所、その他プールなど合わせて26施設あります。

これらの施設は、昭和50年前後に整備されたものが多く、近年老朽化が著しく、耐震性もないので、年次的に改修工事を実施しているところです。

また、若者向けのスポーツにおいては、既存の施設で対応できるスポーツもありますが、現在の競技者が長く続けていただける施設の整備を行うことも大事なことであります。

今後、既存の施設であらゆるスポーツができないか、考えてまいります。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

それでは、1点目、曾於市の経済成長率についてお伺いしたいと思います。

私、この答弁要旨頂きまして、非常に驚いたことがございます。この平成30年の経済成長率4.9%と、想像以上に曾於市の事業者さん頑張っているんだというのが正直な気持ちでございました。

私が調べたところによりますと、鹿児島市であると、2.8%、霧島市でマイナス1.3%、志布志でマイナス1.2%の増加ということもありまして、ほかの自治体と比べて人口減少は進んでおりますが、決して経済の規模が縮小しているとか、一概にそういうわけでもないんだなと思いました。

その上で、曾於市の競争力が雇用に結びついているかということ、そうではないのかなと思います。統計によると、43鹿児島県内の市町村のうち32位であると、民間の統計によりますと、もっとひどくて、賃金水準で言うと、43番中、40位、ほかの事業者によると、43番中、43番、最下位ということもありました。

この経済規模は決して悪くないにもかかわらず、賃金水準がちょっとよくないと、その原因はどこにあるのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

市民の賃金のことを言われましたが、具体的に曾於市の皆さんの企業に勤めてある方々の賃金が安いというふうには、私は思っていないんですけど、企業によっては、どこの企業よりもそれなりの賃金を出しているところもあるだろうというふう

に思っております。

ただ、具体的にどこの会社がどれだけ出しているかということの数值は、多分つかんでいきますか、ないでしょう。多分役所のほうでは、つかんでいないと思っております。

○企画課長（外山直英）

今、市長が申したとおり、賃金についての数字は持っていないんですけれども、議員が先ほど指摘されました県下の比較された市町村と構造的に違いますのは、産業構造と申しますか、1次産業の収入、それから2次産業、3次産業とあるわけですが、この構造が違いますので、単に町を比較しても、単純な比較はできないというふうに考えております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

産業構造の違いなので、賃金が悪いというふうにおっしゃっております。確かに市長の公約も、私、ちょっと拝見いたしますと、5番ありまして、畜産や有機農業のまちといったところを押し出していらっしゃいます。

これは曾於市が農業のまちであるという認識の上では、これはいいと思うんですけども、ただ、統計によりますと、平成2年、第1次産業に従事していた方は37.6%、一方で平成27年になりますと、21.4%にまで減少していると、逆に第3次産業、平成2年では37.3%、平成27年では55.8%ということで、この農業のまちというよりは、過半数は第3次産業で働いている方もいらっしゃるの、ちょっと市としても、確かに農業は大事なんだけど、実態として商工業、サービス業で働いている方が50%を超えていますので、市としてももう少しそのフォローアップというか、重点的にできないものかと思いました。

以上です。市長にお伺いいたします。失礼しました。

○市長（五位塚剛）

何を聞きたいのかちょっと分からなかったんですけど、実際、曾於市は全体として畜産を中心とした農業のまちであります。

全国の中でも12番目に位置する農業総生産額を出しておりますので、そういう意味では、やっぱり農業を大事にしなきゃならないと思っております。

同時に、今言われますように、いろんな企業も今進出をしてくられております。

そして、また自ら起業をして、市とも協定を結んで頑張っておられる方もたくさん出てきております。

そういう意味では、商工業にも当然力を入れるべきだというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

そのお話を理解いたしました。

ただ、含めまして、こういった経済規模、私、本当にイメージとして年間700人口が減少していく中で、曾於市としてなかなか産業規模、大きくなっていないんだろうなということが想像としてあったんですね。

しかしながら、一方として、経済規模が思ったより悪くないと、志布志には新しい施設が、道路も整備されて非常によくなっていると、一方で曾於市はなかなかいいよというふうなことを陳情でも伺っていたんですけども、ポテンシャルがあるわけですね。

そのポテンシャルを生かして、どうすればこの経済規模というのがさらに大きくしていけるのか、またそれをちゃんと賃金とか、そういった数値として結びつけていくことができるのか、そういったことを今までやってこなかったと企画課長がおっしゃっていたんですけども、もっと、例えば第2次総合振興計画とか、まち・ひと・しごとの総合計画とか、そういったものに結びつけて、もっと広い視野で計画などを振興していくことも重要ではないでしょうか。

以上です。企画課長にお伺いします。

○企画課長（外山直英）

議員御指摘のとおり、第2期のまち・ひと・しごと総合戦略では、まず人口の課題、それから分析を行った上で、人を増やすという前提の下に、いろんな施策を打っております。

このことが、議員がおっしゃるポテンシャルがあって所得が増えていくというふうに、いきなりは結びつかないと思いますけれども、そういった方向性を持っているところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

私も、曾於市が出している総合計画をちょっと拝見するんですけども、人口が減っている、だから人口を増やさないといけないということが最初に結論に来ているんですね。

私は、人口増というのは結果であると思っております。もろもろ例えば、経済成長をやっているとか、賃金が県内でも平均以上に高いとか、あと女性や青少年が働きやすいと思えるような仕事があるとか、そういったもろもろが積み重なった結果として人口増、三股町みたいな人口の維持が可能になると、しかしながら、その現状の計画だと、初めに来ているわけですね。

曾於市を維持しないといけない、だから曾於市の人口をマイナス2%のところをマイナス0.3%ぐらいだったらオーケーだよとか、そういう何か結論ありきで計画

をつくっている気がしていると思います。

ですので、まず積み重ねというか、まず現状として何が足りなくて、曾於市の経済規模を拡大する、賃金を増やす、そういった卑近な目標をつくった上で、人口目標などをつくるべきではないでしょうか。

以上です。企画課長にお伺いします。

○企画課長（外山直英）

今の御意見、大変参考にさせていただきたいと思っております、実はこの第2期の総合戦略をつくったのは令和2年3月ですので、昨年度ということになります。

ただ、その最中にもコロナ感染症の影響がありまして、人を動かすという認識が多少変わってきております。

今、都会のほうの人口構造を見てみますと、都会に一極集中している、そのことに変わりありませんけれども、これまでのように増え続けているわけではございません。それはオンラインですとか、テレワークなどの施設が十分、急速に整備されてきているからでございます、曾於市によってもこういったテレワーク、そういったものを活用しながら、人を増やすという考え方もありますけれども、それ以外の曾於市で都会の仕事ができるといった認識も必要かというふうに考えております。

○1番（山中雅人議員）

そういった都会のお仕事、都会の生活みたいなものを曾於市でもやっていくことができればよいという答弁であったと認識しています。

私も、そこは本当に同意するところでございます。東京という都市がなぜ強いかと申しますと、仕事があるから人が来るのではなく、人が集まっていて、消費する空間があるから仕事があると、特に高度経済成長以降とは違いまして、サービス業やインターネットを使ったIT産業などは、その文化的、消費的な空間があるから仕事が増えるという逆転のことも起こっているように感じます。

ですので、曾於市としても、ITが拡大すれば、農業が減るということではありません。その両方が、特に都城市などは新しい文化的な生活、スポーツ施設などといった整備、そして新しい図書館といった生活空間を含めて、新しい生活モデルを提示した上で、人を呼び込んで、そしてそういった育てた人材を使って、何というか、ふるさと納税のユーザーインターフェースを改造して使いやすいものにする、そういったいろいろなリンクを使ってお金を呼び込んでおりますので、新しくそういったITや生活モデルということをもっと推し進めていくべきではないでしょうか。

以上です。企画課長にお伺いします。

○企画課長（外山直英）

大変参考にさせていただきたいと思っております。私どももこれまでの、例えば農業に加えて、デジタルの世界を加えたスマート農業なども検討させていただいております。

今、国のほうでデジタル田園都市構想というものを推奨されておられますので、そういったことも踏まえて、どういったものが曾於市にとって見合った施策なのかということも見据えて検討させていただきたいと思っております。

○1番（山中雅人議員）

ありがとうございます。そういった課として検討しているというのは、非常に望ましい方向に進んでいると思っております。

その上で、市長にお伺いしたいんですけども、なかなか曾於市の所得が上がらないという中で、岸田総理としては、新しい資本主義のビジョンの中で、経済成長をしているから賃金が上がるというモデルから、賃金を上げるから経済成長ができるんだといった形で、賃金というものに菅政権以降、関心が移っているように思います。

鹿児島県内としても、賃金の低い曾於市として、市として独自の目標賃金水準というか、例えば県平均でもいいですし、県平均以上のものを目指すならば可能だろうと思っております。

ですので、県独自のそういった目標などをつくる用意はないでしょうか。

以上です。

○市長（五位塚剛）

県の賃金単価というのが発表されます。そういう意味では、まだまだ鹿児島県は全国の中でも賃金が高いほうではありません。

同時に、県が発表するのも大事ですけど、お互いの企業がそこの働いている人たちの生活実態を見ながら、会社として利益を上げていただき、その利益分は、賃金のほうに乗せていくような発想を持って企業運営してもらえれば、お互いに伸びてくるのではないかなと思っております。

○1番（山中雅人議員）

市長としても、賃金を上昇していくほうが望ましいというお考えが聞けました。

その上で、例えば都城市では11%の経済成長率ということを市としてアピールポイントに使っています。例えば、秘書広報課が中心となりまして、新しく来てくださる市民の方、もしくは企業誘致の際に、都城市としてこれだけの経済成長をやっているから、このまちには未来性があるよ、将来性があるよということを自らのアピールポイントとしてやっています。

曾於市もそういった形で、目標経済成長率を確定して、そして実際平成30年度は4%以上伸ばしているのです、こんなふうに、このまちに来れば未来はあるよということをもっと広告として使ってもよいのではないのでしょうか、その点について、市長にお伺いしたいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

私も長いこと議員をしております、また今、市長になりましたけど、曾於市の経済成長率を議論したのは初めてであります。

そういう意味では、視点といいますか、非常に私たちが気づかなかったものを提案していただきました。何にしても、一定の目標値を持って活動するというのは非常に大事なことであります。

今回の提案によって、私たちも市の在り方を含めて、見直しを含めて、ちゃんとまた勉強させていただきたいというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

ありがとうございます。

それでは、2点目の質問、まごころ曾於市お届け便についてお伺いしたいと思います。

お手元の資料を参照していただきたいんですけども、まごころ曾於市お届け便は第2弾、私の参考にした資料が古くて、去年のもので、ちょっと内容が違ったんですけども、内容としては同じでございます。

この「『まごころ曾於市お届け便』の第2弾を実施します！商品代・送料負担0円で市外にお住まいのご家族やご友人などへ曾於市の特産品を贈りませんか？」となっております。

そもそも何か日本語がつながっていないように感じました。このコロナウイルスで影響を受けている曾於市民の皆様へなぜ市外の方限定で送るのか、その意味について、市長にお伺いしたいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

日本語が通じていないということで指摘を受けました。今後、その辺りもチラシを作る場合は、十分市民の皆さんたちに理解してもらえるように努力はしたいというふうに思います。

今回の、昨年からもいたしました、これは国のコロナ対策の事業の予算を頂いたものであります。

ですから、曾於市内の市民の方々の支援という意味も兼ねて、曾於市外にいらっ

しゃる方に曾於市民の方が紹介をしてもらったら3つの道の駅から500人ずつ、1,500人分の支援という形でしたわけですけど、品物、お金は、曾於市の道の駅に落ちたわけですけど、道の駅には曾於市民の方々が物品を納めたり、また肉を納めたり、いろんなものを納めていらっしゃると思いますので、流れるには曾於市民の地域にお金が落ちたということでありまして、結果的には、先ほども答弁いたしました、曾於市内の人が自分の知り合いの方に抽選で、たまたま当たった方に曾於市の特産品を贈りました。

それで、たくさんのお礼の手紙というか、それもたくさん来まして、そこからまた曾於市のふるさと寄附金のほうにつながった方もいました。

そういう意味では、今回のこの事業というのは、決して失敗というか、そうではないというふうに私なんかは考えております。

○1番（山中雅人議員）

道の駅の商品を選んだということなんですけども、ややちょっと私には分からない点がございます、道の駅を利用される方は、ほぼほぼ曾於市の市民の方ですね。

例えば、福岡とか東京の人は、ほとんど利用しないわけです。であるならば、なおさら道の駅の商品を曾於市の方に送付するほうが商品、お金ともに曾於市内でぐるぐる回りますし、あっ、道の駅でこんなお肉買ったことなかったけども、あっ、こんな商品あるんだということで、むしろ広告効果が高まるような気がしますけども、なぜあえて曾於市外を選ばれたんでしょうか。

以上です。

○市長（五位塚剛）

曾於市民の方でも、何人いらっしゃるかわかりませんが、道の駅に1回も行ったことがないという方も多分いらっしゃるだろうと思います。

そういう方々に曾於市の道の駅から送るというのも一つの逆転の発想かもしれませんが、この間、市民に対してはコロナの対策で、国の給付金も1人10万円というのもありましたし、またこの間、いろんな商品券も出しておりますので、そういう形で利用していただければありがたいというふうに思っております。

○1番（山中雅人議員）

国からのお金だということは分かるんですけども、ただ、ほかの自治体で言いますと、例えば水道代をちょっと減らしてあげるとか、あとは事業者の方に支援を届けるとか、そういった損失を補填するという使い方が、今回国がコロナ対策の支援金をくれた目的だと思います。

言ってしまうと、これ贈呈品であって、陳情であったんですけども、これお歳暮とも言い換えられますよね。11月のころなので、しかも、市外の方に贈ると。

コロナで苦しんだということと、国が自治体もお金大変だからあげるよという政策の趣旨と、市外の人にお肉を贈るということが因果関係としてつながらない気がしますので、そこについて改めてお伺いしたいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今言われましたように、曾於市内の方で、コロナの影響で収益が非常に落ち込んだという方々がたくさんおられます。私たちは、この事業のほかにもコロナ支援対策として商工業の方々の減収、1年間の中で一月でも減収率があったときでも支援をこの間してまいりました。

だから、支援の方法はいろんなやり方があると思いますけど、その中の一つとして、このような事業をしたところでございます。

○1番（山中雅人議員）

様々な事業をしたということと、だから今回この事業をするということは、直接的な関係性はないように思います。特に、今回2,100名ということで、去年に比べて600名増えているんですね。さっき市長は答弁で、失敗だと思いませんとおっしゃいましたが、政策の流れを見てみると、むしろこれは市内議論の中で成功として捉えられた、だから今回600名増えたと思うんですけども、2回続けてやるほどには政策効果がちょっと分からないですし、今回55名の方から約265万円のふるさと納税の寄附を頂いておりますと来ていますけども、道の駅の商品とふるさと納税の返礼品、もともと違いますし、仮に265万円来たとしても、最低でも2,100万円、事務手数料を含めればもっとかかると思うんですけども、そういった事業に対する政策効果として見合ったものがあるのでしょうか、その点について、市長にお伺いいたします。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今回のこの曾於市のふるさとまごころお届け便をしたことによって、曾於市の特産品を食べていただいて、結果的に曾於市というまちを、場合によってはインターネットで検索して、ふるさと納税のほうに御支援をしてもらったという、これは事実でありますし、これは非常にいいことだと思うんですね。これが今後またいろんな形で増える可能性もあるし、全然問題はないのではないかなというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

確かにありがたいと言ってくれる人はいると思います。なぜならば、もらう側としては、全く懐が痛んでいませんし、そもそもこれただで送るものなので、嫌な思

いする人って、はっきり言って、誰もいないんですよ。うれしさしかないんですよ。

でも、それと2,000万円、事務手数料についても新たにお伺いしたいんですけども、それを含めたお金と釣り合っているかと言われてたら、正直言って、私、釣り合っていないと思います。

それよりは、このお金をそれこそもっとほかの事業者の方に、休業していた方に配るとか、そういったことの額を増額するほうが有効だと思いますし、市長の答弁の中で、道の駅の商品だけでも、ふるさと納税が増えたと、市長自身おっしゃっていましたが、私は、だったら道の駅の商品じゃなくて、ふるさと納税の返礼品をそのまま配るとか、そのほうが効果は高いですし、あえて道の駅の商品を使う必要はあるのかなと思いました。

以上です。市長。

○市長（五位塚剛）

何度も言うようですけど、道の駅にはナンチクさんの肉も入っておりますし、そのことも関係ありますけど、今回のこのまごころ曾於市お届け便については、もともとの趣旨が道の駅のコロナに対する減収を補填するという趣旨もありまして、そういう流れで支援をしました。

担当課長は答弁しますかね。基本的には、私が言ったことと同じだと思うんですけど、しゃべりますか、いいですかね。

○副市長（大休寺拓夫）

補足をいたしますが、ちょっとお聞きしたときに、ちょっと論点がずれているのかなと思ったんですけど、我々がこの事業を企画したときに、いろんな業種も減収をしていたんですが、特に道の駅は交流が少なくなりまして、大幅なダウンをしております。

5割ほどの減収もしておりましたので、当然第三セクターに市も結構な金を入れていますから、そこを何とかしないといけないということと、あと出荷者協議会の皆様方、それぞれ高齢者とか、そういう方がたくさん出していちゃいます。

そこにも響いておりましたので、道の駅の減収を幾分支援をしたいということで、かつその品物がまたPRにもなるということで企画したのが本来の目的であると、実施要綱はそういうふうになっております。

○1番（山中雅人議員）

改めまして、だとするならば、この文書は、「コロナウイルスで影響を受けている曾於市民の皆様」ではなく、コロナで影響を受けている事業者の皆様に向けてのものであって、この文書自体がちょっとおかしいので、今回の誤解といいますか、

を生んだのかなと思いました。

ですので、新たにお伺いしたいんですけども、この事業を、コロナはまだ全然、日本では落ち着いておりますが、世界的にまだまだ広がっている状況なので、来年も同じような状況になる可能性がございます。

この場合、来年もこの事業を続ける予定なのか、そしてその内容はこういったものになるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

来年については、この事業をするということはまだ考えておりませんし、多分今の状況でいけば、今のタイプのコロナについては、大分国内では収束する方向に来るだろうと思っております。

オミクロンの状況がどうなるかというのは分かりませんが、現状としては、今のところ考えていないところでございます。

○1番（山中雅人議員）

今のところ考えていないという御答弁だったので、次の論点に移りたいと思います。

スポーツ施設の整備の状況に関して質問いたします。

非常に答弁の中では、老朽化が進んでいて、既存の施設の大分建て替えを予定しているというふうに思われます。

その中で、この「若者向けのスポーツにおいては、既存の施設で対応できるスポーツもありますが」云々かんぬんとあるんですけども、既存の施設で対応できないスポーツなどはどういったものが考えられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○教育長（中村涼一）

いわゆる今年のオリンピックでいろいろ話題になりましたアーバンスポーツと言われる競技、スケートボード、それからボルダリング、そういうものについては、私自身も既存の施設ではなかなか厳しいのかなという思いはあります。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

ありがとうございます。アーバンスポーツ、今回オリンピックで、日本人がスケートボードでは金メダルを3つ取れて、非常に素晴らしいと思っておりますが、なかなかそういう需要が高まっても、曾於市の内部で施設がないので練習できないという子供たちも多いように見受けられます。

特に、スケートボードに関しては、自分もマインドロードや栄楽公園のアスファルトの上とか、もしくは末吉総合センターの裏手とか、そういった駐車場を使って練習をしている中高生をよく見かけます。

話を聞いてみると、練習場所がなくて、こういった場所でやらないといけないんだというふうに言うておりました。市としても、そういった問題意識を持っていて、現実になかなか練習場がない子供たちも多いので、市としてもぜひ、特にスケートボード場に関しては、使っていない公園などもありますので、ちょっと改修というか、アーバンスポーツ用にそういう場所を造っていく努力もやっていっていいのではないのでしょうか。

以上です。教育長にお伺いします。

○教育長（中村涼一）

私自身も若いときはモトクロスという競技をやっていて、練習場がなかなか確保できない、そういう苦勞をしたことがございます。

そういった意味で、若者、特に10代の子供たちがこういうアーバンスポーツ、いろんな今競技ができています。そういうものをやりたい、個人的にはそういう気持ちを非常に、私も何とか願いをかなえてあげたいと思っておりますが、実際近隣では都城のほうに川の駅公園ですか、ここにそういうアーバンスポーツ型の施設が整備されております。

曾於市内でもこういう形の公園があれば非常にいいだろうなという思いはあるんですが、先ほども答弁、最初に申し上げましたように、社会教育施設、子供から大人、老人まで使える、そういう施設が今老朽化して、なかなかそちらのほうの維持管理、そっちの改修に非常に苦慮している状況もございます。

あとこの曾於市内でそういう競技人口がどれだけあるのかということと、私は、教育長という立場から申し上げますと、そういう競技をする組織、団体、それからそういう指導者とか、そういうのがはっきりしてくれば、我々もいろんな形で対応ができるんじゃないかなと思っております。

子供たちが非常に駐車場とか、路上で練習しているのを見ると、やはり非常に危険ですし、何とかそういう場所を確保してあげたいという思いはあるんですが、できればそういうふうな形で、これは教育委員会のほうからも働きかける必要もあるのかもしれませんが、競技組織なり、そういうのを立ち上げて、そこからスタートなのかなと思っております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

答弁ありがとうございます。その中で、都城の例が出ましたけども、都城の川

の駅などはロッククライミングやバスケットボール、そしてカヌーなど、スケートボードだけじゃない、いろんな要素を詰め込んだ施設として運営しております。

その中で、川の駅では安全に気をつけるために、スケートボードをする際にはヘルメットを貸し出したりとか、そういったこともやって、安全に気をつけてやっている、逆に言いますと、曾於市ではそういう施設がないので、練習をしている子供たちを見ても、みんな防具というか、ヘルメットをつけていないですし、そして中学生、高校生がオリンピックの華やかな技に憧れてそういう練習をすると、それは本人にとっても、また危ないですし、また周り、自分もマインドロードを歩いていて、練習をしている高校生とぶつかりそうになったこともあるんですけども、そういった偶発的な事故を招きかねないので、そういった子供たちに危ないからやめろと言うのではなく、オリンピックにもなりましたので、これを機にちゃんと、最小限でもいいので、施設を準備してあげると、そういったことをするほうが公の施設の管理としては適切かなと思うのですが、その点について、教育長にお尋ねします。

以上です。

○教育長（中村涼一）

山中議員が言われるとおり、危ないからするなじゃなくて、本当にそういう子供たち、アーバンスポーツこれから、総務省の調査によると、今10代、20代の若者のスポーツ離れというのがすごく顕著になっていると、あまり根性もののスポーツじゃなくて、本当にスリリングな、そういう非常に危険性もあるんですが、そういうスポーツを楽しむ子供たちが増えている、若者が増えているという状況はあると思います。

危険だからやるなではなくて、それなりのそういう場所を、都城のそういう川の駅公園みたいな施設を整備できたらなと私自身も非常に思っているところです。

高齢者に対するいろんな施設は、非常にこの間充実してきているんですが、確かに本当に若者に特化した施設というのはなかなかないなと、魅力ある曾於市を今後つくっていく若者がそういう思いがあれば、何とかできないかなと思っておりますが、ちょっと財政的なこともありますので、それは検討事項として、また前向きに考えさせていただけたらと思います。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

財政上の問題というふうに教育長おっしゃいますので、市長にお伺いしたいんですけども、又聞きレベルなんですけども、建設課と市長のほうで、高校生を交えて、庁舎が新しくなるというときに、どういう利用方法があるかという議論のときに、地元の高校生の、たしか女の子だったかな、から市長に対して直接スケートボード

場が欲しいよという陳情があったと記憶しています。

それを踏まえまして、今、特に若い子はスケートボードなど、そういったアーバンスポーツの需要が高まっていると思いますが、市長として、今後整備を含めてどのようなお考えを持っていらっしゃるのか、その点についてお伺いしたいと思いません。

以上です。

○市長（五位塚剛）

私も子供たちが休みに市役所の玄関前でスケートボードをしているのを何回か見ました。

また、栄楽公園、また総合センターの駐車場を含めて、たくさんの方々が楽しんでおられます。その方々から、ぜひ曾於市にも、そういう自分たちが自由に、堂々と遊べるものを造ってほしいという要請を受けております。

それで、私たちもできないかということで、今検討は始めました。

それで、末吉のまちにある公園を整備できないかということで、一部検討はしたんですけど、隣近所に音の関係で苦情が出そうな感じもいたしましたので、もう一回、曾於市全体を見て、もうちょっと広くて、みんなが楽しめるようなところがないかということで、場合によっては弥五郎の里公園に広いまだ土地がありますので、そこを含めて、再検討を今からするところでございます。

○1番（山中雅人議員）

前向きに検討していらっしゃるということで、とてもありがとうございますと、そういうところでございます。

また、直接的には、この件とは関係ないんですけども、教育長にお尋ねしたいことがあります。これは陳情なんですけども、絵のまち末吉の際に2か月も占領されては困るというのが何人か来ておりまして、これは何度か陳情などもあったと聞いております。

改めまして、この体育施設に関してちょっと占有し過ぎじゃないかという点について、ちょっとお伺いしたいと思えます。

以上です。

○社会教育課長（内山和浩）

私のほうには、そういう陳情といいますか、メールといいますか、そういったものについて、連絡はちょっと来ていないんですけども、ただ、去年は体育施設の耐震関係で1年間施設を止めておりました。

そういったこともありまして、大隅の運動公園にあります体育館を使用しての絵のまちということで、吉井淳二記念展の開催をしたところ。2か月ほどですけ

れども、大きな、大体小学生で2,400点ぐらい、あと一般の方で500点ぐらいの絵を出していただいておりますので、それを展示するとなりますと、体育館規模でないといけない部分もありまして、利用している状況でございます。

○1番（山中雅人議員）

その点について、お伺いいたします。

確かに体育館規模では難しいとは思いますが、あくまでも体育館ですので、体育利用者をそんな長期間押しつけてはいけないというのが前提だと思います。

また、体育館というのは、常に空けておかないと、災害時の避難場所でもありますので、常に2か月ぎっちり絵画で埋め尽くされるというのを、2か月にわたって続けるということは安全上どうかと思うんですけども、その点についてもお伺いしたいと思います。

以上です。

○教育長（中村涼一）

体育館の2か月間という期間について、そういう陳情があるということ踏まえて、また検討させていただけたらと思います。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時53分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第9、岩水豊議員の発言を許可します。

○9番（岩水 豊議員）

新生会の岩水豊です。議長の許可を得ましたので質問いたします。今回は2つの項目について伺います。

令和4年度の予算編成が始まっていると思いますが、聞くところによりますと各課に一律3%とか5%とか削減の指示が出されたとのことですが、一方では南九州畜産獣医学拠点事業や本庁増築を含め、大隅・財部両支所や地方公民館建設などの大型箱物事業が計画されているところです。長中期的財政運営を考えなければなりません。依存財源の比率が高く自主財源に乏しい本市の状況で、非常に危惧するところがあります。

それでは、最初に令和4年度予算編成について、①基本的方針はどのように考えているか伺います。

②歳出削減の考えはあるか伺います。

③教育委員会関係予算の基本的考えについて伺います。

④大型事業の財源確保は見込めるのか伺います。

財部高校跡地の南九州畜産獣医学拠点事業についてです。

次に、会計年度任用職員の採用、待遇について伺います。

①令和2年度から会計年度任用職員制度がスタートしましたが、次年度の採用予定について伺います。

②会計年度任用職員への移行で待遇改善が図られたか伺います。

③番目に、専門的技能及び資格が必要な会計年度任用職員の状況について伺います。

以上、壇上からの質問とします。誠意ある答弁を望みます。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1の③以外は私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の1の③については、教育長に後から答弁させます。

1、令和4年度予算編成についての①基本的方針について、お答えいたします。

令和4年度当初予算編成における基本的な方針は、国の令和4年度予算の概算要求方針を踏まえ、曾於市総合振興計画や曾於市行政改革大綱、曾於市財政計画などを十分に認識した上での事業選択や令和3年度予算に引き続き、市民にやさしい市政運営、人と自然を生かした活気ある地域づくり、教育・文化を促進し心豊かなまちづくり、人口増を目指し、地域活性化の推進、農・畜産物を生かした所得倍増のまちづくりの以上5項目に基づく予算要求を行うよう通知しております。

1の②歳出削減計画の考えがあるかについて、お答えいたします。

令和4年度当初予算編成の基本方針において、健全財政を基本に、地方自治法第2条第14項に定める「最少の経費で最大の効果」が達成できる予算となるよう徹底したコスト削減や事務事業の見直し等を行うとともに、昨年度に引き続き一般財源額を97%以内とする通知を行っております。

1の④大型事業の財源確保は見込めるかについて、お答えいたします。

南九州畜産獣医学拠点事業については、内閣府の地方創生拠点整備交付金の活用を考えております。現在、国と申請前の事前協議を実施しておりますが、財源を確保できると見込んでいるところです。

2、会計年度任用職員の採用・待遇についての①次年度の採用予定について、お

答えいたします。

令和4年度の採用予定者数については、現在予算編成の中であり確定しておりませんが、年間を通じて採用する人数は190人程度と考えております。

2の②待遇改善が図られたかについて、お答えをいたします。

会計年度任用職員制度への移行により、報酬等の水準、休暇制度、働き方の選択の3つの面で待遇改善が図られてきていると考えております。

報酬等については、職務の専門性、重要性等により差異はありますが、大部分の会計年度任用職員については、正規職員の給料表に基づく支給、期間を定めての昇給や期末手当の支給などを実施しており、令和元年度に比較して水準はかなり高くなっております。

休暇制度については、夏季休暇の付与、台風などの災害時やワクチン接種、副反応発出時の職務専念義務の免除などを実施しております。働き方の選択については、短時間勤務や時差出勤制度の導入、新たな制度を取り組んでおります。

2の③専門的技能及び資格が必要な会計年度任用職員の状況について、お答えいたします。

令和3年12月1日現在で、短期間雇用を含めて228人を任用しておりますが、そのうち、資格が必要な会計年度任用職員が9職種、23人であり、それ以外で専門的技能が必要な会計年度任用職員が9職種、24人です。

あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

岩水議員の1の③教育委員会会計予算についてお答えいたします。

教育委員会では、「個性豊かな教育と文化のかおるまちづくり」を基本理念として各種事業を展開していますが、学校教育においては、学びを支える安全・安心で魅力ある教育環境の整備や学校給食の提供、就学困難家庭への支援、未来を担う子供たちに自律する力を育てるために、特にGIGAスクール構想を基にICT活用を中心とした学力向上策や時代のニーズに対応するためのALT語学指導や学校活動支援員の配置、共感する心を育てるための生徒指導や教職員の業務改善に係る経費を予算計上する予定です。

また、社会教育の分野においては、生涯にわたって様々な活動や学習に取り組み、生きがいをつくり出す社会教育の充実を目指して、青少年が自分の夢に向かってチャレンジできる事業の推進や総合大学、自主文化事業及び40年の節目を迎える吉井淳二記念大賞展の開催などの予算を計上する予定です。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

令和4年度の予算編成、真っただ中とっております。その中で今出された内容を見まして、97%以内と一律3%削減ということで一般財源をするというところに出しておりますが、市長、各教育委員会を含めた全分野一律にこのような対応として通知されているところでしょうか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

基本的には全課お願いをしているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

先ほど教育長の答弁にもありましたが、将来を担う子供たちのことを考えて、私は教育部門、福祉部門には削減を要求するという根拠があるのかというふうに感じるんです。高齢化する中で問題と、それと将来を担う子供たちに関しては、金をいっぱい使う——金と言うと変ですけど、予算を十分使ってこそ我が曾於市であって、1番目に市長が述べられておるこの5つの基本に基づいた編成になると思うんですけど、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

予算編成については、ある程度の枠を設けないと、もう全ての課で積極的な予算の事業を計画されますので、非常にこれは難しい部分もありますので、前年度を一つベースにして3%を落とした中で検討してくださいというお願いをしておりますけど、当然ながら最終的にはそのようにならない部分も当然出てきます。学校、教育上の関係も含めて、福祉の分でもいろんな分が出てきます。それはそれでまた検討するわけでございます。

○9番（岩水 豊議員）

事業の選択をしっかりとすみ分けして、事業選択してこそ削減はできることだと思うんですよ。

ですから、市長の基本的方針の中で、そして具体的に出されて、そして特に人口増対策等で宅地分譲等を上げて売れない地域を残しながら、また財部に新たな分譲地を造成されている、つくっていらっしゃると。これも一つの事業であります、この現状の中で、成果のない事業と成果のある事業と見極めながら予算の編成というのを基本考えるべきじゃないかと思うんですけど、もう少しその辺の精査というのは必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

行政が事業を行う場合は、基本的には目的と当然成果を求めてくるわけですけど、場合によっては成果の上がないものも当然出てきます。それはそれについてちゃんと反省は反省をしながら、また前に進めていくというのはもう基本的な考えでございます。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、今しっかり答えられたように1回目の答弁でもありました最小の経費で最大の効果が達成できる予算となるようにということです。

ですから、令和2年、3年を振り返ってみて、見極めをしなければならない部分というのはありますか。それともないという状況でしょうか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

今、具体的に2年、3年度を見て、どれを減らすべきか、どれを増やすべきかということは、まだ詳細にはしてないところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

いや、もう令和2年度の決算も終わったわけですし、そこは総括として、できれば来年度へ反映させるためには、そこをしっかりと見据えた上で新年度の予算組みに入るべきじゃないかと思います。もう少しその辺をしっかりと形にさせていただきたいと思います。

特に、昨日からも、昨日、今日出ておりますサツマイモの基腐病にしても、国、県頼りが、やはり我が市にある農産物の維持、また農家の継続的運営を支えていくということができないんじゃないかと思うんですよ。

ですから、特色ある、そして市民を救うための、支えるためのサービスを向上させるための方法として、その辺というのはもう決算も終わったことだし、しっかりと見据えていただきたいと思います。いかがですか。

○市長（五位塚剛）

これまでももう何度も、このことについてはお答えしているところでございます。

まず、国を上げて県も含めて、なぜこのカンショの基腐病が発生をし増えてきているのか。その原因追及とどうしたらこれを克服できるか、そういうことも含めて今やっているわけでございます。

そういう中で国の支援策の中で、市民には手を挙げてもらって、そこに支援を今しておりますけど、市といたしましても今回の補正で少しですけどお願いをしております。今後は、そういう状況を見ながらまた検討していくということでございます。

○9番（岩水 豊議員）

具体的な中身といたしまして南九州畜産獣医学拠点事業、大変大きな事業で21億円ほどかかる事業になっております。

また、事業が始まってから、今度は事業が完了してから運営をしていくと。鹿大が基本に入るんでしょうが、牛については委託したり、基本的な建物については、市のほうがやっぱり管理をしていかなければならない。

長期的な財政負担というのが非常に大きいと思うんですね。ですから、私は財源確保の意味で申し上げたのは、つくることだけではないんですよ。今後の運営に当たって、いかに——私これだけの規模というのは、本当曾於市が抱え込むような規模のものではないと思うんですね。非常に大きなことで市長も何回も答弁されておられるとおり、全国的にも貴重な施設であるし、世界にも誇れる施設になると思いますので。

運営についても国、県との協議を今回つくることについては内閣府の地方創生整備交付金等を活用されて、我が市の負担としては実質四、五億円ですかね、そういうことになっておりますが。長期にわたる運営、施設の維持管理というところについても、それなりの手だてを考えていかなければいけないと思います。市長、その辺いかが考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

当然ながら指摘がありますように、つくった後の運営費をどのように進めていくかというのも大きな課題であります。今のところの運営の方法の考え方を企画課長のほうから答弁させたいと思います。

○企画課長（外山直英）

管理運営につきましては、一般財団法人を設立するという計画にしております。ただ、議員が御指摘のように管理運営について、財源が確保されているのかという問いについては、まだそういった財源について確保されているものではございません。

○9番（岩水 豊議員）

財源確保されていないし、議論されてない。つくることに、この事業でつくることに今集中してやっていると思います。やはりつくることと合わせて、それからの将来の運営というのも考えていってほしいということなんです、中長期的な財源を考えればですね。

こうやって3%削減するといいいながら、片や大きな事業して財源は確保できたといいますが、実際はその中に、この建設費の中に5億円ほどでしたかね、一般財源からの持ち出しが発生するわけですね。そして、その後、毎年数千万円のたしか2,000万円前後だったでしょうかね、3,000万円でしたかね。それじゃ、また後で課長お示しいただきたいと思いますが、費用がかかるわけです。ここをいかに削減するかだと思うんですよ。

これをしないと、造っていいのができましたよで終わってしまうと、あとは財源負担が重くのしかかると。まして今この事業に関しても、実際学校の入り口の道路等については全くどこにも示されていない、今のままで道路がいいのかなというこ

ともすごく現地を見たら懸念しております。

だから、そういうのを踏まえたら、やっぱりこれだけすばらしいものを造って、世界に誇れる施設であるわけですので、これをこの我が3万ちょっとの曾於市で抱え込むというのは非常に大きな財政負担になると思うんですね、長期的に考えれば、そこを減らすと。

ここを数値的なことを踏まえて、課長お願いしたいのが、今回建設に当たって一般財源からの交付税措置されない部分の負担額、それと平均する毎年度の運営費等について示していただきたいと思います。そして、その上で、市長、今私が述べたことについての考えをお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

この事業は、曾於市が主体となってまいります。そうしないと国がこの創生事業に該当しないということでもありますので、当然ながら市が中心となってまいります。鹿大と中心的になってまいりますけど、今後の運営については、広く公募して参画してもらおう企業も見つけていきたいというふうに思います。同時にふるさと納税企業版というのを今スタートをさせました。このふるさと納税企業版で、特に鹿児島大学を卒業された方々が全国で活躍されている方いっぱいいらっしゃいますので、そういう方々に支援をお願いして、ふるさと納税企業版で曾於市を応援してもらって、それを基金に回して運営費にも充てていきたいなと思っております。一つの方策であります。

あとについては企画課長から答弁させます。

○企画課長（外山直英）

まず、市の純粋な持ち出しという点でお答えしたいと思いますけれども、まず総体事業費が22億円ですけれども、馬エリアにつきましてはまだ負担割合が確定しておりませんので、それを除く19億円について純粋な市の負担というのが約4億7,000万円程度となっております。

一般財団法人につきましては、設立については令和4年度を計画しておりますが、純粋に費用が発生するのが今のシミュレーションでは令和6年からというふうに考えておりますが、計算上では1,981万9,000円というふうに計算をしております。

また、この財団法人につきましては、市長が申したとおり市、それから鹿児島大学、それ以外に興味を示しておられる民間企業もございますので、その辺の構成によって若干金額は変動するものというふうに考えております。

○9番（岩水 豊議員）

市長、ふるさと納税の企業版を活用するということではありますが、現在取り組んでいるふるさと納税制度も、この調子でいくと昨年度よりも下手すりゃ10億円近く、

七、八億円は最低でも得るんじゃないかというような状況にあると思うんですね。ですから、それもこれは全部予算に関することなんですよ。それだけ入ってこないわけですから。基金のほうも目減りしてくるわけです。したら、その分の事業もできなくなるとかいうことも発生します。

ですから、そういうところを見据えた形でやっていただきたいということで、今言っているのは配分を一律ではなく、その事業の選別を含めてやっていただきたいということなんです。ですから、期待できない財源、数値化できない財源を今この財部の南九州畜産獣医学拠点についても、確定しない数字を金があるんです、金があるんですという発言というのが、我々からすれば雲をつかむような話なんですね。ですから、できるだけ、我々議員も市民の代表であります。数字がつかめるようにしていただきたいんですよ。ですから、そのためのことが一番我々は心配しているところです。

私はこの獣医学の拠点地域をつくることに反対しているわけではありません。これも一つの事業として成果を市長、執行部が成果があると認め、議会のほうも認めたわけですので、反対はしているわけではありません。ただ、そういうところはしっかりしたものを出してほしい。財政負担についてもしっかりした数字をつかんでほしい。できるだけそれを常時議会にも出してほしいし、市民にもその部分を説明してほしい。

ですから、説明会開いたとしても、そのときにはここまでの話になっていない部分というのもあったのではないかなと思うんですね。ですから、いかに数字ということをお願いを大切に思って積み重ねしていただきたい。そうでないと、あるのかないのか分からん、数字のパズルみたいな形の予算編成になってもらっては困ると私は考えているところなんですよ。

ですから、そのところをしっかりとした将来の財政負担に、ここがならないという自信をお持ちですか、市長、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

この事業は、国にお願いしなければできない事業であります。本来ならば、国がすべきような内容の国家的プロジェクトでもあると私は認識しております。そういう意味でも鹿児島県にとっても大事な施設になるだろうと思っております。そういう意味では、県のほうにもお願いをしたいと思っております。

今後の問題ですけど、まだ国から内示が来ておりませんので、確実な数字は言いませんけど、それを前提として私たちも相当努力をしております。決まりましたら必ず議会に報告をして確実な数字の下にお話をしていきたいというふうに思います。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

自信があるかという、そういう表現にはなかなか難しいんですけど、私たちはやはりこの事業を成功させるためにいろんなあらゆる努力を進めていきたいというふうに思っております。

○9番（岩水 豊議員）

市長が言われるとおり、国家プロジェクトでやってもおかしくない事業だというのは私も先ほど言いました。ですから、それをこの事業を進めるために市が中心にならないと、こういう事業ができないということでもありますので、そこを言っているところなんですね。

ですから、国がやるべきことを市がやっているという認識で考えているとか、私は国がやってもおかしくない事業を市がやっているんですよ。市がそれをやろうとして進めているところ、やるんですよ。

ですから、国がやるようなことを市がやるんだから、それぐらいのやっぱり自信を持っていただきたいということなんですよ、財政的にも運営内容についても。でないと、企画課の担当の皆さん方が、もう大変苦勞して国、県と掛け合いながら資料作成したり、もう一生懸命やっつけらっしゃる姿を見っております。ですから、トップとして、そののこのところをもう一回お聞かせください。

○市長（五位塚剛）

国のほうも、この事業の重要性をかなり強く認識をされておられますので、国のほうで大部分のものを支援をするということで、今内閣府と詰めの段階に入っております。そういう意味では、私たちも自信を持って進めていきたいというふうに思います。

○9番（岩水 豊議員）

自信のある答弁を頂きまして、こっちも安心いたしました。我々議会のほうも支援できる部分は積極的に支援して協力していかなければいけないと考えております。

ここで教育長のほうにお伺いします。岩川小学校が新しく今回でき上がってオープン、開校されます。そして今、特にGIGAスクール構想等について、現在1年間といたしますか半年ちょっとですかね、進んで動いているところですか。どうでしょう、今の内容として十分な勉強、学習ができているとお考えでしょうか、お伺いいたします。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

今年の4月からGIGAスクールがスタートいたしました。国の方針、構想を受けて、コロナ禍で予算も前倒しになって1人1台のタブレット端末が児童生徒に今

行っているわけですが、正直申し上げまして台数的にはそろった、またソフトもいろいろアプリをタブレットに入れていただいておりますが、まだまだこれがこれだけの投資に見合った効果的な活用がされているかと言われると、私自身まだまだだろうなと思っております。

もちろん我々教育委員会が一番心配するのは、学校間での格差、それから同じ学校でも教師間の格差ですね。使える先生と使えない先生、積極的に使おうという学校となかなかそれが浸透しない学校、そういうのが出てくると、そこに差が生まれてくるというのは我々教育行政、本当に子供たちのことを考えれば、それは絶対避けたいと思っております。

ただ、台数だけが先に入ってきて、その準備ができなかったところが学校もやむを得ないかなと思っております。だから今非常に研修とかそういうところ、それからICT支援もおりますので、学校へ行っている先生方の研修の助けをしたりしております。

ただ、やはり少し今の教育委員会の中でも発想の転換ではないんですが、先生方に使ってもらおうという発想から、子供たちが使うと、子供たちのために整備したタブレットだということで、そういうふうな考えで、これから推進していこうと思っております。

まだまだ十分でないところで本当にこういう成果が上がりましたというところが言えないところが本当に申し分ないと思っておりますが、今後またいろんなソフトの導入とか最終的にはタブレットの持ち帰りとか、家庭への。そういうふうな取組を進めていきたいと思っております。

○9番（岩水 豊議員）

タブレットの導入に当たりましては、前瀬下教育長にも、この件について箱が入ったけど中身が入ってないこととか、そしてそれについて、運用についてというのを、せっかく新しい箱が来るわけですから、その時点で運用まで準備をしていくことが大事ではないかなということ非常に強く要望したところであります。

しかし、結果的には入ってきて、変な話、使ってみらんやう分からんという我々の年代の人たちのタブレットに関する認識ですね。ですから、いかに専門の方を配置して、そういう水準を引き上げていく。それとソフト等の整備、そして先ほど教育長が言われたとおり、持って帰ったときの通信の環境整備とか、そういうとこまで含めて、なかなか国からの支援がない中で一般財源のほうから対応していかなければならない部分というのも多くあつたりすると思うんですね。

ですから、市長、ですからタブレットを昨年、国が金を出してくれたわけですので、これが確実なものとして運用できるためには、一律の削減ではなく、そういう

ところの配慮というのも考えていただきたいということなんですよ。活用がなかなか進んでいない部分というのを踏まえて、いかにこれを活用されていってこそ、将来を担う子供たちのためになるわけでありまして。そういうことで導入したわけでありまして、そのところ市長、もう1回答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

教育委員会といっても非常に幅が広いんですね。体育施設から文化センターを含めて非常に老朽化していますので、それを取り替えるとなると莫大な費用になります。そういうトータル的なことでお願いをしておりますけど、今言われましたようにGIGAスクールの問題については、非常に教育長も心配しております。そのようなことで人材的な支援をしてほしいという要請も受けておりますので、今前向きに検討しているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

せっかく新年度に向けての話をするわけですから、やっぱり夢のある話を私もしたい。ですから、特に夢を語る場合には、まず子供が先になりますので、子供たちの教育環境、生活環境、社会環境、家庭環境というところを一番気にしているところでありまして、特に我々が直接タッチする学校教育等についての十分な処置を考えた予算編成をしていただきたいと考えているところでありますので、強く要望して次の質問に入らせていただきます。

今回、会計年度任用職員が令和2年度から始まりました。現在この中でフルタイムで長期にわたって、各課ですね。長期にわたって採用している会計年度任用職員の方がいらっしゃると思います。どっかでも新聞等でも出ておりましたが、フルタイムからパートに切り替えられたり、雇い止めが発生したり、会計年度任用職員としての表向きの待遇改善には数値的にはなっているけど、現場としてはそうではない部分というのがテレビや新聞等でも騒がれております。

我が曾於市において、そのようなことはないか。また来年度の長期にわたる会計年度任用職員の方々の処遇については、どのようになっているか伺います。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えいたします。

ここ何日か前に新聞のほうで記事等が出ているところでございます。表向きの待遇改善というところで、制度が始まりまして2年目、来年度が3年目になりますので、いろいろなところでまたひずみ等が出て来ているのかなというふうには感じているところでございます。

曾於市についてでございますが、曾於市につきましては、フルタイムとパートタイムいますけれども、県内19市の中ではフルタイムは多いほうでございまして、フ

フルタイムが全然いない市というのも12市だったと思います。その中で本市は現在のところ33名は存在はしているところでございます。

それと、長期にわたる会計年度任用職員ということでございますが、原則論で申し上げますと会計年度任用職員でございますので、1年間単位の任用でございます。その会計年度任用職員に対しまして、人事評価を行いながら、また再度応募があった場合には面接等を行いまして、任用するかどうかというのは決定していくというようなところでございます。ですので、長期にわたる会計年度任用職員というちょっと認識には、今のこの法律上ではないとでございます。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

私ちょっと質問の仕方が悪かったようでありますが、今で臨時職員から会計年度任用職員に令和2年度からなりましたと。令和2年度に会計年度任用職員のフルタイム、パートタイムという分け方になったと考えていいかと思うんですが。

その方々が来年度もまた、ある一定の技術や専門的知識を必要な分野の方と継続的に雇用したほうが住民サービスにもいいということで今までも来たわけですが、そういう方等の例えば12か月ですね、1年、1年ごとの更新ですかね、契約になります。それが例えば10か月で切られたりとか、11か月で切られたりして、まだ全然フルタイムの会計年度任用職員としての継続性もないし、いろいろ待遇面での差が出るようなことということは現在ないのか。そして来年度でそういうことはないかを伺いたいとこなんですが。もう一回説明をしてください。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

この制度を導入する際にも、国のほうからのQ&A等でもあったところでございますが、例えば10か月あるいは11か月で切って、一旦切って、再度任用してというやり方はしないでいただきたいというのは来ております。

本市におきましても、例えば1年間の間で、学校現場におきましては、夏休みの間、1か月間は雇用しないというのはありますけれども、それは業務上の内容でございます。ですので、そういう待遇を悪くするというものではございませんが、そういうことを考えて10か月あるいは11か月で切るということは考えておりません。

来年度に向けてでございますけれども、今曾於市におきましては、やはりいろいろ市民サービスを落とさないというのが第一条件でございますけれども、この会計年度職員の在り方もやはり考えていかなければならないというのが、今組織再編のほうで市の職員を1割減というふうに考えておりますが、やはり会計年度任用職員も同じように1割減していかないと市民に対しまして説明がつかないと、逆に会計

年度任用職員を、国も増やすというのがありますので、そこに向けて今検討を始めているところでございます。

各会計年度任用職員につきましては、当然専門的な技術等が必要な部署も先ほど答弁で申し上げましたけれども何職種かございます。そこにおきましても、例えば年間を通してずっと10割忙しいかというところでもなくて、5割時期によってはというのがありますし、曜日によってはというのがあります。あるいは一日の中で時間に余裕のある時間帯もあります。そういうところを押しなべて、少し時間的なところを減らしながら、あるいはその部署によっては日数的なところを減らすということも考えております。

当然、必要な部署につきましては、必要な日数を計上していくというところで、昨年10月でしたか、全課長のほうに連絡を申し上げまして、その回答をもちまして、今予算査定に臨んでいる状況でございます。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

今まで例えば12か月通してずっと働いていて、それを今度の見直しで11か月になるということもあり得るということでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

お答えします。

それは業務の内容にもよるかと思いますが、基本的にはそれは今の雇用している中には、任用している中にはないと思いますけれども。今後例えばコロナの担当、特別にいただいている職員がいますけれども、これが事業の内容によっては途中で切れるということも当然あり得ると思います。基本的には考えていないところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

昨年本庁集約と支所再編等が始まっていき、職員の異動も大変動きます。そして総務委員会でもありましたが、基本大隅、財部、両支所の住民サービスが低下することは招かないという説明でありましたね。それはもう基本にあります。

ですから、その中で私は今報道されている分とかを踏まえて再任用職員等が一堂に、そういう待遇も含めて、時間を含めて変わっていけば住民サービスの低下にもなるのではないかと心配しているところです。

ですから、特に移行期でありますので、来年は、10月開庁ですね。それに向けてやっていけば、特に前半、後半の非常に事務が煩雑になる時期ちゅうのが発生するはずだと思うんですよ、課の構成も変わったりというのを含めていけば、なおさらです。

ですから、住民サービスの低下を招かないようにするためにも、そして働いている会計年度任用職員の待遇は、我々は費用負担は増えるけど、それは働く人の同じ仕事をして同じ収入を得るという基本の下に考えれば待遇が悪くなるようなことというのは、曾於市ではやっぱりあってはならないと思うんですね。それこそ住みやすい曾於市じゃないんじゃないかと言われるようになると思います。

ですから、そういうところはしっかりフルタイムからパートへの転換、そしてそれが住民サービスの低下を招くというようなことをないようにはしていただきたいと思いますが、もう一回説明をお願いします。

○総務課長（今村浩次）

フルタイムからパートタイムの転換というのは考えているところではございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、いろんな時期との関係があります。それから職員でも申し上げましたけれども、課を超えての協力体制というのをやりながら、業務で支障を来すことがないように努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

それから、同一労働、同一賃金というところがございます。本市のこの会計年度任用職員の条例規則では、同じ人が1年勤めまして、次、2年目も勤めた場合は、フルタイムであれば4号俸給料は上がっていく、その次の年も4号俸上がるというようなことをしておりますので、時間給につきましては当然上がっていく。ただし、3年目以降は同一賃金となりますけれども。

ただし、同一賃金と言いましても例えば人事院勧告なんかで職員の給料表を使っておりますので、そこが上がったたり下がったりすると、当然上がったたり下がったりすることはございますけれども、そのようなことでございますので、賃金面で待遇が悪くなるとは思っておりませんが。ただ、先ほど申し上げましたフルタイムからパートタイムへというのも若干考えておりますので、その方々の総年収とすれば下がることもあるかと思いますが、ただ、時間給にいたしましては増額になるというふうに考えております。

また、フルタイム職員におきましては、副業というのができない規定になっておりますが、パートタイム職員はそれができるという規定でございまして、この会計年度職員をやりながらほかの業務、私的な業務等にも従事できるというふうに考えております。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

それは専門的スキル、資格が必要な会計年度任用職員が現在何名いらっしゃるか教えていただけますか。

○総務課長（今村浩次）

先ほど市長からの答弁の2の③のところであったところでございますが、資格が必要な会計年度任用職員が9職種で23人、それ以外で専門的スキルが必要な職員が9職種、24人、合わせまして18職種の47名でございます。

○9番（岩水 豊議員）

令和2年の2月の一般質問の中で、フルタイムの中で技能、資格を有する方というのが53名ほど合計であったように思います。これは事業見直し等で減ったわけなんでしょうが、この専門的スキル、資格が必要な方々という方がフルタイムで12か月雇用されているわけなんでしょうか、伺います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

現在の中でフルタイムではない方々もいらっしゃいます。というのが、例えば子育て支援員の相談員、保育士さんの職を持っていらっしゃる方等につきましては7人いらっしゃいますけれども、これはフルタイムでございませんで、パートタイムでございまして。

そのほかにも生活保護のレセプト点検員なりあるいは高齢者の見守り相談員等々が資格が必要な方々、専門的スキルといたしましてはフルタイム以外では、特別に変わりますけれども、違いますけれども、外国指導主事のALT、それから安全安心まちづくり指導員、それから土木技術の専門員という方々が現時点ではフルタイムではない資格を有する会計年度任用職員でございます。

○9番（岩水 豊議員）

フルタイムからパートになるということが、来年度から新たに発生する人たちがいるという説明で、トータルした説明でいいんですか、確認です、伺います。

○総務課長（今村浩次）

現時点で33名のフルタイム職員がいますけれども、令和4年度は10名程度になるのではないかと考えております。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

くどいようですが、これで住民サービスの低下は招かないですね。

○総務課長（今村浩次）

これにつきましては、例えば事務的な補助をしているフルタイムの会計年度任用職員等につきましては、例えば6時間勤務とか時間を短縮しての勤務というふうなことも考えております。

それぞれの窓口で、朝8時半から5時15分まで忙しいんじゃないかと、その中の

1時間幾らはいなくても対応はできるというようなところもございますので、さらに時差出勤制度も会計職員もできるというふうにしております。

ですので、1時間半遅れの例えば午前10時から出勤して5時15分まで、あるいは逆に朝7時に出勤して3時45分までというような出勤もできますので、それぞれの課、局の業務内容あるいはその日の業務によりまして、そういう制度を取り入れていただきながら業務を進めていきたいと思っておりますので、サービスの低下にはつながらないというふうに考えております。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

どうも歯切れが悪いように感じます。本所機能にしていきます、増築して、で、支所は人数を減らします。会計年度任用職員のフルタイムの人たちが時短勤務になったりして働く、時差出勤とかして。これは住民サービスの低下にはつながらないんですね。非常に聞いている話を総合的に考えると、何か支所等に行ったりしたとき、また本庁にしても、人がすごく減っていくのではないかというような気がしてならない。特に支所については、我々議員特に支所の機能が低下するということを一番心配しているわけです。

ですから、その辺まで考えた中で、特に一般職を補助する意味での会計年度任用職員もそういう形になって大幅に減らそうということであれば、本当にそれで大丈夫なのだろうかという疑念をすごく持つんですね。非常にこのところについては不安でなりません。市長、大丈夫でしょうか。

○市長（五位塚剛）

支所再編に基づいて職員数を減らしていくという計画の下で進めております。当然ながら新しい課が再編されますので、その状況を見極めながら進めていきますけど、やはり職員の質を向上させるというのが私は基本だろうと思っております。任用職員はあくまでも市の職員の補佐でありますので、事務的には十分できるというふうに思っております。基本的な住民サービスを低下させないように進めていきたいというふうに思います。

○9番（岩水 豊議員）

どうも心配でなりません。特に本庁機能への移行期であります、来年度ですので。その中で大幅に今言われるような再任用職員の減が目に見えて数字が出てくると、私たちとしても本当にこれで住民サービスの低下を招かないか、もし市長、住民サービスの低下が目に見えるようであれば、そのときには再度職員配置等については考え直す余地はありますか、支所のですね。

○市長（五位塚剛）

当然ながら新しい体制でスタートして、状況をずっと進んだ中で、職員の数が足りないとなったら、当然そこは見直さないと駄目だと思います。だから、それは基本的な職員の質を高めるというのが大事であります。そして市民にちゃんと顔が見える対応をすべきだというふうに思っております。引き続き努力したいと思います。

○9番（岩水 豊議員）

強くそこについては要望しておきます。今後、議員もですが、市民も非常に不安に思っている方も多いようです。ですから、住民サービスが低下した場合、苦情が来た場合には、それなりの対応をするという約束を頂きましたので、今後もそれについては強く要望することと我々も注視していきたいと思っております。

これで一般質問を終わります。

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月22日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時49分

令和3年第4回曾於市議會定例会

令和3年12月22日

(第5日目)

令和3年第4回曾於市議会定例会会議録（第5号）

令和3年12月22日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

第1 議長の報告

（以下4件一括議題）

- 第2 議案第73号 曾於市行政組織条例の一部改正について
- 第3 議案第74号 曾於市福祉事務所設置条例の一部改正について
- 第4 議案第78号 曾於市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第5 議案第79号 曾於市生活排水処理事業基金条例の一部改正について
(総務常任委員長報告)

（以下11件一括議題）

- 第6 議案第75号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について
- 第7 議案第76号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第8 議案第77号 曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第9 議案第80号 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第82号 指定管理者の指定について（末吉デイサービスセンター）
- 第11 議案第84号 指定管理者の指定について（曾於市民プール施設）
- 第12 議案第85号 指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）
- 第13 議案第86号 指定管理者の指定について（財部交流館）
- 第14 議案第87号 指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム清寿園）
- 第15 議案第88号 指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館及び曾於市立図書館財部分館）
- 第16 議案第89号 指定管理者の指定について（末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館）
(文教厚生常任委員長報告)
- 第17 議案第83号 指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）
(建設経済常任委員長報告)

第18 議案第90号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第19 議案第91号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第92号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第93号 令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
（文教厚生常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第22 議案第94号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第23 議案第96号 令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第24 議案第97号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
（総務常任委員長・建設経済常任委員長報告）

第25 同意案第3号 教育委員会委員の任命について

第26 同意案第4号 監査委員の選任について

第27 同意案第5号 副市長の選任について

第28 同意案第6号 副市長の選任について

第29 閉会中の継続調査申出について

第30 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	上村龍生	9番	岩水豊
10番	澁合昌昭	11番	今鶴治信	12番	九日克典
13番	土屋健一	14番	原田賢一郎	15番	山田義盛
16番	大川内富男	17番	渡辺利治	18番	迫杉雄
19番	徳峰一成	20番	久長登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 鶴田洋一 総務係長 梅木 康
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市	長	五位塚	剛	教	育	長	中	村	涼	一																	
副	市	長	八	木	達	範	教育委員会総務課長	橋	口	真	人																
副	市	長	大	休	寺	拓	夫	学	校	教	育	課	長	平	千	力											
総	務	課	長	今	村	浩	次	社	会	教	育	課	長	内	山	和	浩										
大	隅	支	所	長	兼	地	域	振	興	課	長	徳	留	弘	農	林	振	興	課	長	竹	田	正	博			
財	部	支	所	長	兼	地	域	振	興	課	長	荒	武	圭	一	商	工	観	光	課	長	安	藤	誠			
企	画	課	長	外	山	直	英	畜	産	課	長	野	村	伸	一												
財	政	課	長	上	鶴	明	人	耕	地	課	長	朝	倉	幸	一	郎											
税	務	課	長	山	中	竜	也	建	設	課	長	園	田	浩	美												
市	民	課	長	上	村	亮		水	道	課	長	吉	元	健	治												
保	健	課	長	櫻	木	孝	一	会	計	管	理	者	・	会	計	課	長	桐	野	重	仁						
介	護	福	祉	課	長	福	重	弥	監	査	委	員	事	務	局	長	岩	元	浩								
福	祉	事	務	所	長	兼	福	祉	課	長	竹	下	伸	一	農	業	委	員	会	事	務	局	長	中	山	純	一

開議 午前10時00分

○議長（久長登良男）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議長の報告

○議長（久長登良男）

日程第1、議長の報告であります。

令和3年12月8日、本会議において議案第98号を先議いたしましたことに伴い、会議規則第43条に基づき、議案第98号及び議案第90号に関わるその条項及び字句、数字、その他の整理を議長に委任され、議長の議事整理権により、両議案に関わる補正前の額、補正額、計の数字等の整理を行いましたので報告いたします。

なお、報告につきましては配付のとおりでありますので、御了承を願います。

日程第2 議案第73号 曾於市行政組織条例の一部改正について

日程第3 議案第74号 曾於市福祉事務所設置条例の一部改正について

日程第4 議案第78号 曾於市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第79号 曾於市生活排水処理事業基金条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第2、議案第73号、曾於市行政組織条例の一部改正についてから日程第5、議案第79号、曾於市生活排水処理事業基金条例の一部改正についてまでの以上4件を一括議題といたします。

議案4件については総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案6件を12月9日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告いたします。

議案第73号、曾於市行政組織条例の一部改正について。

本案は、本庁・支所機能再編計画に基づく本庁集約及び本庁増築庁舎開庁に伴う行政組織の再編整備を図るものであります。

大隅・財部両支所の住民サービスの低下を招かないかとの質疑に対し、総合窓口のワンストップサービスや業務量の平準化を図ることで、住民サービスの改善につながると考えているとの答弁がありました。

委員よりこども未来課に関して、保育、福祉、発達障害等について総合的な対応をするようにとの意見がありました。

建設課を土木課、まちづくり推進課に分課する必要があるかとの質疑に対し、検査体制の強化、充実を図ることで、工事の管理体制の強化につながるとの答弁がありました。

本委員会では、今後、増築庁舎の開庁まで、業務のシミュレーションや運用マニュアルの整備を進めることと、大隅・財部両支所の住民サービスの低下は絶対に招かないことを強く要望しました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号、曾於市福祉事務所設置条例の一部改正について。

本案は、本庁・支所機能再編計画に基づく本庁集約及び市役所本庁の増築庁舎開庁に伴い、福祉事務所を財部支所から本庁に移転するため、所在地の住所を変更するものです。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第78号、曾於市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本案は、財部地域の市町村設置型合併浄化槽の新設が令和3年度で終了することで、今後は戸別浄化槽の維持管理の継続と既設浄化槽の譲与を行うために、関連する規定を改正するものであります。

死亡などにより休止中の浄化槽への対応についての質疑に対し、現在休止中が143基あり、条例改正後、土地建物の権利者等を調査し対応していくとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第79号、曾於市生活排水処理事業基金条例の一部改正について。

本案は、新設の戸別浄化槽が修了することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員長に、議案の73号の行政組織条例の一部改正について質問をいたします。

ただいまの委員長報告の冒頭にもありましたが、今回の条例改正は、現在末吉本庁舎の増改築が行われておりますが、来年の10月の開庁を機に、この正規職員についても、末吉本庁舎への基本的には一極集中化を図るための条例改正ではないかと受け止めており、この点で特にどのように再編がされるかといいますと、現在、曾於市の正規職員が357名の中で、末吉本庁舎が215人、全体の60%であり、大隅支所が77人、財部支所が65人ですが、来年の10月から、これを末吉本庁舎290人、全体の81%となり、大隅支所が34人、財部支所が33人、以降向こう10年間にさらに357人の職員を、最終的に言えば320人をめどとして職員を減らす、特に大隅支所と財部支所を多く減らすのが支所再編の流れでの基本的な今回の条例改正ではないかと受け止めております。

何を心配されるのが、委員会でも深く議論がされたようでありますが、特に財部、大隅支所内の住民サービスが低下しないか。低下することは、職員が少なくなりますから、どんなに努力してもやむを得ないといいますか、一定の低下は避けられませんが、どれだけ住民サービスの低下を食い止めるか、この点が非常に大事な点であり、そうした点でのさきの委員長の要望事項にもあったかと思っております。

この問題は先日の総括質疑の中でも、例えば大隅・財部支所の中では、係によっては2人しか配置されない、あるいは教育委員会関係については一人も配置されず、地域振興課の窓口係で教育関係は一応対応するといった点についての私の質問がありましたが、本日の委員長への質問は、委員長の報告にも若干ありましたけども、例えば建設課、耕地課の中での住民サービスの低下につながらないかについて1点質問をいたします。

我が曾於市は、面積的には、あるいは市道農道の総延長も旧末吉町と比較して、大隅町、そして財部町もそれほど違いはありません。これまで合併後、大隅・財部支所についても基本的には建設課、耕地課サイドの住民サービスは維持されていたと思いますが、委員会審議の中で特に市道・農道に関わる住民サービスの低下が危惧されないか、心配されないか、職員が減ることははっきりいたしております。そうした市道・農道を中心とした住民サービスの低下につながらないか、この点で具体的な議論がされていたら報告をお願いしたいと思っております。

第2点目は、議案第74号の福祉事務所設置条例の一部改正でございます。関連い

たしまして、この条例改正も、これまで合併後、財部支所に福祉事務所の本所がありました。これを来年の10月以降は末吉本庁舎に移すといった、そうした基本的な条例改正ではないかと思っております。

関連いたしまして、議論がされていなかったら、されていないでもいいんですが、社会福祉協議会もこれまで財部庁内にありましたけども、同じくこれを契機として今後、末吉町内に社会福祉協議会も移行されるのかどうか、もし議論がされていたら報告をお願いいたします。議論がされていなかったら、所管外でありますのでよろしいですけども、この大きく2つの点についての質問でございます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

建設課関係につきましては、道路管理については、維持管理に関する職員は支所に配置するとのこととあります。あとは議論はありませんでした。

議案第74号については、社協の問題につきましては、これは議案外ですので審議はしておりません。

○19番（徳峰一成議員）

この市役所再編と住民サービスの関係は、総務委員会だけでなく、やはりチェック権を持つ私たち議員としては非常に今後大事な審議すべき一つではないかと受け止めておりますが、その中心はやはり率直に言って総務常任委員会であります。

審議の過程の中で、来年の10月、あるいは今後向こう10年間を考えた場合に、住民サービスの低下につながらないかを含めて、総合的にやはり議会の立場から議論をすることは極めて大事ではないかと受け止めており、総務委員会として今後の閉会中を含めた、ほかの自治体も含めた研修の機会が得られるよう、もし議論がされていたら報告をお願いいたします。この1点であります。

○総務常任委員長（岩水 豊）

議論されておりません。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより議案4件につきまして討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第73号、議案第74号及び議案第78号、議案第79号までの以上4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案4件に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第73号、議案第74号及び議案第78号、議案第79号までの以上4件は、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第6 議案第75号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について
日程第7 議案第76号 曾於市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第8 議案第77号 曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第9 議案第80号 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第82号 指定管理者の指定について（末吉デイサービスセンター）
日程第11 議案第84号 指定管理者の指定について（曾於市民プール施設）
日程第12 議案第85号 指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）
日程第13 議案第86号 指定管理者の指定について（財部交流館）
日程第14 議案第87号 指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム清寿園）
日程第15 議案第88号 指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館及び曾於市立図書館財部分館）
日程第16 議案第89号 指定管理者の指定について（末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館）

○議長（久長登良男）

次に、日程第6、議案第75号、曾於市国民健康保険条例の一部改正についてから日程第16、議案第89号、指定管理者の指定について（末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館）までの以上11件を一括議題といたします。

議案11件については文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査が修

了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案15件を12月9日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、結論を得ましたので報告します。

議案第75号、曾於市国民健康保険条例の一部改正について。

本案は、出産一時金を40万4,000円から40万8,000円に改正するものです。

財源についての質疑に対し、国が3分の2、市が3分の1を負担するとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第76号、曾於市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

本案は、国のデジタル化により書面に変えて電磁的記録が追加されたことに伴い一部を改正するものです。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第77号、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

本案は、国のデジタル化により書面に変えて電磁的記録が追加されたことに伴い一部を改正するものです。

内容的に手続上の改正はないかとの質疑に対し、ないとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第80号、曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について。

本案は、岩川小学校の改築移転に伴い住所変更を行うため一部を改正するものです。

施行日は、岩川小学校の移転に合わせて令和4年4月1日であるとの説明がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第82号、指定管理者の指定について（末吉デイサービスセンター）。

本案は、末吉デイサービスセンターの指定管理を株式会社ユニティに令和4年4月1日から令和9年3月31日まで指定するものです。

応募や評価の状況についての質疑に対し、応募については公募が前提であり、評価基準により指定管理選定委員9名の評価により選定しているとの答弁がありました。

また、選定基準と評価結果については公表すべきではないかとの質問に対し、今後検討したいとの答弁がありました。さらに、本県については公募したところ株式会社ユニティ1者のみの応募であったとの説明がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第84号、指定管理者の指定について（曾於市民プール施設）。

本案は、曾於市民プール施設の指定管理を株式会社メルヘンスポーツに令和4年4月1日から令和9年3月31日まで指定するものです。

プールはいつ建設したかとの質疑に対し、平成6年に建設し築26年経過しているとの答弁がありました。

また、指定管理料で対応できなくなったときについての質疑に対し、協定書の第16条に定めている指定管理料の変更で対応しているとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第85号、指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）。

本案は、曾於市立恒吉地区診療所の指定管理を公益社団法人曾於医師会立病院に令和4年4月1日から令和7年3月31日まで指定するものです。

近年の利用状況についての質疑に対し、平成30年が205人、令和元年が148人、令和2年が151人である。利用者の区域は恒吉地区と坂元地区の一部から受診に来ており、地元から強い存続要望が出されているとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第86号、指定管理者の指定について（財部交流館）。

本案は、財部交流館の指定管理者を公益社団法人曾於市シルバー人材センターに令和4年4月1日から令和9年3月31日まで指定するものです。

指定管理料の60万円ほどの値上げについての質疑に対し、これまでは夜間・祝日・土日の利用申込みがあった際に財部支所の守衛が鍵を渡していたが、施設の管理者が不在だったため、今後はシルバー人材センターの人員を配置することとなり人件費を増額したとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第87号、指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム清寿園）。

本案は、曾於市養護老人ホーム清寿園の指定管理者を社会福祉法人スマイリング・パークに令和4年4月1日から令和7年3月31日まで指定するものです。

今回の公募による応募者数は2者であり、指定管理選定委員11名中9名による選定基準・評価により社会福祉法人スマイリング・パークを選定したとの説明がありました。

これまで市内の事業者による指定管理であったが、今回市外の事業者による提案であるが、特段の理由があるのかとの質疑に対し、各選定委員の評価の集計による結果であるとの答弁がありました。

委員より、指定管理選考委員会の選定結果表がなければ、総合的に判断することが難しいとの意見が出され、財政課長の出席を求め審査を行いました。選定基準や選定結果についての質疑に対し、選定基準は内規によるものであり、委員会でその都度基準の見直しを行っている。選定の際は業者からのプレゼンテーション、質疑応答、提出された計画書等をそれぞれの委員が選定基準表に基づいて優劣を判断し、集計した結果、スマイリング・パークが候補者になったとの答弁がありました。

また、選定の透明性を確保するため、応募事業者へ選定基準の事前公表や選定結果の公表をすべきではないかとの質疑に対し、今後検討したいとの答弁がありました。

討論では、反対討論として、市内の事業者を育てる必要があるのではないかと、また、指定管理期間中に何か問題があれば事前に改善命令を含め強い指導をするべきであり、指定管理から外すのであれば予告措置を取るべきである。

賛成討論としては、いろいろと考えることはあるが許容範囲であり賛成できる。さらに市内の事業者を育てるべきであるが、スケジュール的に指定管理者選定のやり直しは4月の業務開始に間に合わないのではないかと議論がなされました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決定しました。

議案第88号、指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館及び曾於市立図書館財部分館）。

本案は、曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館及び曾於市立図書館財部分館の指定管理をシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に令和4年4月1日から令和7年3月31日まで指定するものです。

今回の指定管理候補者は、平成22年4月1日から指定管理を行っているとの説明

がありました。

通常、継続しての指定管理であれば指定管理期間が5年であるが、今回3年間の指定管理期間にした理由についての質疑に対し、今後、令和7年に大隅・財部支所建設を予定しているので3年間としたとの答弁がありました。

また、利用者が減少したときの対応についての質疑に対し、FM放送や市報で利用促進を呼びかけているとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第89号、指定管理者の指定について（末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館）。

本案は、末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館の指定管理をシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に令和4年4月1日から令和7年3月31日まで指定するものです。

指定管理の選定を図書館と一緒にできないのかとの質疑に対し、条例が別々に制定されているので別々となった。今後は同一建物内の図書館と郷土館であるので検討したいとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

○15番（山田義盛議員）

議案第87号について委員長にお伺いしたいと思います。

今回の公募による応募者数は2者であり、そして9名による選定基準評価により社会福祉スマイリング・パークを選定したとの報告を頂きました。また、質疑の中でも各選定委員の評価の集計の結果であるというのが報告頂きました。討論の中でも選定結果表がなけりゃいかんとか、そういう委員の皆さんからも慎重に審査されたと思うんです。

そこでお尋ねをいたしますが、私が聞きたいのは、選定基準の内容はどうだったのかと、のが1点、選定基準の内容を、どうだったのか。2番目が、選定委員の評価結果、いわゆる点数があります。それがどのような形になったのか、委員長のほうで分かっておったら報告ください。

以上です。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

2点質問頂きました。評価基準の内容というところでは、評定の全体的な結果と、その内容についてそれぞれ議論をさせていただいたところでもあります。

評点内容については大きく5点ほど基準が設けられておりまして、その5点を申し上げれば、指定管理者としての適正、管理運営計画の的確性、指定管理料及び収支計画の妥当性、管理運営体制について、安全対策及び危機管理体制について、大きくはこの5項目、また、内容的に細部に分かれておりまして、細部に分かれた評点項目が14項目になっております。

それを1から10評点と1から5評点に分かれていましたけれども、その評点をそれぞれ、先ほど説明しましたけれども、プレゼンテーション、質疑応答をした結果で各委員が評定を行っておられまして、その総合点の内容的な結果を、それぞれ評価項目ごとに優劣を決めておられました。

その結果として、最終的にはこの評点の結果は、選定委員が11名中2名欠席で、9名で評点されていましたが、同点の方が2名、あと7名は全て今回提案をされた事業者になっているという状況です。

以上です。

○15番（山田義盛議員）

選定基準に従って委員会で慎重に審議されたことについては理解しますが、その選定結果の評点、これについてはどのような点数になったのか、分かっておったら教えてください。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

評点内容としましては、14項目読み上げればいいですか。

○15番（山田義盛議員）

いえいえいいです。総合点でいいです。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

これ総合点で判定しているんじゃないなくて、それぞれの評点のところ判定しているんです。ですから、総合点は……

（何ごとか言う者あり）

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

総合評点方式じゃないんです、これは。ですから、それぞれの評価点ごとに優越を決めていますので個人個人が。ちなみに、全体の合計点を言えばですね、これは必ずしも選定には合わないんですけれども、総合評点で言うと、スマイルさんが657点、輪光さんが583点、これは総合点数です。

以上です。

○15番（山田義盛議員）

委員長、よくお答え頂きました。それが今回の指定管理者における最も基準になるものだと私は思います。そういう意味では全てお答え頂きましたけど、あと、直接的には関係ありませんけど、現在の指定管理者で雇用されている従業員のスタッフの方、この方は、指定管理が変わった場合には身分の保障がどのようになりますか。これが1点。

それと、現在の清寿園は、入居者は50名と私聞いておりまして、30数名の方が今入居されていると、待機要員等については委員会で出たか、出なかったら出なかったで結構ですから答弁してください。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

職員の身分関係については、最終的には引き継ぐのではないかというような議論はされております。ただ、待機関係についての議論はなされておられません。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（原田賢一郎議員）

清寿園の指定管理について御意見をお伺いをいたします。

まず1点目ですが、この報告書の中にありますが、選定の透明性を確保するため応募事業者へ選定基準の事前公表を評価結果の公表をすべきではないかとの質疑があったということでございます。この選定基準の事前公表をすべきではということでございますが、これは具体的に大体どういったことなのか、そこらについて突っ込んだ議論があったことであれば報告をください。

それから2点目、この報告の中に、指定管理期間中に何か問題があれば事前に改善命令を含めて強い指導をすべきであるとありますが、現在、今お世話になっている指定管理者の方にどのような問題があったのか、その審査内容が出ていたらお聞かせ願いたい。

3点目、この報告書の中で、指定管理を外すのであれば予告措置を取るべきであるとあるんですが、これは一体どういうことなのか、ちょっと理解をし難いんですが、突っ込んだ議論がなされていたら説明をしていただきたい。

それから4点目ですが、今回、委員長の報告では賛成少数で否決となっておりますが、その賛成者の数と反対者の数、それぞれ何名ずつであったのか。そしてまた、ここに委員長報告の中ですが、これ以外に意見はなかったのか、もしあったらお聞かせ願いたい。

以上です、4点です。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

4点ほどたくさん頂きましたけれども、事前の公表が必要ではないかという意見

の内容は、この選定委員は現在、庁舎内の副市長をトップとして11名、各課の課長さん方で構成をされていると、選定基準が事前にその応募者に公表されなければ、これは最悪の想定なんですけれども、事前にこういうプレゼンテーションをすれば有利になるという働きかけができるのではないかという疑惑を招かないために、事業者の人たちに事前に公表をして透明性を担保する必要があるという御意見でございました。

それから、事後の公表につきましても、どういう結果でこういう選定がなったのかということ、しっかりと市民の方々、事業者の方々に知っていただく必要がある、現在の曾於市では公表されていませんので、それをすべきではないかという御意見でございました。

2点目、期間内に強い指導をする問題があったのか、具体的な問題点があったとは、その場では出ておりません。評定の結果であくまでもしたという話でございました。

3番目、指導措置を取るべきである、事前にもし不具合があるのであれば、これは仮定の話ですけれども、こういうことが続けば将来的に非常に厳しい状況になるのではないかと、そのような事業者に対する指導、是正、これは市としての責務ではないか、市内の事業者を育てる必要があると、私たちは、共通認識としては市内の事業者を育てる必要があるという認識を持っておりますが、不具合なところがあるのであれば、そのように是正をしていける、いく指導をすべきではないか、それが続くようであるとなかなか厳しいですよという指導はすべきではないかという意見があったということでございます。

4番目、賛否に対しましては、これは挙手による賛成が3名だけです。あと、6人でしたから3対3になったということです。それ以外の意見としましては、大体、委員長報告で集約をされていると思います。それに似たような御意見でございました。

それ以外に特に強く出ましたのは、選定委員に関しては、市役所内だけでなく部外者、それから学識経験者等を含めて、客観的に判断できる立場の方々に入ってもらうべきではないかというような意見は出たところです。

以上です。

○14番（原田賢一郎議員）

ただいまの委員長報告、御答弁頂きました。

そこで、今の答弁の中でありましたけれども、この選定基準の事前公表を、審査会における評価項目を事業者へ前もって公表しなさいということに、そういうふう理解をいたしました。もし、私はこれは個人的な意見ですが、そうだとしますと、た

とえで言うならば、大学入試の問題を事前に解き明かすようなものではないかと私はそういう考えます。

ですから、行政側としてはいろんなスタイルを想像していらっしゃるでしょう、ですから、やはりそこは、その応募者がいかに中身の濃い提案をしていくかということにかかっているというふうに私は理解しますので、これは事前公表をすべきというのは、私はちょっと当たらないんじゃないかというふうに思っております。その点では何か議論はなかったのか、それが1点。

それから、御答弁の中にありましたが、指定管理を外すのであれば、予告措置を取るべきであるというふうに書いていらっしゃいますけれども、私はこれもちょっと解せないんですけれども、この中身は、選定委員会でプロポーザルの審査結果を経て指定管理者を決定すべきものであって、予告措置を取れなどと事前にやるべき行為ではないと私は考えますが、そこら辺は議論はなかったのか、もう1回お伺いいたします。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

事前公表につきましては、執行部再度としては今後検討をしてみたいという以外にはございませんでした。

それから、事前措置につきましては、結果の事前措置ということではなくて、不具合があるのであれば、それを指導していく必要があるのではないかというような趣旨だったと理解しております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（重久昌樹議員）

議案の第87号、指定管理について1点だけお伺いをいたしますが、本件につきましてはプレゼンテーションをして選定委員会が行われているわけですが、先ほど来ありますように、この選定委員会自体に問題はなかったのか、そこがちょっと今までのこのいろいろな質問の中で疑問に思うところなんですけれども、この委員長報告をしてみる中で、選定委員会には問題はないが、こういう問題点がありましたよということなのか、選定委員会として今言われたことが問題となりますよねというような報告とするような理解であるのか、ここら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

選定委員会の在り方についても議論がなされております。委員長報告でも出しましたけれども、現在の選定委員会、それから選定内容についての言わば規定上の問

題、どういうふうに決まっているのかという質疑がありまして、その中で、条例とか要綱等では定めていなくて、担当部署である財政課の内規、財政課で取扱いをする内規的な取扱いで決めて、そこで運用をしているということでした。

したがって、先ほど申しましたけれども、庁舎内の副市長以下11名の委員を選定をして、外部の有識者等が入っていないというところがやっぱり問題があるのではないかという指摘もあったところです。

ですので、この選定委員会の選定は、だからどこですかといったら財政課のほうでされるんだらうと、そこ辺は議論していないんですけどね、も含めて選定委員会の在り方、それから選定内容について事前公表、事後、結果公表が必要でないかという議論があったということになります。

○6番（重久昌樹議員）

それでは、今回行われた選定委員会自体には問題はないが、今、委員長報告にあったこのような問題点がありますよという理解でよろしいですか。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

全てを含めてこういう報告がなされましたので、審査をしたということになります。内容的なところは先ほど報告したとおりです。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

○17番（渡辺利治議員）

文教厚生委員長にお尋ねいたします。

指定管理を決めるに当たり、選考委員会で審査をするわけですが、今回の場合、複数あったところが87号、88号、89号ですね。あとは全て1事業者、もしくは1者というところで応募されているわけですが、そのときに当然複数になった場合は審査をするわけですが、1者の場合は審査会を開かずに引き続き指定管理者になれるのか。

これがもし1者であるから点数を比較することはできないわけですが、ただし1者であってもやっぱり審査はしなきゃならない、これは市の責任ですから、市が指定を議決を経てするわけですから、やはりそこには審査すべきものであるわけですが、これを審査はしていないのか伺います。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

委員長報告でも申し上げましたけれども、基本的な応募は公募によるとなっております。公募というのは公に公募するわけですが、その場面で1者というの何か所かあったわけですね今回は。そのときには通常の手続が行われる、評価も行われる。

ただし、非公募というところが今回は曾於医師会立病院とシルバーセンター、ここは非公募という基準に当てはまるということで、公募扱いはされていませんので、これについては通常の手続、評価かれこれは行われていないということであったと思います。

○17番（渡辺利治議員）

非公募の場合は分かりますが、非公募でなかった1者のみがあります。82号、83号ですか、84号もですね。これらは1者だけでしたから、ただそのまま引き続きすることになるわけですけど、何ら審査委員会は開かずに、そのままの状態で行ったのか、それを伺っております。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

ですから、公募による手続が通常どおり行われたということです。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（今鶴治信議員）

私は、議案第87号について委員長に質問いたします。

たくさんの方が質問されましたので、かぶったところは割愛します。

もう1回確認になりますが、指定管理選定委員の中に専門的学識経験者はいないということでありましたが、もう1回伺います。学識経験者等はいなかったちゆことですね。

それと、今回いろいろあったけど、総括質疑でも出たんですけど、特に大きな問題がこれまでの輪光福祉会のほうで問題があったとか、そういう報告は委員会ではなかったのか改めて伺います。

それと、特に定員50人は満たっていないということですが、利用されている利用者等から市のほうに、いろんなことでもあるけど、苦情、また、改善点等の要望は報告がなかったのか伺います。

それと、先ほどから議員の方々の質問の中にありますけど、やはり、その指定管理選定委員の中の選定基準が内規であるということで、そこで私が疑問に思うのは、学識経験者等の意見が入った基準であるべきだと思うんですが、その中で苦情とか出た場合は別でありますけど、これまで総括質疑の説明の中では15年間指定管理を行われたということで、そこで苦情とかあると別ですけど、別に苦情とかはなかった場合、それに対する、実績に対する評価の基準とかは項目があったのか。

そして、プレゼンテーションということで、これから新しくする人は、これからのことではありますが、バラ色に満ちたプレゼンテーションをするかもしれません。以前、財部温泉の、これと関係ないんですけど、指定管理をするに当たって、総合

人材センターが行われまして、すごく料金的にも安いような設定で、素晴らしいという期待で指定でやりましたが、その後の管理がいろいろ問題があったとございます。

やはり、指定管理を一旦またほかのところにして、そこが駄目だったという場合に、またその後の管理とか指定管理が大変になってきますので、やはりよっぽどの瑕疵等があって問題がある場合は別として、実績とかも評価すべきじゃないかと思いますが、以上、私が質問をした中で委員会で意見が出ていたら伺います。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

ありがとうございます、たくさん頂きまして。

評価選定委員の中に専門員はいないということです。最初申し上げたとおりです。

それから、大きな問題点があったのかという質問もしましたけれども、その議論の中では、そういうことは確認はしておりません。

それから、3番目の利用者等からのどうこうという話は、一部には、個々には聞かれたことがあるらしいんですが、委員会の中で正式に取り上げられたことはありませんでした。

4番目のこの委員の選定委員会の内規については、おっしゃるとおりでございまして、条例・規定等で定めがありませんので、それぞれのところで変えながら運用をしているということで議論がありまして、今後はしっかりと規定なりに変えていくような議論はしたところでございます。

それから、プレゼンテーション、現在、15年、これまでの事業者が指定を頂いていたわけですが、このことに関してはいろいろな議論がありました。これまでの実績を加味した評点内容にするべきではないか、それから、市内の業者については、この近隣市町村では市内の事業者に対しては、それぞれ5点ずつ加点がある市内事業者をやっぱり育てる票となっているというような議論もなされておりますが、曾於市の場合にはそのような加点措置かれこれというのは確認はしておりません。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

今の委員長の説明で大体理解したとございます、やはり今回、清寿園は介護保険事業の前の老人福祉施設でありますので、身寄りのいらっしゃらない方、また、介護の認定がされない元気な高齢者という条件があると思います。

その中で、50人の定員に対して30何人利用されているということでありましたが、伺いますが、この清寿園に入れる入れないは指定管理者が判断するのか、また、福祉事務所のほうでそういうのは判断するのか、そういう意見は出なかったかどうか

最後に伺います。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

入所者の選定につきましては、担当部局のほうで判断をしているという議論はなされております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。

討論・採決は分離して行います。

まず、議案第87号、指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム清寿園）の討論を行います。

本案については、常任委員長の報告が否決であります。原案に賛成の討論から発言の許可をいたします。

原案に賛成の討論通告がありました土屋健一議員の発言を許可します。

○13番（土屋健一議員）

議案第87号、賛成の討論をいたします。

まず、8月の公募から受付、審査、決定まで事務的な問題はないものと思われま
す。次に、審査結果は、9人の選定委員中7人が社会福祉法人スマイリング・パー
クを選定し、2人が同点の結果です。また、9人の評価点数は、社会福祉法人輪光
福祉会が583点、社会福祉法人スマイリング・パークが657点で74点の差となってい
ます。

次に、決定通知については、議決が行われぬまま通知されておりました。議決後
が正しい取扱いでありまして、その旨記載すべきではなかったかという質問が出ま
して、課長が記載すべきだったと述べております。また、一方では行政手続法上、
また、準備期間も考慮する必要があつて通知したものと伺い知ることができます。

次に、公募である以上、市内外を問わず選定されるべきであり、本市にも多くの
例が存在するところであります。

次に、プレゼンテーションにおいて、希望があれば雇用は守られるとのことで安
心をいたしております。

次に、再度公募からやり直すことになる、スケジュール上無理が生じ、4月に
おいて適切な管理運営、大切な入所者へのサービスは不可能と思われま

次に、定員50人に対して現在入所者は33人、あまりにも入所者不足であります。
最後に、今般の議決において清寿園の新しい環境が構築されることを期待しまして、賛成討論といたします。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による発言は終わりました。

原案に反対の討論はありませんか。

○17番（渡辺利治議員）

議案第87号、指定管理者の指定について反対の立場で討論をいたします。

本来ならば指定管理者選定委員会において選考され、議会の議決を経た後当該事業者へ通知すべきところを、議会にかけず指定管理者を決定し、合否まで市長名で通知していたという点は、議会合議制を崩壊させ、二元代表制の言葉すら失わせる逸脱した行為であります。

委員長報告の中にもありましたが、4月に間に合わないのではという意見も出されておりますが、これは明らかに執行部のミスでありまして、やってはならないことをやったわけでございますから、やり直すべきであります。3月議会を待たずして当然これはできるものであります。

議会を完全に無視したこの件は、執行部に対し常に議会人として執行部を見る立場にある議員の皆さん、何のために市民代表としてここに座っておられるのかをよく考え、この議案について反対の態度表明を指示されることを切に願ひまして、私の反対討論といたします。

○議長（久長登良男）

原案に賛成の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

私は、今回の議案第87号の養護老人ホーム清寿園には、対局の立場から許容範囲でありますので賛成をいたします。

この指定管理制度は、先ほどの委員長報告に対する質疑でもいろいろ出されましたけども、合併後実質的にはスタートいたしており、幾つかの大きな問題点があり、私も数多く反対をいたしており、また、その後幾つかについては改善がされております。

今回のこの清寿園についての私を含めてかなり多面的な深い議論がされて、そして、結果的に一応市としても改善の方向で検討をしたいといった基本的な全てそうした答弁であったと理解いたしております。

特に議論がされました選定の在り方、選定基準も全て10数項目が一般的、抽象的な内容であります。大学や高校の受験とは具体性がないわけでありまして異なりま

す。ですから透明性を当然高めるべきだという点では、恐らく委員会全体の総意ではなかったかと受け止めております。

また、この選定基準も非常に位置づけが弱過ぎる要綱でもございません。内規です、こういった大事な問題が。この点も今後改善するとありました。第三者も入っておりません。ですから、この点も今後の検討課題であるかと受け止めておりますが、いずれにいたしましても、いろいろ問題がありますけれども、対局の立場から今回の87号は許容範囲でありまして、賛成といたします。

○議長（久長登良男）

原案に反対の討論はありませんか。

○16番（大川内富男議員）

私は、議案第87号について反対をいたします。

まず、今回の公募がふさわしいか疑問に感じるところがあります。初めて指定管理を依頼する場合は、公募してプレゼンテーションを行い指定管理者を決める、そして基本協定、年度協定を結び事業者を管理していく、これは当然のことです。一端指定管理者が決まると大きな不正や大きな事故がない限り、公募ではなく、その事業者と基本協定、年度協定の中で協議して決めていくべきだと考えております。

当然市内に応募する事業者がない場合は致し方ないとしても、市内に実績のある事業者であり、応募があれば、これを優先して育てていく必要があります。

次に、応募業者のプレゼンテーションであります。過去この養護老人ホーム清寿園を指定管理してきた社会福祉法人輪光福祉会は、15年間の実績の中で評価されることもあれば、評価されないこともあったと思います。これを指定管理選定委員は少なからずも耳にされたこともあると思うし、そのような中、今まで曾於市内に全く実績のない白無垢の業者、スマイリング・パークとのプレゼンテーションは土俵が同じではないと考えております。

次に、委員が全て市役所の職員であります。さきに総括質疑での評価委員に外部者も入れることを検討するとのことでしたが、私は全て外部の委員にすべきだと考えております。

また、指定管理料年間約1億円で、3年間で約3億円の大きな事業料であります。市外、県外の業者に指定管理料を、その減収のように持っていかれるものではなく、市内業者に指定管理を依頼すれば、そのお金を市内で管理をさせて、関連業者もその恩恵を受けることになります。

最後に、今回の指定管理の決定通知書であります。本来、本日の議案第87号の議決を得てから指定管理者通知書、また指定管理者、そして通知書を送付をしなければ

ばいけなかったのに、1月15日付で市長公印付で送付されております。まさに議会軽視であります。この総括質疑で市長、副市長の陳謝がありましたが、市当局も議案提出、また、発送書類等、緊張感を持って業務に当たってほしいと考えております。

半面、私ども議員各位も議会の権能とは何かを再度確認し、是は是、否は否としっかり判断をしなければなりません。

よって、私はこの議案第87号に対し、曾於市のためにはならないと考え否と判断し、反対の討論といたします。

以上です。

○議長（久長登良男）

原案に賛成の討論はありませんか。

○14番（原田賢一郎議員）

私は、議案第87号、指定管理者の指定についての指定は、各選定委員の評価結果に基づいたものであり、その結果は尊重しなければならないと考えております。

市内の業者を育てるべきということに異論はないところではありますが、今回の審査の結果を見る限り、両者の評価が拮抗、もしくは同点であれば、これは市内業者を優先すべきでありましょうが、評価の差があまりにも大き過ぎます。また、いろいろ指摘をされておりますが、今回の事務的なミスも指摘をされたところではあります。選定委員会の評価を、このことで大きく覆すものではないというふうに思っております。

要は、入所者の生活環境がよくなること、質の高いサービスが受けられること、そして健全な運営がなされること、これが期待されるものであると確信して、私は賛成討論といたします。

○議長（久長登良男）

原案に反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

(「議長」と言う者あり)

○9番（岩水 豊議員）

議案第87号につきましては、議会でも議論が相当されているようでありますし、委員長報告は否決でありましたので、無記名投票による採決を要求いたします。

○議長（久長登良男）

ただいまの岩水豊議員から無記名投票によられたいとの要求があります。

この場合の要求は、会議規則第71条第1項の規定により3人以上を必要といたします。よって、投票要求のある方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久長登良男）

起立3人以上であり、投票要求は成立いたしました。よって、議案第87号については無記名投票をもって採決いたします。

暫時休憩します。

————— . ——— . —————
休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分
————— . ——— . —————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この採決については、岩水豊議員ほか5人から無記名投票によられたいとの要求がありますので、無記名投票をもって行います。

これより議案第87号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（久長登良男）

ただいまの出席議員数は19人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山田義盛議員及び大川内富男議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（久長登良男）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（久長登良男）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（持留光一）

それでは、議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番。

(投票)

○議長（久長登良男）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。山田議員及び大川内議員の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（久長登良男）

投票結果を報告いたします。

投票数19票、これは先ほど出席議員に符合しております。そのうち、賛成10票、反対9票。

以上のおおり、賛成が多数であります。よって、議案第87号は原案のおおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（久長登良男）

次に、議案10件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○17番（渡辺利治議員）

議案88号、89号、この2件について私は反対いたします。反対討論であります。

反対の立場で討論させていただきますが、先ほど87号でありましたように、審査による選定以前の問題であり、議会軽視の観点から87号同様、88号、89号に反対討論いたします。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

この採決は分離して起立により行います。

まず、議案第88号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久長登良男）

起立多数であります。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久長登良男）

起立多数です。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号から議案第77号まで、議案第80号、議案82号及び議案第84号から議案第86号までの以上8件を一括して採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第75号から議案第77号まで、議案第80号、議案82号及び議案第84号から議案第86号までの以上8件は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前11時21分

再開 午前11時30分
————— . ——— . —————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第83号 指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）

○議長（久長登良男）

次に、日程第17、議案第83号、指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）を議題といたします。

本案については経済建設常任委員会に審査を付託していましたが、審査が修了しております。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（九日克典）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案4件を12月9日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第83号、指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）。

本案は、メセナ住吉交流センターを株式会社メセナ末吉に令和4月1日から令和9年3月31日まで指定管理者として指定するものです。

利用状況についての質疑に対し、コロナ禍前の一昨年と比べると利用者は少ないが、令和2年度と比べると少しずつ増加してきているとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

委員長に数項目質問をいたします。

建設経済常任委員会が審査した指定管理は、ただいま委員長報告にありましたが、メセナ住吉交流センターが1団体だけであり、今回の選定に当たられましたは、これは非公募であります。5年間、そして指定管理料が、利用金の総額の95%を原則といたしております。

このメセナ末吉は、先日の総括質疑でも答弁がありましたが、市長の五位塚剛市長も一応代表として入っております。

質問であります。この間も例えば、かつては市の土地開発公社、これも市のトップが役員でありましたが、やはり内部的な在り方として問題でないかということ。で役員交代が行われ、また、外郭団体であると言ってもいいと思うんですが、シル

バー人材センターも従前は副市長が入っておりましたが、これもやはりおかしいんじゃないかということで、一応副代表から交代した経過があります。

率直な質問であります。このメセナ末吉も市長が代表の一人でありまして、言わば内部による内部のこの非公募による選定というのはいかがなものか。

ですから、こうした非公募でもいいと思うんですけども、今後の改善点の一つとして、やはりメセナ末吉の代表から市の三役等は一応交代するというのが基本的な長期にわたる、あるいは対局の立場から見て健全な運営を、また、透明性を確保する上で、さらには競争性をさらに高める上ではいいことではないかとおもっておりますが、そうした言わば役員の交代についての議論がされていたら報告してください。

第2点目であります。非公募であります。言わばプレゼンテーションが行われたのかでございます。

これまでの私の所属する文厚委員会では、非公募の場合はプレゼンテーションは行ってないということで、今後改善の問題提起もいたしましたけども、プレゼンテーションを行っていないのかどうかの確認。行っていなかったら、当然、これまで議論がありました14の選定基準に基づく一応選定委員による採点も行っていないと思うんですが、行ってないかどうかの確認の質問であります。

それから、関連いたしまして、文厚委員会では、やはりこの採点の在り方も内規にとどめてはおかしいんじゃないか、もっと引き上げも含めて見直しをいたしました。その方向でということで担当課長からは答弁がありましたけども、この採点の在り方の、あるいは位置づけについての議論がもしれされていたら報告をしてください。

以上、1回目は大きく3点でございます。

○建設経済常任委員長（九日克典）

まず、メセナ末吉の代表に市長がいらしている、そしてメセナ末吉が指定ということの議論はされておられません。

2番目、非公募については、本市が出資している会社であり、非公募としたということでありました。

3番目の内規、位置づけというもの……

（何ごとか言う者あり）

○建設経済常任委員長（九日克典）

プレゼンテーションは財政課の管轄になってありまして、答弁としては、令和9年の3月31日までですので、令和8年の10月か11月ごろに行われるんじゃないかという答弁でありました。

内規については、位置づけとしても回答はなかったところであります。
以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案第83号のメセナ末吉の指定管理者の指定には賛成いたします。

これは非常に曾於市にとっても、あるいは旧末吉町の私たちにとってもなじみの深いといいますか、愛着のある、どうしても今後も存続、前進しなければならない大事な施設の一つでありまして、ですから曾於市としてもメセナ末吉というのをあえて設置して、そして市長が代表であります。

市長が代表ということは、気持ちは十分分かりますけれども、先ほど言ったように今後、流れとして大きなメセナ末吉をさらに前進させるためには、やはり透明性のある、競争性のあるそうした立場を含めてのこの改善するべき点は改善を期待いたしましての賛成討論といたします。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長報告は可決であります。常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第90号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第18、議案第90号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

議案第90号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果について報告いたします。

各課の共通内容として、新型コロナウイルス感染症による事業の中止・縮小のため減額補正がありました。

財政課関係では、本庁舎増築事業に伴う、非常用発電機の設置工事を早期に発注することへの質疑に対し、発電機の部品の調達に時間を要するとの答弁がありました。また、河川監視システムを市民もリアルタイムで確認できるようにできないかとの質疑に対し、プロポーザルの仕様の中で検討するとの答弁がありました。

総務課関係では、会計年度任用職員の報酬の追加が主なものであるとの説明がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第90号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

福祉事務所関係では、生活保護総務費の国への還付金8,270万円と多い理由についての質疑に対し、保護世帯の高齢化が進み、亡くなった世帯などが増え29人減少して世帯数も減少しているとの答弁がありました。

委員より、生活困窮者で国民年金額が生活保護の要否判定で1,000円高かったため保護否となるケースがあった。そのため病院受診を控えなければならなくなり、受けなければならない医療を受けられない人がいる。救済措置を考えてほしいとの意見が出されました。

保健課関係では、コロナ感染症による傷病見舞金の1人3万円についての質疑に対し、国保加入事業主は傷病手当がないため、一般財源から1世帯6万円を限度額として感染された方に見舞金を支給するとの答弁がありました。

教育委員会総務課関係では、高岡小学校校長住宅をはじめ、傷みが激しい学校施設の修繕料などを計上したとの説明がありました。

社会教育課関係では、社会教育課所管の施設は多いので、修繕料についてはその都度補正予算で対応するのではなく、当初予算である程度確保しておく必要があるのではないかとの質疑に対し、当初予算編成時期であるため検討したいとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会として、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（九日克典）

議案第90号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について（所管分）。
本案の審査過程での主な質疑内容と結果について報告します。

各課共通の内容として、新型コロナウイルス感染症による事業中止・縮小のための減額補正がありました。

商工観光課関係では、思いやりふるさと寄附金推進事業の現在の状況についての質疑に対し、例年より12月が伸び悩んでいるが18億円には到達するのではないかとの答弁がありました。

農林振興課関係では、さつまいも経営継続緊急支援事業補助金についての質疑に対し、基腐病対策として3,420万円を計上し、本市に住所を有し居住する全農家を補助対象とし、作付場所については市内外問わないとの答弁がありました。

耕地課関係では、災害復旧費の追加が主なものであるとの説明がありました。

委員より、現年発生農地・農業用施設災害復旧については、早急な復旧を望むとの意見がありました。

建設課関係では、危険廃屋解体撤去物件及び宅地関連等災害復旧事業の対象は増加傾向であるとの説明がありました。

宅地等関連災害復旧事業について、過去の事例にも対象になるのかとの質疑があり、事前着工していなければ対象になることもあり得るとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

建設経済委員長に2点質問をいたします。

一つは、75ページのただいま委員長報告がありましたけれども、さつまいもの基腐病対策3,441万6,000円の市単独の事業であります。この評価はもちろん、全員評価されていると思うんですが、私の質問は、今回の3,441万6,000円を委員会としてどのように受け止めて言わば位置づけるかで議論がされていたら報告してください。

私を含めて、一般質問でもこの問題では5名が質問に立ち、また、当局答弁でも本年度は実に1,000haを超える被害が出ております。当局答弁にもありましたけども、実際、中には自分が作った面積の約半分前後を基腐病の被害に今年遭っている農家も、私の知っている家でもあります。

例えば、昨日もそうした農家と対話したんですが、これまで牛とカンショを植えていたて、高齢者でありますので、来年から牛中心でやっていきたい、耕作面積がそう大きくないということもあるでしょうけれども、そうした深刻な事態であります。

ですから、一般質問でも質疑が同僚議員からもありましたが、今後曾於市として今回の3,441万6,000円をまず踏み台、第一歩として、どのような位置づけで取り組むか、もしそうした大きな立場での議論が委員会でされていたら御報告をお願いいたします。

第2点目は、86ページのコロナ支援でございます。

総額で1億3,530万円であり、今回の補正予算の言わば金額的にも内容的にも目玉であると受け止めており、評価をいたします。

率直な質問として、今後の3回目となる今回の支援策であります。今後の流れとして、どういった流れで来年1月以降、市としては、一応市民関係者に周知を含めて取り組む予定であるのか、今後の流れについて一応審議がされていたら報告してください。

私も数多くの人と対話したんですが、中小企業等、非常に今回は特に期待感を持てるようでありますので、報告をしてください。

○建設経済常任委員長（九日克典）

さつまいも継続緊急支援事業補助金の問題ですが、一般質問でも5名の方が取り上げられて、ちょっと答弁書しか私は見てないんですけども、3,000円については、同僚議員も3,000円じゃなくて、もうちょっと大きく補助をやったほうがいいんじゃないかというような意見もありましたけども、当委員会としては、3,000円の範囲内で、そういった以上の議論はなかったところであります。

持続化給付金事業につきましては、3年12月までですが、なぜこの差が、その他以外の4件、飲食業、貸切りバス業、タクシー業、運転代行業だけをやって、その他の差がついたのかとゆうと、当局答弁は、経営がこの4者は非常に苦しいという

ことで、特にこの分を取り上げたということでありました。

特に、1月以降にはまだ審議はなされなかったところであります。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。各常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第91号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

日程第20 議案第92号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について

日程第21 議案第93号 令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて

○議長（久長登良男）

次に、日程第19、議案第91号、令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから日程第21、議案第93号、令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの以上3件を一括議題とします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託いたしていましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第91号、令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

今回の補正予算は、普通交付金返還金の追加等によるものが主なものであるとの説明がありました。

繰越金は例年に比べてどうかとの質疑に対して、約2,000万円の減になるとの答弁がありました。また、来年度の医療費は前年比ほぼ同額、法定外繰入金は前年度と同額程度の約2億5,000万円を予定しているとの説明がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第92号、令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

今回の補正予算は、事業費の確定による繰越金の調整のための補正であるとの説明がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第93号、令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

今回の補正予算は予備費等の追加によるものが主なものであるとの説明がありました。

介護保険歳出の伸びと令和2年度の繰越金は7,149万円であるが例年と比較してどうかとの質疑に対し、伸びは2%程度であり、令和元年度の繰越金は8,679万円であるとの答弁がありました。

伸びている給付費についての質疑に対し、令和2年度実績では、施設介護給付費と居宅介護サービス給付費の通所介護費が伸びているとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより議案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第91号から議案第93号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案3件に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第91号から議案第93号までの以上3件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第94号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第23 議案第96号 令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第24 議案第97号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第22、議案第94号、令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）についてから日程第24、議案第97号、令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査が終了しております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

議案第94号、令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について。

本案は、前年度繰越金の確定により、一般会計からの繰入金215万1,000円減額し、前年度繰越金を214万6,000円の追加が主なものであります。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（九日克典）

議案第96号、令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について。

本案は、落雷事故に伴う雑収益及び修繕費の追加が主なものです。

落雷によりどのような修繕があったのかとの質疑に対し、5月から9月にかけての落雷事故で、水源地取水ポンプや配電盤等に多大な被害を受け、部品の取替等の修繕が必要になったとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第97号、令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について。

本案は、営業用費のうち総係費について、職員の扶養手当を追加するものです。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより議案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第94号、議案第96号及び議案第97号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案3件に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第94号、議案第96号及び議案第97号までの以上3件は原案のとおり可決されました。

日程第25 同意案第3号 教育委員会委員の任命について

○議長（久長登良男）

次に、日程第25、同意案第3号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第25、同意案第3号、教育委員会委員の任命について説明をいたします。

長野かおり氏の任期が令和3年12月26日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、提案するものです。

なお、同法第5条第1項の規定に基づき、任期は4年となります。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、同意案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第3号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（久長登良男）

ただいまの出席議員数は19人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に鈴木栄一議員及び上村龍生議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（久長登良男）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（久長登良男）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（持留光一）

それでは、議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番。

(投票)

○議長（久長登良男）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。鈴木議員及び上村議員の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（久長登良男）

投票の結果を報告します。

投票総数19票、これは、先ほど出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成16票、反対3票、以上のとおり賛成が多数であります。よって、同意案第3号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

日程第26 同意案第4号 監査委員の選任について

○議長（久長登良男）

次に、日程第26、同意案第4号、監査委員の選任についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第26、同意案第4号、監査委員の選任について説明をいたします。

野村行雄氏の任期が令和3年12月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任するため、地方自治法196条第1項の規定に基づき、提案するものであります。

なお、同法第197条の規定に基づき、任期は4年となります。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、同意案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第4号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（久長登良男）

ただいまの出席議員数は19人であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に岩水豊議員及び渕合昌昭議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（久長登良男）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（久長登良男）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否の表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（持留光一）

それでは、議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番。

（投票）

○議長（久長登良男）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。岩水議員及び涸合議員の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（久長登良男）

投票の結果を報告します。

投票総数19票、これは、先ほど出席議員数に符合いたしております。うち、賛成16票、反対3票、以上のとおり賛成が多数であります。よって、同意案第4号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

日程第27 同意案第5号 副市長の選任について

日程第28 同意案第6号 副市長の選任について

○議長（久長登良男）

次に、日程第27、同意案第5号、副市長の選任について及び日程第28、同意案第6号、副市長の選任についてまでの2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第27、同意案第5号、副市長の選任について説明をいたします。

八木達範氏の任期が令和3年12月24日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任するため、地方自治法162条の規定に基づき、提案するものです。

なお、同法第163条の規定に基づき、任期は4年となります。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

日程第28、同意案第6号、副市長の選任について説明をいたします。

大休寺拓夫氏の任期が令和3年12月24日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任するため、地方自治法162条の規定に基づき、提案するものです。

なお、同法第163条の規定に基づき、任期は4年となります。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○14番（原田賢一郎議員）

ただいま副市長の選任について説明を受けたところでございますが、五位塚市政が誕生して2期8年、その間、両副市長におかれましては非常に職員の信望も厚く、信頼をされている人だというふうに理解をいたしておるところではございますが、今回三たび両氏を選任をされたその理由について説明を願いたいと思います。

○市長（五位塚剛）

私が市長に就任いたしましたから8年間2人の両副市長に就任を頂きました。当初は大分苦勞をいたしました。この8年間、市民のために、また、あらゆる事業を進めてまいりましたが、その中心的な役割を果たしていただきました。

今後4年間の曾於市というのは、庁舎再編事業に伴った事業、また、合併特例債、過疎債、緊急防災を使った事業等がありまして、どうしても2人に頑張ってもらわなければいけないというふうに思っております。

また、財部高校跡地の鹿児島大学との南九州畜産獣医学部の拠点事業についても、この事業は今後曾於市の未来を創る上でも、また、将来の子供たちのためにも、どうしても成功させなきゃなりません。

そういう意味では2人は職員からも信頼が厚く、また、市民の皆さんたちからも高く評価を受けておりますので、今後4年間引き続き職員と一緒にあって市政を前に進めるために今回もどうしてもお願いしなきゃならないという決意の下提案をいたしました。どうかよろしく願い申し上げます。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案2件につきましては、会議規則第37条3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、同意案2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論・採決に入ります。討論・採決は1件ずつ行います。

まず、同意案第5号、副市長の選任について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

同意案5号には賛成いたします。

4年間、あるいは8年間、よく業務を尽くしてくれていると思っており、再任に賛成でございます。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第5号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（久長登良男）

ただいまの出席議員数は19人であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に今鶴治信議員及び九日克典議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（久長登良男）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（久長登良男）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否の表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（持留光一）

それでは、議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番。

（投票）

○議長（久長登良男）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。今鶴議員及び九日議員の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（久長登良男）

投票の結果を報告します。

投票総数19票、これは、先ほど出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成13票、反対6票、以上のとおり賛成が多数であります。よって、同意案第5号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（久長登良男）

次に、同意案第6号、副市長の選任について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

同意案6号には賛成であります。

大休寺氏は旧町時代からよく知っていますが、力量のある職員でありまして、再任に賛成であります。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第6号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（久長登良男）

ただいまの出席議員数は19人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に土屋健一議員及び原田賢一郎議員
を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（久長登良男）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（久長登良男）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願いま
す。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第
73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、番号順
に投票願います。

○議会事務局長（持留光一）

それでは、議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、
13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番。

（投票）

○議長（久長登良男）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。土屋議員及び原田議員の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（久長登良男）

投票の結果を報告します。

投票総数19票、これは、先ほど出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成14票、反対5票、以上のとおり賛成が多数であります。よって、同意案第6号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

日程第29 閉会中の継続調査申出について

○議長（久長登良男）

次に、日程第29、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第30 議員派遣の件

○議長（久長登良男）

次に、日程第30、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については、会議規則第167条の規定により、次期定例会まで、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、

変更が生じた場合は議長において措置することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了しました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（五位塚剛）

今回の12月議会は、11月の市議選挙後の初めての議会でありました。予算を含めて今回は人事案件も提案いたしましたが、全て可決をしていただきました。この間、私たちは、市の行政の在り方は中立公正で進めてまいりました。今回の中でも議員の各位から指摘されたものについては、改善できるものについては改善をしたいというふうに思います。

今後、引き続き市政発展のために頑張ってまいりますので、御協力のほどをよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（久長登良男）

以上をもちまして、令和3年第4回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会臨時議長

曾於市議会議長

曾於市議会議員

曾於市議会議員

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 7 3 号	曾於市行政組織条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 4 号	曾於市福祉事務所設置条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 8 号	曾於市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 9 号	曾於市生活排水処理事業基金条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 9 0 号	令和 3 年度曾於市一般会計補正予算（第 9 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 9 4 号	令和 3 年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 7 5 号	曾於市国民健康保険条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 6 号	曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 7 号	曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 0 号	曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 2 号	指定管理者の指定について（末吉デイサービスセンター）	全会一致 可 決
議 案 第 8 4 号	指定管理者の指定について（曾於市民プール施設）	全会一致 可 決
議 案 第 8 5 号	指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）	全会一致 可 決

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 8 6 号	指定管理者の指定について（財部交流館）	全会一致 可 決
議 案 第 8 7 号	指定管理者の指定について（曾於市養護老人ホーム 清寿園）	賛成少数 否 決
議 案 第 8 8 号	指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於 市立図書館大隅分館及び曾於市立図書館財部分館）	全会一致 可 決
議 案 第 8 9 号	指定管理者の指定について（末吉歴史民俗資料館、 大隅郷土館及び財部郷土館）	全会一致 可 決
議 案 第 9 0 号	令和 3 年度曾於市一般会計補正予算（第 9 号）につ いて（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 9 1 号	令和 3 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 9 2 号	令和 3 年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 2 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 9 3 号	令和 3 年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 8 3 号	指定管理者の指定について（メセナ住吉交流セン ター）	全会一致 可 決
議 案 第 9 0 号	令和 3 年度曾於市一般会計補正予算（第 9 号）につ いて（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 9 6 号	令和 3 年度曾於市水道事業会計補正予算（第 4 号） について	全会一致 原案可決
議 案 第 9 7 号	令和 3 年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決